

電子商取引決済関連問題検討 WG(WG13)
報告書

平成 10 年 3 月

電子商取引実証推進協議会 (ECOM)

電子商取引決済関連問題検討WG (WG 13)

報告書目次

1 はじめに	3
1.1 WG 13の成果物	3
1.2 検討方法及び体制	4
2 ノンクレジット取引タイプの報告	6
2.1 ノンクレジット取引タイプ検討方針	6
2.1.1 ノンクレジットタイプのカテゴリー	6
2.2 後払い型支払方式検討	9
2.2.1 標準決済モデル	9
2.2.2 標準約款	18
2.2.3 その他の検討内容	37
2.3 即時払い型支払方式検討	38
2.3.1 標準決済モデル	38
2.3.2 標準約款	51
2.3.3 その他の検討内容	67
2.4 前払い型支払方式短期検討	68
2.4.1 標準決済モデル	68
2.4.2 標準約款	69
2.4.3 その他の検討内容	89
2.5 前払い型支払方式中長期検討	91
2.5.1 検討の前提	91
2.5.2 電子マネー・決済の利便性	91
2.5.3 理想的電子マネーの機能	91
2.5.4 「電子マネー1」モデル	96
2.5.5 「電子マネー2」モデル	99
2.5.6 課題の整理	109
2.5.7 現実環境でのビジネス化の可能性	119
2.5.8 今後の展開	121
3 クレジット取引タイプの報告	123
3.1 サブワーキンググループBの96年度総括	123
3.1.1 成果物	123
3.1.2 97年度への課題	123
3.2 97年度の報告	123
3.2.1 97年度の活動方針	123
3.2.2 97年度の検討の前提	123

3.2.3 推進体制	125
3.2.4 検討のプロセス	125
3.2.5 制度的課題	126
3.2.6 実務運用課題	129
3.2.7 システム技術課題	132
3.2.8 海外取引	136
3.3 クレジットタイプ電子商取引用標準決済モデルおよび標準約款	138
3.3.1 クレジットタイプ電子商取引用標準決済モデル	138
3.3.2 クレジットタイプ「電子商取引用標準約款」	145
3.3.3 クレジットタイプ「電子商取引用標準約款」と解説書	148
3.4 バーチャルモール取引	164
3.4.1 検討の前提	164
3.4.2 カード会員の商品等購入動機と店選びの相関関係	165
3.4.3 取引行為	166
3.4.4 バーチャルモールの契約パターンと取引行為	167
3.4.5 業務運用フロー	172
3.5 個品割賦取引	177
3.5.1 はじめに	177
3.5.2 クレジットに関係する法律	179
3.5.3 電子商取引での個品割賦	182
3.5.4 運用スキーム	184
3.5.5 今後の課題	192
3.6 まとめ	192
3.7 参考資料	193
3.7.1 クレジット「S E T取引用モデル約款」（試案）	193
3.7.2 電子商取引用標準約款α版（96年度作成）	203
3.7.3 標準会員約款（総合方式割賦購入あっせん取引）	210
4 おわりに	215
5 資料一覧	216

1 はじめに

電子決済システムとは、取引によって生じる当事者間の債権、債務の関係を電子的メディアを使用して電子的に精算するシステムである。支払いタイミングは三通りしかない。すなわち前払いか、即時払いか後払いかである。使用メディアはICカードを使用するかPC等のデバイスを使用するかであり、電子決済に利用されるネットワークはオープンネットワークかクローズドネットワーク、あるいは双方のネットワークを使用して行なわれるかである。また、決済を行う当事者は2者間か3者間あるいは4者間で行なわれるかであるが、当事者は企業間（B to B）、企業－消費者間（B to C）あるいは消費者間（C to C）である。電子決済システムのスキームとしてはその対象となる領域によってバーチャルリアルか、あるいはその双方か、また電子決済システムが適用される範囲によってリージョナル型かナショナル型かインターナショナル型かに分れる。したがって電子決済システムの課題も、そのスキームの対象領域、適用範囲、利用目的、使用メディア、支払方法、決済当事者によって異なってくる。

E COMとしては企業－消費者間電子商取引の健全な発展という目標を掲げている関係上、本電子商取引決済関連問題検討ワーキンググループ（以下「WG13」という）においても、電子決済システムの課題検討についてはインターネットを核として検討を行ってきた。検討方法として、既存の決済方法（クレジット、プリペイド、小切手、デビットカード等）を電子商取引上の決済手段として利用した場合、何が問題で何を解決しなければならないのか、また消費者や事業者にとってどのような決済システムが一番のぞましいのかを対象課題とした。そのため、ノンクレジットタイプとクレジットタイプの二つのサブサブワーキング（以下「SWG」という）に分け、それらの内部に電子マネー、電子デビット、電子小切手、電子クレジット等のタスクフォース（以下「TF」という）を編成し、各々決済スキームと課題の抽出と対応策について検討した。

アプローチ方法として、社会システムとしての標準スキームを構築することを前提条件として課題を、制度（法制度商慣行等）、実務運用、技術というカテゴリーに分類整理して検討を施した。

また、一方において、19のテストベットの先行して商用試験を実施していることと、他のWGの検討領域を勘案して、具体的な成果物としては標準決済スキームと各スキーム毎の標準約款モデルの作成にターゲットをしぼり、作業を行なった。

1.1 WG13の成果物

（1）ノンクレジット型決済方式の成果物

- 1) 電子小切手方式による「後払い決済モデル1」（会員制）
 - ・決済スキーム、業務フロー、課題、モデル約款と解説（会員約款と加盟店約款）
- 2) 仮想財布口座を利用した「即時払い決済モデル1」（会員制）
 - ・決済スキーム、業務フロー、課題、モデル約款と解説（会員約款と加盟店約款）
- 3) E COM CASHによる前払い決済モデル（非会員制）
 - ・決済スキーム、モデル約款と解説（利用者約款と加盟店約款）

4) 今後2年以内の実現を目指す理想型電子マネー決済モデル

- ・決済スキーム、業務フロー、実現に向けての整備課題

(2) クレジット型決済方式の成果物

1) クレジットカードベースによる総合割賦購入あっせん決済モデル

- ・取引モデル、課題、約款と解説（会員特約、加盟店約款）

2) モールの形態と取引モデル

- ・モールの構成形態、取引モデル、課題と解説

3) 電子商取引用個品割賦取引モデル

- ・取引モデル、課題と解説

4) S E T取引対応型モデル約款試案

- ・会員特款、加盟店約款

1.2 検討方法及び体制

あらゆる取引には当該取引に対応した「取引モデル」があり、さらに取引当事者間の約束事及び責任範囲等を明確に規定した「約款」「契約書」等があり、それら一連のルールに則りはじめて円滑な取引が進行するものである。

しかし、現在の電子商取引の分野において、取引の根幹を担うべき「取引モデル」及び「約款」の標準化がなされているとは言い難い。

したがって本WG13は、電子商取引の円滑な推進と普及を目的として、その指針となるべき「取引形態別標準決済モデル」及び「取引形態別標準約款」の整備と標準化をおこなうものである。

また決済とは狭義に、「請求行為」～「支払行為（資金移動）」～「確認行為」を言うが、実務上は図1-1に示すように連続した取引フロー上に位置する行為で、互いに関連し機能するものであり、決済のみを切り離し単独で捉えた場合、互いの整合性を損なう恐れがある。

したがって、本WG13における検討の前提として、決済とは、決済行為を中核に据えた、当事者間の取引フローそのものを包括したものと解釈した。

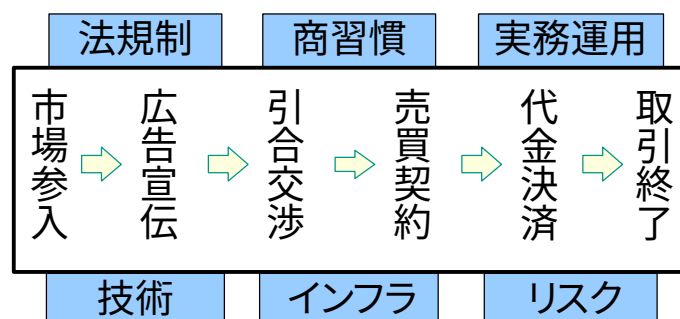
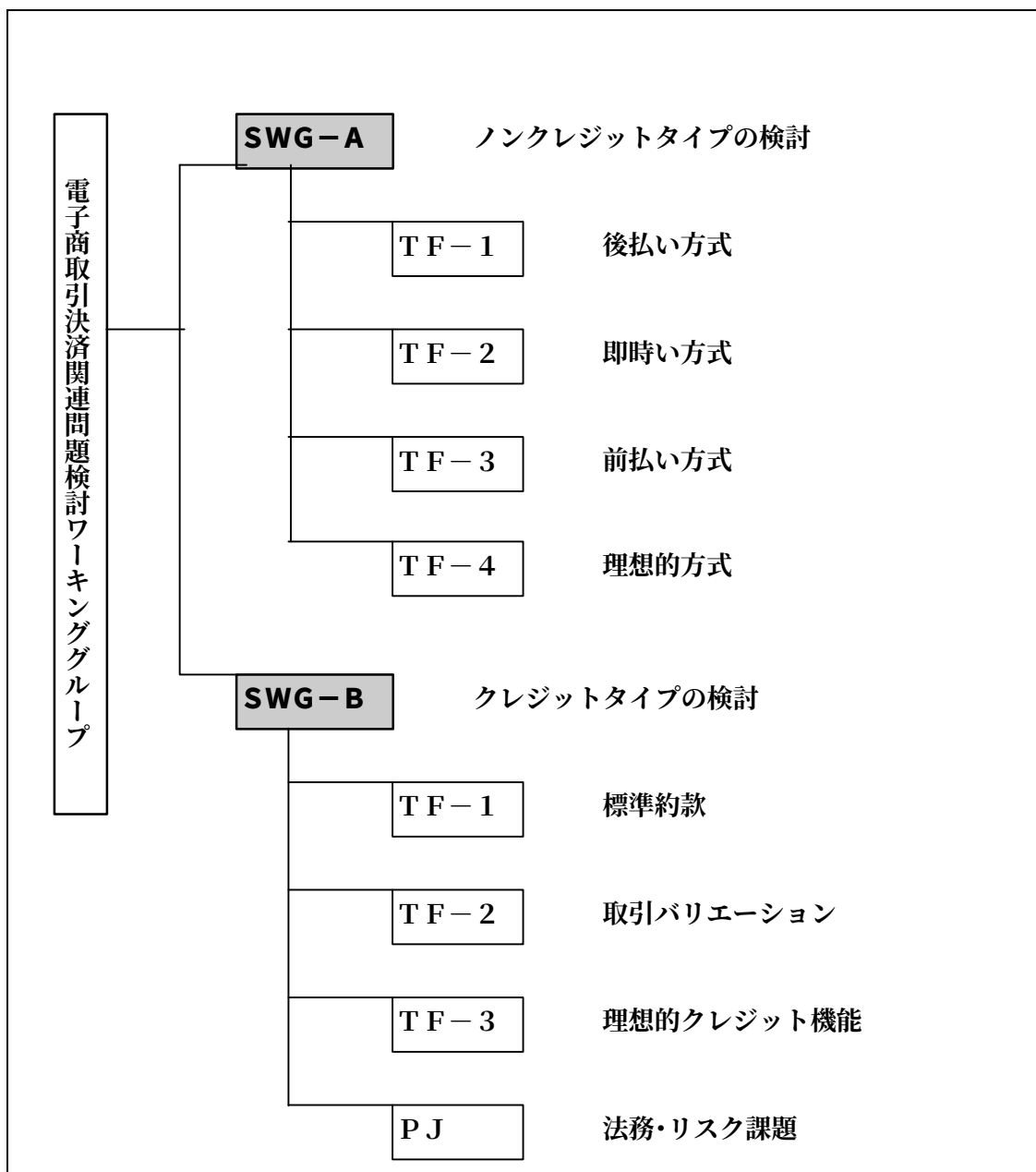


図 1-1 取引フロー

本WG13の推進体制は、決済形態の視点から取引形態上与信を伴うものと、それ以外に大別したSWGを設置し、さらに検討精度の向上を図るため、特定の取引形態の検討をミッションとしたTF体制とした。



2 ノンクレジット取引タイプの報告

2.1 ノンクレジット取引タイプ検討方針

国内外の電子マネー・電子決済（以下、「電子マネー・決済」と記す）の調査を行い、その結果に基づき、我が国の国情に整合したカテゴリーに整理し、カテゴリー別の電子マネー・決済の標準モデルを作成し、それぞれの標準モデルについて業務フローを検討することにより、制度上、運用上、その他の課題を抽出する。

これらの検討を踏まえ標準的な約款を作成することを、本サブワーキングの目的として活動し、後払い、即時払い、前払いの標準約款を作成した。また、検討を通じて明らかになった電子マネー・決済の実現に必要な制度上その他の施策については、今後の課題としてまとめ報告することとする。

2.1.1 ノンクレジットタイプのカテゴリー

電子マネー・決済を価値発行と支払のタイミングから、後払い、即時払い、前払いに分類することができる。個人が商店などで買物をする場合、今後普及すると考えられる電子マネー・決済の種類を、実店舗用とネットワーク上の店舗用に分類すると以下になる。

(1) 実店舗・自動販売機用

- (a) 前払い型：さまざまな商品やサービスの支払いに使える、ＩＣカードを利用した汎用のプリペイドカードが今後主流になるとされる。
- (b) 即時払い型：ＩＣ化した銀行のキャッシュカードを買物に使うタイプで、デビットカードと言われる。
- (c) 後払い型：現行のクレジットカードをＩＣ化したオフラインＩＣクレジットカードがその一例である。

(2) ネットワーク上の店舗用

- (a) 前払い型：事前に購入した価値をデータとしてソフトウェアやＩＣカードに保存し、それを用いてさまざまな商品やサービスの支払いをするタイプである。
- (b) 即時払い型：預金口座等から支払いを実施するネットワーク型デビットの例がある。
- (c) 後払い型：ネットワーク型小切手や、暗号技術を利用してクレジットカードの番号をネットワーク上で用いる仕組がその例である。

上記の即時払い型は、銀行の預金に対するアクセス型であり、利用者からの振替指示によって銀行が振替等の業務を引き受けるものを指す。必ずしも引落としが即座に起こるとは限らないので見方によっては後払いとも見えるが、引落としの期日は発行体（運営者）ごとの処理の都合によって変化するものとみなす。

後払い、即時払い、前払いの違いを下記に示す。

(1) 後払い式電子マネー・決済

消費者が現金化の許可を表した電子的証憑(証拠)をサービスの対価支払を約束するものとして使用する方式である。

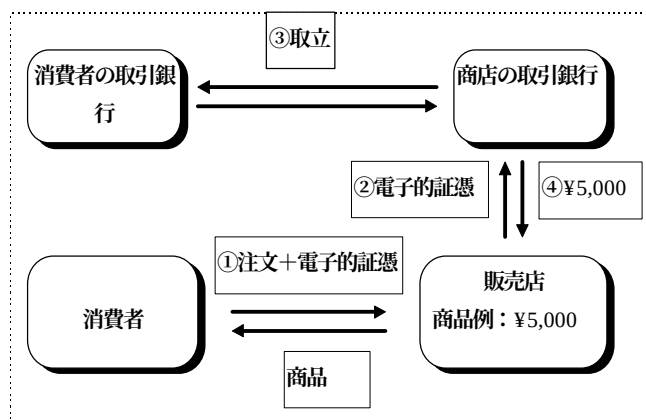


図 2-1 後払い式電子マネー・決済の仕組

(2) 即時払い式電子マネー・決済

消費者からの支払指示(図中②)により、発行体内において即時に決済口座間の振替処理が行われる方式。

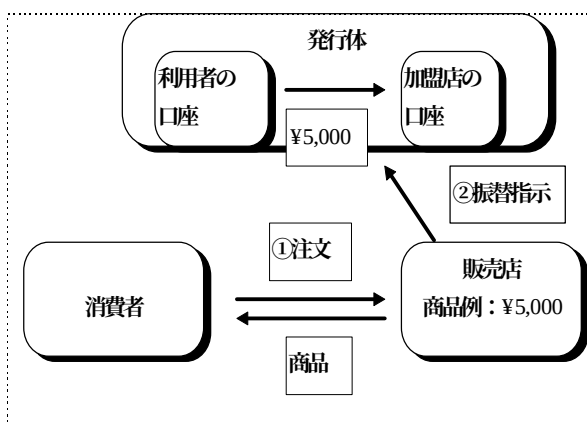


図 2-2 即時払い式電子マネー・決済の仕組

(3) 前払い式電子マネー・決済

消費者が現金等と引換えに取得した電子的価値を商品・サービス提供者等の対価として使用する方式。

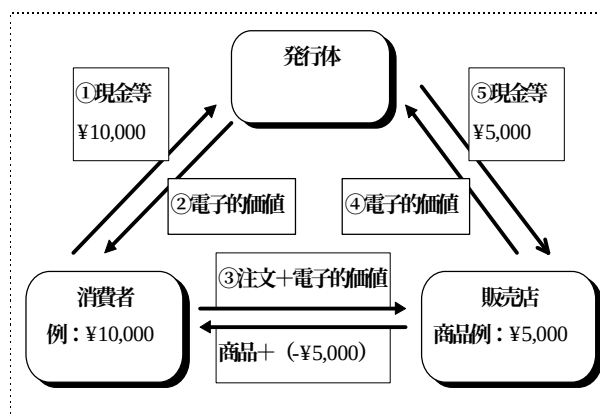


図 2-3 前払い式電子マネー・決済の仕組

本サブワーキングでは、ノンクレジットタイプの検討のために設けられた下記4検討チームの分類にしたがってそれぞれ検討を進めた。前払い型の検討チームを短期的検討チームと中長期的検討チームに分けた理由は、実証実験用約款を早期に作成する必要性があったため、短期的検討チームにおいて後述する「E C O

M C A S Hモデル」の検討を行うこととしたことによる。一方、中長期的検討チームにおいては、前払い型電子マネーの理想的なあり方を検討することとした。ただし、このチ

ームの検討対象に取り上げた電子マネー・決済のモデルについては、さらに詳細な前提をおかなければ運用上及び技術的な実現形態を十分に想定することができないため、当事者間の取り決めである約款を作成するまでに至らなかった。

- (1) 後払い型支払方式検討チーム
- (2) 即時払型支払方式検討チーム
- (3) 前払い型支払方式短期的検討チーム
- (4) 前払い型支払方式中長期的検討チーム

電子マネー・決済方式の利便性を示すために、現行の通貨との比較を表 2-1に示す。利便性の尺度として、電子データの特性を考慮し、隔地者間における支払い、釣り銭が生じる場合の分割使用性、携帯性、支払コスト、汎用性、換金性、利用可能時間を取りあげている。現行の決済手段として、現金、預金、用途限定型プリペイドカードを選択した。

表 2-1 現行通貨と電子マネー・決済の利便性比較

支払方法	例	隔地者間	分割性	携帯性	支払時のコスト	汎用性	換金性	利用可能時間	特徴
現金	紙幣・硬貨	×	×	×	○	○	○	○	効率小
預金	ATM 等	○	○	○	×	○	○	×	コスト・時間制限
現行プリペイドカード	テレホンカード	×	○	○	○	×	×	○	汎用性小・安全性低い
後払い電子マネー	仮想銀行型	○	○	×	△	○	○	○	小額用・会員制、ネットワーク用
	オフラインデビット	×	○	○	○	○	○	○	導入コスト高、会員の信用力必要
即時払い電子マネー	やや前払い型	○	○	×	△	○	○	○	時間制限なし、ネットワーク用
	オンラインデビット	○	○	○	×	○	○	×	導入及び運用コスト高
前払い電子マネー	Ecash	○	×	×	△	○	○	○	匿名性、ネットワーク用
	ECOMキャッシュ	×	○	○	○	○	×	○	導入コスト高、小額用・安全性高
理想型	電子マネー1 電子マネー2	○	○	○	○	○	○	○	導入コスト高・法改正要

2.2 後払い型支払方式検討

2.2.1 標準決済モデル

後払い方式の検討の最初のモデルとして、実証実験プロジェクトで実施される仮想銀行方式の後払いモデルを取り上げた。この方式はいわゆる電子小切手に相当する支払い方法である。次に、技術開発実験などにおいて検討が予定されている後払い方式のモデルとも共通する特徴などを抽出し、「後払いモデル1」と定義し、ECへの適応性に関する評価・分析を行い、課題を検討した。

2.2.1.1 後払いモデル1について

本スキームにおいて利用者は、バーチャルショップでの月間数万円以内の買い物をし、後払いの電子決済方式で支払うことができる。「後払モデル1」は少額支払いに使うことを意図しており、決済の仕組みとしてはできるだけコストを抑える設計を採用している。「後払モデル1」を利用するためには、利用者はサイバー・モール（以下モール）による一定の審査ののち会員となる必要があり、会員は指定された銀行に代金引落とし用の預金口座を作る。商品の購入時には、会員がECツールにしたがって出店者に会員IDを示し、モールが出店者に対しこの会員への販売承認を与えることで売買契約が成立する（図2-4）。会員の購入代金は会員の口座から1ヵ月ごとにまとめて引き落とされる。モールの役割は、会員の管理、出店者の管理、会員の利用可能残高の管理、収納代行等である。

「後払いモデル1」はクレジットカード方式と類似しているが、(1)バーチャルショップ取引に限定され、(2)対象商品が少額に限定されることから未成年でも会員となれる点が異なる。

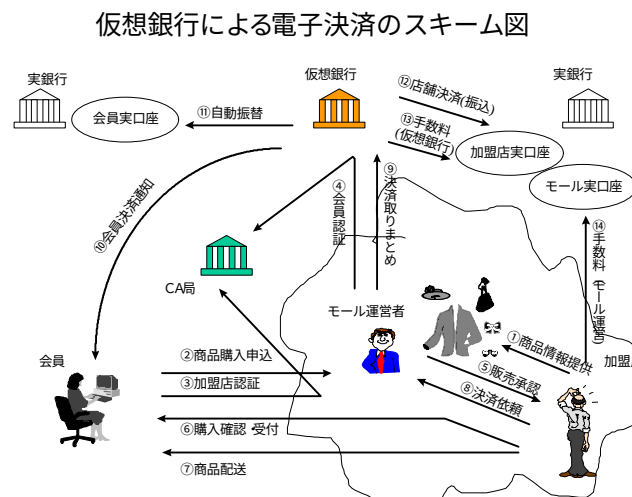


図 2-4 後払いのスキーム「後払いモデル1」

このモデルの業務フローを表 2-2に示す。また、この業務フローを分析した、課題抽出結果を表 2-3～表 2-7に示す。

表 2-2 「後払いモデル1」の業務フロー表

	会員	モール運営	仮想銀行	加盟店	実銀行口座				C A 局	課題及び対策
					会員	加盟店	モール	仮想銀行		
I 入会・申込み										
(会員) 登録・入会申込み	→									
申込確認	←.....									
申込書送付	←.....									
申込登録	○.....→									与信の範囲・保証
会員審査	←.....		←.....→							口座の確認、認印照合
ID 発行・契約	←.....○.....									ID の有効性・保管
秘密鍵等送付	←.....									
(モール代行) 基本契約		←.....→								加盟店リスク負担
(店舗) 申込み		←.....								
申込書送付		←.....								海外店舗の登録
加盟店審査		→								
登録		←.....								
ID 発行・契約		←.....→	←.....→							
秘密鍵等送付				←.....						
II 商品売買										
① 商品情報提供	→	←.....								
② 商品購入申込	→									
③ 加盟店認証	→							→		
④ 会員確認		○.....						→		仮想銀行口座の残高確認
⑤ 販売承認			→							(否認の場合は省略)

⑥購入確認・受付										
	←.....	①								
	会員	モール運営	仮想銀行	加盟店	実銀行口座				C A	課題及び対策
					会員	加盟店	モール	仮想銀行	局	
⑦商品配送	←									契約不完全履行
⑧決済依頼		←.....								
⑨決済取りまとめ			▶							
III 決済										
⑩会員決済通知	←.....									月締め処理
⑪自動振替								▶		取りはぐれ
⑫店舗決済（振込み）						←.....				
⑬手数料（仮想銀行）								▶		加盟店への利点
⑭手数料（モール運営）							▶			加盟店への利点
V その他										
会員の残高確認			▶							
加盟店の残高確認			←.....							

表 2-3 「後払いモデル1」業務内容及び課題一覧表(1)

No	大項目名	小項目名	業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1	基本契約(会員申込)	会員	決済口座開設	会員の個人決済口座を事前に開設しておく	制度	与信ができるか?	運用でカバー	国内預金口座	
2-(1)			会員申込	会員勧誘をモール上で行い、モールの申込書を受け取り、下記を記入し決済口座銀行届出印を押印して郵送。 ・本人氏名 ・住所、連絡先 ・決済口座番号、口座名義	対象会員	未成年者には信用を付与できるか	保護者の同意、年齢制限	保護者の同意を必要とする。	
2-(2)			会員申込		入会勧誘時の情報提供	運用	会員が申し込みにあたり必要な事項たとえば会員約款を提示する。	モールが提供するサーバーに載せる。	会員約款では言及しなくてよい。
2-(3)					入会申込書取寄せの電子化	運用	現時点ではネットワーク上では完結しない。	入会申込書請求まではネットワーク上。その後、郵送を利用	
2-(4)					PC 及びネットワーク仕様	運用	ネットワークの仕様が適合するか	事前調整事項（申込み勧誘）	○
3-(1)			申込内容確認	・会員はオンラインで自己の証明書を CA 局に要求し、受け取り後それを保管する。 ・モールは CA 局へ本人情報を確認。 ・モールは実銀行へ口座の確認、認印照合 ・モールから本人へ申込受付を連絡。	信用情報機関登録（CA 局）	運用 本人確認	CA 局より証明書の提示	あらかじめ CA 局登録が必要	
3-(2)					悪質会員対応	運用	過去に悪質会員であったか	信用情報の照会	信用情報の照会
3-(3)					本人の意思確認	運用	会員が申込み本人か(成りすまし対応)	電話及び郵送で確認。	
3-(4)					認印と口座の確認	運用	口座と認印が一致するか	会員決済銀行に依頼	支払用実口座要
4-(1)		会員審査	会員に対する与信額の設定する。ただし支払保証を仮想銀行は行わない。	与信範囲	運用	仮想銀行は実銀行ではないので会員の信用状況を調査できない。	会員加入当初は月間累計使用限度額を低額に設定する。	月間累積使用額の限度	
5-(1)		契約（登録）	会員、モール及び決済銀行間の 3 者契約を締結する。契約種類: 利用者契約(会員－モール)、自動引落契約(会員－モール－決済銀行)	責任範囲	運用	利用者の責任範囲の明確化	決済口座による支払の義務	○	
6-(1)		ID 発行・受領	モール、仮想銀行が発行する EC ツール（ソフトウェア等）を、会員に郵送する。	顧客の管理義務（カード及び ID、パスワードの管理責任）	運用	ID・パスワード等の盗難による損害に関する責任分担	管理保管義務は会員約款で対応 会員が蒙った損害については会員は応分の負担。加盟店との結託を防ぐ。	○	

表 2-4 「後払いモデル1」業務内容及び課題一覧表(2)

No	大項目名	小項目名		業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1-(1)	基本契約(モール－仮想銀行)	モール	契約	新規モール申込があった場合、仮想銀行との間で収納代行契約を締結する。収納代行契約(モール－仮想銀行－決済銀行)	書面の交付義務	制度運用	複数モールの存在	(省略) バリエーションとして考える。		
2-(1)	基本契約	加盟店	加盟店申込	モールの加盟店申込案内書に下記を記入し、決済口座銀行届出印を押印して郵送。 ・加盟店名 ・住所、連絡先 ・決済口座番号、口座名義	加盟店審査基準	運用	モールに加盟できる店舗の基準: 居所の明確化、他の商店の商標などの権利関係の確認、口座の取得、できれば実銀行の信用情報の提供、信用情報機関への問い合わせ。商品の正当性と在庫。資本金。	加盟店約款での対応		○
2-(2)						運用	加盟店加入料・取引手数料及びその他負担金	加盟店約款での対応		○
2-(3)						運用	取引に必要なネットワークシステム（プロバイダ）等の事前調整	取引条件の設定: システム仕様書で合意する。		○
2-(4)						運用	リンク店舗への対応: リンク店舗を広告中に許すか否か。加盟店ではないリンク店舗は仮想銀行方式決済を認めないという表示を顧客にする。	運用で対処		加盟店約款に記述すべき。○
3-(1)			申込内容確認	・加盟店は CA 局にオンラインで自己の証明書を要求し、受け取り後それを保管する。 ・モールから CA 局へ加盟店情報を登録。	悪質加盟店対応	運用	過去に悪質な行為をしたことのある加盟店の排除	CA 局その他の信用機関からの情報入手。		○:CA 局その他の信用機関照会
4-(1)			加盟店審査	販売品目が適当か	商品が売れるか否か	運用	インターネット販売に適する商品を選択する。	商品選択のアドバイスする。		
4-(2)				顧客対応・消費者保護が十分か	顧客対応・消費者保護	運用	顧客対応と消費者保護は加盟店の責任、顧客との間で紛議が生じたらモールは解決に協力	加盟店約款に記述		責任所在 ○
4-(3)				小規模事業者の参入	資本金、施設、従業員数等小規模	運用	審査を通過しにくい。負担が過大になりやすく、倒産・商品未達の危険性。	審査を緩め、損失を担保する仕組み（商品と引き換えの支払）		○
5-(1)			契約（登録）	加盟店、モール及び決済銀行間の 3 者契約を締結する。加盟店からモール運営手数料を引き落とすため。	責任範囲	運用	①加盟店の責任範囲: 在庫管理、広告表示、商品発送、返品対応。②モールの責任範囲: 取引許可、支払・入金システム管理、支払保証制度管理、広告表示基準を満たすか否かチェック。顧客窓口。	加盟店の責任範囲についてはすべて加盟店約款での対応 モール運営者の責任範囲については、利用者約款、加盟店約款		○
5-(2)					書面の交付義務	制度運用	1:契約書は電子データでも可能か? 2. レシート及び領収証は電子データで可能か?	1.現状では契約書は紙 2. 現状では要求された場合紙		2.○
6-(1)			ID 発行、受領	・モール、仮想銀行が発行する EC ツール（ソフトウェア等）を、加盟店に郵送する。	加盟店の管理義務（カード及び ID、パスワードの管理責任）	運用	成りすまし防止のために管理義務が加盟店に発生する。加盟店の成りすましが起こった場合の責任の所在。損害の補償方法。	加盟店約款に記述。原則として加盟店の成りすましは加盟店の責任。		○
7-(1)			端末設置・開店（コンテンツ作り）	・モール上のページ作成 ・端末を新たに購入する場合、リース契約等	コンテンツ作成技術	運用	集客のための魅力的なコンテンツ作成、加盟店の独自色	ビジネスで対応、モールはアドバイスする。		

表 2-5 「後払いモデル1」 業務内容及び課題一覧表（3）

No	大項目名	小項目名	業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1-(1)	商品売買	商品情報提供	・会員はモールへアクセスし、加盟店の情報を閲覧する。 ・加盟店はモールへ商品情報を提供する。	商品情報の誤り、及び返品条件等記述の不足	運用	加盟店からの商品情報に誤り（商品内容、番号、価格等）があった場合の対応	会員約款での対応 加盟店約款での対応	商品交換、契約解除等	加盟店の義務
1-(2)			・	匿名性	運用	モールは店を見に来た消費者個人の情報を加盟店に渡さないこと			
2		商品選択	・会員がモールで商品を選択する。在庫確認が必要な場合はモールから加盟店へ問い合わせる。	納期・代替品色・型違いの説明	運用	消費者保護	広告の基準		○
3		サワリ情報提供（デジタル商品）	・商品選択時にデモ画面等がある場合、デモ情報を提供（加盟店から直接か、モール経由のどちらか）。	著作権の扱い	運用	デモ情報に関する著作権をどう担保するか、不十分なデモは顧客の判断を狂わす危険性。	デモ情報に関しては自由に複製可能とする（ソフトウェアの場合は別途鍵配布等のしくみを検討）。	○著作権	○著作権
4		レジへ移動	・会員が画面上でレジをクリックする。	誤操作	運用	確認機能と消費者保護	操作画面の基準、標準システムをモールが提供	○返品	○
5-(1)		商品購入申込	・会員がモールで商品購入ボタンを押下して購入依頼。 ・モールは会員認証を行い（ＣＡ局で認証）、仮想口座残高を確認し(仮想銀行)、受付けた旨を会員に通知する。	申込確認（本人確認）	技術	ネットワーク上での申込の確認方法をどうするか	ＣＡによる認証、システムで対応	○（販売方法）	
5-(2)				加盟店確認	技術	加盟店が真正なものかどうかの確認方法	ＣＡによる認証、システムで対応		○（販売方法）
5-(3)			・モールは加盟店認証を行い（ＣＡ局で認証）、加盟店に対して、商品購入申込の通知と販売承認を行う。	顧客情報の安全性	運用	ネットワーク上での顧客情報の漏洩の回避 プライバシー保護	会員約款での対応、加盟店約款での対応 加盟店は顧客属性（氏名、メールアドレス）を知り、ダイレクトメールの発送許可を顧客から得る。	情報開示の範囲の制限	守秘義務
6		回収依頼(未決済情報蓄積)	・加盟店はモールへ料金回収依頼を行う。 ・モール決済システムに未決済売り上げデータが蓄積。						
7		決済手段選択	・会員はクレジット支払か仮想銀行決済かの選択をモール上の画面上で行う。(クレジット支払については省略)	誤操作	運用	確認機能と消費者保護	操作画面の基準、標準システムをモールが提供	○返品	○
8-(1)		仮想口座間の資金移動	・会員は商品名、金額等を画面で確認して、モールに対して決済依頼を行う。 ・モールは仮想銀行に対し、会員仮想口座からモール仮想口座への資金移動依頼を行う。	インターネットでの決済データ送信	技術 運用	オープンネットワークを介した送信のセキュリティ上の妥当性	国際取引	(安全性は完全には保たれない。)送信時に表示	(安全性は完全には保たれない。)送信時に表示
8-(2)				会員仮想口座残高の確認	運用	仮想銀行の手数料を誰が負担するか？	加盟店負担とする（クレジットと比較して安くする必要あり）。		○
9		受付確認	・モールから会員に対し、仮想銀行が受け付けた旨を通知 ・会員は受付通知を確認し、確認ボタンをクリックする。	契約成立のタイミング	運用	どのタイミングで契約成立とみなすか？	顧客が確認ボタンを押したとき	○	
10-(1)		商品配送	・加盟店から会員に対し、商品を配送する。 ① ダウンロードの場合	未着・在庫切れの場合の対応	運用	商品が郵送等の手段で届かなかった場合の対応	会員約款及び加盟店約款で対応 契約解除・代替品	○	○
10-(2)			会員は画面上のダウンロードボタンをクリックし、ダウンロード後ファイルに保存する。(ダウンロードの内容は、商品そのもの、商品を動かすキー等)	会員成りすまし（特にデジタル商品）	運用	認証により回避、会員の秘密情報の管理義務	会員約款にて対応	○善管義務	
10-(3)			② 配送が必要な場合	商品の瑕疵・品違い・数量違い	運用	商品が壊れていた、動かない等の場合の対応	会員約款及び加盟店約款で対応 契約解除・取替・一時貸与	○	○
10-(4)			加盟店から会員へ郵送等により送付する。	デジタル商品の瑕疵	運用	・ソフトウェアが起動しない ・チケット等の席がダブルブッキング等	会員約款及び加盟店約款で対応 （証明方法等）契約解除	○	○
10-(5)				デジタル商品コピー	運用	ソフトウェア等のコピー防止をどう行うか	・会員約款で対応、鍵配布管理のしくみの検討	○複製禁止	
10-(6)				返品・キャンセル対応	運用	返品・キャンセルがあった場合の対応	・会員都合の場合は送料負担、海外取引（送料関税）	○	○返品条件表示
10-(7)				同上（デジタル商品）	運用	原則としてキャンセルできない	・販売時に表示する。		○返品不可表示

表 2-6「後払いモデル1」 業務内容及び課題一覧表（4）

No	大項目名	小項目名	業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1	会員、加盟店とモール間の決済（月次処理）	会員決済通知	・モール決済システム上の顧客ごとの購入金額を、電子メールなどで会員に通知する。明細はモールサーバー上にある。明細は顧客がサーバーを見る。	加盟店から偽の決済データ	運用	加盟店とモール間の金額不一致の発生	バックアップ対策等		○（虚偽の請求）
				会員からの苦情	運用	会員の記憶違い、契約の解除処理の遅れ	バックアップ対策、契約解除に関する啓蒙情報を提供する。		○（啓蒙情報提供）
2		自動振替	・顧客ごとの購入金額について、仮想銀行に対して自動振替を依頼する。(収納代行依頼)	残高不足	運用	保証制度（モールが管理）	モールが催促→モールが対応、例:保険	○	○
3-(1)		店舗決済(振込)及び仮想銀行手数料	・仮想銀行に対して、加盟店の実口座への振込依頼を出す。ただし、仮想銀行の手数料を差し引く ・加盟店に対して振込通知を電子メールなどで行う。 ・加盟店はモールへ振込確認の通知を送信する。	手数料の扱い	運用	モールの実口座から加盟店の実口座へ資金移動する際の手数料	クレジットとの差異化のため低料金化		○
3-(2)				銀行ホストの障害	技術	モール実口座から加盟店実口座へ資金移動する際の銀行ホスト障害	通常の銀行ホストでのバックアップ対応		
4		モール運営手数料	・モールから加盟店に対してモール運営手数料通知送信。 ・モールは仮想銀行に、加盟店からの収納代行依頼。	金額の不一致	運用	加盟店とモール間の資金移動金額確認後の金額不一致	損害保険への加入		

表 2-7「後払いモデル1」 業務内容及び課題一覧表（5）

No	大項目名	小項目名	業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1	残高照会	会員の残高照会	・会員は仮想銀行に残高を照会する。会員ID及び署名 ・仮想銀行は、CA局により本人確認の上、残高を送信する。	データの改竄 プライバシー侵害 成りすまし	運用	セキュリティ技術 会員の秘密情報管理義務	会員約款で対応	○管理義務	
2		加盟店の残高照会	・加盟店は仮想銀行に残高照会する。加盟店ID及び署名 ・仮想銀行は、CA局により本人確認の上、残高を送信する。	データの改竄 企業秘密侵害 成りすまし	運用	セキュリティ技術 加盟店の秘密情報管理義務	加盟店約款で対応		○管理義務

（参考）仮想銀行とCA局の責任範囲:①仮想銀行の責任範囲: 仮想銀行信用の残高確認、顧客実口座からの入金を監視・報告。②CA局の責任範囲: 顧客・加盟店・モール運営者の認証。

表 2-8「後払いモデル1」 会員約款関連項目一覧表

No	約款項目名	課題内容	対応策	会員約款
	会員資格	未成年者には信用を付与できるか	保護者の同意、年齢制限	モールが入会を認めた保護者の同意を必要
		ネットワークの仕様が適合するか	事前調整事項（申込み勧誘）	○
		本人確認	CA 局より証明書の提示	あらかじめ CA 局登録が必要
		過去に悪質会員であったか	信用情報の照会	信用情報の照会
		口座と認印が一致するか	会員決済銀行に依頼	支払用実口座要
		仮想銀行は実銀行ではないので会員の信用状況を調査できない。	会員加入当初は月間累計使用限度額を低額に設定する。	月間累積使用額の限度
		利用者の責任範囲の明確化	決済口座による支払の義務	○
		I D ・パスワード等の盗難による損害に関する責任分担	管理保管義務は会員約款で対応 会員が蒙った損害については会員は応分の負担。加盟店との結託を防ぐ。	○
		①加盟店の責任範囲: 在庫管理、広告表示、商品発送、返品対応。 ②モールの責任範囲: 取引許可、支払・入金システム管理、支払保証制度管理、広告表示基準を満たすか否かチェック。顧客窓口。	加盟店の責任範囲についてはすべて加盟店約款 モール運営者の責任範囲については利用者、加盟店約款	モール運営者の責任範囲については利用者、加盟店約款
1 -(1)	商品売買	加盟店からの商品情報に誤り（商品内容、番号、価格等）があった場合の対応	会員約款での対応 加盟店約款での対応	商品交換、契約解除等
2		消費者保護	広告の基準	
3		デモ情報に関する著作権をどう担保するか、不十分なデモは顧客の判断を狂わす危険性。	デモ情報に関しては自由に複製可能とする（ソフトウェアの場合は別途鍵配布等のしくみを検討）。	○著作権
4		確認機能と消費者保護	操作画面の基準、標準システムをモールが提供	○返品
5 -(1)		ネットワーク上での申込の確認方法をどうするか	C A による認証、システムで対応	○（販売方法）
5 -(2)		加盟店が真正なものかどうかの確認方法	C A による認証、システムで対応	
5 -(3)		ネットワーク上での顧客情報の漏洩の回避 プライバシー保護	会員約款での対応、加盟店約款での対応 加盟店は顧客属性（氏名、メールアドレス）を知り、ダイレクトメールの発送許可を顧客から得る。	情報開示の範囲の制限
7		確認機能と消費者保護	操作画面の基準、標準システムをモールが提供	○返品
8 -(1)		オープンネットワークを介した送信のセキュリティ上の妥当性	国際取引、送信時に表示	(安全性は完全には保たれない。)
8 -(2)		仮想銀行の手数料を誰が負担するか？	加盟店負担とする（クレジットと比較して安くする必要あり）。	
9		どのタイミングで契約成立とみなすか？	顧客が確認ボタンを押したとき	○
10 -(1)		商品が郵送等の手段で届かなかった場合の対応	会員約款及び加盟店約款で対応、契約解除・代替品	○
10 -(2)		認証により回避、会員の秘密情報の管理義務	会員約款にて対応	○善管義務
10 -(3)		商品が壊れていた、動かない等の場合の対応	会員約款及び加盟店約款で対応、契約解除・取替・一時貸与	○
10 -(4)		・ソフトウェアが起動しない ・チケット等の席がダブルブッキング等	会員約款及び加盟店約款で対応 （証明方法等）契約解除	○
10 -(5)		ソフトウェア等のコピー防止をどう行うか	・会員約款で対応、鍵配布管理のしくみの検討	○複製禁止
10 -(6)		返品・キャンセルがあった場合の対応	・会員都合の場合は送料負担、海外取引（送料関税）	○
10 -(7)		原則としてキャンセルできない	・販売時に表示する。	
1	会員、加盟店とモールの決済（月次処理）	加盟店とモール間の金額不一致の発生	バックアップ対策等	
		会員の記憶違い、契約の解除処理の遅れ	バックアップ対策、契約解除に関する啓蒙情報を提供する。	
2		保証制度（モールが管理）	モールが催促→モールが対応、例:保険	○
3 -(1)		モールの実口座から加盟店の実口座へ資金移動する際の手数料	クレジットとの差異化のため低料金化	
1	残高照会	セキュリティ技術、会員の秘密情報管理義務	会員約款で対応	○管理義務
2		セキュリティ技術、加盟店の秘密情報管理義務	加盟店約款で対応	

表 2-9「後払いモデル1」 加盟店約款項目一覧表

No	大項目名	課題内容	対応策	加盟店約款
1	信用情報機関への照会登録	モールに加盟できる店舗の基準: 居所の明確化、他の商店の商標などの権利関係の確認、口座の取得、できれば実銀行の信用情報の提供、信用情報機関への問い合わせ。商品の正当性と在庫。資本金。	加盟店約款での対応	○
2	加盟店費用	加盟店加入料・取引手数料及びその他負担金	加盟店約款での対応	○
3	システム仕様で合意	取引に必要なネットワークシステム（プロバイダ）等の事前調整	取引条件の設定: システム仕様書で合意する。	○
4	顧客との紛議の解決義務	顧客対応と消費者保護は加盟店の責任、顧客との間で紛議が生じたらモールは解決に協力	加盟店約款に記述	○責任所在
5	加盟店審査基準にて対応	審査を通過しにくい。負担が過大になりやすく、倒産・商品未達の危険性。	審査を緩め、損失を担保する仕組み（商品と引き換えの支払）	○
6	責任範囲	①加盟店の責任範囲: 在庫管理、広告表示、商品発送、返品対応。②モールの責任範囲: 取引許可、支払・入金システム管理、支払保証制度管理、広告表示基準を満たすか否かチェック。顧客窓口。	加盟店の責任範囲についてはすべて加盟店約款 モール運営者の責任範囲については利用者、加盟店約款	○
7	販売方法	成りすまし防止のために管理義務が加盟店に発生する。加盟店の成りすましが起こった場合の責任・負担。	加盟店約款に記述。原則として加盟店の成りすましは加盟店の責任。	○
8	会員との紛議解決義務	加盟店からの商品情報に誤り（商品内容、番号、価格等）があった場合の対応	加盟店約款での対応	加盟店の義務
9	広告基準の遵守	消費者保護	広告の基準	○
10	広告基準、商品情報表示	デモ情報に関する著作権をどう担保するか、不十分なデモは顧客の判断を狂わす危険性あり。原則としてキャンセルできないもの	デモ情報は自由複製可能（ソフトウェアの場合は別途鍵配布等のしくみ検討）。	○著作権
11	加盟店認証	加盟店が真正なものかどうかの確認方法	C Aによる認証、システムで対応	○（販売方法）
12	守秘義務	ネットワーク上での顧客情報の漏洩の回避、プライバシー保護	加盟店は顧客属性入手、DM 発送許可を顧客から得る。	守秘義務
13	送信時に注意	オープンネットワークを介した送信のセキュリティ上の妥当性	国際取引、送信時に表示	(安全性は完全には保たれない。)
14	加盟店費用	仮想銀行の手数料を誰が負担するか？	加盟店負担とする（クレジットと比較して安くする必要あり）。	○
15	顧客との紛議解決義務	商品が郵送等の手段で届かなかった、商品が壊れていた、動かない、ソフトウェアが起動しない、チケット等の席がダブルブッキング等	会員約款及び加盟店約款で対応、契約解除・代替品	○
16	販売方法	返品・キャンセルがあった場合の対応	会員都合の場合は送料負担、海外取引（送料関税）	○返品条件表示
17	データ保存義務	加盟店とモール間の金額不一致の発生、会員の記憶違い、契約の解除処理の遅れ	バックアップ対策等	○（虚偽の請求）
18	加盟店保護	保証制度（モールが管理）	モールが催促→モールが対応、例:保険	○
19	加盟店費用	モールの実口座から加盟店の実口座へ資金移動する際の手数料	クレジットとの差異化のため低料金化	○
20	情報管理義務	セキュリティ技術、加盟店の秘密情報管理義務	加盟店約款で対応	○管理義務

2.2.2 標準約款

後払い型検討チームは前説に述べた業務フローの検討に基づき「後払いモデル1」用の約款を作成した。

2.2.2.1 検討の概要

「後払いモデル1」の業務フローの検討過程において導き出した、課題の解決を考えそれらを約款で解決可能なものと、それ以外に分類し、約款で解決可能なものについては、約款の中に取り入れた。分類した結果については表 2-8及び表 2-9に示す。

2.2.2.2 約款作成の基本的考え方

「後払いモデル1」の約款は、現行法規内で電子決済を運営するための当事者間ルール、すなわち、利用者とモールとの間の「利用者約款」及び、加盟店とモールとの間の「加盟店約款」を中立的な立場から検討を加え作成したものであるが、当モデルの支払の信頼性・安全性を保証するものであると同時に、業務フローにおいて抽出した下記制度面の課題に解決を与える必要がある。

- (1) 法律上の枠組み：それぞれの支払い方法に関する法律との関係を考慮して標準約款を定める必要がある。
- (2) 売買契約の成立時点：注文等において発信された電子データは法的にどの時点から有効と認められるかを明らかにする必要がある。
- (3) 書面交付・証票提示の義務：現行の法律で規定されている書面交付及び証票提示の義務に対して、標準約款では電子的な手段でこれを代替できる範囲を定める必要がある。
- (4) 成りすまし・否認：利用者や加盟店への成りすましを防止する対応方法及び責任範囲を定めておく必要がある。また、特にデジタル商品・サービスの配送については消費者の注文や受け取りの否認に対抗する方法及び責任範囲を定めておく必要がある。
- (5) 消費者保護：取引約款において返品や取消などインターネット上の通信販売における利用者と加盟店間において紛議が発生した場合や、あるいは、電子データを紛失もしくは盗難に遭った場合に、各参加者の責任範囲と消費者保護の範囲を明らかにするべきである。このとき発行体や加盟店に比べ技術的・運用上の専門知識の乏しい消費者の立場に考慮する必要がある。
- (6) プライバシーの保護：利用者が加盟店で購入した内容、あるいは氏名・住所等の個人データを、加盟店及び電子決済の運営者が当該決済の目的以外に使用しないことを明らかにすることが必要である。
- (7) その他の責任分担：取引約款により電子メール発送の証明、受領の証明、伝達内容の秘密性の保持、伝達内容の完全性の保証など通信の安全性に関する法的責任の分担の問題をクリアにすることが求められる。

2.2.2.3 約款の特徴

以下に示す特徴を持つ。

(i) 未成年の扱い：モール会員資格において 未成年者の扱いは 契約の主体として不適当とされることがあり得るので、法律上は親権者の同意が必要である。モールのビジネスとしては、未成年に小額商品を売ることも重要であるので、商品の種類によっては一定の金額の範囲内で年齢に関係なく販売することを許す。

(ii) 海外との取引：今回は海外との取引に関わる約款の詳細については検討しない。理由は、国際的に統一されたEC上の消費者保護規制などが存在しないためであり、WG 13としては他のワーキンググループと連携して国際取引の問題の解決案を別途提案する。

(iii) とりはぐれのリスクの負担者：出店者にとりはぐれのリスクを負わせるか否かについては議論があった。今回の仮想銀行方式においては、モール運営者がとりはぐれのリスクをかぶるものと仮定する。その際担保方式を併用することがビジネス的には考えられる。

(iv) モール運営者と仮想銀行の役割：モール運営業者は単に場所貸しであり、売買契約及び決済に全く関係せず、販売促進、宣伝機能だけを提供するという考え方もあるが、昨今、インターネット上のモールの存在意義が疑問視されている状況を考慮し、今回はモール運営者が決済サービスを実施するものと考えた。仮に加盟店の知名度が低くても会員は安心して取引を始めるられる側面を持つ。仮想銀行の役割は単に、顧客毎の購入上限額の管理と自動振替実施機能に限定するものと仮定する。利用者約款の中に決済サービスの利用方法について記述した。

(v) クレジットカード取引との違い：仮想銀行方式はインターネット上のクレジットカードによる決済方式との類似性が指摘された。それは第(iii)項でとりはぐれの保証をモール運営者が行うことにより類似性が高まったものである。よって、本仮想銀行方式の存在理由が問われるわけであるが、クレジット決済との大きな違いは①銀行口座（総合口座）を担保あるいは保証金にすることで顧客に対する事前の与信審査を最小限にしたこと、しかし、預金口座さえあれば誰でもが利用できるというわけではない。②使える金額がクレジットカード方式に比べて月額で低額に制限されていること、③クレジットカード決済で要求される郵便による請求額明細の送付を省略し電子メールにしたこと、④一回払いであり割賦販売法の規制にかからないこと（ただし訪問販売法の規制は受ける）であろう。

「後払いモデル1」の制度的課題は約款上は以下のように解決される。

(1) 法律上の枠組み

モールが会員及び加盟店に提供する決済サービスは、法律構成上、加盟店は、会員に対する代金債権の取立委任をモールに対して契約すると考えらる。なお、このモデルの支払い方法は会員の一回払いであり割賦販売法には該当しない。

(2) 売買契約の成立時点

約款では、購入確認の画面等において確認の意思表示をすることで成立するものとし、発信主義になる。なお、注文の確認において会員への電子メール発送を加盟店に義務づけている。

(3) 書面交付

会員申込は書面で行う。特に会員の口座からの口座振替依頼書は現行の銀行約款で

は書面が必要である。一方、商品売買に伴う請求書の発行は電子メールで代用している。

(4) 成りすまし・否認等への安全性

取引発生時にモールは、認証局発行の証明書を利用して会員及び加盟店の認証を行い取引の安全性を保証している一方、会員及び加盟店は秘密暗号鍵等を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を有する。

(5) 消費者保護

本約款では、「売買契約」に伴う事項と「決済」に関する取り決めを分けて考える。モールは、会員に決済サービスの提供をするが、会員と加盟店間で売買契約の履行をめぐる紛議が生じた場合には責任を負わないものとする。ただし、紛議に関する決済情報を会員及び加盟店に提供することで紛議の解決に協力する。また、加盟店に関する管理責任は生ずるため、消費者保護の観点から加盟店の広告等を一時的に停止あるいは削除することもあり得るものとしている。

(6) プライバシー保護

加盟店約款において、加盟店及びモールの第三者に対する守秘義務を定めている。

2.2.2.4 約款の参加者

「後払いモデル1」の約款は、会員約款と加盟店約款からなる。ここではモールと「仮想銀行」（本決済特有の固有名詞）が一体になっている型を対象とする。複数のモールが単一の決済サービス機関である「仮想銀行」を利用するモデルがより一般的な形態と考えられるが、その約款は今回作成の「後払いモデル1」約款を拡張することにより作成が可能である。会員約款において契約の当事者は、会員及び決済サービスを提供するモールである。加盟店約款において契約の当事者は、加盟店及び決済サービスを提供するモールである。モールすなわち仮想銀行は、加盟店の会員に対する販売代金の受取代理人である。

なお、認証局と会員、及び、認証局と加盟店との認証契約は本決済関係の契約とは別に締結されているものとする。

2.2.2.5 「後払いモデル1」の会員約款及び解説

(概要)

ここではモールと「仮想銀行」（本決済特有の固有名詞）が一体になっている型を対象とする。会員約款において契約の当事者は、会員及び決済サービスを提供するモールである。モールすなわち仮想銀行は、加盟店の会員に対する販売代金の受取代理人である。

前文

会員は、[]（以下モールという）の行う第1条に定義する電子商取引を利用するために、モール所定の方法にて利用登録を行い、以下に定める電子商取引会員約款(以下「会員約款」という)を承認のうえ電子商取引を行うものとします。

会員約款において契約の当事者は、会員と決済サービスを提供するモールである。モールは、加盟店の代理人として、会員からの商品代金を受け取る。ここでは簡単のためにモールと仮想銀行とは一体であ

るとするが、将来的には参加者として複数のモールとそれらの決済サービスを補助する単一の仮想銀行とからなる形態が考えられる。「モール所定の利用登録」には、(1)会員申込書の提出、(2)会員の口座から第1条に定義する仮想銀行口座への口座振替依頼書（書面かつ捺印必要）提出が含まれる。会員申込書については電子的形態も考えられるが、電子データの証拠能力が法廷において認められない場合や、同時期に提出する口座振替依頼書が書面であることを考慮に入れて、紙による提出を会員に求める運用方法が妥当と考えられる。モールは上記申込に基づき、ECツールを郵送することにより、会員の所在確認をする。

第1条（定義）

会員約款において、次の用語は以下に定義されるものとします。

- (1) 電子商取引：会員が以下に定義する加盟店に対し、コンピュータネットワークを利用して、物品、権利、ソフトウェア、サービスなどの商品（以下「商品等」という）を購入し、モールの決済システムを利用して商品の代金を支払う取引をいいます。
- (2) 加盟店：モールと加盟店契約を締結し、電子商取引に参加している事業者をいいます。
- (3) 仮想銀行：モールの決済サービスを補助する機関であり（ここではモールと一体）、加盟店の委託を受けて会員から販売代金を収納代行し、加盟店に払い込む機能をもつネットワーク上の銀行をいいます。
- (4) 認証機関：モールの決済サービスを補助する機関であり、加盟店及び会員の認証機能をもつ機関をいいます。
- (5) 利用者口座：電子商取引の商品等の代金を支払うため、会員が「モールの指定する銀行」に開設する預金口座をいいます。
- (6) 仮想銀行口座：電子商取引の商品等の代金を受領するため、仮想銀行（すなわちモール）が開設している下記預金口座をいいます。
()
- (7) ECツール：電子商取引利用のためのモールが定めたシステム仕様に基づくソフトウェア等（暗号鍵生成ソフトウェア、その他データを含む）をいい、本契約第2条第1項により入会を認められた会員に貸与され、会員資格を証明するものです。ECツールを会員が使うときには、別途会員に割り当てられる会員ID及び次項記載の認証用の暗号鍵を必要とします。
- (8) 認証用暗号鍵及び証明書：認証機関が発行する認証用のデジタルデータで、公開暗号鍵と秘密暗号鍵の2種類の暗号鍵と、それらが認証機関より発行されたものを証明する証明書からなります。会員及び加盟店は本決済サービスを受けるに先だって、認証局より認証用の暗号鍵とその証明書を入手することを必要とします。
- (9) 入金：預入、振込、振替、その他の方法により、現金振込金を口座に入金することをいいます。

「電子商取引」の定義は、ここではインターネットなどのオープンなコンピュータネットワークを介して行う会員・加盟店間の取引に限定し、かつ、2.2.1.1において述べた決済方法を用いる取引を指すものとする。会員は、第2条に述べる会員資格を取得後、貸与されたECツールを用いて、本決済システムを利用する。「仮想銀行口座」は、モールが商品等の代金を加盟店に代わって代理受領するための銀行口

座である。したがって、前述したように会員は利用者口座から仮想銀行口座への口座振替契約を銀行との間で締結しておく必要がある。本契約において「認証用暗号鍵」を使用するが、この暗号鍵は会員の認証のために用いられるものである。暗号鍵は、公開暗号鍵と秘密暗号鍵のセットになっており、会員は秘密暗号鍵を他者に知られないように注意する必要がある。

第2条（会員資格）

1. 会員とは、会員約款を承認のうえ、モールに会員として入会を申し込み、以下の条件を満たしモールが入会を認めた方を言います。
 - (1)日本国内に在住していること
 - (2)第1条5項に定める利用者口座を有していること
 - (3)インターネットとの所定の接続環境及び電子メールアドレスを所有していること
2. モールは会員に対し、速やかに会員資格を証明する会員ID及び暗証鍵を発行し、ECツールを貸与します。
3. 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

会員の資格としては、銀行に預金口座を有すること、未成年の場合は親権者の同意を得ることなどが必要と考えられるが、電子決済提供者たるモールに依存する部分もあり、本条文では、モールが入会を認めた方という表現を採用している。

第3条（ECツール及び認証用の秘密暗号鍵の善管義務、告知義務条項等）

1. 会員はECツール及び認証用の秘密暗号鍵を使用して電子商取引を行うものとします。
2. ECツール及び認証用の秘密暗号鍵は、会員本人以外は使用できないものとします。また会員は善良なる管理者の注意をもってECツール及び認証用の秘密暗号鍵を利用・管理し、第三者の不正利用を防止する義務を負うものとします。また、モールの事前の書面による許可無くしてECツールに改変を加えないものとします。
3. 会員は、ECツールの全部もしくは一部に故障、破損、紛失、盗難があった場合、または、ECツールにより作成もしくは保存された秘匿を要する情報が第三者に漏洩したことを知ったとき、速やかにモールに知らせるものとします。
4. 会員は、認証用の秘密暗号鍵を格納した媒体に故障、破損、紛失、盗難があった場合、または、認証用の秘密暗号鍵が第三者に漏洩したことを知ったとき、速やかにモールに知らせるものとします。
5. 会員が、前各項に違反し、モールに損害が生じたときは、会員はモールに対し、損害賠償の責任を負うものとします。会員が前各号に違反し、他の会員に損害が生じたときは、同会員は損害を受けた会員に対し損害賠償その他一切の責任を負うものとし、モールは何らの責任を負わないものとします。

本電子商取引においては、認証用暗号鍵を用いてECツールを利用することにより会員の認証が行わ

れることを前提としている。認証用の秘密暗号鍵そのもの、及びE Cツールにより作成、保存されるデータには、本人認証用の情報が含まれるので、第2項～第4項はその取扱いに関する会員の管理義務を示す部分である。第5項では他人の会員ID及び認証用の秘密暗号鍵を用いて成りすまし等の不正な行為が発生する場合を想定し、その場合にはモールに責任がないことを述べている。モールが提供するE Cツールにバグがあり、その結果会員に損害を与えた場合については、第5条に記述する。

なお、実務上は、会員は貸与されたE Cツールに対して本人確認用のパスワードを設定でき、これにより仮にE Cツールが盗難に遭っても、すぐには不正利用ができないような措置をとることが可能である。

第4条（口座の開設・指定）

会員は、電子商取引の利用を開始する前に、モール所定の手続きに従い、**「モールの指定する銀行の本支店に」**利用者口座を開設または指定するものとします。会員は当該利用者口座を通じて商品等の代金の支払を行えるものとします。

本モールでは他の決済方法は考慮していない。ただし、加盟店において他の決済方法を併用することを禁ずるものではない。

本電子決済サービスを会員が受けるためには、会員がモールに対して総合口座などを担保として差し入れる必要があるが、その担保について約款には明記せず、「モール所定の手続きに従い（中略）利用者口座を解説または指定する」と記述するに留める。ただし、入会申込書において入会希望者に対し担保差し入れの必要性を明らかにする。

第5条（モールへのアクセス）

1. 会員が電子商取引を行う場合、認証用暗号鍵及びE Cツールを用いてモールにアクセスするものとします。
2. E Cツールに瑕疵が存在し、これに起因して会員が損害を被った場合、モールの責任は当該瑕疵により直接発生した損害を限度とし、派生損害については損害賠償責任を負わないものとします。

第1項では、会員が指定された方法でモールにアクセスすることによって取引の安全性が保証されることを示す。

第2項では、モールが提供するE Cツールにバグがあり、その結果会員に損害を与えた場合についての補償が、直接的に生じた購入代金の範囲内であることを示す。実際の約款では、上記2項で損害項目を限定列挙をした方がよい。例：E Cツールの認証用の秘密暗号鍵が漏洩し、それによって第三者の成りすましにより不正な商品購入が起これば代金請求が会員に対してためされたとき、その代金に相当する額であり、会員の社会的な信用への損害や精神的な苦痛などを保証するものではない。

第6条（商品の購入等）

1. 会員は、会員が購入を希望する商品等についての売買契約（以下、本条及び**第8条**で「本売買」という）が会員と加盟店の間で成立するものでありモールは当該売買契約の当事者とならないことを確認します。
2. 会員は、**第5条**に従いモールへアクセスした後、モール所定の方法に従い商品等を選択した後、**「コンピューター画面上の購入ボタン」**を入力することにより、加盟

店に対し売買契約の申込をなすものとします。会員は、申込みをなすとき E C ツールにより会員 ID 及び認証用の証明書をモールに送信し、モールによる認証を受けることに異議ないものとします。

3. 会員は、前項の申込をなす前に、加盟店が認め、かつ、ネットワーク上に表示する売買条件を確認するものとし、会員の本売買の申込はいかなる場合でも同売買条件を承認のうえなされたものとみなします。
4. 本売買は、第 2 項の申込の後、[加盟店が電子メールにより] 会員に対し承諾を「なすことにより」 「なし、それが会員に到達した時に」 成立するものとします。

本約款においては、売買契約と決済は区別して考える。本条は会員・加盟店間の売買契約の申込と成立に関する記述である。

第 2 項において、第三者による成りすましを防ぐには、会員は自己の認証用の秘密暗号鍵を管理し、他の人に知られないことが重要である。

第 3 項の売買条件の中には、返品可否などが含まれる。消費者保護の観点から、売買条件は見過ごしの起こらないように明確に表示することが加盟店の義務であるが、これについては、加盟店約款に記述される（第 4 条第 3 項）。

第 4 項にいう売買契約成立の時点について、民法は発信主義を採用しているが、近年通信事情の変化により実情に即した方法がより好ましいと考えられるようになり電子メールが短時間で届くことから到達主義をとるべきだとの意見もある。本約款ではどちらも可としモールの選択事項としている。

第 7 条（利用限度額）

本電子決済の月当たり利用限度額は〇〇円とし、会員はこれを超えて電子決済サービスを利用できないことに同意します。

売買契約成立の一つの条件として、月間最大購入金額を超えないことを本条で定めている。利用限度金額は、商品構成などを考慮して決定するものとするが、基本的には月間数万円までの範囲の取引を想定している。

第 8 条（代金の支払）

1. 会員が第 6 条により本売買の申込みをなすとき（同時期）、E C ツールの支払指示確認ボタンを押下することにより、会員はモールに対し、加盟店への代金の支払い指示を行います。
2. 前項の支払指示において、会員は E C ツールを用い認証用の秘密暗号鍵を入力して行うものとし、公開暗号鍵により会員認証及び支払指示内容が確認された場合には、モールは免責されるものとします。
3. モールは、毎月〇日に、利用者口座の資金から本売買にかかる商品等の未払いの代金相当額をまとめて自動振替の方法により仮想銀行口座に資金移動するものとします。
4. 前項の仮想銀行口座への入金をもって、本売買についての会員の加盟店に対する代金債務は消滅するものとします。

代金の支払い方法を明記している。

第1項は、会員のどのような行為が代金の支払い（会員口座→仮想銀行口座）の指示になるのかを明らかにするものである。

第2項は、どういう条件のもとに構成されればモール（仮想銀行）が免責されるのかも明らかにしている。

第3項は、資金移動の起こる時期について明示する。

第4項は、会員の加盟店に対する代金債務消滅の時期を示す。

第9条（期限の利益の喪失）

会員は、支払期日に支払を遅延し、モールから○日以上の相当な期間を定めてその支払を電子メール等で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

支払の催告について電子メールによる方法を認め、かつ、発信主義の立場に立っている。このような催告方法が法律上認められるためには、モールにおいて発信及び受信した電子メールを記録しかつ記録改ざん等の人為的な事後修正を防ぐ管理体制の整備が求められる。

第10条（遅延損害金）

会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで支払金合計の残額に対し、＜年6％の割合による＞遅延損害金を支払うものとします。

＜年6％の割合による＞の部分は、当該遅延損害金が支払金合計の残額に対し、商事法定利率を乗じた額を超えない範囲に収まる必要がある。

第11条（商品の瑕疵、取引の不完全履行による紛議等）

1. 会員は、商品等の瑕疵、未配送、数量過不足、品違い、運搬中の破損又は汚損等により売買契約の無効、取消、解除、その他購入した商品等に係わる加盟店との紛議が生じた場合には、当該加盟店と会員との間で解決するものとし、次項記載の事項を除いて、モールに対し何らの請求をしないものとします。
2. 前項の場合、モールは、会員又は加盟店の求めに応じて、以下の情報を提供することとし、かつ、モールの協力はそれに限定されます。

(1)情報を例示する。

(2)同上。

売買契約におけるトラブルに関しては原則として会員と加盟店との間で解決するものとする。ただし、モールが保有する情報が解決に役立つ場合には、その場合に限ってモールが提供する。モールが提供する情報の例としては、商品売買契約にともなう支払情報などが考えられる。情報提供の種類、方法、費用については、第2項に追加して明確にする必要がある。

第12条（ECツールが利用できない場合）

1. 会員は、以下の各号に定める場合において、ECツールを利用できない場合があることを予め承認します。
 - (1)会員約款において利用が制限されている場合

(2)電子商取引市場に関するサーバー、ネットワーク機器、回線等の混雑、故障、停止、停電、天災、その他の理由によりE Cツールの利用に必要な電磁情報の電子的転送又は読み取りができない場合。

2. 前項に定める事由により会員が電子商取引を利用できないことによって損害を被った場合でも、モールはそれがいかなる理由に基づくものであれ、一切責任を負わないものとします。

第1項(1)の利用が制限されている場合とは、第15条（サービスの一時停止または終了）を指す。

第13条（ソフトウェア・ID等の使用及び管理に関する免責）

1. モールは、会員によるコンピュータ操作ミス、E Cツールの誤使用、E Cツールの改変、その他会員のコンピュータ・ネットワークの誤った利用に起因して被ったいかなる損害対しても一切責任を負わないものとします。
2. モールは、会員がE Cツールを利用するための秘密暗号鍵、会員ID等の不注意な使用・管理に起因して生じた、第三者による会員の利用者口座への不正アクセス、商品等の売買契約の無権限申込その他の不正利用により被ったいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとします。

利用者に起因する損害に関するモールの免責規定である。

第14条（届出事項の変更）

1. 会員は、住所、氏名、連絡先、利用者口座等を変更したときは、遅滞なく電子メール等でモールに通知するものとします。ただし、上記口座の変更は書面により通知するものとします。
2. 会員は、前項の通知を怠った場合、モールからの通知又は送付書類が延着又は不到達となっても、モールが通常到達すべき時に到達したとみなすことに異議のないものとします。

第1項、口座の変更については、口座振替依頼書を書面で銀行に提出するため書面が必要になる。

第15条（サービスの一時停止又は終了）

会員は、電子商取引に関するシステム維持、セキュリティ管理等の理由により、会員に事前に通知することなく、電子商取引の利用に関する処理の全部又は一部が一時停止又は終了されることがあることを予め承認します。

システムメンテナンス時の対応、及び第三者の不正などにより電子商取引の安全対策を見直す場合の対応について定めたもの。

第16条（会員の都合による脱会）

会員が都合により脱会するときは、モール所定の届出をすると共にE Cツールを返却するものとします。この場合、加盟店の代理人としてのモールに対する債務の全額を完済したときをもって脱会したものとします。

脱会時の会員の義務を定めたもの。

第17条（会員資格の喪失）

1. 次の各号に定めるいずれかに該当する事由が会員に生じた場合、モールは当該会員の会員資格を喪失させることができます。
 - (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 会員が本規約に違反した場合。
 - (3) 会員が、第2条1項で規定した資格維持要件を満たさなくなった場合。
 - (4) 会員が決済口座に必要な金額を預け入れず、引落し時に残高不足になった場合でかつその後のモールの催促にも応じなかったとき。
 - (5) 加盟店との取引において、会員による次の各行為は禁止されます。
 - 強行法規や公序良俗に違反する行為
 - 著作権侵害などの犯罪的行為
 - 第三者の権利を侵害する行為
 - 前各号の他、法律、政令、慣習、社会常識等に違反する行為
2. 前項の場合、会員はECツールを速やかにモールに返却するものとします。
3. 第1項の場合、会員は加盟店の代理人としてのモールに対する債務の全額を完済するものとします。

会員の資格喪失のケースを定義したもの。

第18条（情報の開示）

会員は、モールが裁判所、捜査機関その他の国家機関から要求された場合には、会員の電子商取引利用に関する情報をこれらの機関に開示する場合があることを予め承認します。

本条では暗黙の内にプライバシー保護条項を含んでいる。なお、ECOM「民間部門における電子取引に係る個人情報保護に関するガイドライン」（資料3）第5条及び第12条等では、モール及び加盟店は情報の目的外の収集及び利用について一定の制限を加えている。例えば、会員の電子メールアドレスを加盟店が知った場合、それを用いて加盟店から会員に商品広告情報電子メールなどを送ることも考えられるが、そのような場合、会員は加盟店による決済情報の目的外の利用であるとの理由から自分宛の広告用電子メールの発信を拒否できる。

第19条（約款の変更）

本約款を変更する場合は、あらかじめ会員に変更事項を通知いたします。なお、モールが変更内容を通知した後○日を経過しても会員からの申立てがなかった場合、あるいは、モールが変更内容を通知した後会員が電子商取引を行った場合は、会員は変更事実を承認したものとみなします。

変更内容の会員への通知方法は電子メールによることが多いと考えられる。申立て日数の期限を限ることは、休眠会員を含めて対象にする場合には妥当であろう。

オプション条項

モールの運用形態にしたがって下記の条項を加えることも考えられる。

第〇条（年会費）

1. 会員は、モールに対し、別途定めた期日に、 所定の年会費を前払いするものとします。 モールの都合により、当サービスを停止する場合を除き一度払い込まれた年会費は、理由の如何を問わず返還されないものとします。
2. 年会費はモールにより、変更されることがあります。

会員から年会費を徴収する場合の規定である。

第〇条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、日本法とします。

会員が海外から購入する場合に適用する。

第〇条（管轄裁判所）

本規約に関する訴訟については、〇〇地方裁判所をもって、第1 審の管轄裁判所とします。

この条文を採用する場合は、会員にとって地理的に不利な管轄裁判所を指定しないことを条件とする。

2.2.2.6 「後払いモデル1」の加盟店約款及び解説

前提事項として、ここではモールと「仮想銀行」（本決済特有の固有名詞）が一体になっている型を対象とする。加盟店約款において契約の当事者は、加盟店及び決済サービスを提供するモールである。モールすなわち仮想銀行は、加盟店の会員に対する販売代金の受取代理人である。

前文

〔加盟店 〕（以下「甲」という）と〔モール 〕（以下「乙」という）は、第1条に定義する会員に対する電子商取引に関し、次のとおり加盟店契約を締結する。

加盟店約款において契約の当事者は、加盟店と決済サービスを提供するモールである。モールは、加盟店の代理人として会員から代金債務の返済を求める。ここでは簡単のためにモールと仮想銀行とは一体であるとするが、将来的には参加者として複数のモールとそれらの決済サービスを補助する単一の仮想銀行とからなる形態が考えられる。

第1条（定義）

本契約において、次の用語は以下のように定義されるものとします。

- (1) 電子商取引：以下に定義する会員が甲に対し、コンピュータネットワークを利用して、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）を購入し、乙の決済システムを利用して商品等の代金を支払う取引をいいます。

- (2) 会員：乙の電子商取引会員約款に従い、乙より会員として承認されたその時々
の会員をいいます。
- (3) 加盟店：乙と加盟店契約を締結し、電子商取引に参加している甲を含むその時々
の事業者をいいます。
- (4) 利用者口座：電子商取引の商品等の代金を支払うため、会員が〔モールの指定する
銀行〕に開設する預金口座をいいます。
- (5) 店舗口座：以下に定義する仮想銀行口座より商品等の代金額の入金を受けるため、
甲が乙の指定する銀行に開設する預金口座をいいます。
- (6) 仮想銀行口座：電子商取引の商品等の代金を会員から受け取るため、乙（すなわち
仮想銀行）が乙の指定銀行に開設している下記預金口座をいいます。
()
- (7) ネットワーク上の店舗：〔乙のコンピュータネットワークの名称〕上で甲が〔甲の
ホームページの名称〕ホームページを利用して出店・運営する店舗をいいます。
- (8) 商品広告：ネットワーク上の店舗の出店・運営のため、乙のシステム内の加盟店用
サーバーを利用し（以下「店舗用サーバー」という）、甲が公衆回線を通じてのリ
モートアクセスにより行う、甲の商品等の情報提供をいいます。
- (9) 加盟店用 E C ツール：電子商取引利用のための乙が定めたシステム仕様に基づくソ
フトウェア等（生成ソフト、その他資料を含む）をいい、本契約第 2 条第 1 項によ
り甲に貸与され、加盟店資格を証明するものです。加盟店用の E C ツールを甲が使
うときには、別途甲に割り当てられる管理用 ID と次項に述べる認証用の暗号鍵を
必要とします。
- (10) 認証用暗号鍵及び証明書：認証機関が発行する認証用のデジタルデータで、公開暗
号鍵と秘密暗号鍵の 2 種類の暗号鍵と、それらが認証機関より発行されたものを証
明する証明書からなります。会員及び加盟店は本決済サービスを受けるに先だって、
認証局より認証用の暗号鍵とその証明書を入手することを必要とします。
- (11) 入金：預入れ、振込、振替、その他の方法により、現金振込金を口座に入金するこ
とをいいます。

「電子商取引」の定義は、ここではインターネットなどのオープンなコンピュータネットワークを介
して行う消費者・加盟店間の取引に限定しかつ、本約款解説書のまえがきで定義した決済方式を利用する
ものをいう。「仮想銀行口座」は、仮想銀行が商品等の代金を加盟店に代わって代理受領するための銀行
口座である。会員約款解説書で記述したように会員は自分の口座から仮想銀行口座への口座振替契約を銀
行との間で締結しておく必要がある。

第 2 条（加盟店資格）

- 1. 乙は甲に対し、加盟店資格を証明する管理用 ID 及び認証用の暗号鍵を発行し、加
盟店用 E C ツールを貸与し、本契約に従いネットワーク上の店舗出店を許可するも
のとしします。
- 2. 甲は、本契約日より〔1 週間〕以内に電子商取引に関する次の事項について、乙に
対して書面により届け出、乙の書面による承認を得るものとしします。なお、甲は乙

の承認前には第4条に基づく出店はできないものとします。

- (1) 取扱商品等の種類または内容
 - (2) 取扱期間
 - (3) 商品毎の主要売買条件
 - (4) 指定預金口座
 - (5) その他電子商取引上で重要な事項で乙が定める事項
3. 甲は、前項各号に定める事項を変更しようとするときは、速やかに乙所定の方法により届け出るものとします。
4. 甲は、甲と同一又は類似の業種の加盟店がネットワーク上の店舗へ出店する場合がありますことを予め承認します。

第3項において届出の方法は、書面あるいは電子メールなどが考えられるが、通信効率と法律による書面要求を勘案し、乙が定めるものとする。例えば、指定預金口座の変更については、届出印等を押した書面による届出が必要となる。

第2項に記述した以外の届出項目としては以下のものが考えられる。

商号・屋号

代表者の氏名

所在地・連絡先

その他電子商取引上で乙が定めた事項

第3条（善管義務、告知義務条項等）

1. 甲は、加盟店用E Cツールを使用して電子商取引に参加するものとします。
2. 加盟店用E Cツール、管理用ID及び認証用の秘密暗号鍵等は、甲以外は使用できないものとします。また甲は善良なる管理者の注意をもってそれらを利用・管理するものとし、モールの事前の書面による許可無くして加盟店用E Cツールに改変を加えないものとします。
3. 甲は、加盟店用E Cツールの全部又は一部に故障、破損、紛失、盗難があった場合、並びに、加盟店用E Cツールにより作成又は保存された情報が第三者に漏洩したことを知ったとき、速やかに乙に知らせるものとします。認証用の秘密暗号鍵等の秘匿を要する情報を第三者に知られた場合には、甲は遅滞なく、乙に届け出るものとします。
4. 甲が、前各項に違反し、乙に損害が生じたときは、甲は損害賠償の責任を負うものとします。甲が前各項に違反し、会員に損害を与えた場合は、甲は当該会員に対し損害賠償その他一切の責任を負うものとし、乙は何らの責任を負わないものとします。

第4項において、加盟店が加盟店用E Cツールの管理義務に違反した場合の責任を示す。

第4条（モールへの出店）

1. 甲は、本条の定めるところによりネットワーク上の店舗に商品広告を掲載して、ネットワーク上の店舗を出店・運営するものとする。

2. 甲は、会員よりの電子商取引による商品等の購入申込を、正当な理由なく拒んではならず、合理的理由なく電子商取引によらない甲の他の一般の顧客より売買価格その他の主要条件で不利な取扱いをしてはならない。
3. 甲は、甲の責任と費用負担において商品広告の企画、制作を行うものとする。ただし、商品広告の制作に当たり次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 訪問販売法、割賦販売法、景品表示法、その他関係法令に違反しないこと。
 - (2) ECOMが定める広告に関する自主基準に違反しないこと。
 - (3) 会員の判断に誤導・錯誤を与える恐れのある表示をしないこと。
 - (4) 会員が商品等の主要販売条件を容易に理解できる表現で掲載すること。
 - (5) その他乙と協議のうえ定められる事項。
4. 以下の事項について表示すること。
 - ア 甲の住所
 - イ 甲の屋号・商号
 - ウ 甲の電話番号及び電子メールアドレス
 - エ その他乙が重要と認めた事項

第2項においては、会員が他の決済方法を選択できる場合でも、本決済方法が差別されることなく利用できることを保証する。第2項は、ネットワーク上の加盟店が独自に他の決済方法、例えば、クレジットカード決済、代金引換、郵便振替などを採用しているとき入れるものであるが、この店舗が本契約のモデルにのみ出店し、他の決済方法を採用していないときは不要である。

「ECOMが定める広告に関する自主基準」については、『「消費者-出店者」間の売買に関する運用ガイドライン(1.0版)』4 広告、宣伝、勧誘の項(資料2)を参照のこと。

第5条(商品広告の削除)

1. 乙が甲の商品広告を不適当と認めた場合には、乙は甲に対し、甲のネットワーク上の店舗から特定の商品広告の全部又は一部の情報の削除を要請することができるものとします。
2. 前項の場合で、やむを得ない事由がある場合は、乙は事前の要請を省略して、商品広告の掲載を一時停止する等の措置を取ることができ、その後速やかにかかる措置を取った時期及び理由を甲に通知するものとします。
3. 甲は、前二項の削除または一時停止による損害の賠償を乙に請求できないものとします。

第5条は消費者保護の観点から、商品広告削除の要請、及び、商品広告掲載の一時的な停止を許容するものである。商品広告が原因で、甲と会員との間で紛議が生じた場合、乙は本条に基づき、商品広告の停止を図ることができる。

第6条(販売の方法)

1. 甲は会員の購入希望する商品等に関する売買契約(以下、「本売買」という)は会員と甲の間で成立するものであり、乙は当該売買契約の当事者とならないことを確認します。

2. 甲は電子商取引において会員より商品等の購入申込を受けるときは、会員から甲に次の申込データを送信させなければならないものとします。
 - (1)商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
 - (2)商品等の代金額。消費税その他付帯費用
 - (3)会員ID
 - (4)その他甲または乙が必要と認めた事項
3. 甲は、会員からの申込を受けたときは、乙所定の方法により当該会員の月間販売可能残高が当該申込にかかる商品等の価格を上回ることを確認し、承諾をなすものとします。
4. 本売買は、前項の確認後、甲が「電子メールにより」会員に対し、承諾を「なすことにより」「なし、それが会員に到達したときに」成立します。
5. 甲は、本条第2項より前項までの記録及び当該取引諾否通知の送信及び取引処理経過を記録し、〔 〕年間保管しなければなりません。

第6条は、本決済方式により、電子商取引を行う方法について記述している。第2項において、申込データをコンピュータネットワーク経由で送信させるが、プライバシーの第三者への漏洩を保護する立場から、暗号化などの措置が望ましい。第3項において、本決済方式を用いるための条件を示している。第4項においては、売買契約の成立の時期について定めるが、発信主義あるいは到達主義のいずれも可としており、乙の考え方に応じて定めるものとする。第4項、月間利用可能残高不足により承認しない場合は、会員にはその旨が連絡される。第5項の取引記録の保管期間は商法36条によれば10年、法人税施行規則59条によれば7年である。

第7条（商品等の発送等）

1. 甲は、〔第6条第4項に従い〕会員に承諾の通知をしたときは、速やかに安全確実な方法により、会員の指定した送付先に商品等を発送し、もしくは提供するものとします。
2. 甲は、商品等の引き渡しに関わる商品発送簿を整備し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等を管理しなければなりません。

第7条は会員の購入申込みを承諾したあとの、商品発送に関する加盟店の処理を示す。第7条において、ソフトウェア等のダウンロードについて特に記述していないが、第1項の安全確実な方法に含まれる。

第8条（代金の支払）

1. 甲は乙に対し、商品等の代金受領を委任し、利用者口座より仮想銀行口座に商品等の代金（以下「販売代金」という）を一カ月毎にまとめて受領することにより、会員が当該商品等の代金を支払うことに同意します。
2. 前項の仮想銀行口座への入金をもって、当該商品等についての会員の甲に対する代金債務は消滅するものとします。
3. 乙は、会員より受領した販売代金を、速やかに（あるいは毎月〇日に）店舗口座へ入金するものとします。

第8条は会員の当該商品などの代金債務がどの時点で消滅するかを定義する。これ以降トラブルが生

じた場合には、甲及び乙との間で解決することになる。例えば、発行体である乙が倒産した場合に、第三者がモール一括口座の残高を差し押さえること等が考えられる。

乙は、利用者口座から販売代金の全額を受領できない場合には、担保として差し入れられている総合口座等から充当し加盟店に支払うものとする。その具体的な方法については、利用者口座を保有する銀行と別途定める必要がある。

第9条（乙の業務）

本契約に基づいて乙が甲に対して提供する業務は、次の各号のとおりとします。

- (1) 店舗用サーバーを乙のシステム内で支障なく稼働させること。ただし、ネットワーク上の店舗用サーバーの内容の変更、更新及び受信情報の取り出しは、甲がリモートアクセスを通じて行うものとします。
- (2) 会員より購入申込があった場合、当該会員の月間利用可能残高が当該申込にかかる商品等の代金を上回ることを、乙所定の方法により、甲が確認できるようにすること。
- (3) 甲と会員との間で電子商取引が締結された場合、甲を代理して利用者口座より当該商品代金等を仮想銀行口座にて受領し、乙所定の方法により、甲の店舗口座に入金すること。

乙の業務の内容を定義する。(3)において甲の代理として、会員が甲に払うべき代金を受領することを示す。運用上発生したトラブルの責任分担においては、銀行と乙の間の切り分けが必要になる。例えば銀行のシステムのトラブルに基づく甲への損害負担は、銀行と乙との間で解決されるべきである。

第10条（加盟店手数料等）

甲が乙に支払う加盟店手数料は別途定めるものとし、乙が甲に別途指定する期限及び方法により乙に支払うものとします。

加盟店手数料の手数料率及び支払い方法については通常覚え書きにおいて規定する。

第11条（商品の瑕疵、取引と不完全履行による紛議等）

1. 甲は、商品等の瑕疵、未配送、数量過不足、品違い、運搬中の破損又は汚損等により売買契約の無効、取消、解除、その他購入した商品等に係わる会員との紛議が生じた場合には、当該会員との間で解決するものとし、次項記載の事項を除いて乙に対し何らの請求をしないものとします。
2. 前項の場合、乙は、会員又は甲の求めに応じて、以下の情報を提供するものとし、かつ、乙の協力はそれに限定されます。
 - (1) 情報を例示する。
 - (2) 同上。

売買契約におけるトラブルに関しては原則として会員と甲との間で解決するものとする。ただし、乙が保有する情報が解決に役立つ場合には、その場合に限って乙が提供する。乙が提供する情報の例としては、商品売買契約にともなう支払情報などが考えられる。情報提供の種類、方法、費用については、第2項に追加して明確にする必要がある。

第12条（その他の甲の義務）

1. 甲は、乙が指定した商品等の電子商取引は行わないものとします。
2. 甲は、E COMが定める返品に関する自主基準を遵守するものとします。
3. 甲は、会員との電子商取引にかかる契約を解除したときは、乙所定の方法により乙に対して通知するものとします。

第2項において「E COMが定める返品に関する自主基準」については、『「消費者-出店者」間の売買に関する運用ガイドライン(1.0版)』7商品の返品・交換の項(資料2)を参照のこと。

消費者保護の観点からは返品及び売買契約解除において消費者に対して不利にならないように規定を定めることが重要である。なお、コピーが容易なデジタル商品等返品に適しないものについては返品を受け付けない旨の記述を広告に含めることが必要である。

第13条（調査への協力等）

1. 乙は、甲が行う電子商取引の取扱商品、広告表現、販売方法その他の事項について、甲に対して調査の協力を求めることができるものとします。
2. 乙は、甲が行う電子商取引が本契約に照らして不適当であると判断したときは、甲に対し取扱商品、広告表現、販売方法その他の事項につき改善又は販売等の中止を求めることができます。
3. 甲は、前項のとき、直ちに所要の措置を取らなければならないものとします。

第13条は乙が消費者保護、加盟店の不正行為等に関し、加盟店に要求可能な範囲を示す。本条は第5条の商品広告も含め、電子商取引全般をも対象としている。

第14条（電子商取引による販売ができない場合）

1. 甲は、以下の各号に定める場合において、電子商取引による販売ができない場合があることを予め承認します。
 - (1)本契約において利用が制限されている場合。
 - (2) 電子商取引に関するサーバー、ネットワーク機器、回線等の混雑、故障、停止、停電、天災、その他の理由により電子商取引による販売に必要な電磁情報の電子的転送又は読み取りができない時。
 - (3) 乙が電子商取引による販売ができないものとして指定した商品等。
2. 前項に定める事由により乙が電子商取引による販売ができないことによって損害を被った場合でも、乙は、[第9条\(1\)号](#)の規定にかかわらず、それがいかなる理由に基づくものであれ、一切責任を負わないものとします。

第1項(1)の利用が制限されている場合とは、第18条（サービスの一時停止または終了）を指す。第2項は乙の免責を示す。

第15条（ソフトウェア・ID等の使用及び管理に関する免責）

1. 乙は、甲によるコンピュータ操作ミス、加盟店用ECツールの誤使用、その他甲のコンピュータ・ネットワークの誤った利用に起因して被ったいかなる損害に対して

も一切責任を負わないものとします。

2. 乙は、甲の加盟店用 E C ツール、管理用 I D、秘密暗号鍵等の不注意な使用・管理に起因して生じた、第三者による乙の店舗口座への不正アクセス、商品等の売買契約の無権限申込その他の不正利用により被ったいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとします。

甲の、加盟店用 E C ツール、管理用 I D、秘密暗号鍵等の善管義務について記述したもの。

第 16 条（機密の保持）

1. 甲は、本契約に関して知り得た一切の顧客情報を万全に保管し、乙の事前の同意なく、これを本契約の目的外に使用し、又は、第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとします。
2. 甲及び乙は、本契約の遂行上知り得た情報を万全に保管し、相手方の事前の同意なく第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとします。
3. 前項の機密保持は本契約の終了後も同様とします。
4. 甲又は乙は、業務の処理を第三者に委託する場合は、当該第三者が会員に関する情報に接することになるときは、当該第三者に対して、**第 1 項**と同様の機密保持義務を課するものとし、その責任は委託者に帰するものとします。

電子商取引の目的以外の個人情報利用を禁ずる消費者のプライバシー保護の観点から必要な条項である。E COM「民間部門における電子商取引に係る個人情報保護に関するガイドライン」（資料 3）第 5 条及び第 12 条等では、モール及び加盟店は情報の目的外の収集及び利用について一定の制限を加えている。

第 17 条（届出事項の変更）

1. 甲は、乙に届け出た商号、屋号、代表者、所在地、連絡先、店舗口座等に変更が生じたときは、遅滞なく乙所定の方法で乙に届け出るものとします。
2. 甲は、前項の通知を怠った場合、乙からの通知又は送付書類が延着または不到着となっても、乙が通常到着すべき時に到着したとみなすことに異議ないものとします。

第 2 項では発信主義が妥当である。

第 18 条（サービスの一時停止又は終了）

乙は、電子商取引に関するシステム維持、セキュリティ管理等の理由により、乙に事前に通知することなく、電子商取引の利用に関する処理の全部又は一部が一時停止又は終了されることがあることを予め承認します。

システムメンテナンス時の対応及び第三者の不正などにより電子商取引の安全対策を見直す場合の対応について定めたもの。

第 19 条（契約期間等）

1. 本契約は、契約締結の日から○年間有効とし、期間満了の○月前までに甲又は乙の書面による更新拒絶の意思表示がないときはさらに○年間延長するものとし、以降

も同様とする。

2. 次の各号に定めるいずれかに該当する事由が甲に生じた場合、乙は本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約に違反したとき
 - (2) 法令に反すると判断される行為をした場合。
 - (3) 仮差押、差押、競売処分又は租税公課の滞納処分を受けた場合。
 - (4) 営業の停止又は取消の処分を受けた場合。
 - (5) 破産、和議、会社更生、会社整理開始、特別清算開始の申し立てを行い又は受けた場合。
 - (6) 支払停止、手形交換所の不渡処分、銀行取引停止処分を受けた場合等、信用状態に重大な変化が生じた場合。
 - (7) 電子商取引について公序良俗に反する行為がある等合理的な理由がある場合。
 - (8) その他、本契約を継続しがたい事情がある場合。
3. 本契約が終了した場合、乙は貸与されている加盟店用 E C ツール等を速やかに乙に返却するものとします。

契約終了、及び契約解除の要件とその後の措置について定義する。

第 20 条（情報の開示）

甲は、乙が裁判所、捜査機関その他の国家機関から要求された場合には、甲の電子商取引利用に関する情報をこれらの機関に開示する場合があることを予め承認します。

情報開示に関する例外規定。

第 21 条（協議事項）

本契約に定める事項の解釈又は本契約に定められていない事項に付いて疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとします。

第 22 条（準用規定）

甲と乙との本契約に関する準拠法は、全て日本国法が適用されるものとします。

第 23 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して甲乙間で紛争が生じたときは、〇〇〇裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

オプション条項

第〇〇条（譲渡禁止）

甲は、乙の加盟店として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

加盟店の権利を譲渡もしくは質入れすることを禁止して、加盟店管理の実効性を強化するものである。

第〇〇条（変更契約）

本約款の条項について何らかの変更が生じた場合、甲および乙はすみやかに変更契約を締結するものとします。

加盟店約款の内容を変更して、個別に加盟店契約を締結する場合の手続きを示すものである。

2.2.3 その他の検討内容

後払い型支払方式検討チームで検討したその他の検討内容は下記のとおりである。

2.2.3.1 担保の設定による支払保証について

担保設定について、現金を担保とする取引保証金、定期預金を担保とする銀行総合口座利用、債権・証券・投資信託を担保とする証券会社の信用保証、金銭信託・貸付信託を担保とするもの、損害保険を担保とするものについて検討した。その結果、以下のような法的な検討における結論が得られた。

- ① モールが会員から取引保証金を受け入れ立替金担保とすることに関しては、出資法その他の規制に抵触しない。ただし、会員がモールに対し取引保証金の差し出すことはプリペイド方式とあまり相違がなくなるため、後払い方式の特徴が失われる。
- ② 定期預金を担保にとり、定期預金の解約を制限することは規制法規には抵触しない。モール、会員及び銀行を含めた三者の契約が必要となると考えられる。
- ③ 債権・証券・投資信託を担保とすることについては、一般的に規制に抵触しないが、証券会社がモールに対して会員の電子商取引の信用保証を行うこと、または、証券会社自らが「後払いモデル1」モールを運営することは、証券取引法上の兼業禁止規制に抵触するおそれがある。
- ④ 金銭信託・貸付信託の信託受益権を担保とすることについては、銀行法、信託業法の規制に抵触しない。モール、会員及び信託銀行を含めた三者の契約が必要となると考えられる。
- ⑤ モールが保険金を払い、電子商取引に関する損害について損害保険会社の保証を受けするためには、保険会社は保険業法123条により認可を受けることが必要である。

2.3 即時払い型支払方式検討

2.3.1 標準決済モデル

即時払い方式の検討のモデルとして、実証実験プロジェクトで実施されるバーチャルシティ方式の即時払いモデルを取り上げ、特徴などを抽出し、「即時払いモデル1」と定義し、ECへの適応性に関する評価・分析を行い課題を抽出し標準約款を作成した。

2.3.1.1 即時払いモデル1について

「即時払いモデル1」本スキームでは利用者の預金口座から仮想財布口座と呼ばれる特殊な利用者名義の口座に資金移動をして、その仮想財布口座の中の資金をコンピュータネットワーク上の店舗での支払に当てる方法であり、バーチャルショッピング用の電子決済の一つと考えられる。

「即時払いモデル1」は比較的少額のものの支払いに使うことを意図しており、決済の仕組みをできるだけ簡易にしてコストの低減を図っている。利用者は最初にサイバー・モール（以下モール）の会員となり、仮想財布口座と呼ばれる預金口座を作る。次に、モールが提供するICカード及びECツールを用い仮想ATMを通じて、買い物に必要な金額をあらかじめ仮想財布口座の中に移動させておく。商品の購入を行うときは、モールが提供するICカード及びECツールを用いて仮想財布口座から代金をモール一括口座に払い込むことによって弁済が成立する。また、仮想財布口座中の未使用の資金はいつでも利用者の預金口座に組み戻しができる（図2-5）。

「即時払いモデル1」は、預金口座を利用した電子決済であると考えられ、モール一括口座の名義人であるモールは多数の出店者に代わって商品代金の引落としと受領を一括して行い、そののち各店舗に引き渡す収納代理人と見做すことができる。モールは、売買契約の当事者ではなく、あくまでも、収納代理業務を請け負っており、その役割は、決済システムの管理及び運営、会員の管理、加盟店の管理、収納代理、銀行営業時間外における仮想財布—会員実口座間の資金移動予約サービスの提供等である。

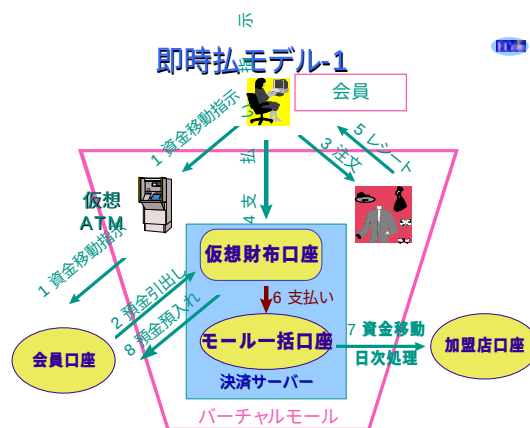


図 2-5 即時払いのスキーム「即時払いモデル1」

このモデルの業務フローを表2-10から表2-15に示す。また、この業務フローを分析した、課題抽出結果を表2-16～表2-20に示す。

表 2-10 「即時払モデル1」決済モデルフロー（1）

（1／6）

	会員	サイバーモール (事務局)	決済サーバ	加盟店	銀行 (会員)	銀行 (加盟店)	C A局	課題及び対策案
1. 基本契約(会員)								・ 銀行口座なら預金保険の対象？＞なる
①決済口座開設	→				→			
②会員申込	→	→			→			・ 特定銀行に口座を持つ会員のみ＞拡大 ・ オンライン登録の可能性？＞申込予約
③申込内容確認	←				→		→	・ 本人確認、審査は必要？ ＞必須＋C A局登録
④契約（登録）	←	→			→			・ 3者契約（会員、サイバーモール、銀行） ・ 利用者の責任範囲の明確化＞必須 ・ 有効期限＞未定
⑤ ID 発行・受領 （E C ツール配布）	←				→		→	・ I C カード発行手数料／紛失／再発行 ＞必要
(E C 組合) 基本契約		←	→	→				・ E C 組合加盟審査基準＞必要
(加盟店) ①加盟店申込		←	→	→				・ 加盟店審査基準＞必要
②申込内容確認		→	→	←	→			・ 印鑑＞必要
①契約（登録）		←	→	←	→			・ 加盟店加入手数料、負担金＞必要
④端末設置・開店		→	→	→				・ 魅力的な店作り＞サービスとして必要 ・ 端末設置コスト

表 2-11 即時払モデル1 決済モデルフロー(2)

(2/6)

	会員	サイバーモール (事務局)	決済サーバ	加盟店	銀行 (会員)	銀行 (加盟店)	C A局	課題及び対策案
2. 仮想財布への 資金移動								
① I Cカード差込								・仮想口座以外への資金移動不可 (仮想ATMコーナーでのみ資金移動) ・資金移動時間? >24時間(予約制) (与信は保険で対処) ・本人確認手段? >会員番号、パスワード ・資金移動の手数料負担? >会員はなし (自己口座間の資金移動) ・成りすまし(家族等)に対する契約上の縛り? >約款対応 ・漏洩、改ざん等の不正発生時の対応? >約款で対応するが、賠償は保険加入 (バリエーションとしてカードローン型、利用上限設定型等が想定)
②暗証番号入力(6桁)								
③金額入力								
④移動金額確認								
⑤資金移動								
⑥受付								

表 2-12 即時払モデル1 決済モデルフロー (3)

(3 / 6)

	会員	サイバーモール (事務局)	決済サーバ	加盟店	銀行 (会員)	銀行 (加盟店)	C A局	課題及び対策案
3. 商品売買 (カート方式)								(物品をショッピングカートで選択する方式)
①商品情報提供		→	←					
②ショッピングカート入手	←							
③商品選択	→			在庫確認				
④レジへ移動	→	→	→					
⑤購入依頼	→	→	→					・ 本人確認? > C A 認証 ・ 加盟店確認
⑥回収依頼 (決済情報の蓄積)	←	←	←					・ 偽の決済データ > 決済サーバの認証 (レシート番号での確認)
⑦決済手段選択 (クレジットか否か)	→							
⑧仮想財布の 資金移動	→	→	→					・ インターネットでの資金移動の可否?
⑨受付確認	←	←	←					
⑩商品配送	←	←	←					・ 未着の場合の対応 > 現状の消費者保護規定等で対処

表 2-13 即時払モデル1 決済モデルフロー（4）

（4／6）

	会員	サーバ・モール (事務局)	決済サーバ	加盟店	銀行 (会員)	銀行 (加盟店)	C A局	課題及び対策案
3. 商品売買 (ソフト方式)								(チケット等のソフトウェアを購入する方式)
①商品情報提供		--->						
②商品選択				在庫確認				・チケットシステム等との連動
③レジへ移動			--->					
④サワリ情報提供								・著作権の扱い＞予告編、デモ版の範囲
⑤購入依頼								・本人確認？＞C A認証 ・加盟店確認
⑥回収依頼 (決済情報の蓄積)								・偽の決済データ＞決済サーバの認証 (レシート番号での確認)
⑦決済手段選択 (クレジットか否か)								
⑧仮想財布の 資金移動								・インターネットでの資金移動の可否？
⑨受付確認								
⑩商品配送								・未着の場合の対応 ＞現状の消費者保護規定等で対処

（注） 1. 利用金額、残高等が画面上でいつでも確認できることを前提。 2. マイクロペイメント(後払い)方式も可能

表 2-14 即時払モデル1 決済モデルフロー(5)

(5/6)

	会員	サイバーモール (事務局)	決済サーバ	加盟店	銀行 (会員)	銀行 (加盟店)	CA局	課題及び対策案
4. 加盟店とモールとの決済								(モール一括口座の場合)
①金額確認		←						
②加盟店への振り分け			→					(加盟店口座の場合は不要)
③資金移動			→			→		・手数料>クレジットとの差異化 ・銀行ホストの障害 >通常の資金移動と同じ(バックアップ等)
④資金移動確認		←	→					金額が異なった場合>保険で対処

(注) 会員の仮想財布口座から加盟店口座への資金移動については、一旦モール一括口座を経由するものとする。

表 2-15 即時払モデル1 決済モデルフロー(6)

(6/6)

	会員	サイバーモール (事務局)	決済サーバ	加盟店	銀行 (会員)	銀行 (加盟店)	C A局	課題及び対策案
5. 資金組戻し								
①仮想ATMへ			→					・仮想口座以外への資金移動不可 (仮想ATMコーナーでのみ資金移動) ・資金移動時間? >24時間(予約制) (与信は保険で対処) ・本人確認手段? >会員番号、パスワード ・資金移動の手数料負担? >会員はなし (自己口座間の資金移動) ・成りすまし(家族等)に対する契約上の縛り? >約款対応 ・漏洩、改ざん等の不正発生時の対応? >約款で対応するが、賠償は保険加入
②ICカード差込み	○							
③暗証番号入力			→					
④残高照会			→					
⑤組戻し金額入力			→					
⑥移動金額確認			→					
⑦資金移動			→		→			
⑧受付			←		←			

表 2-16 「即時払モデル1」 業務内容及び課題一覧表（1）

(1／6)

№	大項目名	小項目名		業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1	基本契約	会員	決済口座開設	会員の個人決済口座を事前に開設しておく						
2 -(1)			会員申込	サイバーモールの申込案内書に下記を記入し、決済口座銀行届出印を押印して郵送。 ・本人氏名 ・住所、連絡先 ・決済口座番号、口座名義	会員審査基準	運用	取引に必要なネットワークシステム等の事前調整	会員約款での対応	システム仕様	
2 -(2)					入会申込書の電子化による会員管理	運用	ネットワーク上での顧客情報の漏洩、改竄	会員約款での対応	○	
2 -(3)						制度	電子データの有効性			
2 -(4)						制度	自筆署名の有効性			
2 -(5)						運用	ネットワーク上での入会申込時の信用情報	別手段検討		
2 -(6)					入会勧誘	運用	オンライン入会勧誘時の広告	別手段検討		
3 -(1)			申込内容確認	・決済銀行からC A局へ本人情報を登録。 ・サイバーモールから本人へ申込受付を連絡。	信用情報機関登録（C A局）	運用	本人確認・審査内容	法的証明書の提示		
3 -(2)						運用	ネットワーク上での入会申込時の信用情報確認	別手段検討		
3 -(3)					悪質会員対応	運用	成りすまし、しらばくれ	法的証明書の提示		
4 -(1)			契約（登録）	会員、サイバーモール及び決済銀行間の3者契約を締結する。	責任範囲	運用	利用者の責任範囲の明確化	会員約款での対応	○	
4 -(2)					書面の交付義務	制運	書面の交付義務	会員約款での対応	○	
5			I D発行・受領	決済銀行が発行するECツール（I Cカード、I Cカードリーダー、ソフトウェア等）をC A局で登録した後、会員に郵送する。	顧客の管理義務（カード及びI D、パスワードの管理責任）	運用	I D・パスワードなどの防盜性リスクに関する責任分担	会員約款での対応	○	
1	基本契約	EC 組合	契約	新規サイバーモール申込があった場合、決済銀行との間で加盟契約を締結する。						
1 -(1)	基本契約	加盟店	加盟店申込	サイバーモールの加盟店申込案内書に下記を記入し、決済口座銀行届出印を押印して郵送。 ・加盟店名 ・住所、連絡先 ・決済口座番号、口座名義	加盟店審査基準	運用	モールに加盟できる店舗の基準	加盟店約款での対応		○
1 -(2)						運用	加盟店加入手数料及び負担金	加盟店約款での対応		○
1 -(3)						運用	取引に必要なネットワークシステム（プロバイダ）等の事前調整	取引条件の設定		
1 -(4)						運用	リンク店舗への対応	運用で対処		
2			申込内容確認	決済銀行からC A局へ加盟店情報を登録。	悪質加盟店対応	運用	成りすまし、しらばくれ	法的証明書の提示		
3 -(1)			契約（登録）	加盟店、サイバーモール及び決済銀行間の3者契約を締結する。 （加盟店からオンラインで証明書を要求）	責任範囲	運用	加盟店の責任範囲の明確化	加盟店約款での対応		○
3 -(2)					書面の交付義務	制運	書面の交付義務	加盟店約款での対応		○
4			端末設置・開店（コンテンツ作り）	・モール上のページ作成 ・端末を新たに購入する場合、リース契約等	コンテンツ作成技術	運用	集客のための魅力的なコンテンツ作成、加盟店の独自色	ビジネスで対応		

表 2-17 「即時払モデル1」 業務内容及び課題一覧表（2）

(2 / 6)

№	大項目名	小項目名	業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1	仮想財布への資金移動	ICカード差込み	・会員のパソコンでECツール（ブラウザ、暗号化ソフト等）を起動する。 ・ICカードをカードリーダーに差し込み、会員番号、口座番号等を入力する。	ICカードリーダーの費用負担	運用	ICカードリーダーの費用を誰が負担するか？	サイバーモール側で負担（会員獲得のため）		
2-(1)		暗証番号入力	・暗証番号（6桁）を入力する。 ・決済サーバはICカードの内容、暗証番号を確認する。	ICカード内容、暗証番号の漏洩、改ざん、成りすまし	運用	会員、サイバーモール間の責任範囲の明確化	会員約款での対応	責任、賠償範囲の明確化	
2-(2)				本人確認手段	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動させる際の本人確認	6桁の暗証番号で確認。 確認が行われた取引については約款で免責とする。	免責範囲の明確化	
2-(3)				家族の成りすまし	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動させる際の本人確認（家族が本人に成りすました場合）	6桁の暗証番号で確認。 確認が行われた取引については約款で免責とする。	免責範囲の明確化	
2-(4)				その他	運用	万一損害が発生した場合のリスク回避方策	サイバーモールが損害保険へ加入する		
3		金額入力	・仮想口座への資金移動金額を入力する。 ・決済サーバは口座残高の確認を行う。 （口座残高≧資金移動金額）	ICカード内容、暗証番号の漏洩、改ざん、成りすまし	運用	会員、サイバーモール間の責任範囲の明確化 賠償リスクの回避方法	会員約款での対応 損害保険への加入	責任、賠償範囲の明確化	
4		移動金額確認	・決済サーバは資金移動額を会員に通知する。						
5-(1)		資金移動	・会員は移動金額を確認し、正しければ移動指示を行う。 ・決済サーバは以下の処理を行う。 ①銀行営業時間内（予約も可） 銀行に至近移動の依頼を行い、銀行からの受付回答を待つ。 ②銀行営業時間外 予約として受付（資金移動されたものとみなす）し、銀行の営業時間開始（翌営業日）後、資金移動の依頼を行う。	手数料負担	運用	資金移動手数料を誰が負担するか？	無料（本人名義口座間移動）		
5-(2)				与信発生（予約受付分）	運用	買い回り防止	・移動可能額（累計額／日）の上限設定 ・会員約款での明確化	○	
5-(3)					運用	被害の回避	損害保険への加入		
5-(4)					運用	与信枠の設定	クレジットカード、カードローン等との併用 （クレジットカードを持ってない人は×） （ローン極度オーバーの課題は未解決）		
5-(5)					制運	銀行営業時間の24時間化	各銀行の対応に依存		
5-(6)				仮想口座以外への資金移動	制運	システムのガードするか？	仮想ATMコーナーでのみ資金移動可とする （銀行側での対応が必要）		
6		受付	・決済サーバは、銀行からの資金移動結果を受信する。 ・資金移動結果(予約結果)を会員に通知。 ・決済サーバでの予約分の資金移動結果は、決済サーバ内で消し込みを行う。	予約分の資金移動不可時の対応	運用	残高不足等で資金移動ができない場合の回収リスクの回避策	・サイバーモールから会員への請求？ ・カードローン等との併用 ・損害保険への加入 ・会員約款での明確化	○	

表 2-18 「即時払モデル1」 業務内容及び課題一覧表（3）

(3 / 6)

№	大項目名	小項目名	業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1	商品売買 カート方式	商品情報提供	・会員はサイバーモールへアクセスし、加盟店の情報を閲覧する。 ・加盟店はサイバーモールへ商品情報を提供する。	商品情報の誤り	運用	加盟店からの商品情報に誤り（商品内容、番号、価格等）があった場合の対応	会員約款での対応 加盟店約款での対応	商品交換、契約解除等	加盟店の義務
2		ショッピングカート入手	・会員が画面上でショッピングカートを入手する。						
3		商品選択	・会員がサイバーモールで商品を選択する。在庫確認が必要な場合はサイバーモールから加盟店へ問い合わせる。						
4		レジへ移動	・会員が画面上でレジをクリックする。						
5-(1)		購入依頼	・会員がサイバーモールに対し、商品購入ボタンをクリックして購入依頼する。 ・モールは本人確認を行い（C A局で認証）、受け付けた旨を会員に通知する。 ・モールは決済サーバに承認依頼を行う。	申込確認（本人確認）	技術	ネットワーク上での申込の確認方法をどうするか	C Aによる認証		
5-(2)				加盟店確認	技術	加盟店が真正なものかどうかの確認方法	C Aによる認証		
5-(3)				顧客情報の安全性	運用	ネットワーク上での顧客情報の漏洩、改ざん等の回避	会員約款での対応 加盟店約款での対応	情報開示の範囲の制限	守秘義務
6		回収依頼（決済情報蓄積）	・加盟店はサイバーモールへ料金回収依頼を行う。 ・決済サーバ上で未決済売り上げデータが蓄積される。						
7		決済手段選択	・会員はクレジット支払か銀行決済かの選択をサイバーモール上の画面上で行う。						
8-(1)		仮想財布の資金移動	・会員は商品名、金額等を画面で確認して、決済サーバに対して資金移動依頼を行う。 ・決済サーバは銀行に対し、仮想財布からサイバーモール一括口座（or 仮想加盟店口座）への資金移動依頼を行う。	インターネットでの資金移動の可否	制度	オープンネットワークを介した資金移動のセキュリティ上の妥当性	当局における判断を待つ		
8-(2)				手数料の負担	運用	資金移動手数料を誰が負担するか？	加盟店負担とする（クレジットと比較して安くする必要あり）。		
9		受付確認	・決済サーバから会員に対し、資金移動が行われ、銀行が受け付けた旨を通知する。 ・会員は受付通知を確認し、確認ボタンをクリックする。	契約成立のタイミング	運用	どのタイミングで契約成立とみなすか？	実口座間の資金移動後に成立とみなす。		
10-(1)		商品配送	・加盟店から会員に対し、商品を配送する。	未着の場合の対応	運用	商品が郵送等の手段で届かなかった場合の対応	会員約款及び加盟店約款で対応	○	○
10-(2)				商品の瑕疵	運用	商品が壊れていた、動かない等の場合の対応	会員約款及び加盟店約款で対応 （ただし支払取消は不可能＞運用対処）	○	○
10-(3)				返品・キャンセル対応	運用	返品・キャンセルがあった場合の対応	・会員都合の場合は、会員約款で規定 ・商品の瑕疵は上記参照	○	

表 2-19 「即時払モデル1」 業務内容及び課題一覧表（4）

(4 / 6)

№	大項目名	小項目名	業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1	商品売買 ソフト方式	商品情報提供	・会員はサイバーモールへアクセスし、加盟店の情報を閲覧する。 ・加盟店はサイバーモールへ商品情報を提供する。	商品情報の誤り	運用	加盟店からの商品情報に誤り（商品内容、番号、価格等）があった場合の対応	会員約款での対応 加盟店約款での対応	商品交換、契約解除等	加盟店の義務
2		商品選択	・会員がサイバーモールで商品を選択する。在庫確認が必要な場合はサイバーモールから加盟店へ問い合わせる。						
3		レジへ移動	・会員が画面上でレジをクリックする。						
4		サワリ情報提供	・商品選択時にデモ画面等がある場合、デモ情報を提供（加盟店から直接か、サイバーモール経由のどちらか）。	著作権の扱い	運用	デモ情報に関する著作権をどう担保するか	デモ情報に関しては自由に複製可能とする（ソフトウェアの場合は別途鍵配布等のしくみを検討）。		
5-(1)		購入依頼	・会員がサイバーモールに対し、商品購入ボタンをクリックして購入依頼する。 ・モールは本人確認を行い（C A局で認証）、受け付けた旨を会員に通知する。 ・モールは決済サーバに承認依頼を行う。	申込確認（本人確認）	技術	ネットワーク上での申込の確認方法をどうするか	C Aによる認証		
5-(2)				加盟店確認	技術	加盟店が真正なものかどうかの確認方法	C Aによる認証		
5-(3)				顧客情報の安全性	運用	ネットワーク上での顧客情報の漏洩、改ざん等の回避	会員約款での対応 加盟店約款での対応	情報開示の範囲の制限	守秘義務
6		回収依頼（決済情報蓄積）	・加盟店はサイバーモールへ料金回収依頼を行う。 ・決済サーバ上で未決済売り上げデータが蓄積される。						
7		決済手段選択	・会員はクレジット支払か銀行決済かの選択をサイバーモール上の画面上で行う。						
8-(1)		仮想財布の資金移動	・会員は商品名、金額等を画面で確認して、決済サーバに対して資金移動依頼を行う。 ・決済サーバは銀行に対し、仮想財布からサイバーモール一括口座への資金移動依頼を行う。	インターネットでの資金移動の可否	制度	オープンネットワークを介した資金移動のセキュリティ上の妥当性	当局における判断を待つ		
8-(2)				手数料の負担	運用	資金移動手数料を誰が負担するか？	加盟店負担とする（クレジットと比較して安くする必要あり）。		
9		受付確認	・決済サーバから会員に対し、資金移動が行われ、銀行が受け付けた旨を通知する。 ・会員は受付通知を確認し、確認ボタンをクリックする。	契約成立のタイミング	運用	どのタイミングで契約成立とみなすか？	実口座間の資金移動後に成立とみなす。		
10-(1)		商品配送	・加盟店から会員に対し、商品を配送する。 ①ダウンロードの場合 会員は画面上のダウンロードボタンをクリックし、ダウンロード後ファイルに保存する。 ②郵送が必要な場合 加盟店から会員で郵送等により送付する。	未着の場合の対応	運用	商品が郵送等の手段で届かなかった場合の対応	会員約款及び加盟店約款で対応	○	○
10-(2)				商品の瑕疵	運用	・ソフトウェアが起動しない ・チケット等の番号がダブルブッキング等	会員約款及び加盟店約款で対応（証明方法等）	○	○
10-(3)				コピー等の対抗手段	運用	ソフトウェア等のコピー防止をどう行うか	・会員約款で対応 ・鍵配布管理のしくみの検討	複製禁止	
10-(4)				返品・キャンセル対応	運用	返品・キャンセルがあった場合の対応	・会員都合の場合は、会員約款で規定 ・商品の瑕疵は上記参照	○	

表 2-20 「即時払モデル1」 業務内容及び課題一覧表（5）

（5／6）

№	大項目名	小項目名	業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1	加盟店と モールとの決済	金額確認	・決済サーバ上のモールの総売上金額等のチェックを行う。	加盟店から偽の決済データ	運用	サイバーモールと決済サーバ、加盟店とサイバーモール間の金額不一致の発生	バックアップ対策等		
2		加盟店への振り分け	・決済サーバで各加盟店に決済データを振り分ける（今回は実施しない）						
3 -(1)		資金移動	決済サーバのモール一括口座（or 仮想加盟店口座）から銀行の加盟店口座へ資金移動する。	手数料の扱い	運用	決済サーバから銀行の加盟店口座へ資金移動する際の手数料	クレジットとの差異化のため低料金化		
3 -(2)				銀行ホストの障害	技術	決済サーバから銀行の加盟店口座へ資金移動する際の銀行ホスト障害	通常の銀行ホストでのバックアップ対応		
4		資金移動確認	・サイバーモールから決済サーバに確認情報を送信する。 ・加盟店はサイバーモールへ資金移動確認のデータを送信する。	金額の不一致	運用	サイバーモールと決済サーバ、加盟店とサイバーモール間の資金移動金額確認後の金額不一致	損害保険への加入		

「即時払モデル1」 業務内容及び課題一覧表（6）

（6／6）

№	大項目名	小項目名	業務内容	想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
1	資金組戻し	仮想 A T Mへ移動	サイバーモール内の画面で仮想 A T Mへ移動	加盟店から偽の決済データ	運用	サイバーモールと決済サーバ、加盟店とサイバーモール間の金額不一致の発生	バックアップ対策等		
2		I C カード差込み	I C カードをカードリーダーに差し込む。 （会員番号、口座番号等を入力する）						
3 -(1)		暗証番号入力	・本人確認資料として6桁の暗証番号を入力する。 ・決済サーバは、I C カードの内容、暗証番号を確認する。	I C カード内容、暗証番号の漏洩、改ざん、成りすまし	運用	会員、サイバーモール間の責任範囲の明確化	会員約款で対応	賠償範囲の明確化	
3 -(2)				本人確認手段	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動させる際の本人確認	6桁の暗証番号で確認。 確認が行われた取引については約款で免責とする。	免責範囲の明確化	
3 -(3)				家族の成りすまし	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動させる際の本人確認（家族が本人に成りすました場合）	6桁の暗証番号で確認。 確認が行われた取引については約款で免責とする。	免責範囲の明確化	
3 -(4)				その他	運用	万一損害が発生した場合のリスク回避方策	サイバーモールが損害保険へ加入する		
4		残高照会	仮想財布の残高を会員が画面上で確認する。						
5		組戻し金額入力	仮想財布から本人口座へ移動させる金額を入力する。	残高金額以上の移動 （仮想財布にローン機能付与の場合）	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動を行い際、その口座にローン機能があった場合、実金額以上に資金移動を行ってしまう可能性あり。	仮想財布にはローン機能をつけない（買い物専用口座）		
6		移動金額確認	入力した金額を会員が画面上で確認する。	手数料負担	運用	資金移動手数料を誰が負担するか	無料（本人名義口座間移動）		
7 -(1)		資金移動	資金移動を指示する	資金移動可能時間	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動が可能な時間帯はいつか？	基本的には24時間可能とする約款を締結する（バッチ処理にて移動当日付けで処理する）。		
7 -(2)				手数料負担	運用	資金移動手数料を誰が負担するか	無料（本人名義口座間移動）		
7 -(3)				インターネットによる資金移動	制度	オープンネットワークを介した資金移動のセキュリティ上の妥当性	当局における判断を待つ		
8		受付	移動指示を受付し、資金移動を実行する。	移動結果の確認方法	運用	資金移動を行った結果の確認方法はどうするか？	基本的には画面上で確認する。 ただし、希望者には別途（翌日でも）仮想財布の移動明細（購入明細を含め）を電子メールで送付するサービス等を検討する。＞別途約款締結		
9		その他		資金移動口座の限定	運用	本取引に限っては、本人の仮想財布から実口座へ資金を移動するだけなので、万一不正が行われても、本人に大きな不利益は発生するとは思われないが、本人口座間のみに限定することが必須。	システマ的に本人口座間のみの資金移動とする。		

表 2-21 「即時払モデル1」約款関連項目一覧表

No	大項目名	小項目名		想定される課題	区分	課題内容	対応策	会員約款	加盟店約款
2-(1)	基本契約	会 員	会員申込	会員審査基準	運用	取引に必要なネットワークシステム等の事前調整	会員約款での対応	システム仕様	
2-(2)				入会申込書の電子化による会員管理	運用	ネットワーク上での顧客情報の漏洩、改竄	会員約款での対応	○	
4-(1)			契約（登録）	責任範囲	運用	利用者の責任範囲の明確化	会員約款での対応	○	
4-(2)				書面の交付義務	制運	書面の交付義務	会員約款での対応	○	
5			ID 発行受領	顧客の管理義務（カード及び I D、パスワードの管理責任）	運用	I D・パスワードなどの防盜性リスクに関する責任分担	会員約款での対応	○	
1-(1)	基本契約	加 盟 店	加盟店申込	加盟店審査基準	運用	モールに加盟できる店舗の基準	加盟店約款での対応		○
1-(2)				運用	加盟店加入手数料及び負担金	加盟店約款での対応		○	
3-(1)			契約（登録）	責任範囲	運用	加盟店の責任範囲の明確化	加盟店約款での対応		○
3-(2)				書面の交付義務	制運	書面の交付義務	加盟店約款での対応		○
2-(1)	仮想財布 への資金 移動	暗証番号入力	I Cカード内容、暗証番号の漏洩、改ざん、成りすまし	運用	会員、サイバーモール間の責任範囲の明確化	会員約款での対応	責任、賠償範囲の明確化		
2-(2)				本人確認手段	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動させる際の本人確認	確認が行われた取引については約款で免責とする。	免責範囲の明確化	
2-(3)				家族の成りすまし	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動させる際の本人確認(家族が本人に成りすました場合)	確認が行われた取引については約款で免責とする。	免責範囲の明確化	
3		金額入力	I Cカード内容、暗証番号の漏洩、改ざん、成りすまし	運用	会員、サイバーモール間の責任範囲の明確化	会員約款での対応	責任、賠償範囲の明確化		
5-(2)		資金移動	与信発生（予約受付分）	運用	買い回り防止	会員約款での明確化	○		
6		受付	予約分の資金移動不可時の対応	運用	残高不足等で資金移動ができない場合の回収リスクの回避策	会員約款での明確化	○		
1	商品売買 カート方 式	商品情報提供	商品情報の誤り	運用	加盟店からの商品情報に誤り（商品内容、番号、価格等）があつた場合の対応	会員約款及び加盟店約款での対応	商品交換、契約解除等	加盟店の義務	
5-(3)		購入依頼	顧客情報の安全性	運用	ネットワーク上での顧客情報の漏洩、改ざん等の回避	会員約款及び加盟店約款での対応	情報開示の範囲の制限	守秘義務	
10-(1)		商品配送	未着の場合の対応	運用	商品が郵送等の手段で届かなかった場合の対応	会員約款及び加盟店約款での対応	○	○	
10-(2)			商品の瑕疵	運用	商品が壊れていた、動かない等の場合の対応	会員約款及び加盟店約款で対応 （ただし支払取消は不可能＞運用対処）	○	○	
10-(3)			返品・キャンセル対応	運用	返品・キャンセルがあつた場合の対応	・会員都合の場合は、会員約款で規定	○		
1	商品売買 ソフト方 式	商品情報提供	商品情報の誤り	運用	加盟店からの商品情報に誤り（商品内容、番号、価格等）があつた場合の対応	会員約款での対応 加盟店約款での対応	商品交換、契約解除等	加盟店の義務	
5-(3)		購入依頼	顧客情報の安全性	運用	ネットワーク上での顧客情報の漏洩、改ざん等の回避	会員約款での対応 加盟店約款での対応	情報開示の範囲の制限	守秘義務	
10-(1)		商品配送	未着の場合の対応	運用	商品が郵送等の手段で届かなかった場合の対応	会員約款及び加盟店約款で対応	○	○	
10-(2)			商品の瑕疵	運用	・ソフトウェアが起動しない ・チケット等の番号がダブルブッキング等	会員約款及び加盟店約款で対応 （証明方法等）	○	○	
10-(3)			コピー等の対抗手段	運用	ソフトウェア等のコピー防止をどう行うか	・会員約款で対応	複製禁止		
10-(4)			返品・キャンセル対応	運用	返品・キャンセルがあつた場合の対応	・会員都合の場合は、会員約款で規定	○		
3-(1)	資金組戻 し	暗証番号入力	I Cカード内容、暗証番号の漏洩、改ざん、成りすまし	運用	会員、サイバーモール間の責任範囲の明確化	会員約款で対応	賠償範囲の明確化		
3-(2)				本人確認手段	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動させる際の本人確認	確認が行われた取引については約款で免責とする。	免責範囲の明確化	
3-(3)				家族の成りすまし	運用	仮想財布から本人実口座へ資金移動させる際の本人確認(家族が本人に成りすました場合)	確認が行われた取引については約款で免責とする。	免責範囲の明確化	

2.3.2 標準約款

即時払い型検討チームは2.3.1.1に述べた業務フローの検討に基づき「即時払いモデル1」用の約款を作成した。

2.3.2.1 検討の概要

「即時払いモデル1」の業務フローの検討過程において導き出した、課題の解決を考えそれらを約款で解決可能なものと、それ以外に分類し、約款で解決可能なものについては、約款の中に取り入れた。分類した結果については表 2-21に示す。

2.3.2.2 約款作成の基本的考え方

「即時払いモデル1」の約款は、現行法規内で電子決済を運営するための当事者間ルール、すなわち、利用者とモールとの間の「利用者約款」及び、加盟店とモールとの間の「加盟店約款」を中立的な立場から検討を加え作成したものであるが、各モデルに基づく支払の信頼性・安全性を保証するものであると同時に、下記に述べる電子決済の制度面の課題に解決を与える必要がある。

① 法律上の枠組み：それぞれの支払い方法に関する法律との関係を考慮して標準約款を定める必要がある。

② 売買契約の成立時点：注文等において発信された電子データは法的にどの時点から有効と認められるかを明らかにする必要がある。

③ 書面交付・証票提示の義務：現行の法律で規定されている書面交付及び証票提示の義務に対して、標準約款では電子的な手段でこれを代替できる範囲を定める必要がある。

④ 成りすまし・否認：利用者や商店への成りすましを防止する対応方法及び責任範囲を定めておく必要がある。また、特にデジタル商品・サービスの配送については消費者の注文や受け取りの否認に対抗する方法及び責任範囲を定めておく必要がある。

⑤ 消費者保護：利用者と加盟店間において紛議が発生した場合や、あるいは、電子データを紛失もしくは盗難に遭った場合に、各参加者の責任範囲と消費者保護の範囲を明らかにする必要がある。

⑥ プライバシーの保護：利用者が加盟店で購入した内容、あるいは氏名・住所等の個人データを、加盟店及び電子決済の運営者が当該決済の目的以外に使用しないことを明らかにすることが必要である。

2.3.2.3 約款の特徴

「即時払モデル1」は、預金口座を利用した電子決済であると考えられ、モール一括口座の名義人であるモールは多数の出店者に代わって商品代金の引落としと受領を一括して行い、そののち各店舗に引渡す収納代理人と見做すことができる。モールは、売買契約の当事者ではなく、あくまでも、収納代理業務を請け負っており、その役割は、決済システムの管理及び運営、会員の管理、加盟店の管理、収納代理、銀行営業時間外における仮想財布－会員実口座間の資金移動予約サービスの提供等である。

「即時払モデル1」の約款の特徴は以下のとおりである。

(1) 法律上の枠組み

モールは、法律構成上「伝達機関たる使者」として加盟店の代理人という立場に立ち、代金を受け取る。

(2) 売買契約の申込

本約款では画面上の購入申込ボタンを会員が押すことによって売買契約の申込をなす。なお、売買契約の成立時期については、発信主義と、到達主義のいずれかを選択できるとしている。

(3) 書面交付

加盟店の取扱商品等の種類または内容、取扱期間、商品毎の主要売買条件、指定預金口座などの届出は書面で行う。特にモール一括口座から加盟店指定口座への口座振替依頼書は現行銀行約款では書面が必要である。

(4) 成りすまし・否認等

取引発生時にモールは利用者及び加盟店の認証を行い取引の安全性を保証している一方、会員及び加盟店はパスワード等を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を有する。

(5) 消費者保護

本約款では、「売買契約」に関する事項と「決済」のための取り決めとを分けて考慮する。モールは、利用者に決済サービスの提供をするが、会員と加盟店間で売買契約の履行をめぐる紛議が生じた場合には責任を負わないものとする。ただし、紛議に関する決済情報を会員及び加盟店に提供することで紛議の解決に協力する。また、加盟店に関する管理責任は生ずるため、消費者保護の観点から加盟店の広告等を一時的に停止あるいは削除することもあり得るものとしている。

(6) プライバシー保護

加盟店約款において、加盟店及びモールの第三者に対する守秘義務を定めている。

2.3.2.4 約款の参加者

「即時払いモデル1」の約款は、会員約款と加盟店約款の2契約からなる。会員約款において契約の当事者は、会員及び決済サービスを提供するモールである。加盟店約款において契約の当事者は、加盟店及び決済サービスを提供するモールである。

2.3.2.5 「即時払いモデル1」の会員約款及び解説

各条文について逐一説明する。

前文

会員は、[]（以下モールという）の行う第1条に定義する電子商取引を利用するため、モール所定の方法にて利用登録を行い、以下に定める電子商取引会員約款(以下「会員約款」という)を承認のうえ行う電子商取引をものとします。

会員約款において契約の当事者は、会員と決済サービスを提供するモールである。モールの運営者は、加盟店の代理人である。「モール所定の利用登録」には、(1)会員申込書の提出、(2)会員の口座から第1条に定義する仮想財布口座への口座振替依頼書（書面かつ捺印必要）、及び(3)仮想財布口座からこれも

第1条に定義するモール一括口座や利用者口座への口座振替依頼書（書面かつ捺印必要）提出が含まれる。会員申込書については電子的形態も考えられるが、電子データの証拠能力が法廷において認められない場合や、同時期に提出する口座振替依頼書が書面であることを考慮に入れて、紙による提出を会員に求める運用方法が妥当と考えられる。モールは上記申込に基づき、E Cツール及びI Cカードを郵送することにより、会員の所在確認をする。

第1条（定義）

会員約款において、次の用語は以下のように定義されるものとします。

- (1) 電子商取引：会員が以下に定義する加盟店に対し、コンピュータネットワークを利用して、物品、権利、ソフトウェア、サービス等の商品（以下「商品等」という）を購入し、モールの決済システムを利用して商品の代金を支払う取引をいう。
- (2) 加盟店：モールと加盟店契約を締結し、電子商取引に参加している事業者をいう。
- (3) 利用者口座：以下に定義する仮想財布口座に入出金するため、会員が〔モールの指定する銀行〕に開設する預金口座をいう。
- (4) 仮想財布口座：電子商取引の商品等の代金を支払うため、会員が〔モールの指定する銀行〕に開設する預金口座をいう。
- (5) モール一括口座：電子商取引の商品等の代金を受領するため、モールが開設している下記預金口座をいう。
()
- (6) I Cカード：本契約第2条第1項により入会を認められた会員にモールから貸与され、会員資格を証明するI Cカードをいう。
- (7) E Cツール：電子商取引利用のための、モールが定めたシステム仕様に基づく、モールから会員に貸与されるソフトウェア及びリーダー・ライター等の関連機器をいう。
- (8) 仮想A T M：会員のコンピューター画面に表示され、自らの利用者口座と仮想財布口座間の資金移動を行うためのモールのシステムの一部をいう。
- (9) 入金：預入、振込、振替、その他の方法により、現金振込金を口座に入金することをいう。

「電子商取引」の定義は、ここではインターネットなどのオープンなコンピュータネットワークを介して行う会員・加盟店間の取引に限定し、かつ、本約款の前書きにおいて述べた決済方法を用いる取引を指すものとする。会員は、第2条に述べる会員資格を取得後、貸与されたI Cカード及びE Cツールを用いて、本決済システムを利用する。「モール一括口座」は、モールが商品等の代金を加盟店に代わって代理受領するための銀行口座である。したがって、前述したように会員は仮想財布口座からモール一括口座への口座振替契約を銀行との間で締結しておく必要がある。本契約において「I Cカード」を使用するが、このカードは会員の認証のために用いられるものである。「仮想A T M」は、モールが提供する画面上に表れる資金移動指示画面であり、そのボタンを操作することにより会員の仮想財布口座と利用者口座との間で資金移動を指示することができる。

第2条（会員資格）

1. 会員とは、会員約款を承認のうえ、モールに会員として入会を申し込み、モールが入会を認めた方を言います。
2. モールは会員に対し、速やかにＩＣカード及びＥＣツールを貸与します。

会員の資格としては、銀行に預金口座を有すること、未成年の場合は親権者の同意を得ることなどが必要と考えられるが、電子決済提供者たるモールに依存する部分もあり、本条では、モールが入会を認めた方という表現をとっている。

第3条（善管義務、告知義務条項等）

1. 会員はＩＣカード及びＥＣツールを使用して電子商取引を行わねばならないものとします。
2. 貸与されたＩＣカード及びＥＣツールは、会員本人以外は使用できないものとします。また会員は善良なる管理者の注意をもってＩＣカード及びＥＣツールを利用・管理するものとし、モールの事前の書類による許可なくしてＩＣカード及びＥＣツールに改変を加えないものとします。
3. 会員は、ＩＣカード及びＥＣツールの全部もしくは一部に故障、破損、紛失、盗難があった場合、または、ＥＣツールにより作成もしくは保存された情報が第三者に漏洩したことを知ったとき、速やかにモールに知らせるものとします。
4. 会員が、前各項に違反し、モールに損害が生じたときは、同会員はモールに対し、損害賠償の責任を負うものとします。会員が前各項に違反し、他の会員に損害が生じたときは、同会員は損害を受けた会員に対し損害賠償その他一切の責任を負うものとし、モールは何らの責任を負わないものとします。

本電子商取引においてはＥＣツールを使うことにより会員の認証が行われ、本人確認が行われることを前提としている。ＥＣツールにより作成、保存される情報には、暗証番号等の本人認証用のデータも含まれるので、第2項、第3項及び第4項は会員の自己責任を示す部分である。会員のＩＣカードなどを紛失し、または盗難に遭った場合、または会員の不注意により本人認証用の情報等が第三者に漏洩した場合は、会員はその報告義務を負うことを表現している。第4項では他人の暗証番号及びＩＣカードを用いて成りすまし等の不正な行為が発生する場合を想定し、その場合にはモールに責任がないことを述べている。モールが提供するＥＣツールにバグがあり、その結果会員に損害を与えた場合については、第5条に記述する。

第4条（口座の開設・指定）

1. 会員は、電子商取引の利用を開始する前に、モール所定の手続きに従い、〔モールの指定する銀行の本支店〕に利用者口座を開設又は指定し、かつ、仮想財布口座を開設するものとします。
2. 会員は仮想財布口座を通じてのみ、商品等の代金の支払を行えるものとします。

本モールでは他の決済方法は考慮していない。ただし、加盟店において他の決済方法を併用することを禁ずるものではない。

第5条（モールへのアクセス）

1. 会員が電子商取引を行う場合、ＩＣカード及びＥＣツールを用いてモールにアクセスするものとします。
2. ＩＣカードまたはＥＣツールに瑕疵が存在し、これに起因して会員が損害を被った場合、モールの責任は当該瑕疵により直接発生した損害を限度とし、派生損害については損害賠償責任を負わないものとします。

第１項では、会員が指定された方法でモールにアクセスすることによって取引の安全性が保証されることを示す。

第２項では、モールが提供するＥＣツールにバグがあり、その結果会員に損害を与えた場合についての補償が電子財布残高の範囲内であることを示す。実際の約款においては、上記２項で損害項目を限定列挙をした方がよい。

第６条（仮想財布口座への資金移動）

1. 会員は仮想ＡＴＭを通じて、利用者口座より仮想財布口座への入金又は仮想財布口座より利用者口座への入金をなすものとします。
2. 前項の資金移動については、会員はＩＣカード及びＥＣツールを用いて仮想ＡＴＭにアクセスし、所定の暗証番号を入力して行うものとし、ＩＣカードにより会員認証がなされ、かつ、上記暗証番号が当該会員の登録された暗証番号と同一である旨が確認されて資金移動がなされた場合には、モール（及び銀行）は免責されるものとします。

資金移動の方法を明示している。不正な資金移動を防ぐには、会員は自己のＩＣカードを管理し、暗証番号を他の人に知られないことが重要である。銀行は、モールの決済サービスにおいて、モールから実際の資金移動を委託される機関とする。

第７条（商品の購入等）

1. 会員は、会員が購入を希望する商品等についての売買契約（以下、「本売買」という）が会員と加盟店の間で成立するものでありモールは当該売買契約の当事者とならないことを確認します。
2. 会員は、第５条に従いモールへアクセスした後、モール所定の方法に従い商品等を選択し、さらに「コンピューター画面上の購入ボタンを押し下げる等の」購入確認の入力を行うことにより、加盟店に対し売買契約の申込をなすものとします。
3. 会員は、前項の申込をなす前に、加盟店が認め、かつ、ネットワーク上に表示する売買条件を確認するものとし、会員の本売買の申込はいかなる場合でも同売買条件を承認のうえなされたものとみなします。
4. 会員は、前２項の申込前に、当該申込にかかる商品等の代金額以上の資金を仮想財布口座に予め入金しておくものとし、同入金がなされていない段階での申込は効力が生じないものであることを承認いたします。
5. 本売買は、第２項の申込の後、「加盟店が電子メールにより」会員に対し承諾を「なすことにより」「なし、それが会員に到達した時に」成立するものとします。

本約款においては、売買契約と決済は区別して考える。本条は会員・加盟店間の売買契約の申込と成

立に関する記述である。消費者保護の観点から、売買条件は見過ぎしの起こらないように明確に表示することが加盟店の義務であるが、これについては、加盟店約款に記述される（第4条第3項）。売買契約成立の一つの条件として、仮想財布口座に商品代金相当額以上の残高があることを本条第4項で定めている。商品一個一個ではオーバーしないが合計するとオーバーする場合は、支払の指示が出された時点で、支払合計が仮想財布の残高にを超えるかどうかにより判断がなされるものとする。第5項にいう売買契約成立の時点について、民法は発信主義を採用しているが、近年通信事情の変化により実情に即した方法がより好ましいと考えられるようになり電子メールが短時間で届くことから到達主義をとるべきだとの意見もある。本約款ではどちらも可としモールの選択事項としている。

第8条（代金の支払）

1. 会員が本売買にかかる商品等の代金を支払う場合は、仮想財布口座の中の資金のうち代金相当額をモール一括口座に入金することにより、代金を支払うものとします。
2. 会員は、前条第2項の売買の申込において、コンピュータ画面に表示された支払合計額を確認し、〔コンピューター画面上の購入確認ボタンを押し下げる等の〕入力することにより、モールに対し仮想財布口座の中の資金のうち代金相当額をモール一括口座への資金移動の指示をなすものとします。
3. 前項の支払指示については、会員はICカード及びECツールを用いてモール及び仮想財布口座にアクセスし、所定の暗証番号を入力して行うものとし、ICカードにより会員認証がなされ、かつ、上記暗証番号が当該会員の登録された暗証番号と同一である旨が確認されて資金移動がなされた場合には、モール（及び銀行）は免責されるものとします。
4. 第1項のモール一括口座への入金をもって、会員の加盟店に対する本売買の代金債務は消滅するものとします。

本条は、決済における加盟店の代理としてのモールの役割を示す。モール一括口座は「代理受領者」のモール名義の口座であり、これによって会員の代金債務は加盟店へ支払われたものと見なされる（加盟店約款7条参照）。本会員約款では、第7条5項において売買契約の成立について述べ、本条において代金支払いについての指示の成立の条件を定めている。

本条第2項においては、売買申込みにおける会員のどの行為が代金支払いの指示と見られるのかを示す。第3項においては、会員からどのような指示があればモールが免責されるのかを明らかにしている。

第9条（利用限度額）

会員は、仮想財布口座に入金できる金額の上限をもって、一回の取引限度額とされることに同意します。

一回の取引限度額は、モールの判断に任される。消費者保護の観点からそれが望ましいと考える場合は、少額に制限することも可能である。

第10条（商品の瑕疵、取引の不完全履行による紛議等）

1. 会員は、商品等の瑕疵、未配送、数量過不足、品違い、運搬中の破損又は汚損等に

より売買契約の無効、取消、解除、その他購入した商品等に係わる加盟店との紛議が生じた場合には、当該加盟店と会員との間で解決するものとし、次項記載の事項を除いて、モールに対し何らの請求をしないものとします。

2. 前項の場合、モールは、会員又は加盟店の求めに応じて、以下の情報を提供することとし、かつ、モールの協力はそれに限定されます。

(1) 例示

(2) 例示

売買契約におけるトラブルに関しては原則として会員と加盟店との間で解決するものとする。ただし、モールが保有する情報が解決に役立つ場合には、その場合に限ってモールが提供する。モールが提供する情報の例としては、商品売買契約にともなう支払情報などが考えられる。情報提供の種類、方法、費用については、第2項に追加して明確にする必要がある。

第11条（E Cツールが利用できない場合）

1. 会員は、以下の各号に定める場合において、E Cツールを利用できない場合があることを予め承認します。

(1) 会員約款において利用が制限されている場合。

(2) 電子商取引市場に関するサーバー、ネットワーク機器、回線等の混雑、故障、停止、停電、天災、その他の理由によりE Cツールの利用に必要な電磁情報の電子的転送又は読み取りができない場合。

(3) 加盟店が電子商取引の利用ができないものとして指定した商品等の購入。

2. 前項に定める事由により会員が電子商取引を利用できないことによって損害を被った場合でも、モールはそれがいかなる理由に基づくものであれ、一切責任を負わないものとします。

第1項(1)の利用が制限されている場合とは、第14条（サービスの一時停止または終了）を指す。

第12条（ソフトウェア・ID等の使用及び管理に関する免責）

1. モールは、会員によるコンピュータ操作ミス、E Cツールの誤使用、E Cツールの改変、その他会員のコンピュータ・ネットワークの誤った利用に起因して被ったいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとします。
2. モールは、会員がE Cツールを利用するための暗証番号、ユーザID、パスワード等の不注意な使用・管理に起因して生じた、第三者による会員の利用者口座、仮想財布口座への不正アクセス、商品等の売買契約の無権限申込その他の不正利用により、会員が被ったいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとします。

利用者に起因する損害に関するモールの免責規定。

第13条（届出事項の変更）

1. 会員は、住所、氏名、連絡先等を変更したときは、遅滞なく電子メール等でモールに通知するものとします。ただし、利用者口座・仮想財布口座等を変更したときは、書面により通知するものとします。

2. 会員は、前項の通知を怠った場合、モールからの通知又は送付書類が延着又は不到達となっても、モールが通常到達すべき時に到達したとみなすことに異議のないものとします。

第1項、口座の変更については、口座振替依頼書を書面で銀行に提出するため書面が必要になる。

第14条（サービスの一時停止又は終了）

1. 会員は、電子商取引に関するシステム維持、セキュリティ管理等の理由により、会員に事前に通知することなく、電子商取引の利用に関する処理の全部又は一部が一時的停止又は終了されることがあることを予め承認します。
2. 電子商取引の利用に関する処理の全部が終了された場合には、モールは、会員の仮想財布口座にある資金の全部を、別途モールが指定する日までに会員の利用者口座へ入金するものとし、それ以外の債務は負わないものとします。

システムメンテナンス時の対応、及び第三者の不正などにより電子商取引の安全対策を見直す場合の対応について定めたもの。

第15条（会員の都合による脱会）

会員が都合により脱会するときは、モール所定の届出をすると共にICカード及びECツールを返却するものとします。

脱会時の会員の義務を定めたもの。

第16条（会員資格の喪失）

1. 次の各号に定めるいずれかに該当する事由が会員に生じた場合、モールは当該会員の会員資格を喪失させることができます。
 - (1) 会員約款に違反した時
 - (2) 法令、公序良俗に反すると判断される行為をした場合
 - (3) 仮差押、差押、競売の申立又は租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 破産の申立を行いまたは受けた場合
 - (5) 銀行取引停止処分を受けたとき又は銀行取引を停止した場合
 - (6) その他会員として不適格とモールが認めたとき
2. 前項の場合、会員はICカードおよびECツールを速やかにモールに返却するものとします。

会員の資格喪失のケースを定義したもの。

第17条（情報の開示）

会員は、モールが裁判所、捜査機関その他の国家機関から要求された場合には、会員の電子商取引利用に関する情報をこれらの機関に開示する場合があることを予め承認します。

本条では暗黙の内にプライバシー保護条項を含んでいる。ECOM「民間部門における電子商取引に係る個人情報保護に関するガイドライン」（資料3）第5条及び第12条等では、モール及び加盟店は情報の目的外の収集及び利用について一定の制限を加えている。

第18条（約款の変更）

本約款を変更する場合は、あらかじめ会員に変更事項を通知いたします。なお、モールが変更内容を通知した後○日を経過しても会員から異議の申立てがなかった場合、あるいは、モールが変更内容を通知した後会員が電子商取引を行った場合は、会員は変更事項を承認したものとみなします。

変更内容の会員への通知方法は電子メールによることが多いと考えられる。申立て日数の期限を限ることは、休眠会員を含めて対象にする場合には妥当であろう。

オプション条項

仮想財布口座への資金移動を予約で行った場合は、担保手段として下記条文を追加する。ただし、銀行による信用供与なので、銀行の口座約款には別途失期条項や遅延損害金条項を入れておく。

（期限の利益の喪失）

会員は、支払期日に支払を遅延し、モールから○日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

（遅延損害金）

1. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで支払金合計の残額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 会員が、支払金の支払を遅滞したとき（1の場合を除く）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該支払金に対し、年○%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該遅延損害金は支払金合計の残額に対し、商事法定利率を乗じた額を超えないものとします。

会員が加盟店の代理者たるモールに対して債務があり、かつ、通常の方法で仮想財布口座から引き落とせなかった場合は、オプション条件「期限の利益の喪失」、「遅延損害金」が当該会員に対して課せられるものとする。

2.3.2.6 「即時払いモデル1」の加盟店約款及び解説

前文

〔加盟店 〕（以下「甲」という）と〔モール 〕（以下「乙」という）は、第1条に定義する会員に対する電子商取引に関し、次のとおり加盟店契約を締結する。

加盟店約款において契約の当事者は、加盟店と決済サービスを提供するモールである。モールは、加盟店の代理人として会員から代金債務の返済を受ける。

第1条（定義）

本契約において、次の用語は以下のように定義されるものとします。

- (1) 電子商取引：以下に定義する会員が加盟店に対し、コンピュータネットワークを利用して、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）を購入し、乙の決済システムを利用して商品等の代金を支払う取引をいう。
- (2) 会員：乙の電子商取引会員約款に従い、乙より会員として承認されたその時々をいう。
- (3) 加盟店：乙と加盟店契約を締結し、電子商取引に参加している甲を含むその時々をいう。
- (4) 店舗口座：以下に定義するモール一括口座より商品等の代金額の入金を受けるため、甲が〔乙の指定する銀行〕に開設する預金口座をいう。
- (5) 仮想財布口座：電子商取引の商品等の代金を支払うため。会員が乙の指定する銀行に開設する預金口座をいう。
- (6) モール一括口座：電子商取引の商品等の代金を受領するため、乙が開設している下記預金口座をいう。
()
- (7) ネットワーク上の店舗：〔乙のコンピュータネットワークの名称〕上で加盟店が〔加盟店のホームページの名称〕ホームページを利用して出店・運営する店舗をいう。
- (8) 商品広告：ネットワーク上の店舗の出店・運営のため、乙のシステム内の加盟店用サーバーを利用し（以下「店舗用サーバー」という）、甲が公衆回線を通じてのリモートアクセスにより行う、甲の商品等の情報の提供。
- (9) 〔加盟店用ECツール：電子商取引参加のための乙が定めたシステム仕様に基づく、モールから加盟店に貸与される加盟店用ソフトウェア等の関連機器をいう。〕
- (10) 入金：預入れ、振込、振替、その他の方法により、現金振込を口座に入金することをいう。

「電子商取引」の定義は、ここではインターネットなどのオープンなコンピュータネットワークを介して行う消費者・加盟店間の取引に限定し、かつ、本約款解説書のまえがきで定義した決済方式を利用するものをいう。「モール一括口座」は、モールが商品等の代金を加盟店に代わって代理受領するための銀行口座である。会員約款解説書で記述したように会員は仮想財布口座からモール一括口座への口座振替契約を銀行との間で締結しておく必要が有る。第9項は、オプションであり、「加盟店用ECツール」の配布が必要なモールの決済の仕組みについてはこれを入れる。

第2条（加盟店資格）

1. 乙は甲に対し、加盟店資格を証明する加盟店ID及びパスワードを発行し、〔加盟店用ECツールを貸与し、〕本契約に従いネットワーク上の店舗出店を許可するものとします。
2. 甲は、本契約日より〔1週間〕以内に電子商取引に関する次の事項について、乙に対して書面により届け出、乙の書面による承認を得るものとします。なお、甲は乙

の承認前には第4条に基づく出店はできないものとします。

(1)取扱商品等の種類または内容

(2)取扱期間

(3)商品毎の主要売買条件

(4)指定預金口座

(5)その他電子商取引上で重要な事項で乙が定める事項

3. 甲は、前項各号に定める事項を変更しようとするときは、速やかに乙所定の方法により届け出るものとします。
4. 甲は、甲と同一又は類似の業種の加盟店がネットワーク上の店舗へ出店する場合があることを予め承認します。

第1項の加盟店用ECツールはオプションである。第3項において届出の方法は、書面あるいは電子メールなどが考えられるが、通信効率と法律による書面要求を勘案し、乙が定めるものとする。例えば、指定預金口座の変更については、届出印等を押した書面による届出が必要となる。

[第3条（善管義務、告知義務条項等）

1. 甲は、加盟店用ECツールを使用して電子商取引に参加するものとします。
2. 貸与された加盟店用ECツールは、甲以外は使用できないものとします。また甲は善良なる管理者の注意をもって加盟店用ECツールを利用・管理するものとし、加盟店ツールの改変をしないものとします。
3. 甲は、加盟店用ECツールの全部もしくは一部に故障、破損、紛失、盗難があった場合、または、加盟店用ECツールにより作成もしくは保存された情報が第三者に漏洩したことを知ったとき、速やかに乙に知らせるものとします。
4. 甲が、前各項に違反し、乙に損害が生じたときは、甲は損害賠償の責任を負うものとします。甲が前各項に違反し、会員に損害を与えた場合は、甲は当該会員に対し損害賠償その他一切の責任を負うものとし、乙は何らの責任を負わないものとします。]

第3条はオプションである。加盟店用ECツールの貸与が必要なしくみについてはこの条を入れる。

第4項において、加盟店が加盟店用ECツールの管理義務に違反した場合の責任を示す。

第4条（モールへの出店）

1. 甲は、本条の定めるところによりネットワーク上の店舗に商品広告を掲載して、ネットワーク上の店舗を出店・運営するものとする。
2. 甲は、会員よりの電子商取引による商品等の購入申込を、正当な理由なく拒んではならず、合理的理由なく電子商取引によらない甲の他の一般の顧客より売買価格その他の主要条件で不利な取扱いをしてはならない。
3. 甲は、甲の責任と費用負担において商品広告の企画、制作を行うものとする。ただし、商品広告の制作に当たり次の事項を遵守するものとする。
 - (1)訪問販売法、割賦販売法、景品表示法、その他関係法令に違反しないこと

- (2) ECOMが定める広告に関する自主基準に違反しないこと。
- (3) 会員の判断に誤導・錯誤を与える恐れのある表示をしないこと。
- (4) 会員が商品等の主要販売条件を容易に理解できる表現で掲載すること。
- (5) その他乙と協議のうえ定められる事項。
- 4. 以下の事項について表示すること。
 - (1) 甲の住所
 - (2) 甲の屋号・商号
 - (3) 甲の電話番号及び電子メールアドレス
 - (4) その他乙が重要と認めた事項

第2項においては、会員が他の決済方法を選択できる場合でも、本決済方法が差別されることなく利用できることを保証する。なお、甲において他の決済方法がない場合においては、この項は不要である。

第3項(2)の「ECOMが定める広告に関する自主基準」については、『「消費者-出店者」間の売買に関する運用ガイドライン(1.0版)』4 広告、宣伝、勧誘の項(資料2)を参照のこと。

第5条(商品広告の削除)

- 1. 乙が甲の商品広告を不適当と認めた場合には、乙は甲に対し、甲のネットワーク上の店舗から特定の商品広告の全部又は一部の情報の削除を要請することができるものとします。
- 2. 前項の場合で、やむを得ない事由がある場合は、乙は事前の要請を省略して、商品広告の掲載を一時停止する等の措置を取ることができ、その後速やかにかかる措置を取った時期及び理由を甲に通知するものとします。
- 3. 甲は、前二項の削除または一時停止による損害の賠償を乙に請求できないものとします。

第5条は消費者保護の観点から、商品広告削除の要請、及び、商品広告掲載の一時的な停止を許容するものである。商品広告が原因で、甲と会員との間で紛議が生じた場合、乙は本条に基づき、商品広告の停止を図ることができる。

第6条(販売の方法)

- 1. 甲は会員の購入希望する商品等に関する売買契約(以下、「本売買」という)は会員と甲の間で成立するものであり、乙は当該売買契約の当事者とならないことを確認します。
- 2. 甲は電子商取引において会員より商品等の購入申込を受けるときは、会員から甲に次の申込データを送信させなければならないものとします。
 - (1) 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
 - (2) 商品等の代金額。消費税その他付帯費用
 - (3) 会員番号
 - (4) その他甲または乙が必要と認めた事項
- 3. 甲は、会員からの申込を受けたときは、乙所定の方法により当該会員の仮想財布口座の残高が当該申込にかかる商品等の価格を上回ることを確認し、承諾をなすもの

とします。

4. 本売買は、前項の確認後、甲が〔電子メールにより〕会員に対し、承諾を〔なすことにより〕〔なし、それが会員に到達したときに〕成立します。
5. 甲は、本条第2項より前項までの記録及び当該取引の送信及び取引処理経過を記録し、〔 〕年間保管しなければならない。

第6条は、本決済方式により、電子商取引を行う方法について記述している。第2項において、申込データをコンピュータネットワーク経由で送信させるが、プライバシーの第三者への漏洩を保護する立場から、暗号化などの措置が望ましい。第3項において、本決済方式を用いるための条件を示している。第4項においては、売買契約の成立の時期について定めるが、発信主義あるいは到達主義のいずれも可としており、乙の考え方に応じて定めるものとする。第4項、仮想財布口座残高不足により承認しない場合は、会員に通知される。第5項の取引記録の保管期間は商法36条によれば10年、法人税施行規則59条によれば7年である。

第7条（代金の支払）

1. 甲は乙に対し、商品等の代金受領を委任し、会員がその仮想財布口座よりモール一括口座に商品等の代金を入金することにより、当該商品等の代金を支払うことに同意します。
2. 前項のモール一括口座への入金をもって、当該商品等についての会員の甲に対する代金債務は消滅するものとします。

第7条は会員の当該商品などの代金債務がどの時点で消滅するかを定義する。これ以降トラブルが生じた場合には、甲及び乙との間で解決することになる。

第8条（商品等の発送等）

1. 甲は、〔第6条第4項に従い〕会員に承諾の通知をしたときは、速やかに安全確実な方法により、会員の指定した送付先に商品等を発送し、もしくは提供するものとする。
2. 甲は、商品等の引き渡しに関わる商品発送簿を整備し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等を管理しなければならない。

第8条において、ソフトウェア等のダウンロードについて特に記述していないが、第1項の安全確実な方法に含まれる。なお、第6条4項は売買契約の成立要件を示すものである。

第9条（乙の業務）

本契約に基づいて乙が甲に対して提供する業務は、次の各号のとおりとします。

- (1) 店舗用サーバーを乙のシステム内で支障なく稼働させること。ただし、ネットワーク上の店舗用サーバーの内容の変更、更新及び受信情報の取り出しは、甲がリモートアクセスを通じて行うものとします。
- (2) 会員より購入申込があった場合、当該会員の仮想財布口座の残高が当該申込にかかる商品等の代金を上回ることを、乙所定の方法により、甲が確認できるようにすること。

- (3) 甲と会員との間で電子商取引が締結された場合、甲を代理して会員の仮想財布口座より当該商品代金等をモール一括口座にて受領し、乙所定の方法により、甲の店舗口座に入金すること。

乙の業務の内容を定義する。(3)において甲の代理として、会員が甲に払うべき代金を受領することを示す。運用上発生したトラブルの責任分担においては、銀行と乙の間の切り分けが必要になる。例えば銀行のシステムのトラブルに基づく甲への損害負担は、銀行と乙との間で解決されるべきである。

第10条（加盟店手数料等）

甲が乙に支払う加盟店手数料は別途定めるものとし、乙が甲に別途指定する期限及び方法により乙に支払うものとします。

加盟店手数料の手数料率及び支払い方法については通常覚え書きにおいて規定する。

第11条（商品の瑕疵、取引と不完全履行による紛議等）

1. 甲は、商品等の瑕疵、未配送、数量過不足、品違い、運搬中の破損又は汚損等により売買契約の無効、取消、解除、その他購入した商品等に係わる会員との紛議が生じた場合には、当該会員との間で解決するものとし、次項記載の事項を除いて乙に対し何らの請求をしないものとします。
2. 前項の場合、乙は、会員又は甲の求めに応じて、以下の情報を提供することとし、かつ、乙の協力はそれに限定されます。

(1) 例示

(2) 例示

売買契約におけるトラブルに関しては原則として会員と加盟店との間で解決するものとする。ただし、モールが保有する情報が解決に役立つ場合には、その場合に限りモールが提供する。モールが提供する情報の例としては、商品売買契約にともなう支払情報などが考えられる。情報提供の種類、方法、費用については、第2項に追加して明確にする必要がある。

第12条（その他の甲の義務）

1. 甲は、乙が指定した商品等の電子商取引は行わないものとします。
2. 甲は、E COMが定める返品に関する自主基準を遵守するものとします。
3. [甲は、会員との電子商取引にかかる契約を解除したときは、乙所定の方法により乙に対して通知するものとします。]

第2項において「E COMが定める返品に関する自主基準」については、『「消費者-出店者」間の売買に関する運用ガイドライン(1.0版)』7 商品の返品・交換の項(資料2)を参照のこと。消費者保護の観点からは返品及び売買契約解除において消費者に対して不利にならないように規定を定めることが重要である。なお、コピーが容易なデジタル商品等返品に適しないものについては返品を受け付けない旨の記述を広告に含めることが必要である。

第13条（調査への協力等）

1. 乙は、本契約に定める事項に付いて、甲に対して調査の協力を求めることができる

ものとしします。

2. 乙は、甲が行う電子商取引が本契約に照らして不適當であると判断したときは、甲に対し取扱商品、広告表現、販売方法その他の事項につき改善又は販売等の中止を求めることができます。
3. 甲は、前項のとき、直ちに所要の措置を取らなければならないものとしします。

第13条は乙が消費者保護、加盟店の不正行為等に関し、加盟店に要求可能な範囲を示す。本条は第5条の商品広告も含め、電子商取引全般をも対象としている。

第14条（電子商取引による販売ができない場合）

1. 甲は、以下の各号に定める場合において、電子商取引による販売ができない場合があることを予め承認します。
 - (1)本契約において利用が制限されている場合。
 - (2)電子商取引市場に関するサーバー、ネットワーク機器、回線等の混雑、故障、停止、停電、天災、その他の理由により電子商取引による販売に必要な電磁情報の電子的転送又は読み取りができない場合。
 - (3)乙が電子商取引による販売ができないものとして指定した商品等。
2. 前項に定める事由により乙が電子商取引による販売ができないことによって損害を被った場合でも、乙は、第9条(1)号の規定にかかわらず、それがいかなる理由に基づくものであれ、一切責任を負わないものとしします。

第1項(1)の利用が制限されている場合とは、第18条（サービスの一時停止または終了）を指す。第2項は乙の免責を示す。

第15条（ソフトウェア・ID等の使用及び管理に関する免責）

1. 乙は、甲によるコンピュータ操作ミス、〔加盟店ツールの誤使用、〕その他甲のコンピュータ・ネットワークの誤った利用に起因して被ったいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとしします。
2. 乙は、甲の〔加盟店ツール、〕暗証番号、ユーザID、パスワード等の不注意な使用・管理に起因して生じた、第三者による乙の店舗口座への不正アクセス、商品等の売買契約の無権限申込その他の不正利用により被ったいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとしします。

甲の暗証番号、加盟店ID、パスワード等の善管義務について、記述したもの。

第16条（機密の保持）

1. 甲は、本契約に関して知り得た一切の顧客情報を万全に保管し、乙の事前の同意なく、これを本契約の目的外に使用し、又は、第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。
2. 甲及び乙は、本契約の遂行上知り得た情報を万全に保管し、相手方の事前の同意なく第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。
3. 前項の機密保持は本契約の終了後も同様とする。

4. 甲又は乙は、業務の処理を第三者に委託する場合は、当該第三者が会員に関する情報に接することになるときは、当該第三者に対して、第一項と同様の機密保持義務を課するものとし、その責任は委託者に帰するものとする。

電子商取引の目的以外の個人情報利用を禁ずる消費者のプライバシー保護の観点から必要な条項である。E COM「民間部門における電子商取引に係る個人情報保護に関するガイドライン」（資料3）第5条及び第12条等では、モール及び加盟店は情報の目的外の収集及び利用について一定の制限を加えている。

第17条（届出事項の変更）

1. 甲は、乙に届け出た商号、屋号、代表者、所在地、連絡先、店舗口座等に変更が生じたときは、遅滞なく乙所定の方法で乙に届け出るものとします。
2. 甲は、前項の通知を怠った場合、乙からの通知又は送付書類が延着または不到着となっても、乙が通常到着すべき時に到着したとみなすことに異議ないものとします。

第2項では発信主義が妥当である。

第18条（サービスの一時停止又は終了）

1. 乙は、電子商取引に関するシステム維持、セキュリティ管理等の理由により、乙に事前に通知することなく、電子商取引の利用に関する処理の全部又は一部が一時停止又は終了されることがあることを予め承認します。
2. 本契約によるサービスの提供が終了された場合には、乙は、モール一括口座にある甲に引渡すべき資金の全部を、別途乙が指定する日までに甲の利用者口座へ入金するものとし、それ以外の債務は負わないものとします。

システムメンテナンス時の対応及び第三者の不正などにより電子商取引の安全対策を見直す場合の対応について定めたもの。

第19条（契約期間等）

1. 本契約は、契約締結の日から○年間有効とし、期間満了の○月前までに甲又は乙の書面による更新拒絶の意思表示がないときはさらに○年間延長するものとし、以降も同様とする。
2. 次の各号に定めるいずれかに該当する事由が甲に生じた場合、乙は本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約に違反したとき。
 - (2) 法令に反すると判断される行為をした場合。
 - (3) 仮差押、差押、競売処分又は租税公課の滞納処分を受けた場合。
 - (4) 営業の停止又は取消の処分を受けた場合。
 - (5) 破産、和議、会社更生、会社整理開始、特別清算開始の申し立てを行い又は受けた場合。
 - (6) 支払停止、手形交換所の不渡処分、銀行取引停止処分を受けた場合等、信用状態に重大な変化が生じた場合。

(7)電子商取引について公序良俗に反する行為がある等合理的な理由がある場合。

(8)その他本契約を継続しがたい事情がある場合。

3. [本契約が終了した場合、乙は貸与されている加盟店用E Cツール等を速やかに乙に返却するものとします。]

契約終了、及び契約解除の要件とその後の措置について定義する。

第20条（情報の開示）

甲は、乙が裁判所、捜査機関その他の国家機関から要求された場合には、甲の電子商取引利用に関する情報をこれらの機関に開示する場合があることを予め承認します。

情報開示に関する例外規定。

第21条（協議事項）

本契約に定める事項の解釈又は本契約に定められていない事項に付いて疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとします。

第22条（準用規定）

甲と乙との本契約に関する準拠法は、全て日本国法が適用されるものとします。

第23条（合意管轄裁判所）

本契約に関して甲乙間で紛争が生じたとき、〇〇〇裁判所を第一の合意管轄裁判所とします。

2.3.3 その他の検討内容

「即時払いモデル1」は従来にない新しい決済方式であることから、関係部門の役割に関して実効的にどのような形となるのかについて不明確な点が多い。このため、以下にそれに関する論点と本モデルでの考え方を記述する。

- (1) モールは決済の代理人であり、法的効力はそれに閉じるものとするが、広告の規制等加盟店に対して指導を行う立場を持つ。クレジット会社も決済の代理人を前提に手数料徴収を行うが、モールの場合は、決済サーバ使用料としての料金徴収を行うのみで手数料率も低いことから、責任の度合いがクレジット会社に比較して小さい。一例として、売買契約の履行をめぐる加盟店と会員との紛議に関し、モールが情報提供を行うことのみを義務付けられ、解決に直接手を貸さないこともそれに応じた責任分担ともいえる。
- (2) 銀行は、モールと同様に手数料を加盟店から徴収するが、これもクレジット会社と異なり、決済に関するシステム維持のための費用であり手数料率も低く設定される。
- (3) 加盟店は、モールに出店するだけで商売の場を与えられる有利な立場にあり、投資も少ないことから、既存のリアル店舗を出店する場合に比べて有利である。したがって、広告の規制や会員との紛議解決におけるモールとの役割分担に関して加盟店

約款に従うことを当然とすべきである。

- (4) 会員は仮想口座を銀行に開設するだけで利用できることから、購買や支払いにおいて加盟店が表示する広告内容を確認するなど一定の自己責任が問われることが想定される。ただし、自己責任の前提として、購買や決済の仕組みについて十分な説明がなされること、会員約款の周知徹底がなされる必要があることは言うまでもない。なお、モールが加盟店の広告を規制できる点に着目すれば、売買契約の履行をめぐる加盟店と会員との紛議に関しモールが何らかの責任を負うべきであるとの議論も考えられるので、今後検討を要する。

2.4 前払い型支払方式短期検討

2.4.1 標準決済モデル

前払い方式の決済方法として、実証実験プロジェクトで実施されるスマート・コマース・ジャパンの前払いモデルを取り上げ、特徴などを抽出し、「ECOM CASHモデル」と定義し、ECへの適応性に関する評価・分析を行い課題を検討した。

2.4.1.1 「ECOM CASH」モデルについて

前払のスキーム「ECOM CASH」では電子的データを納めたICカードを用いて実店舗で少額の支払いを行うもので、使い切り型と加算型の2種類がある。加算型「ECOM CASH」は、利用者が専用端末で現金等を用いてICカードに再充填ができ、使い切り型「ECOM CASH」は再充填ができない。加算型の「ECOM CASH」はさらに、単一機能の「単独型」とクレジットカードなど複数の機能を併せ持つ「併用型」に分類できるが、ここでは「単独型」を検討の対象として取り上げる。

「ECOM CASH」は数万円以内の少額の支払いに使うことを意図しており、できるだけ運用コストを下げる設計を採用している。「ECOM CASH」を利用するときは、加盟店の端末においてカード内に記録されている残高から商品の代金を差し引くことで支払いが行われる。この時、利用者はキャッシュカードのように暗証番号等を入力する必要がなく、クレジットカードを利用するときのように署名をする必要もないので、スピーディな支払いができる。

「ECOM CASH」は、偽造や複製を防止する対策の一つとしてクローズドループ方式の使い方のみを許しており、一度加盟店で支払いに使われた電子データを加盟店から発行体に提示することにより、対価が預金の形で加盟店の口座に振り込まれる。すなわち、「ECOM CASH」を利用者間あるいは加盟店間で転々流通させることができない。

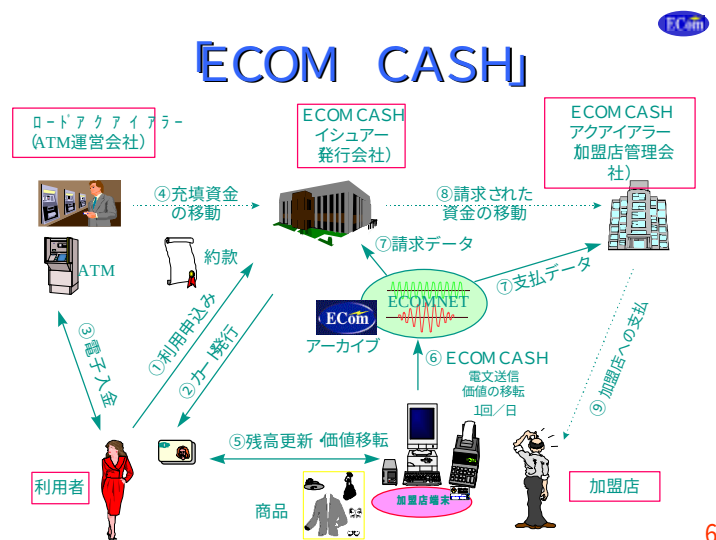


図 2-6 前払いのスキーム「ECOM CASHモデル」

2.4.2 標準約款

2.4.2.1 検討の概要

「E COM CASH」の業務フローの検討過程において導き出した課題の解決を考え、それらを約款で解決可能なものと、それ以外に分類し、約款で解決可能なものについては約款の中に取り入れた。

2.4.2.2 約款作成の基本的考え方

現行法規内で電子決済・電子マネー・決済を運営するための当事者間ルール、すなわち、利用者とカード発行体との間の「利用者約款」及び、加盟店とカード発行体との間の「加盟店約款」は、消費者保護等にも配慮して中立的な立場から検討を加え作成したものであるが、今後、電子マネー・決済法等の新たな立法、規制が行われればそれらに合わせて変更されるべきものである。

(1) 電子マネー・決済としての定義を採用

「E COM CASH」の定義規定を、従来のプリペイドカードにとらわれず、媒体であるICカードと電子データである「E COM CASH」を分離して考えるなど、可能な限り「電子マネー・決済」としての定義を第2条（定義）で試みた。ただし、媒体であるICカードは「前払式証票の規制等に関する法律」の証票に該当するため、同法を意識した条文も取り入れている。

(2) 法律との関係

「E COM CASH」に関係する主な法律は下記のとおりである。

- 前払式証票の規制等に関する法律
- 紙幣類似証券取締法
- 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）
- 割賦販売法
- 銀行法
- 民法、商法

特に、前払式証票の規制等に関する法律いわゆる「プリカ法」との関係が深く、同法第2条（定義）によれば、前払式証票とは「＜一部省略＞証票その他の物に記載され又は電磁的方法により記載されている金額に応ずる対価を得て発行される証票等（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行なわれるものを含む。）であって、当該証票等の発行者又は当該発行者が指定する者から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの」とあり、「E COM CASH」は同法の適用と規制を受けるものである。

(3) 換金の原則禁止

第14条（換金の原則禁止）において一度購入した「E COM CASH」は原則として現金との引き換えはできないと定めた。換金ができれば利用者にとっての利便性が増すが、預り金の禁止を定めた出資法、さらに紙幣類似証券取締法に抵触するおそれがあるため、原則的には換金を禁止している。ただし、最寄りの加盟店が「E C

「ECOM CASH」の取扱いをやめた場合など、発行体や加盟店の事情により「ECOM CASH」の利用が著しく困難になったと認められる場合は払戻しを行うものとした。

(4) 入金上限額

第5条（電子入金）において「ECOM CASH」は対象商品を少額なものに限定し、入金上限額として〇〇〇〇〇円としているが、発行体が対象としている商品の金額の範囲によってこの上限額は定められる。

(5) 紛失・盗難・破損

第12条（「ECOM CASH」の再入力等をしない場合）では「ECOM CASH」を紛失あるいは盗まれたとき、現金と同様、利用者がその損害を負うものとしている。ただし、第11条（「ECOM CASH」の再入力等をする場合）において、破損した場合で残高が推定できる時は、発行体に実費相当の手数料を支払って「ECOM CASH」再交付を依頼できるとしている。

(6) 消費者保護

「ECOM CASH」の支払の仕組みは現金に近いものであり、消費者保護も現金利用と同様の範囲内で検討した。例えば加盟店と利用者との紛議においては、発行体による加盟店管理の問題とのバランスはあるものの、第13条（加盟店との関係）により基本的には利用者と加盟店との間で解決するものとした。ただし、第11条（「ECOM CASH」の再入力等をする場合）では、端末の故障により「ECOM CASH」の損壊が発生した場合など発行体や加盟店に明確な責任がある場合は、同額の「ECOM CASH」再交付を義務付けている。

(7) 譲渡性

「ECOM CASH」をその媒体であるICカードごと第三者に譲渡することができる。しかし、ICカード内の電子データである「ECOM CASH」のすべてあるいは一部を、他の利用者のICカードに移転させることはできない。

(8) 偽造・変造

第9条（「ECOM CASH」が利用できない場合1）において、偽造もしくは変造された「ECOM CASH」または違法に取得された「ECOM CASH」を使用することを禁じている。したがってこれらの事実が判明した場合に所持者は支払いに使うことはできない。

2.4.2.3 約款の参加者

「ECOM CASH」の約款は、ご利用約款と加盟店約款の2契約からなる。ご利用約款において契約の当事者は、「イシュアー」と呼ばれる「ECOM CASH」発行会社（クレジットカード会社）と利用者である。加盟店約款において契約の当事者は、加盟店と「アクワイアラー」と呼ばれる加盟店管理会社（クレジットカード会社）である。「イシュアー」と「アクワイアラー」との間には別に提携業務契約が結ばれるが、これについては検討を省略し、ご利用約款及び加盟店約款上両者は一体であるとみなす。

ECOM CASHの利用局面をICカード発行、電子入金、利用の三つに分け各局面ご

との利用方法を図 2-7～図 2-9 に示す。なお、電子入金の方法として利用者のクレジットカードを用いて「ECOM CASH」を購入することを仮定している。通常、利用者は同一のクレジットカード会社から IC カードの発行も受けるので、「ファンドイシューアー」（利用者がクレジットカード利用契約を結んでいるクレジットカード会社）と「イシューアー」とは同一であることが多い。また、「ロードアクワイアラー」は、「ECOM CASH」充填用の ATM を置いている会社であり、「イシューアー」そのものであることが多いが、そのほかに、「イシューアー」と業務提携をしている銀行やクレジットカード会社などが想定できる。各利用局面の参加者を表 2-22 に示す。図 2-10 に「ECOM CASH」の契約形態を示す。

ICカードの発行

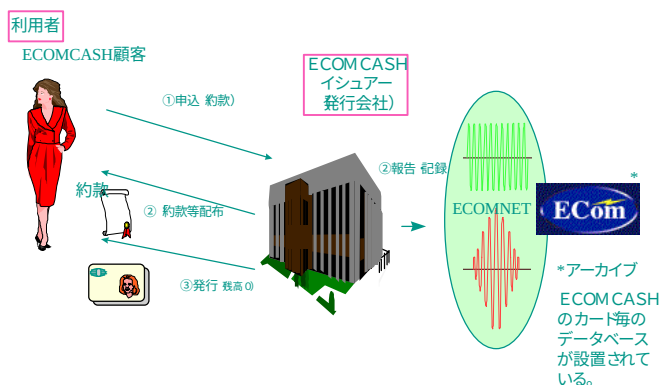


図 2-7 ICカードの発行

ECOM CASHへの電子入金

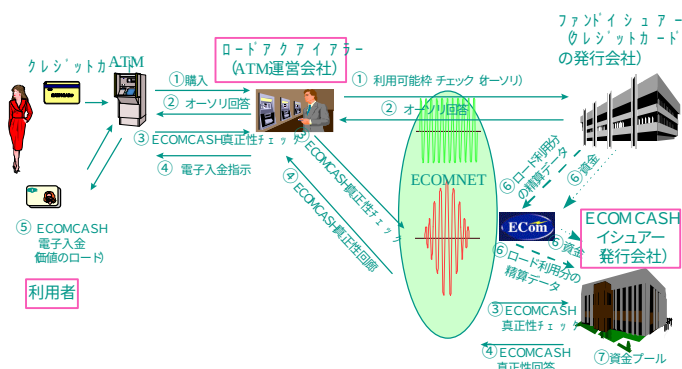


図 2-8 「ECOM CASH」の電子入金

ECOM CASHの利用

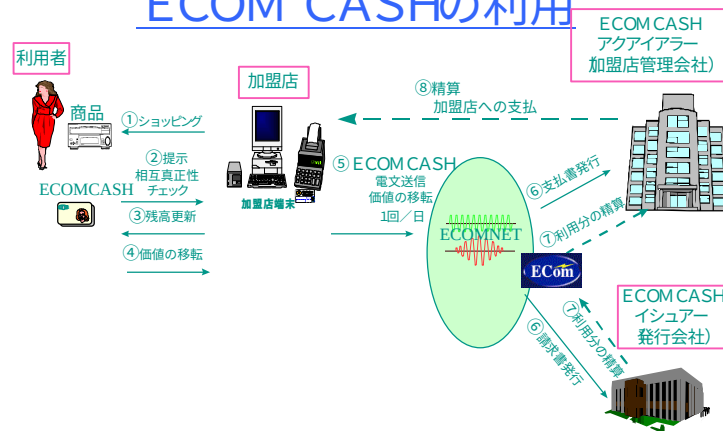


図 2-9 「ECOM CASH」の利用

表 2-22 「ECOM CASH」の各利用局面の参加者

参加者	ICカード発行	電子入金	利用
「ECOM CASH」発行会社 (イシューア)	○	○	○
ロードアクワイアラー		○	
利用者のクレジットカード会社 (ファンドイシューア)		○	
加盟店管理クレジットカード会社 (アクワイアラー)			○
利用者	○	○	○

ECOM CASHの契約形態

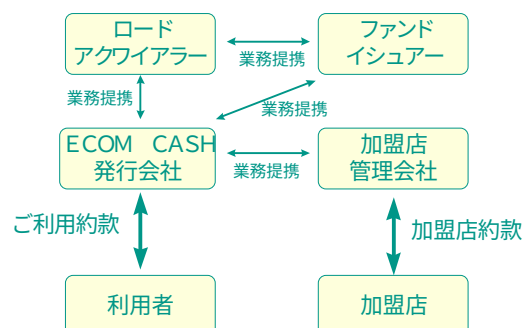


図 2-10 「ECOM CASH」の契約形態

2.4.2.4 「E COM CASH」のご利用約款及び解説

2.4.1.1で説明した加算、単独型のご利用約款を示す。

第1条（約款の趣旨）

〇〇株式会社（以下「当社」といいます。）は、電子情報による前払式代金決済のための「E COM CASH」（加算、単独型）のお取引について、この約款により取り扱います。

- (1) この約款は普通取引約款として、カード発行者との関係で、カード所持者が「E COM CASH」の取引を行う際に、この約款に従うものとしている。
- (2) また、カード表面には「詳しくは利用約款をご参照下さい」と記載することにより、カード所持者に約款の存在を周知させることを前提としている。
- (3) 「E COM CASH」には①単独・使切型、②単独・加算型、③併用・加算型の3種類が存在する。このうち、今回は「単独・加算型」を前提とした約款となっているが、この点については、明快な定義を設けずタイトルの下にカッコ書きでタイプ（型）を表記するに止めている。基本的にはパンフレット等による商品説明にて行なうことを前提にしている。なお、単独型とは「E COM CASH」が単独のカードとなっているものを、併用型は「E COM CASH」とクレジットカード等と一体になっているものをさす。「E COM CASH」に再入金可能なものを加算型といい、最初から一定額の価値が入金されており再入金ができないものを使切型という。

第2条（定義）

この約款において用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) ICカード：この約款に基づき取引代金の支払いに利用することができる電子情報を記録することができる集積回路付きの証票。
- (2) 「E COM CASH」：ICカード内の集積回路内に記録することができる金額についての電子情報であって、この約款に基づき取引代金の支払いに利用することができるもの。
- (3) 入力：カードに電子情報を記録すること。
- (4) 電子入金：「E COM CASH」に金額を加算する入力をする事。
- (5) 電子出金：「E COM CASH」に金額を減算する入力をする事。
- (6) 入金機：「E COM CASH」を電子入金することができる機器。
- (7) 記録読取機：「E COM CASH」の記録の読取り、その電子出金を行うことができる機器（ICカード・リーダ・ライタ）。
- (8) 残高表示機：「E COM CASH」の記録を読取り、その表示を行うことができる機器（バランス・リーダ等）。
- (9) 保有：「E COM CASH」を自らの支配下において、任意に電子出金することができる状態にあること。
- (10) 利用可能残高：ICカードに入力されている「E COM CASH」の金額。
- (11) 加盟店：当社等が定める手続きにより「E COM CASH」取引の加盟店

加入の申込みをなし、当社等がこれを承認した者。
(12)お客様：ＩＣカードを所有する者又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」を保有する者。

- (1) 「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の定義については、従来のプリペイドカードを意識した定義とせず、極力電子マネー・決済、電子現金と言われているものを想定して行なった。ただし、この商品の仕組み上、第１条にて「電子情報による前払式代金決済」との文言によりその前払性の表現を行っている。
- (2) 第１項及び第２項においてＩＣカードを「証票」と位置づけ、実質的な価値をもつものを「金額についての電子情報」であって、この約款に基づき取引代金の支払いに利用することができる」とし、これを「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」と定義した。
- (3) 第３項～第５項においては、上記のとおりＩＣカードと「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の定義を分けたために、「入金」（この約款では、「出金」の用語は登場しないので、定義規定はない）、「電子入金」と「電子出金」の概念を導入した。
- (4) 第９項では、「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」を「金額についての電子情報」と定義付けたため、「所有」の概念は該当しないので「保有」を定義した。その特徴は「自らの支配下において任意に電子出金することができる状態」とし「所有」と区別することを試みた。
- (5) 第１１項の「当社『等』」は、「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」イシューア（すなわち「当社」）とアクワイアラーとが異なる（同一でない）ことがあるため『等』という文言を付加した。
- (6) 第１２項では、「お客様」の定義を包括的に設定し、最初に購入した人、譲渡を受けた人、違法に取得した人等も対象とし、さらにその「お客様」についての詳細な位置づけは、必要に応じて個々の条項において明確にした。

第３条（ＩＣカードの発行）

1. ＩＣカード発行を希望される方は、この約款をご承認のうえ、当社が定める手続きにより、ＩＣカードの発行をお申込みいただき、当社がこれを承認した場合に、当社は、ＩＣカードを発行致します。
 2. 当社は、前項のＩＣカード発行に際し、当社が定める方法により、当社所定のＩＣカード発行手数料を申し受けます。
 3. 当社がＩＣカードを発行する場合には、当初「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の利用可能残高は、０円とします。
- (1) 第１条、第４条とあわせて、「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」を利用する以上は、この約款の適用を受けることを定めている。
 - (2) 第２項はＩＣカード発行に際して手数料を徴求する場合の規定。本項はオプション項目とし、発行会社の判断で削除可能とする。なお、企業防衛的見地（嫌がらせの排除等）からは、実費請求を行なった方が良いのではないかとの意見もあるので、発行会社において考慮の上、判断することとする。
 - (3) 第３項は「加算型」の特徴ではあるが、お客様が一般のプリペイドカード同様、申込時に一定金額の「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」が「電子入金」されているとの誤解を招かないためにもこの条項を設けた。なお、０円で発行時には「前払式証票の規制等に関する法律」に定める前払式証票には該

当せず、「対価を得」た時点で前払式証票に該当することとなる。

第4条（約款の適用）

ＩＣカードの所持者又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の保有者は、この約款によりお取引していただきます。

- (1) ＩＣカードあるいは「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」を購入した利用者が当約款の適用を受けることは当然であるが、それらの譲渡を受けた利用者、さらに拾得などにより不正に入手したうえ利用する者も同時に当約款の適用を受ける。

第5条（電子入金）

1. ＩＣカードを正当に所持するお客様は、当社が定める入力機により、「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の電子入金を受けることができます。
2. 「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」に電子入金することが可能な利用可能残高の上限は、金〇〇, 〇〇〇円とします。
3. お客様は、当社に対し、入金を受けるに際し、当社が定める方法により、電子入金の代金をお支払いいただきます。
4. お客様は、前項の代金のお支払いに際し、当社が定める方法により、当社が定める電子入金手数料をお支払いいただきます。

- (1) 第1項では、「当社が定める入力機」のみと表現し、別途パンフレット等により、電子入金可能な場所を示すことを前提にしている。
- (2) ＩＣカードに電子入金可能な「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の上限金額〇〇, 〇〇〇円については原則発行会社の政策判断により任意とする。システム仕様上は９９９, ９９９円が上限であるが、次に述べる理由から上限金額参考額のについては３７, ９９９円以下にとどめることが望ましい。

「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」スキームでは、クレジットカードでカバーされない小銭分野を前提にしている。一つの参考指標として、プリペイドカードの場合は大蔵省の口頭通達で「大金が入金できるのは好ましくない」との指導がなされており、一般的には金５万円を超えないこととされている。「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の場合、一般の消費者の利便を考えれば、最大３万８千円程度で通常の利用には支障がないものと考えられる。この範囲であれば、紛失・盗難の場合に払戻しを行わないことの理解を利用者から得られやすいと考えられる。

前記の上限額３８, ０００円を支持する考え方の一つに、「支払停止の抗弁権」との関係がある。利用者と加盟店との取引に関して紛争が生じた場合は、利用約款第１３条記載のとおり、利用者と加盟店との間で解決することになっているが、前払式証票に関しては、割賦購入斡旋契約における支払停止の抗弁に準じて利用代金相当額の前払式証票の返還（または利用代金に相当する現金の返還）を認めるべきであるとの主張もなされている。ただし、割賦販売法においても、「契約金額が３万８０００円に満たない場合」は、支払停止の抗弁が適用されないとされている。本利用約款においては、支払停止の抗弁に準ずる規定を設けないこととした。したがって、利用者の理解を得るためにはＩＣカードに電子入金可能な利用可能残高の上限額は最大３７, ９９９円とすることが望ましいと考える。

発行会社は、以上の諸事情およびマーケットニーズ等を総合して電子入金可能額を決定するこ

ととしているが、電子入金可能額を高額に設定する場合は、別途、「1回あたりの利用可能」上限額を設けることも考えられる。ただし、「ECOM CASH」は機械的にこのような上限を設けることが現状困難であり、仮に可能としても、全加盟店がそのような規制を遵守することになれば、無意味と思われる。また、当該発行会社が加盟店契約を締結している加盟店以外では利用可能額に上限がなければ無意味ともなる。

- (3) 第3項は、ファンドイシューアの通常の支払い方法を指す。例えばファンドイシューアがクレジットカード会社の場合は、そこで定められているクレジットカードの方法に従うものである。支払方法に関しては、「ECOM CASH」に固有の特殊性はないことを前提にしている。
- (4) 第4項は、ICカードへの「ECOM CASH」の電子入金に際して手数料を徴求する場合の規定。発行の際と異なり、お客様以外に、「ECOM CASH」イシューア（当社）、ファンドイシューア（資金を引き落とす口座等の保有会社）、ロードアクワイアラー（入金機を保有する会社）が存在するため、当社のみ判断で無料としたり、水準を決定するのは困難と思われる（各当事者については、「ECOM CASH」のスキーム図 2-6～図 2-10 参照）。すなわち、ロードアクワイアラーとの提携に際して、ロードアクワイアラーに支払うべき手数料が定められると予想され、これを発行会社において負担すると政策的に判断する場合には、手数料を徴求しないことも考えられる。したがって、本項はオプション項目とし、発行会社の判断で削除可能とする。なお、手数料を徴求する場合、手数料を差引いて電子入金するのは、利用者に誤解を与える可能性が高く、好ましくないと考える。例えば、「ECOM CASH」1万円の電子入金に際して100円の手数料を徴求する場合において実際に1万円の電子入金申込があった場合、「9,900円の電子入金+100円の手数料」とするのではなく、「10,000円の電子入金+100円の手数料」（したがって、クレジットカードからの引き落としで行なう場合は、その引き落とし額が10,100円となる）とすべきと考える。



図 2-11 「ECOM CASH」マーク

第6条（「ECOM CASH」のご利用）

- 1. 「ECOM CASH」を正当な保有者（以下この条において「お客様」といいます。）は、上記「ECOM CASH」マークのある加盟店に対し、「ECOM CASH」をそのご利用残高の範囲内で、当社が定める方法により、代金のお支払いにご利用頂けます。ただし、当社又は加盟店が「ECOM CASH」のご利用ができないものとして指定した商品その他のお取引の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
- 2. お客様が前項により「ECOM CASH」をご利用になる場合には、記録読取機により電子出金をいたします。
- 3. お客様が「ECOM CASH」を加盟店に対する代金支払いにご利用になった際に、加盟店は、「ECOM CASH」専用のご利用伝票控の発行はいたしませんのでご了承ください。

4. 「E COM CASH」をご利用になれる加盟店は、当社等と加盟店との加盟店契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

- (1) 第1項では、第9条において違法に所有・保有された場合には利用できない旨を定めており、それとの関係において、「正当な保有者」という概念で規定を行なった。また、一般のプリペイドカードやクレジットカードの利用において「指定した商品その他のお取引の代金のお支払い」ができない旨の規定があり、「E COM CASH」でもそれらの規定を踏襲した。なお、ここでの「マーク」は約款の最上段にマークを表示している場合を想定しており、その表示場所が異なる場合には、適宜表現の変更を行う必要がある。
- (2) 第2項では、利用の際の最低限手続を示しており、詳しくはパンフレット等で説明することを前提にしている。
- (3) クレジットカードと異なり「E COM CASH」利用にともなう「ご利用伝票控」は発行されない。第3項においては、加盟店による領収書等の発行は妨げないが、少なくとも「E COM CASH」専用のご利用伝票控の発行はしない旨を明確にした。
- (4) 第4項において原則的には利用可能な加盟店を示すのが望ましいが、営業活動のなかで変動するものであり、増減の都度加盟店のリストを表示するのは困難であるため、この表現にてお客様に示す形としている

第7条（「E COM CASH」の譲渡性）

「E COM CASH」はICカードとともに譲渡することができます。ただし、ICカードと分離してこれを譲渡することはできません。

- (1) 単独型の場合は、「E COM CASH」及びICカードについて、クレジットカードのような貸与ではなく販売である。親から子供へのICカードごとの譲渡も想定している。ただし、クレジットカード等との一体型の場合は貸与であり譲渡は不可能となるので注意が必要である。また、「E COM CASH」のシステム仕様上の制限から、「E COM CASH」をICカードと分離してこれを譲渡することを禁じている。

第8条（ご利用可能残高の確認等）

1. 「E COM CASH」のご利用可能残高及びご利用明細は、当社が定める入金機又は残高表示機にてご確認ください。
2. 入金機又は残高表示機が表示することができるお客様の「E COM CASH」のご利用明細は、機種によってその範囲に相違があり、必ずしもご利用明細全部の表示はできませんのでご了承ください。
3. 当社はお客様に対し、ご利用明細書を送付致しませんので、ご了承下さい。
4. お客様が入金機又は残高表示機で表示できる範囲を超えて「E COM CASH」の過去のご利用明細の資料をご希望される場合には、当社は、当社が定める手続きにより、当社が定める実費相当額をお客様にご負担いただいて、ご利用明細の資料をお客様に交付致します。なお、お客様の責任に属さない事情によりやむを得ず、ご利用明細の資料が必要となった場合には、実費相当額は、当社が負担します。

- (1) 第1項及び第2項においては、入金機又は残高表示機にて確認することになっている。実際は記録読取機にての確認も可能であるが、約款では加盟店端末操作の混乱を避けるため明示していない。
- (2) 第3項においては、クレジットカードのようにご利用明細書を作成しないので、その旨を明解にした。なお作成送付する場合は削除可能。
- (3) 第4項利用明細の取寄せに要する費用については、原則として約款本文記載のとおりとする。ただし、発行会社の判断により、常に発行会社において費用を負担することや、逆に常にお客様に費用をご負担頂くことも考えられる。したがって、この項目はオプション項目とする。

発行会社が常に費用を負担する場合、およびお客様に常に費用をご負担頂く場合の約款（条項）は以下のとおり。

【発行会社が常に費用を負担する場合】

4. お客様が入金機又は残高読取機で表示できる範囲を超えて「E COM CASH」の過去のご利用明細の資料をご希望される場合には、当社は、当社が定める手続きをおとりいただくことにより、ご利用明細の資料をお客様に交付いたします。

【お客様に常に費用をご負担いただく場合】

4. お客様が入金機又は残高読取機で表示できる範囲を超えて「E COM CASH」の過去のご利用明細の資料をご希望される場合には、当社は、当社が定める手続きにより、当社所定の実費相当額をお客様にご負担頂いて、ご利用明細の資料をお客様に交付いたします。

第9条（「E COM CASH」が利用できない場合1）

お客様は、次の場合には、「E COM CASH」をご利用いただくことができません。

- (1) ICカードが偽造若しくは変造され、又は、「E COM CASH」が不正に作りだされたものであるとき。
- (2) ICカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたICカードであることを知りながら若しくは知りうる状態で取得したとき、又は、「E COM CASH」が違法に保有されるに至ったものであるとき。

- (1) 「E COM CASH」に関連して違法行為がなされた場合、「E COM CASH」保有者が「E COM CASH」を利用できない場合を約款で明示して、注意を喚起するものである。
- (2) 第1項はICカードが偽造若しくは変造により違法に作成され、又は、「E COM CASH」が不正に作りだされたときには、加盟店が取扱を拒絶しうることを明らかにしている。この場合は「E COM CASH」保有者が善意・無過失であっても権利を行使することができない。
- (3) 第2項は、ICカードが盗難、強取、喝取、騙取等により違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたICカードであることを知りながら若しくは知りうる状態で取得したとき、又は、「E COM CASH」が違法に保有された場合は、加盟店が取扱を拒絶しうることを明らかにしている。ただし、この場合は「E COM CASH」保有者が善意・無過失である場合は、加盟店が取扱を拒絶できない。

第10条（「E COM CASH」が利用できない場合2）

ＩＣカード又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の破損、記録読取機の故障、停電等により、加盟店の記録読取機による「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」のご利用可能残高の読取り又は電子出金をすることができない場合には、お客様は、「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」をご利用いただけませんのでご了承ください。

- (1) 加盟店と「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」保有者が取引をしても、ＩＣカード又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の破損、記録読取機の故障、停電等の物理的理由によって、利用可能残高の読取り又は電子出金をすることができない場合には、利用できない場合を明記して、注意を喚起するものである。
- (2) ＩＣカード又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の破損による場合については第１１条に明記した。

第１１条（「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の再入力等をする場合）

1. 「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」のご利用残高の読取りができず又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」に電子入金若しくは電子出金ができない等の異常が生じた場合には、お客様は、当社が定める方法でＩＣカードを提出いただくことにより、当社が定める方法により当社からＩＣカードの再交付又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の再電子入金を受けることができます。
 2. 前項により、当社が再電子入金をする「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」のご利用可能残高は、ＩＣカードの集積回路中のご利用可能残高の記録又はご利用明細の記録により推計した金額とします。
 3. 第１項によりＩＣカードを再交付する場合において、ＩＣカードの図柄又は機能の一部について、当初のＩＣカードと異なる場合があるのでご了承下さい。
 4. 当社は、本条のＩＣカードの再交付又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の再電子入金に代えて、当社の都合により、第２項の金額の全部又は一部を現金で返還する場合があります。
 5. お客様の事情により当社が本条の取扱いをする場合には、当社は、お客様に当社所定の実費相当額の再交付手数料又は再電子入金手数料をご負担いただきます。
- (1) 第１項において、チップのみを持参された場合、ＩＣカードのプラスチック部分とチップ部分をバラバラで持参された場合等の対応については明確にする必要がある。例えば、上記の各ケースにおいては再交付・再入金には応じないとする場合には、発行会社において、「チップが正常に埋め込まれた状態のＩＣカードを提出すること」を再交付・再入金を求めるための方法（要件の一つ）として定めれば足りることになると考える。第１１条第１項の「当社が定める方法でＩＣカードをご提出いただくことにより」という文言をそのように解釈することも可能であるが、この場合には、別途当該方法（要件）を明文化しておくこと等が必要になると考えられる。
- (2) 第２項の再電子入金をする残高は、ＩＣカードの集積回路中のご利用可能残高の記録又はご利用明細の記録により「推計した」金額としている。「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の場合、ホストのデータによりほぼ正確に残高の把握が可能であるが、利用の時間と加盟店からのデータの送付時間のズレ等により、保有者の認識と相違する場合も想定されるので「推計」という表現をとった。
- (3) 第３項の再交付の場合のＩＣカードの図柄については、そもそも一種類の図柄のＩＣカードしか発行しないのであれば、本項は削除可能と考えられる。したがって、本項はオプション項目とし、

発行会社の判断で削除可能とする。もっとも、将来的に図柄を変更したり、複数の図柄のＩＣカードを発行する可能性は残るので、本項は、特別な理由が存しない限り、削除せずに存置すべきと考える。

再交付の手続きは、システムの仕様上、まず残高０円の新たなＩＣカードを発行し、残金については何らかの方法で返金することとなる。

- (4) 第４項のＩＣカード再交付・「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」再電子入金に代わる現金の返還の項目については、発行会社が、ＩＣカード再交付や「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」再電子入金に代えて現金を返還することを選択できるように定めた規定。もっとも、ＩＣカードおよび「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」はリロードブル（加算）方式であるため、本来であれば、どのような残高のＩＣカード又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」であっても再発行・再交付は可能である。したがって、本項はオプション項目とし、発行会社の判断で削除可能とする。
- (5) 第５項の再交付・再電子入金手数料については、お客様の責めに帰すべき事情によらずに再交付・再電子入金が必要となった場合には、お客様から手数料を徴求することは相当ではなく、かつ、困難。したがって、お客様から手数料を徴求できる場合を、一定の場合に限定した。なお、本項の文言に従う場合、お客様の責めに帰すべき事情によるか否か不明の場合にも、お客様から手数料を徴求する事はできないので、注意を要する。また、ＩＣカード又は「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の破損によるという例外的場合の返金を想定しており、一般的払戻しを認めるものでないことから、出資法に関する問題は生じないと考えられる。
- (6) 「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」では、ポイントなどのプレミアム発行を前提にしていないので、返金に際してその点は何ら考慮していない。プレミアム発行を行なっている場合には、当然ながらその処理について別途検討する必要がある。

第１２条（「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の再入力等をしない場合）

お客様がカードを盗まれ若しくは紛失され又はこれらに準じて「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の全部又は一部の保有を失われた場合には、当社は、前条の取扱いをいたしませんので、ご了承ください。

- (1) ＩＣカードが盗難、強取、喝取、騙取等、あるいは紛失等した場合に、再交付ないし再入力を行わない旨を確認したものである。
- (2) 上記事故情報を何らかの方法でオンライン処理できる場合には、クレジットカード同様、個別の処理も可能と考えられるが、「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」の利用はＩＣカードと記録読取機の間でのオフライン処理であるために、個別の処理は困難である。
- (3) なお、消費者の保護を図る観点から、第５条で入金上限額を定めている。その趣旨については第５条の解説に示した通りである。

第１３条（加盟店との関係）

お客様が「ＥＣＯＭ ＣＡＳＨ」をご利用された際に、万一、商品又はサービスの取り引きについて、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、加盟店との間で解決していただくものとします。

- (1) 加盟店とお客様との間で、取引した商品等について、返品や瑕疵等の紛争が発生することが考え

られるが、「E COM CASH」を利用した際は、加盟店とお客様との間で解決すべき旨を定めた。

- (2) 「E COM CASH」は小口の支払いを前提にしたものであり、現金での支払い同様の処理とすることが妥当と思われる。

第14条（換金の原則禁止）

1. 「E COM CASH」は、この約款に別段の定めがある場合を除き、現金との引換えはできません。
2. お客様の事情によらずに「E COM CASH」の利用が著しく困難になったと認められる場合又は当社の都合により「E COM CASH」の利用を停止する場合には、お客様は、当社が定める方法により、ICカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高の払戻しを受けることができます。
3. お客様の事情により「E COM CASH」のご利用が著しく困難になったと認められる場合には、お客様は、当社が定める方法により、ICカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高から当社が定める換金手数料を控除した金額の払戻しを受けることができます。
 - (1) 「E COM CASH」は一定範囲の取引の代金支払い方法として、主に小口の支払いに当てられることを前提にしており、いつでも換金されるものであれば、極めて利便性の高いものになり、当座預金の機能に類似し、他方で出資法第2条第2項の預り金の禁止に抵触する可能性がある。したがって、第1項では、原則として換金を行わない旨を定めた。
 - (2) 第2項については、「E COM CASH」保有者の事情によらず、当社、システム提供者、加盟店等の事情により、「E COM CASH」の利用が困難な場合は、手数料を徴求することなく換金を認めるべきであり、この場合は、出資法にも該当しないと考えられる。
 - (3) 第3項では、「E COM CASH」保有者の事情、例えば「E COM CASH」の利用が極めて困難な地域に転居した場合等においては、手数料を徴求することにより換金を認めている。手数料（その手数料額が名目的、僅少な金額でないことを前提）を徴求することにより、元本の全額払い戻しを約定せず、出資法に抵触することがないと考えられる。

第15条（有効期限）

1. ICカードの有効期限は、カード券面に表示します。
2. ICカードの有効期限後は、ICカード及び「E COM CASH」をこの約款によりご利用いただくことはできず、また、「E COM CASH」にご利用可能残高があっても、当社は、現金の払戻しをいたしませんのでご注意ください。
 - (1) 「E COM CASH」は、有効期限がきた場合原則として払戻しをしない商品設計であるため保有者に注意喚起している。

第16条（取扱いの変更）

ICカード又は「E COM CASH」の取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約

款を適用します。

- (1) 周知の方法として「E COM CASH」ご利用約款の変更案を加盟店に置くなどの措置が必要であらう。

第17条（お客様ご相談窓口）

ICカード、「E COM CASH」又は本契約に関するご質問・ご相談は、別途ご案内のご相談窓口までご連絡ください。

- (1) 合意管轄事項については、いわゆる電子マネー・決済や従前のプリペイドICカードに関する利用約款では、設けないのが一般的といわれている。したがって、本利用約款では、合意管轄条項を設けない。ただし、従前のクレジットICカード機能と「E COM CASH」機能とを併せ持つICカードを発行する場合で、本利用約款をクレジットICカード約款の特則（付則）として位置づける場合等には、「E COM CASH」に関する紛争についても、当該クレジットICカード約款における合意管轄条項が適用されることになる。

附則 この約款は、平成 年 月 日から適用します。

2.4.2.5 「E COM CASH」の加盟店約款及び解説

加算・単独型の加盟店約款を示す。

第1条（約款の趣旨）

〇〇カード株式会社（以下「当社」という）は、電子情報による前払式代金決済のための「E COM CASH」取引に関する加盟店との契約関係について、この約款により取り扱います。

ここで〇〇カード会社とはアクワイアラー（加盟店管理会社）である。「E COM CASH」契約関係の中では、カード発行会社、アクワイアラー、ファンドイシューアー、ロードアクワイアラー（ATM運営会社）とブランダー（「E COM CASH」システム運営主体）が存在し、これらの参加者間には、どの参加者もすべて協力して円滑に「E COM CASH」取引を行うため業務契約が成立しているものとする。なかでもカード発行会社とブランダーは加盟店約款を遵守するアクワイアラーを直接支援する立場に立つものである。

- (1) 加盟店約款は、「E COM CASH」アクワイアラーと加盟店の間の法律関係を定める規定であるが、「E COM CASH」利用者の保護についても十分配慮した。
- (2) 加盟店約款ではなく個別の契約を締結する方式も考えられるが、「E COM CASH」では多数加盟店が存在することを前提に、約款を当てはめるものとして作成を行った。
- (3) 「E COM CASH」ご利用約款とその解説（2.4.2.4）において説明を行った項目については解説を省略した。

第2条（定義）

この約款において用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) ICカード：この約款に基づき取引代金の支払いに利用することができる電子情報を記録することができる集積回路付きの証券。
- (2) 「E COM CASH」：ICカード内の集積回路内に記録することができる金額に関する電子情報であって、この約款に基づき取引代金の支払いに利用することができるもの。
- (3) 加盟店：本規約承認のうえ、当社又は当社が「E COM CASH」の取引につき業務提携する会社もしくは組織が発行する「E COM CASH」の取引の加盟店加入の申込みを行い、当社が承認した者。
- (4) 入力：カードに電子情報を記録すること。
- (5) 電子出金：「E COM CASH」に金額を減算する入力をする事。
- (6) 記録読取機：「E COM CASH」の記録の読取り、その出金を行うことができる機器（ICカード・リーダー・ライター）。
- (7) 保有：「E COM CASH」を自らの支配下において、任意に電子出金することができる状態にあること。
- (8) 利用可能残高：ICカードに入力されている「E COM CASH」の金額。
- (9) 取扱店舗：「E COM CASH」を取り扱う加盟店の店舗。
- (10) カード関連機器：記録読取機その他のカード関連機器。

- (1) 加盟店になる条件とは、本規約承認のうえ「E COM CASH」取引の加盟店加入の申込みを行い、当社が承認することである。承認に際しては、ご利用約款についての遵守も求められよう。また、第1条とあわせて、加盟店はこの約款に従うものとしている。

第3条（「E COM CASH」利用の効果等）

1. 「E COM CASH」の保有者が加盟店と取引をして、「E COM CASH」を利用した場合には、「E COM CASH」の保有者が「E COM CASH」を利用した時点において代金を支払ったものとして取り扱い、本規約にしたがい当社との間で代金の決済を行うものとします。
2. 「E COM CASH」の保有者が前項により「E COM CASH」を利用する場合には、記録読取機により電子出金を行なうものとします。なお、この場合には、加盟店は「E COM CASH」の保有者に対し、利用可能残高、利用代金の確認を求め、その承認を受けるものとします。
3. 加盟店は、利用可能残高が利用代金に満たない場合は、現金その他の支払方法により不足分の決済を行なうものとします。
 - (1) 利用した時、代金を支払ったと同様の取扱いを受けること、すなわち代金債権を免責されることを規定するものであり、当社と加盟店との支払いについては第9条に示した。
 - (2) 第2項では、利用時の最低限の注意事項を示している。詳細については、利用時の取扱規定、さらに、記録読取機等の取扱規定（第12条参照）を別途定め、その中で記述することを前提にし

ている。

- (3) 第3項は、「E COM CASH」の残高が購入金額に満たない場合に、販売を拒否するのではなく、不足分を他の「E COM CASH」、現金、クレジットカード等により支払を受けることを加盟店に求めている。

第4条（取扱店舗）

1. 加盟店は、取扱店舗をあらかじめ当社所定の方法で届け出て、当社の承認を得るものとします。
 2. 加盟店は、当社所定の手続きでカード関連機器の設置を申し込み、これを当社所定の方法で設置のうえ、所定のステッカーを取扱店舗の見やすい場所に掲示するものとします。
 3. 加盟店が、取扱店舗の変更またはカード関連機器の設置店舗の変更を行う場合についても、第1項と同様とします。
- (1) 本条は、取扱店舗とカード関連機器の管理を行うために設けたもの。
 - (2) 第2項では、ご利用約款に定めたステッカー（ご利用約款第6条の「E COM CASH」のマーク）を取扱店舗の見やすい場所に掲示することを求めている。

第5条（「E COM CASH」の取扱）

1. 加盟店は、「E COM CASH」を適正に取り扱うものとし、第3条第2項に定める方法の他、「E COM CASH」が適正に利用されていることを「E COM CASH」の保有者が確認できるような措置を講ずる義務を負うものとします。
 2. 加盟店は、取扱店舗における「E COM CASH」の取り扱いを拒むことはできません。ただし次条の場合はこの限りではありません。
 3. 加盟店は、「E COM CASH」の利用者に対し、取引価格その他取引に付随するサービス等について、「E COM CASH」以外による支払方法を求め、または現金客と異なる代金を要求する等、「E COM CASH」の保有者に不利な取扱を行なうことはできません。
- (1) 加盟店は、この規約を承認して申込を行なっている以上、「E COM CASH」を適正に取扱うと共に、取扱を拒否することも、また、「E COM CASH」保有者に不利な取扱を行なうことも禁止している。
 - (2) 「E COM CASH」保有者からの苦情の多くは、加盟店での利用の際に発生するものと思われ、一定水準の措置（適正な取扱）を講ずる義務を負わせたもの。

第6条（「E COM CASH」の取扱禁止）

加盟店は、次の各号に該当する場合、「E COM CASH」を取り扱うことはできません。

- (1) 当社の指定または当社と加盟店とのあらかじめの合意により、「E COM CASH」が利用できないものとして定めた取引に関するとき。
- (2) ICカードが偽造若しくは変造され、又は「E COM CASH」が不正に作り出さ

れたものであるとき。

- (3) ICカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたICカードであることを知りながら若しくは知りうる状態で取得したとき、又は、「ECOM CASH」が違法に保有されるに至ったものであるとき。

- (4) 前各号の他、当社が不適当と認めるとき。

(1) この条項は、ご利用約款の第6条と第9条に対応したもの。

第7条（「ECOM CASH」の利用不能）

1. ICカード又は「ECOM CASH」の破損、カード関連機器の故障、停電等のやむを得ない事情により「ECOM CASH」利用可能残高の読取または電子出金ができず、その他「ECOM CASH」の利用ができない場合は、加盟店は、現金払いその他の方法で「ECOM CASH」利用者との決済を行うものとします。

2. 前項の場合には、当社は、損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。

(1) この条項は、ご利用約款の第10条に対応したもの。

(2) 第2項は「ECOM CASH」利用不能に際して、当社がその責任を負わない規定。これは、一部特定の原因を除いて、ICカードの管理に問題があるものが多いと推定され、かつ、「ECOM CASH」イシューアード当社である「ECOM CASH」アクワイアラーが異なる場合が一般的であり、多くの場合は当社が負うべき負担でないと推定されるため。

(3) 一時的なICカードの利用不能の場合は、ご利用約款第11条で保有者の救済を図っている。

第8条（紛争の処理）

1. 「ECOM CASH」の利用に際して、返品、瑕疵その他加盟店と「ECOM CASH」利用者との取引に関する紛争が生じた場合は、加盟店は誠意をもって、加盟店の責任でこれを解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加盟店は、「ECOM CASH」の利用にあたり、返品その他により売上の取消しを行なう場合は、「ECOM CASH」利用者に対して、当該利用代金を現金で払戻すものとします。なお、この場合、当社は加盟店に対し、「ECOM CASH」取扱手数料の払戻しは行なわないものとします。

3. ICカード又は「ECOM CASH」の破損またはカードに関する苦情もしくは紛争が生じたときは、加盟店においてICカード所持者から当該ICカード及び「ECOM CASH」を預かり保管するほか、加盟店と当社が協力してこれを処理するものとします。

(1) 第1項はご利用約款第13条に対応するもの。

(2) 第2項については、「ECOM CASH」のシステム上の制限から、「ECOM CASH」を払い戻すことはできず、また、一方で本当に取消しを行ったかどうかの確認も不可能である。よって現金で払戻すことを求め、また、取扱手数料の返還を行うことも不可能であるため注意喚起を行った。

(3) 第3項については、加盟店の協力を求めたもの。ただし、保有者がICカード又は「ECOM CASH」の破損した場合に、加盟店で預かり保管する事項は、加盟店が善良な管理義務を負うこ

とを前提にし、保有者の利便性を考えての規定であるが、保有者の認識した残高と実際の残高が異なる場合は加盟店をも含んだ紛議に発展する可能性もあり、この取扱は今後検討が必要となろう。

第9条（「E COM CASH」の利用代金の決済方法）

1. 当社は、「E COM CASH」の正規の利用によりカード関連機器に記録された売上情報を確認し、所定の取扱手数料を控除した金額（1円未満切捨て）を加盟店の届出の金融機関口座に振り込み入金してカード利用代金の決済を行ないます。ただし、振込日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。
2. 当社は、毎月所定の一定日に売上情報を確認し、当社と加盟店と双方で協議により取り決めた一定日に前項の利用代金を入金して前項の決済を行うものとしします。
3. 加盟店は、前2項の利用代金決済等、当社との取引のための口座として、当社所定の方法により、金融機関口座を届け出るものとし、それに変更がある場合も同様とします。

(1) 代金決済方法の一例を示したものの。各社個別に定めるもの。

第10条（「E COM CASH」の利用代金決済の例外）

1. 「E COM CASH」の利用につき不正行為が行われた場合において、加盟店が当該不正行為の事実を知りまたは重過失により知らなかったときは、加盟店は当該不正行為にかかる「E COM CASH」利用代金相当額の支払請求権を有せず、当社は支払義務を負いません。
2. 「E COM CASH」の利用につき不正行為が行われた疑いがある場合は、当社は、不正行為の事実の有無および不正行為が行われたことについての加盟店の悪意または重過失の有無を調査するため「E COM CASH」利用代金の決済を保留することができるものとしします。
3. 前項により決済を保留した「E COM CASH」利用代金には、利息、遅延損害金を付さないものとしします。

(1) 代金決済の保留を行う場合の参考事例として示した条項。

(2) 第1項では、加盟店が当該不正行為の事実を知りまたは重過失により知らなかったときは、当社が決済義務を免れる旨を定めたものであり、このような趣旨の規定により、第15条が加盟店に求めている不正行為発見・防止に務める期待を込めたものと考えられる。

(3) 第3項は当社が代金決済保留権を保有する以上、利息・遅延損害金は付さないとするのが当然であるが、その注意喚起のためこの条項は設けた。

第11条（「E COM CASH」取扱手数料）

加盟店登録料、「E COM CASH」取扱手数料等の金額、料率等については、当社と加盟店が別途協議のうえ定めるものとしします。

(1) 「E COM CASH」取扱手数料等については徴収することを前提としており、その金額・料率などについては、一般的に各社が独自に定めるものとする。

第12条（カード関連機器の保守等）

1. 加盟店は、カード関連機器の保守等について、当社と加盟店が別途協議のうえ定めた方法により加盟店の費用負担でこれを行うものとします。
2. 加盟店は、カード関連機器について、破壊または解体し、その他定められた使用方法以外の使用をしてはならない。
 - (1) カード関連機器の保守等については、別途取扱規定を制定することを前提にしている。
 - (2) 第2項は、「E COM CASH」のセキュリティ保護の必要から、カード関連機器の破壊または解体し、指定外使用の禁止を定めたもの。

第13条（譲渡禁止等）

加盟店は、カード関連機器、本規約によって当社に対して有する一切の権利および本規約による契約上の地位を、他に譲渡、賃貸、質入れその他の担保設定等の処分をしてはならない。

- (1) 加盟店契約上の権利や地位を処分することを禁止した条項。

第14条（届出事項の変更等）

1. 加盟店は、届出事項に変更があった場合には、遅滞なく当社に通知するものとします。ただし、本規約等であらかじめ届出を要するとされた事項については、所定の方法により事前に届出を行うものとします。
2. 加盟店が、前項の届出を怠ったために生じた損害については、当社はその責を負いません。また、住所、名称の変更の届出を怠ったため、当社からの通知が不着または延着した場合は、通常到着すべき時期に到着したものとみなします。
 - (1) 加盟店管理の必要上定めたもの。

第15条（加盟店の善管注意、調査協力義務）

1. 加盟店は、「E COM CASH」の取引について、法令および本規約にしたがい、善良な管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。
2. 加盟店は、ICカードの偽造、変造、「E COM CASH」の不正作出および不正行為を防止するため、善良な管理者の注意をもって必要な措置を講ずるものとします。
3. 加盟店は、当社がカード関連機器、売上情報または取引の実施状況について調査を行う場合には、これに必要な協力をするものとします。
 - (1) 第1項、第3項では、加盟店における「E COM CASH」の取引の適正な遂行は、「E COM CASH」イシューアード当社である「E COM CASH」アクワイアラーに関係する事項のみならず、保有者（消費者）の保護の観点からも不可欠であり、当社の行う調査への協力義務を定めた。
 - (2) 第2項は、ICカードの偽造、変造等、更には「E COM CASH」の不正作出等の不正行為は厳正に防止する必要性が高いため、加盟店に対し、特に不正行為防止のための作ため義務を課し

たもの。

第16条（加盟店契約の解約告知）

当社は、加盟店が本規約に違反し、不正行為をなし、または加盟店に信用不安事由が生じる等、加盟店取引を継続し難いと認められる事由が生じた場合には、本規約に基づく加盟店契約を解約告知することができるものとします。

- (1) 催告をせず、即時に加盟店契約の解約告知ができる条項であり、加盟店管理会社各社においてその具体的事由が示されるもの。ここでは、総論的に趣旨を例示した。

第17条（加盟店契約の解約申入れ）

加盟店または当社は、解約申入れの効力が生じる日の○カ月以上前に書面をもって通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

- (1) 適法な解約の申し入れに関して相手方保護のために示した参考例である。継続的契約の解約の申し入れ期間については例えば最低2ヶ月以上とする等相当の期間が必要と考えられる。

第18条（加盟店契約の有効期間および更新）

本契約の有効期間は、契約成立の日から△年間とし、期間満了○か月前までに双方のいずれからも書面による更新拒絶の通知がないときは、本契約は更に△年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

- (1) 契約の有効期間および自動更新に関する参考例。

第19条（取扱中止措置）

当社が適当若しくは必要と認めた場合には、当社は加盟店に通知することにより、「E COM CASH」の取扱を中止する事ができるものとします。この場合、加盟店は直ちに「E COM CASH」の取扱を中止し、別途当社の指示がある場合にはそれに従うものとします。

- (1) 本条は、例えば大量の偽造が発生した場合、あるいは暗号技術等が破られた場合等に備え、その被害の拡大を防ぐために設けた条項。

第20条（加盟店契約終了時の処理）

1. 当社は、本契約が終了した場合であっても、契約終了時までになされた「E COM CASH」の取引については、第9条ないし第10条にしたがって代金決済をします。
2. 加盟店は、本契約が終了した場合には、ステッカー等を撤去し、また、カード関連機器について所定の措置をなすほか、当社の指示する必要な措置を講ずるものとします。
3. 当社は、前項の措置を講ずるのに必要な協力を行うものとします。

- (1) 契約終了後の事務処理について定めた条項。詳細は取扱規定に定められることを前提にしているが、ステッカー等の撤去は保有者（利用者）保護の観点からも必要であり例示した。

第21条（契約等の変更方法）

1. 当社は、本規約を変更できるものとし、これを変更するときは、一定の予告期間においてあらかじめ変更後の規約等を加盟店に通知するものとし、
 2. 加盟店は、前項に基づいて規約等の変更通知を受領したときは、変更通知の受領をしたときから1カ月以内に限り、当社に対して書面をもって通知することにより、本契約を解約することができるものとし、
 3. 加盟店が前項の通知若しくは報告の後に「E COM CASH」を取り扱ったとき、若しくは前第1項の通知後1カ月を経過して加盟店からの解約の通知がないときは、変更後の契約を承認したものとみなします。
- (1) 契約内容の変更手続きについて定めたもの。

第22条（本規定に定めなき事項）

加盟店は、本規定に定めのない事項については、当社と協議し、誠意を持って解決するものとし、

第23条（機密保持義務）

1. 当社および加盟店は、正当な理由がない限り本契約に基づき知り得た相手方および「E COM CASH」保有者の秘密を第三者に漏洩または開示してはならない。
 2. 前項の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとし、
- (1) 利用者のプライバシー保護について定めたもの。

第24条（情報機関への登録と利用の合意）

1. 加盟店は、本契約に基づき生じた加盟店に関する客観的事実を、当社の参加する機関に登録されること、並びに当該機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が加盟店に関する加盟入会審査および加盟店契約締結後の管理のため、当該機関の参加会員によって利用されることに同意するものとし、
 2. 加盟店は、当社の参加する機関に登録されている加盟店に関する情報を、当社が利用することに同意します。
- (1) この条項は、クレジットカードの取扱に倣って設けたもの。「E COM CASH」の場合、多くの加盟店はクレジットカードの加盟店にもなりうるケースが推定されるために設けた。

第25条（専属的合意管轄）

本契約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とし、法律に専属管轄がある場合を除き、他の裁判所に申し立てをしないものとし、

- (1) ご利用約款では消費者保護の観点から専属的合意管轄条項を設けなかったが、加盟店約款では設けた。ご利用約款第17条の解説を参照。

以 上

2.4.3 その他の検討内容

(1) 消費者保護とプライバシー保護

電子マネー・決済は、その商品設計により約款における消費者保護とプライバシー保護の度合いは変化し得る。「E COM CASH」の場合も、ご利用約款の解説に述べたように加盟店との紛議の解決などにおいて、少額決済に適合させるためある程度制限せざるを得ない面もある。また、返品・返金など通常の利用方法以外のとき加盟店、発行体や利用者にとって妥当な責任分担となっているかさらに検討を加える必要がある。

プライバシー保護については、単独型「E COM CASH」の場合、現金と同様「E COM CASH」そのものには記名性がないこと、また、対面販売が主体であるため現金と同様であり、加盟店ではプライバシーデータの蓄積はできない。しかし、発行体は各カードの情報を蓄積するので、個人データの流出あるいは不正な利用を約款において禁止している。

(2) 入金上限金額

「E COM CASH」は少額決済用に考えられた仕組みであるためご利用約款により入金上限金額が設定されているが、将来的には電子財布の中に入れることのできる上限金額を所持者の選択によって決められるようにする等、より柔軟な電子マネーの実現も考えられるので、今後検討を要する事項の一つである。

2.5 前払い型支払方式中長期検討

前払い型支払方式中長期検討チームは、今後2年程度で実証実験し得る、日本市場に適合した前払式決済スキームとして、「電子マネー1」及び「電子マネー2」を作成した。

2.5.1 検討の前提

現在日本各地においてICカード型やネットワーク型の電子マネーの利用がなされているが、これらは個別の都市や商店街、あるいは、特定のネットワーク上のモールにおいて利用されているに過ぎず、さまざまな商品あるいは広い地域やネットワークの範囲で使えるような汎用性を有していない。これに対し、前払い型タスクフォース中長期検討チームは、より理想的な前払い型電子マネー・決済を対象としており、どこでも使え、どんな商品・サービスにも使える汎用性を有し、利用者の立場や商店の立場、及び発行体の立場から高い利便性を有する電子マネーの機能の抽出を行った上で、理想的な決済スキームを考えることとし、さらにそのスキームを利用する業務フロー上の課題を検討した。

2.5.2 電子マネー・決済の利便性

電子マネー・決済を支払いに利用する者にとっては、前払い、即時払い、後払いのいずれをも支払の時点で選択できることが理想的なのではないかと考えられる。しかし、そのような統合された機能を持つ電子マネー・決済実現の前提の一つとして、前払い型、いわゆる「電子マネー」について詳しく検討する必要がある。

「電子マネー」とは、利用者の保持する「電子財布」と呼ばれる電子機器に記録されたデジタルデータが「価値」を有するものであり、このデジタル・データを交換又は譲渡することにより決済を行うものをいう。通常この「価値」は、あらかじめ何らかの方法で購入し前記電子機器に充填するので、前払い型に相当する。「電子財布」は、通常ICカードあるいはハードディスクにより実現される。「電子マネー」の実現方法には、電子財布内の残高で表す残高方式と、通番がつけられたコインの集まりで表現するトークン方式がある。電子マネーの発行から個々の取引にわたる経過を履歴データとして記録するには、トークン方式が適している。その一方で、トークン方式は釣り銭が生じたとき、もとの価値を分割して使用する仕組みを持たなければならない。

現金、預金、用途を限定したプリペイドカードなどの現行の支払手段と電子マネーの比較では、電子マネーは電子データの持つ特性から、隔地者間における支払い、釣り銭が生じる場合の分割使用性、携帯性、支払コスト、汎用性、換金性、利用可能時間などの面において高い利便性を持つ（表 2-1）。

2.5.3 理想的電子マネーの機能

電子マネーの機能として、基本機能と付加機能に分類する。基本機能とは、電子マネーによる決済を行うために不可欠な機能であり、付加機能とは普及促進のために電子マネーの発行体が付け加えるサービス機能を言う。

2.5.3.1 基本機能の候補

基本機能として要求される事項を、消費者の立場、商店の立場、および、発行体の立場からそれぞれ記述する。

(1) 消費者の立場から見た基本機能への要求

- ① 汎用性（何にでも・どこでも）：支払いに汎用性がある、すなわち、あらゆる商店、あらゆる商品に対応できる支払手段であることが汎用性の条件である。商店の例として、例えば、自動販売機でも、対人販売においても、ネットワーク経由であっても電子マネーを用いて商品を購入できることをいう。
- ② 年齢制限なし（誰でも）：電子マネーは、大人が使うだけでなく、未成年者（子供）が使用できなければならない。利用可能性に付随して、子供の場合は、操作性を簡便にすると同時に、落とすなどの危険性を少なくさせる必要がある。
- ③ 安全性：電子マネーは、不正なコピー、偽造、変造が非常に困難で安全であり、万一発行体が倒産した場合でも未使用の電子マネーは安全に換金できるものとする。
- ④ 決済時間の短縮・即時性：電子マネーは電子的に決済処理が行われるため、レジなどにおける決済待ち時間や通信販売の送金等の時間を短縮できる。
- ⑤ 分割性：電子マネーの分割使用が保証されていれば、つり銭不足のおそれはない。
- ⑥ 利用金額の制限：電子財布に格納できる電子マネーの上限、あるいは、一回の支払いに利用する電子マネーが上限額を設定できる機能。特に、子供のお小遣いに使う場合に必要とされる。
- ⑦ 携帯性：小銭の取扱を軽減するために、小銭で膨らんだ重い財布は携行に不便であるが、電子マネーは携帯性に優れていることが必要である。また、一見して財布内の金額を把握できることも必要である。
- ⑧ 紛失盗難対応機能：紛失盗難がおこったときに対策が打てる、すなわち、電子マネーを紛失しあるいは盗難にあった場合、なくしたり、盗まれたりした価値の他人による利用を止めることができることが望ましい。対応機能の一例としては、ロック機能が考えられる。ロック機能を用いれば、暗証番号を（PIN）を用いて本人しか使えないように電子財布をロックすることができる。
- ⑨ 転々流通性：転々流通性（あるいは譲渡性）がある、すなわち、個人間で電子財布の中の電子マネーを移動できる機能が望ましい。
- ⑩ 匿名性（個人情報保護）：匿名性がある、すなわち、個人情報保護の立場から、購入者の個人情報が商店や発行体に蓄積されないような仕組みが必要である。
- ⑪ 換金性：電子マネーを、速やかに現金化ないし預金化できること。
- ⑫ 多通貨対応機能：円のみに限定せず、多通貨への対応許容する機能であり、例えば、国内でドルによる買物ができる。
- ⑬ 破損時の再発行機能：電子財布（ICカードまたはハードディスク）が物理的に破損し、電子マネーが使用不能となった場合でも、中身が確認できれば再発行される。
- ⑭ 紛失時の再発行機能：電子マネー紛失時に、再発行を発行体に依頼できる。

（2）商店の立場から見た基本機能への要求

- ① 決済時間の短縮：電子マネーは電子的に決済処理が行われるため、レジなどにおける決済待ち時間や通信販売の送金等の時間を短縮できる。

- ② 小銭・つり銭の取扱軽減：商店において電子マネーを使った場合はつり銭を用意する必要がなく、また受け取った小銭を効率よく処理できることで経営効率の向上になる。
- ③ 売上集計処理の効率化：商店において電子マネーによる販売と売上処理とを連動させて、取引記録のデータを売り上げ集計処理に用いることで経営効率を高めることができる。
- ④ 盗難に対する安全性：商店において、犯罪者や内部の人による盗難等に歯止めをかけ、安全性を高めると同時に、現金の運搬や保管にかかる費用を軽減することができる。
- ⑤ 偽造に対する安全性：電子マネーの偽造は非常に困難であり、商店において偽造紙幣などのリスクが軽減する。
- ⑥ 転々流通性：販売代金として受けとった電子マネーを、預金や現金に交換する必要がなくそのまま仕入れ等に使える。
- ⑦ 換金性あるいは他マネーとの交換性：電子マネーを現金や預金に換金でき、または、発行体の異なる電子マネーと自在に交換可能であるとする。このとき、資金化に伴うタイムラグを短縮するために、この換金ないし交換所要時間は1日以内に抑えられることが必要である。
- ⑧ 手数料の軽減：電子マネーの発行体に支払う取扱手数料を、現行のクレジットカードや銀行POSに比較して安価に設定することが必要である。
- ⑨ 多通貨対応機能：円のものに限定せず、多通貨への対応を許容する機能である。
- ⑩ 破損時の再発行機能：電子財布（ICカードまたはハードディスク）が物理的に破損し、電子マネーが使用不可となった場合でも、中身が確認できれば再発行される。
- ⑪ 紛失時の再発行機能：電子マネー紛失時に、再発行を発行体に依頼できる。

(3) 発行体の立場から見た基本機能への要求

- ① 処理コストの軽減：発行体において、電子マネーの利用に伴う取引データ及び手数料を電子的に収集・送信・集計することにより経営効率を高めることが可能である。この結果、書類や現金の運搬や保管にかかる費用を軽減することができる。
- ② 電子マネーシステムの安全性：電子マネーの不正なコピー及び偽造・変造は非常に困難であり、システムの安全性に対するリスクが軽減する。電子マネーの真正性確認機能を実現する方法のひとつにオフラインでの真正性確認（偽造チェック）機能がある。これは、電子財布と商店端末との間で相互に通信することにより、お互いに相手の真正性を確認し、かつ電子財布に格納されている電子マネーの真正性をも確認するもので、発行体の電子マネー管理システムとの通信を行わずに偽造変造を発見することができ、決済の即時性やコストの低減に資する。
- ③ 利用金額の制限：電子財布に格納できる電子マネーの上限、あるいは、一回の支払いに利用する電子マネーが上限額を設定できる機能で、リスク管理の面か

ら必要とされる。

- ④ 有効期限：個々の電子マネーには有効期限を持たせるもので、退蔵電子マネーに対応する未使用残高供託金の負担増を抑え、発行体の経営を楽にする効果がある。
- ⑤ 追跡性：電子マネーが転々流通する過程を発行体が追跡できる機能。この機能があれば、不正行為の追跡や、電子マネー紛失・盗難時の再発行が可能になるが、反面運用のコストを増加させるマイナス面も持つ。

2.5.3.2 付加機能

付加機能として、消費者の立場、商店の立場、および、電子マネーの発行体立場から各々記述する。

(1) 消費者の立場から見た付加機能への要求

- ① ID機能：電子マネーを格納した電子財布を、特定の場所への入場や、行政サービスを受けるために用いる機能である。実現方法としては、その表面に住所、写真、氏名などを印字することにより、あるいは指紋の情報などを電子的に格納することにより使用者を限定したり、使用場所を限定したりする機能を付加できる。この機能は基本機能のひとつである匿名性とは必ずしも相反するものではない。例えば、電子財布の表面には写真のみを見えるように印刷し、住所や氏名などの個人情報が必要に応じて発行体などの特定の機関のみが取り出せるよう電子的に格納するという方法もある。
- ② ポイントなどプレミアム機能：累積利用額がある金額を超えるなど、一定の条件のもとに安価なサービス提供を受けられるようなポイント機能が付けられる。
- ③ 無線通信機能：電子財布に専用機器を付加することにより無線通信機能を持たせ、高速道路ゲートや鉄道改札口の通過と料金支払い、あるいは、混雑した場所での迷子発見機能を付けることができる。

(2) 商店の立場から見た付加機能への要求

- ① 顧客ID機能：商店においてマーケティングや顧客管理を目的として、来場及び販売データの蓄積が可能。ただし、個人情報保護の立場から、消費者の了解の上で商店の販売促進・顧客管理の目的に限定した個人情報の蓄積が許される必要がある。
- ② ポイントなどプレミアム機能：発行体と提携することにより、日替わりポイント率付加サービスなどを実施して、個々の商店専用の販売促進効果をあげることができる。

(3) 発行体の立場から見た付加機能への要求

- ① 商店用付加機能：個々の商店専用のサービス提供により手数料収入の増額が期待できる。
- ② 利用者用付加機能：累積利用額が一定の金額を超えるなど、一定の条件のもとにサービス提供を行う。
- ③ 記念品：未使用電子マネー発行見合い金の運用を期待して、記念日的性格の強い電子財布、あるいは、贈答用電子財布の発行ができる。

- ④ 広告収入：電子財布に広告を印刷することにより収入が期待できる。

2.5.3.3 基本機能

消費者、商店、発行体毎の基本機能の検討を総合した結果、電子マネーシステムの偽造などに対する安全性と決済即時性等は電子マネーの基本的な性格と見做し、それを実現するための基本機能として以下の14種類を取り上げることとした。

- ① 転々流通性：個人から個人への譲渡が可能。譲渡回数の制限がなく、何回でも譲渡できる機能。
- ② 匿名性：購入にあたっては匿名性が保証される。すなわち、通常の利用形態では、商店は電子マネー利用購入者の名前や口座番号等がわからず、発行体は購入内容がわからないものとする。ただし、不正行為などの追跡・防止のために、発行体が特定の取引記録を調査することは許すこととする。
- ③ 汎用性：利用範囲に特に制限はない。国内はどこでも使えることとする。また、年齢による制限もない。
- ④ 換金性：未使用残高の換金が可能である。
- ⑤ 分割性：電子マネーは当初発行を受けた金額に固定されておらず、いくらでも細かく分割できる。
- ⑥ 利用金額の制限：電子財布にいれることのできる金額の上限などを制限する機能。ただし、実際の利用にあたって制限を設けるかどうかは発行体あるいは消費者の決定に任される。
- ⑦ ロック機能：万一紛失した場合への対応として、本人しか使えないように暗証番号であらかじめ電子財布をロックすることができる（購入の都度、暗証番号の入力が必要ということではない）。ただし、実際にこの機能を使うかどうかは紛失に対する利用者の考え方による。
- ⑧ オフライン真正性確認機能：オフラインでの真正性確認（偽造チェック）機能を持つ。
- ⑨ 多通貨対応機能：電子マネーを円のみに限定せず、多通貨への対応を許容する機能。
- ⑩ 他マネーとの交換性：発行体の異なる電子マネーと自在に交換可能。
- ⑪ 破損時の再発行：電子財布（ICカードまたはハードディスク）が物理的に破損し、電子マネーが使用不可となった場合でも、中身が確認できれば再発行する。
- ⑫ 紛失時の再発行：電子マネー紛失時に再発行を行う。
- ⑬ 追跡性：電子マネーが転々流通する過程を発行体が追跡できる機能。
- ⑭ 有効期限：個々の電子マネーには有効期限を持たせる。

以上の機能を実現する理想的な電子マネーとして、便宜上2つの電子マネーモデルを考慮し比較検討した。

- (1) 電子マネー1 追跡性有り 高額の買い物に適する。
- (2) 電子マネー2 追跡性なし 少額の買い物に適する。

「電子マネー1」は、発行体から利用の経過が追跡できるモデルであり、よって紛失・

盗難の際に価値が利用者の手に返ることが保証される。その一方、追跡のためのコストがかかることから比較的高額な決済に使われるものである。

「電子マネー 2」は、発行体から利用の経過が追跡できないモデルであり、したがって、紛失・盗難の際に利用者から価値が戻ることはない。その一方、追跡コストがかからないため、比較的少額の決済に適する。次節以降でそれぞれのモデルについて説明する。

2.5.4 「電子マネー 1」モデル

「電子マネー 1」の機能を表 2-23に示す。「電子マネー 1」は、次節に述べる「電子マネー 2」と異なり、追跡性有り、紛失時の再発行有り、有効期限有りなどの特徴を有するため、車や不動産など高額商品の購入や、企業間の決済に向いていると考えられるが、競合する可能性のあるクレジットカード決済や銀行振込と比較して、利用者がメリットを享受できる仕組みを提供することが必要である。

発行体から利用者向けにセキュリティ確保のため、「電子マネー金庫」の機能を提供できれば利用者にとって便宜性が高まる。「電子マネー 1」に E D I 用データを添付できれば企業間の決済を行う利用者にとって大きなメリットとなると思われる。

一方で、この電子マネーは転々流通性を持ち、個人間や企業間で資金授受及び換金ができるのでマネーロンダリングに使われる可能性があるため、対応策を検討する必要がある。

2.5.4.1 「電子マネー 1」の検討上の前提

「電子マネー 1」を検討するにあたり以下の前提をおく。

(1) 環境面、システム

- ・複数の発行体による相互乗り入れを前提とする。
- ・発行体の健全性保持と共通仕様決定、機器認定等のため、「発行体の共同管理機構」を設立する。
- ・発行体の異なる電子マネーでも、利用にあたって必要となるハードウェア、ソフトウェアは最低限の共通機能をもつ。
- ・電子マネーの受取、決済は自らが利用者契約を交わしている発行体の電子マネーと異なる電子マネーであっても可である。
- ・電子マネー決済の利便性を向上させるため、データ処理機能のみを有する「集中センター」を設立する。

(2) 発行体

- ・複数の発行体は同一スキームでそれぞれ異なる電子マネーを発行する。ただし、電子マネーの「価値」としては同一であり、発行体による差はない。発行体による差は、「手数料」、「大口割引」などの付加的サービスで生じる可能性がある。
- ・付加的サービスの内容は各発行体独自の戦略として自由なものである。

(3) 利用者（基本）契約

- ・電子マネー利用契約は商店、消費者の区別はなく共通。したがって、商店も複数の電子マネーの利用を希望する場合は、各発行体毎に利用契約をしなければならない。
(成りすまし防止のため、利用者契約の間接依頼は受け付けない。)

2.5.4.2 「電子マネー 1」の業務の流れ

電子マネーの利用の流れは、基本契約、価値発行、購入代金の支払い、決済の 4 段階か

らなる。基本契約とは、利用者が電子マネーの発行体に対して利用申し込みを行い、利用者約款を承認することである。通常この段階で、電子財布が支給される。利用者は発行された電子マネーを電子財布に保有する。購入代金の支払いとは、売買取引の支払いを電子マネーにより行うことである。決済とは、売買取引に伴って支払われた電子マネーを商店がその発行体に示して相当する金額を預金などに払い込むよう要求することである。なお、換金という場合には、売買取引の有無に関係なく利用者が手持ちの電子マネーを発行体に示し現金などに替えることであるとする。

表 2-23 「電子マネー 1」の機能

No	項目	有無	内容
1	譲渡性 転々流通性)	有	個人から個人への譲渡が可能。譲渡回数には制限有り。
2	匿名性・プライバシー	有	購入にあたっては匿名性 (プライバシー) が保証される。具体的には商店には個人番号がわからず、決済機関には購入内容がわからないものとする。
3	利用範囲の制限	無	国内はどこでも使える。利用範囲の制限は特にない。
4	換金性	有	換金性有り。未使用残高の換金が可能である) 店頭でのキャッシングについては今後要検討。
5	分割	可	電子マネーは当初発行を受けた金額に固定されておらず、分割できる。ただし、分割回数には制限有り。
6	利用金額の制限	無	実際の利用にあたって制限を設けるかどうかは運用の問題。機能的には、利用金額の制限は無し。
7	ロック機能	有	紛失時の対応として、本人しか使えないよう暗証番号で利用をロックすることができる。ただし、購入の都度、暗証番号の入力が必要ということではないので、運用の問題である。
8	オフラインチェック機能	有	オフラインでの偽造チェック機能をも
9	多通貨対応	当面、無	多通貨への対応は今後の検討課題。当面は 1 通貨 (円) のみの対応。
10	他マネーとの交換性	有	発行体の異なる電子マネーと自在に交換可能。
11	破損時の再発行	有	IC カード又はハードディスクが物理的に破損し、電子マネーが使用不可となった場合でも、中身が確認できれば再発行する。
12	追跡性	有	転々流通する過程の追跡ができ、マネーの受け手は発行体のチェックを受けないと、第三者に譲渡することができな
13	紛失時の再発行	有	現金や電子マネー 2 と異なり、紛失時には一定期間の後、再発行される。
14	有効期限	有	追跡性のある電子マネーで紛失時に再発行されるため、個々の電子マネーに有効期限がある。

「電子マネー1」の基本的な仕組みは図 2-12 の通りである。図中の業務の流れを以下に示す。

- (1) 発行依頼の段階：まず、利用者 A が発行体に発行依頼を行い、次に、発行体は所持者として利用者 A が記録された電子マネーを発行する。同時に、発行体は

電子マネー番号と所持者である利用者AのIDを対応させて記録する。

(2) 価値移転：利用者Aは商品購入の際、利用者Bに電子マネーを譲渡する。

(3) 商品引き渡し：利用者Bは、商品を購入者Aに引き渡す。

(4) 価値確認：利用者Aから電子マネーを受け取った利用者Bは発行体に価値確認を依頼し、発行体は、電子マネーの所持者記録を利用者Aから利用者Bに書き換えると同時に、発行体自身の記録も同様に書き換える。利用者Bは受け取った電子マネーをまとめて確認することができるが、確認前に再譲渡することはできない。

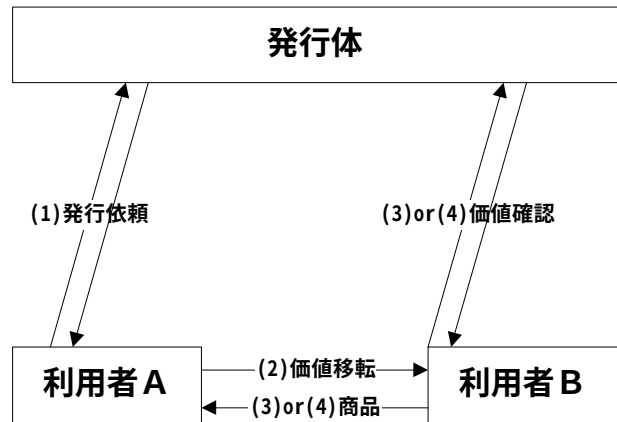


図 2-1 2 「電子マネー 1」の仕組み

「電子マネー 1」に関する業務フロー上の注意点は下記の通りである。

(1) 価値発行

電子マネーの価値発行を依頼する場合は、上記利用者契約が必要であり、かつ契約発行体との間で基本契約をしなければならない。

(2) 電子マネーの受取

- ・いずれかの発行体と契約を交わした利用者（商店、消費者）は全ての発行体の電子マネーを受け取ることができる。
- ・利用者のハードウェアは、全ての電子マネーを受け取れる機能を有する。
- ・受け取った電子マネーを再譲渡する前に、発行体に確認しなければならない。
- ・受け取った電子マネーを事後まとめて発行体に確認することができる。

(3) 決済

- ・決済とは商店からの要請により電子マネーを預金に替えることをいう。
- ・集中センターの利用は、発行体、利用者（商店、消費者）いずれも可。
- ・集中センターは単なる決済仲介機関であり、発行体、利用者（商店、消費者）から送付された電子マネーを発行体毎に分類し、発行体間決済を依頼する以上の機能を持たない。
- ・それぞれの電子マネーはその電子マネーの発行体以外は決済できない。
- ・自ら発行した電子マネーの決済を依頼された発行体は、速やかに決済する。
- ・発行体は、利用者から、自ら発行した電子マネー以外の電子マネーの決済依頼を受けた場合は、集中センターにまとめて決済依頼をする（発行体自ら電子マネーを発行体毎に分類して発行体に決済を依頼することも可）。その後のフローは利用者が直接集中センターに依頼する場合と基本的に同じ。

- ・現実に受取拒否をなくするため、決済手数料は全ての発行体で同一であることが望ましい。

2.5.5 「電子マネー2」モデル

「電子マネー2」の機能を表2-24に示す。「電子マネー2」は、表中の12,13項の点から少額取引に向いていると考えられる。日常の買い物のさまざまな局面での利用が考えられるが、典型的な使用の方法としては、自動販売機での利用があげられる。

2.5.5.1 「電子マネー2」の検討上の前提

「電子マネー2」を検討するにあたり以下の前提をおく。

(1) 環境面、システム

- ・複数の発行体による相互乗り入れを前提とする。
- ・発行体の健全性保持と共通仕様決定、仕様認定等のため、「発行体の共同管理機構」を設立する。
- ・発行体の異なる電子マネーでも、利用にあたって必要となるハードウェア、ソフトウェアは最低限の共通機能をもつ。
- ・電子マネーの受取、決済は自らが利用者契約を交わしている発行体の電子マネーと異なる電子マネーであっても可である。
- ・電子マネー決済の利便性を向上させるため、データ処理機能のみを有する「集中センター」を設立する。

(2) 発行体

- ・複数の発行体は同一スキームでそれぞれ異なる電子マネーを発行する。ただし、電子マネーの「価値」としては同一であり、発行体による差はない。発行体による差は、「手数料」、「大口割引」などの付加的サービスで生じる可能性がある。
- ・付加的サービスの内容は各発行体独自の戦略として自由なものである。

(3) 利用者（基本）契約

- ・電子マネー利用契約は商店、消費者の区別はなく共通。したがって、商店も複数の電子マネーの利用を希望する場合は、各発行体毎に利用契約をしなければならない。（成りすまし防止のため、利用者契約の間接依頼は受け付けない。）

(4) 価値発行

- ・電子マネーの価値発行を依頼する場合は、上記(3)の利用者契約が必要であり、かつ契約発行体に対して直接利用契約をしなければならない。

(5) 電子マネーの受取

- ・いずれかの発行体と契約を交わした利用者（商店、消費者）は全ての発行体の電子マネーを受け取ることができる。
- ・利用者のハードウェアは、全ての電子マネーを受け取れる機能を有する。
- ・一次的なオフラインの偽造チェックは電子マネー受取時に行われる。
- ・『「電子マネー2」取り扱い』のステッカーを掲示している利用者（商店）は、いずれの発行体の電子マネーであっても受取拒否をすることができない。『「電子マネー2」取り扱い』ステッカーは、希望する利用者が掲示することができる。

表 2-24 「電子マネー 2」の機能

No	項目	有無	内容
1	譲渡性 転々流通性)	有	個人から個人への譲渡が可能。譲渡回数の制限はなく、何回でも譲渡できる。
2	匿名性・プライバシー	有	購入にあたっては匿名性（プライバシー）が保証される。具体的には商店には個人番号がわからず、決済機関には購入内容がわからないものとする。
3	利用範囲の制限	無	国内はどこでも使える。利用範囲の制限は特にない。
4	換金性	有	換金性有り。未使用残高の換金が可能である）店頭でのキャッシングについては今後要検討。
5	分割	可	電子マネーは当初発行を受けた金額に固定されておらず、いくらでも細かく分割できる。
6	利用金額の制限	無	実際の利用にあたって制限を設けるかどうかは運用の問題。機能的には、利用金額の制限は無し。
7	ロック機能	有	紛失時の対応として、本人しか使えないように暗証番号で利用をロックすることができる。ただし、購入の都度、暗証番号の入力が必要ということではないので、運用の問題である。
8	オフラインチェック機能	有	オフラインでの偽造チェック機能をも
9	多通貨対応	当面、無	多通貨への対応は今後の検討課題。当面は1通貨（円）のみの対応。
10	他マネーとの交換性	有	発行体の異なる電子マネーと自在に交換可能。
11	破損時の再発行	有	IC カード又はハードディスクが物理的に破損し、電子マネーが使用不可となった場合でも、中身が確認できれば再発行する。
12	追跡性	無	転々流通する過程の追跡はできない。
13	紛失時の再発行	無	現金同様、紛失時は再発行されない。
14	有効期限	無	個々の電子マネーには有効期限はない。

(6) 決済

- ・集中センターの利用は、発行体、利用者（商店、消費者）いずれも可。
- ・集中センターは単なる決済仲介機関であり、発行体、利用者（商店、消費者）から送付された電子マネーを発行体毎に分類し、発行体間決済を依頼する以上の機能を持たない。
- ・それぞれの電子マネーはその電子マネーの発行体以外は決済できない。

- ・自ら発行した電子マネーの決済を依頼された発行体は、速やかに決済する。
- ・発行体は、利用者から、自ら発行した電子マネー以外の電子マネーの決済依頼を受けた場合は、集中センターにまとめて決済依頼をする（発行体自ら電子マネーを発行体毎に分類して発行体に決済を依頼することも可）。その後のフローは利用者が直接集中センターに依頼する場合と基本的に同じ。
- ・現実に受取拒否をなくするため、決済手数料は全ての発行体で同一であることが望ましい。

2.5.5.2 スキームへの参加者

「電子マネー 2」の参加者は下記の 4 者であり、図 2-13 に示すとおりである。

(1) 発行体

電子マネーの発行体は複数存在する。発行体の業種に制限はなく、銀行やクレジットカード会社以外の業種からの参入ができる。これらの発行体が発行する電子マネーはそれぞれ特徴を持ち異なる部分があってもよいが、共通の価値（円）を有し、共通の仕様を満たすもので国内のすべての商店、自動販売機及びインターネット上の商店で支払いに使えるものである。

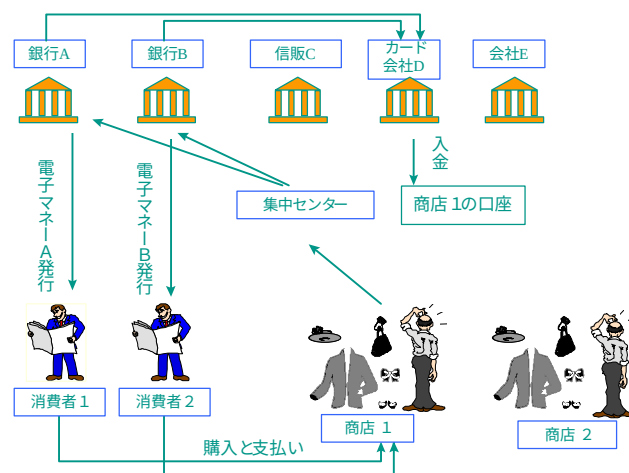


図 2-13 「電子マネー 2」の仕組み

(2) 消費者

電子マネーは原則として誰でも使える年齢制限もないが、消費者は必ずどれかひとつの発行体と電子マネー利用に関する契約を結ぶ必要がある。消費者の契約先の発行体を契約発行体と呼ぶ。消費者は専用の端末を用いて、他の消費者との間で個人間の支払い（価値の授受）ができる。

(3) 商店

商店が商品代金として、どの発行体の電子マネーをも受け取るためには、すべての電子マネーの発行体との間で、利用契約を結んでおく必要がある。ただし、この手続きは発行体の数が増加すると煩雑になるので、共同管理機構が定める共通契約条項を発行体と商店の両者が包括的に認めるという形式になるかもしれない。

(4) 集中センター

共同管理機構が運用する電子マネーの集中センターであり、発行体が異なる電子

マネー間の決済を引き受ける。

2.5.5.3 「電子マネー2」の業務フロー

「電子マネー2」のスキームについて、業務フローを検討し、課題を発見する。当電子マネーは紛失時の再発行性が保証されていない点、及び追跡できない点から、少額の取引に向いていると考えられる。「電子マネー2」の業務フロー検討の局面を次のように分類する。

(1) 基本契約の局面

利用者と発行体との間の基本契約はどの発行体でも、リアル・バーチャルとも共通である。

(2) 価値発行の局面

発行体に価値発行を依頼する局面では、発行体リアル店舗における対人発行、ATM利用発行、発行体バーチャル店舗における発行に分類する。

(3) 商品購入の局面

商品購入の局面では、リアル店舗における対人販売、自動機利用の無人販売、バーチャル店舗における販売に分類する。さらに、リアル店舗対人販売では、物品の場合とサービスの場合に分け、バーチャル店舗販売では、物品の場合とデジタル商品の場合に分ける。

(4) 価値決済の局面

発行体に決済を依頼する局面では、発行体リアル店舗における対人決済、ATM利用決済、発行体バーチャル店舗における決済に分類する。

(5) 換金の局面

現金に換気する局面では、発行体リアル店舗における換金と、発行体バーチャル店舗における換金に分類するが、通貨制度により変動要素が大きいため今回の検討からは除外する。

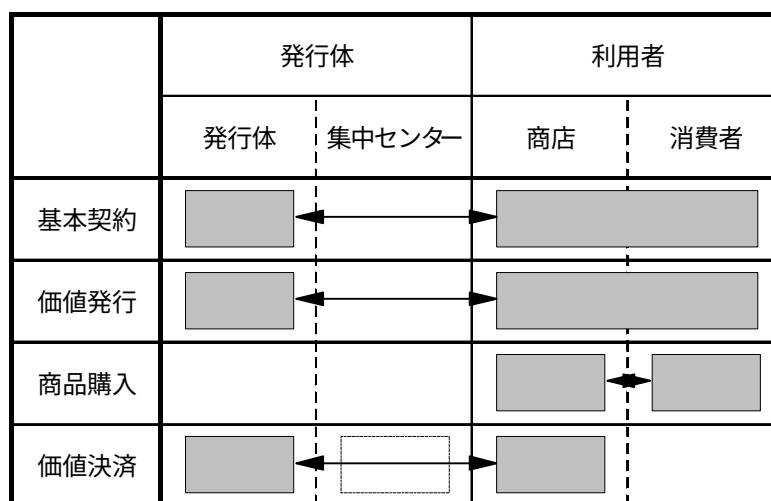


図 2-14 「電子マネー2」の利用局面

また、利用局面ごとに、表 2-25の分類による具体的な業務フローの場面を検討した（表

中の各セル内は識別のための記号を示す)。なお、換金については、発行体に依存する部分が大きいため検討対象からははずすこととした。表 2-26から表 2-37にこれらの業務の分析結果を示す。

表 2-25 利用の局面ごとの業務の場合分け

利用の局面	リアル(R)		バーチャル(V)
	対人	自動機	
価値発行	2-発-R-人	2-発-R-自	2-発-V
価値決済	2-決-R-人	2-決-R-自	2-決-V

利用の局面	リアル(R)			バーチャル(V)	
	店舗 対面)販売		自動機		
	物品	サービス		物品	デジタル
商品購入	2-購-R-物	2-購-R-サ	2-購-R-自	2-購-V-物	2-購-V-デ
換金	別途検討			別途検討	

表 2-26 「電子マネー 2」使用局面別業務フロー（基本契約）

1 基本契約

	発行体	利用者(商店)	利用者(消費者)	課題等
1-1本人認証	・加盟店、消費者いずれも利用時の顔認証手続と同程度の手続とする。 ・対面もしくは顔認証により、清面と顔認証による顔認証とする。			・ネットワーク上で本人確認を行うためには、証明書等により認証できる仕組みが必要（消費者の認証のためには、第三者機関としての認証機関が必要）
1-2利用者契約		（消費者と同様） （クレジットカードのような加盟店審査なし）	・利用者登録は個々の電子マネー単位で行う。 ・本人認証と同様に本人確認を行う。 ・必要事項を本人確認に必要となるハードウェア及びソフトウェアを提供（利用者側付与）	・「発行体-消費者」「発行体-加盟店」いずれの基本契約も基本契約共通（＝利用者登録） ・ネットワーク上の契約にも法的な効力をもたせて、ネットワーク上で発行できることが望ましい。 ・有効期限が必要な場合は明示 ・利用者の責任範囲明確化（トラブル対応）
1-2-1利用申込		（消費者と同様）	・利用申込はすべて顔認証の対面（クレジットカード等）に依頼していると振替機能が少ない。	
1-2-2申込内容確認	・利用申込にも必要に応じて顔認証をとれる必要。 ・あくまでも本人への内容確認として捉え、その内容の審査（内容等）までは考えない。	（消費者と同様）		・ネットワーク上で申込内容確認を行うためには、証明書等により認証できる仕組みが必要。 ・ネットワーク上の申請では、事後に本人へ電話もしくは清面を郵送することにより確認することも一方法。
1-2-3契約		（消費者と同様）	・清面による契約	・ネットワーク上の契約にも法的な効力をもたせて、ネットワーク上で契約できることが望ましい。 ・ネットワーク上の申込では顔認証清面での契約書を郵送することも一方法。
1-3電子マネー取扱届出		・集中センターと契約を締結することにより、個々の電子マネー-発行体との契約なしに、複数の電子マネー換金等の手続を簡便化することができる。 ・届出にあたっては本人確認を必要とするものとする。但し、顔認証時保存を必須とする。		

表 2-27 「電子マネー 2」使用局面別業務フロー（価値発行 1）

2-(イ)価値発行 (2-発-R-人) : 有人窓口での対面価値発行

	発行体	商店	消費者	課題等
2-1 価値発行依頼			- 発行依頼書に、発行要求金額、価値充満元の指定（現金、口座振替、キャッシュ）等を記入し提出する。 - ICカードを提示し、PIN入力する。	- ネット取引（どの発行体でも価値発行の取り扱いが可能）の実施 - 加盟店の店頭での価値発行を認めるかの検討要
2-2 依頼内容確認	- PINで本人確認をおこなう。 - 発行依頼書で発行要求金額、価値充満元の指定等をチェックし、消費者本人に再確認する。		口頭で了承する。	PINでのチェックが、OKであれば、ICカードの所持人を正当な利用者とみなす。
2-3 振替／キャッシュ 依頼	- 価値充満元が、口座よりの振替の場合は、ICカード内本人確認証明書、PIN等のデータを該当取引銀行へオンライン送信し、本人確認。該当口座残高確認を行い、発行要求金額の振替依頼をする。 - 価値充満元が、キャッシュの場合は、ICカード内本人確認証明書、PIN等のデータをキャッシュ・提供会社へオンライン送信し、本人確認。与信枠を確認し、発行要求金額のキャッシュを行う。			他の発行体が発行した電子マネーを、ネット取引で価値発行する場合の手数料につき取り決めることが必要
2-4 振替／キャッシュ	- 振替処理、キャッシュを実行する。 - 該当する発行要求金額を、発行体へ振り込む。			
2-5 価値移動	- 発行要求金額に相対する金額を「電子マネー準備金口座」に移動し、決済されるまでプールしておく。 - 上記発行金額のリアルマネーと同額のことを電子マネーとして発行する。			準備金の資金運用については、一定の基準化が必要（例）運用先を預債とする等
2-6 価値の生成 （完填）、受領	- 消費者のICカードに、窓口端末にて発行要求金額を充満し、残高を表示する。 - 資金充満元の取引明細、計算書などを提示する。		- 残高表示器で、残高確認をおこなう。 - 資金充満元の取引明細、計算書などで確認をおこなう。	- 価値発行に対する手数料の設定、付加サービスの実施などで差別化を行う。 - 何回分かの充填明細をICカード内部にストアする必要あり - 電子マネーは「モノ」ではないので、領収書の発行の必要はなし

表 2-28 「電子マネー 2」使用局面別業務フロー（価値発行 2）

2-(ロ)価値発行 (2-発-R-自) : 自動機 (ATMを想定) による価値発行

	発行体	商店	消費者	課題等
2-1 価値発行依頼			- ATM画面で、発行要求金額、価値充満元の指定（現金、口座振替、キャッシュ）等を入力する。 - ICカードを挿入し、PIN入力する。	24時間型への実施 - ネット取引（どのATMでも、価値発行の取り扱いが可能）の実施
2-2 依頼内容確認	- ATMローカルで、PINで本人確認をおこなう。 - 発行要求金額、価値充満元の指定をチェックし、ATM画面にその内容を表示し再確認させる。		ATM画面にて内容確認し、了承する。	PINでのチェックが、OKであれば、ICカードの所持人を正当な利用者とみなす。
2-3 振替／キャッシュ 依頼	- 価値充満元が、口座よりの振替の場合は、ICカード内本人確認証明書、PIN等のデータを該当取引銀行へオンライン送信し、本人確認。該当口座残高確認を行い、発行要求金額の振替依頼をする。 - 価値充満元が、キャッシュの場合は、ICカード内本人確認証明書、PIN等のデータをキャッシュ・提供会社へオンライン送信し、本人確認。与信枠を確認し、発行要求金額のキャッシュを行う。			他の発行体が発行した電子マネーを、ネット取引で価値発行する場合の手数料につき取り決めることが必要
2-4 振替／キャッシュ	- 振替処理、キャッシュを実行する。 - 該当する発行要求金額を、発行体へ振り込む。			
2-5 価値移動	- 発行要求金額に相対する金額を「電子マネー準備金口座」に移動し、決済されるまでプールしておく。 - 上記発行金額のリアルマネーと同額のことを電子マネーとして発行する。			準備金の資金運用については、一定の基準化が必要（例）運用先を預債とする等
2-6 価値の生成 （完填）、受領	- 消費者のICカードに、ATMにて、発行要求金額を充満する。 - 資金充満元の取引明細、計算書などを明細印字する。		- ATM画面で、残高確認をおこなう。 - 資金充満元の取引明細、計算書などで確認をおこなう。	- 価値発行に対する手数料の設定、付加サービスの実施などで差別化を行う。 - 何回分かの充填明細をICカード内部にストアする必要あり - 電子マネーは「モノ」ではないので、領収書の発行の必要はなし

表 2-29 「電子マネー 2」 使用局面別業務フロー（価値発行 3）

2（④価値発行 ②発行）：ネットワーク上での（パソコン/インターネット利用を想定）価値発行

	発行体	商店	消費者	課題等
2-1 価値発行依頼			・パソコンの専用ソフトを起動し、発行要求金額、価値充填元の指定（現金、口座振替、チャージ）等を入力。 ・ＩＣカードを読み込ませ、ＰＩＮ入力する。 ・データを暗号化して送信する。	・パソコンの専用ソフト、ＩＣカードリーダーが必要となり、複数の発行体で共通仕様と成ることが望ましい。 ・セキュリティ管理の徹底が必要（漏洩、改ざん等の不正への対応）
2-2 依頼内容確認	・ＰＩＮで本人確認をおこなう。 ・受信したデータを復号化し、発行要求金額、価値充填元の指定をチェックする。 ・消費者本人に確認のためのメッセージを送信する。		・確認メールにて内容確認し、了承する。	・受信したデータに基づき、本人認証を発行体が行いＯＫの場合のみ次のステップに進む。（ローカルでのＰＩＮのチェックだけではなく二重のチェックをかける。） ・認証局を独立させることも検討要
2-3 振替／チャージ依頼	・価値充填元が、口座よりの振替の場合は、ＩＣカード内本人確認証明書、ＰＩＮ等のデータを該当取引銀行へオンライン送信し、本人確認、振出口店側承認を行い、発行要求金額の振替依頼をする。 ・価値充填元が、チャージの場合は、ＩＣカード内本人確認証明書、ＰＩＮ等のデータをチャージサービス提供会社へオンライン送信し、本人確認、各信仲を確認し、発行要求金額のチャージを行う。			・ハード障害、回線障害時の対応につき、取引ステップ毎にリカバリー方法を取り決める必要あり
2-4 振替／チャージ	・振替処理、チャージを実行する。 ・該当する発行要求金額を、発行体へ振り込む。			
2-5 価値移動	・発行要求金額に相当する金額を「電子マネー等価値口座」に移動し、決済されるまでプールしておく。 ・上記発行金額のリアルマネーと同額のことを電子マネーとして発行する。			・準備金の資金運用については、一定の基準化が必要（例）運用先を固定とする等
2-6 価値の生成（充填）、受領	・電子マネー発行データを、暗号化して送信し、消費者のＩＣカードに、発行要求金額を充填する。 ・資金充填元の取引明細、計算書などのデータも同時に送信する。		・精算表示器で、精算確認をおこなう。 ・資金充填元の取引明細、計算書などの受信データで内容を確認する。 ・正常にＩＣカードの価値が充填されたことを確認し、取引完了電文を送信する。	・取引明細、計算書などの書面交付の必要性につき検討要 ・価値発行に対する手数料の設定、付加サービスの実施などで差別化を行う。 ・何回分かの充填明細をＩＣカード内部にストアする必要あり ・電子マネーは「モノ」ではないので、領収書の発行の必要はなし

表 2-30 「電子マネー 2」 使用局面別業務フロー（商品購入 1）

3 商品購入（②購入－①物）

	商店	消費者	備考
3-1商品情報提供	・商品陳列 ・支払方法（取り扱い可能なマネー等）明示する。		
3-2商品購入申込	・取り扱い可否の目視確認	・購入商品とともにＩＣカードを提示。	
3-3価値移転	・購入商品の合計金額を示し、価値引き落としの確認を得る。	・確認の意思を示す。（確認ボタンを押す等）	・カードの取り扱い者が店舗消費者かはその運用によるが、金額の引き落としは消費者が自ら金額を確認の上、「OK」ボタンを押す仕組みとすることが重要である。 ・販売合計金額の表示、カードの現在高、引き落とし後の残高、過不足を端料に表示することが望ましい。
3-4販売承認（売上計上）	・売り上げ処理（商品とレシートを渡す） ・必要に応じて領収書などを発行。		

表 2-31 「電子マネー 2」使用局面別業務フロー（商品購入 2）

3 商品購入 (2-購入-R-サ) サービス前払い:ex映画館

	商店	消費者	備 考
3-1商品情報提供	・サービス内容の提示。 ・支払方法（取り扱い可能なマネー等）明示する。		・マネーの種類によって提供できるサービス、内容が異なる場合はこの段階で明確にする。
3-2商品購入申込	・取り扱い可否の目視確認	・受けようとするサービスとともに I C カードを提示。	・カードオペを店側で行うか否かはサービスの種類選択のシステムの関係コストで決まる。
3-3価値移転	・サービスの合計金額を示し、価値引き落としの確認を得る。	・確認の意思を示す。（確認ボタンを押す等）	・カードの取り扱い者が店員か消費者かはその運用によるが、金額の引き落としは消費者が自ら金額を確認の上、「OK」ボタンを押す仕組みとなることが重要である。 ・販売合計金額の表示、カードの現在高、引き落とし後の残高、過不足を端末に表示することが望ましい。
3-4販売承認 (売上計上)	・売り上げ処理 ・サービス利用券の交付。 ・必要に応じて領収書などを発行。	・サービスの享受	
3-5価値移転	・サービスの合計金額を示し、価値引き落としの確認を得る。	・確認の意思を示す。（確認ボタンを押す等）	・サービス前払いと後払いを組み合わせたパターンの場合。 - ex：プール等の場合は最初の 2 時間までが前払いで支払い、超過時間は後払いで支払う。

表 2-32 「電子マネー 2」使用局面別業務フロー（商品購入 3）

3 商品購入 (2-購入-R-サ) サービス後払い:exタグー

	商店	消費者	備 考
3-1商品情報提供	・サービス内容の提示。 ・支払方法（取り扱い可能なマネー等）明示する。		・消費者は事前にロゴ等でマネーの利用可否を確認する。
3-2商品購入申込	・サービスの提供	・サービスの購入意思の表明	
3-3価値移転	・サービスの合計金額を示し、価値引き落としの確認を得る。	・確認の意思を示す。（確認ボタンを押す等）	・カードの取り扱い者が店員か消費者かはその運用によるが、金額の引き落としは消費者が自ら金額を確認の上、「OK」ボタンを押す仕組みとなることが重要である。 ・販売合計金額の表示、カードの現在高、引き落とし後の残高、過不足を端末に表示することが望ましい。
3-5販売承認 (売上計上)	・必要に応じて領収書などを発行		

表 2-33 「電子マネー 2」 使用局面別業務フロー（商品購入 4）

3 商品購入 (2-購-R-自)

	商店	消費者	備 考
3-1商品情報提供	- 商品陳列及び説明表示。 - 支払方法（取り扱い可能なマネー等）明示する。		消費者は事前にロゴ等でマネーの利用可否を確認する。
3-2商品購入申込	- 取り扱い可否のシステムのチェック - マネー残高表示と購入可能商品を明示。	- 自販機にカード挿入。 - 商品の選択	
3-3価値移転	- 商品を投出するたびにマネーを引き落とす。 3-2を繰り返す。	返却ボタンを押してカード排出。	自販機端末では販売合計金額の表示、カードの現在高、引き落とし後の残高、過不足を表示できることが望ましい。
3-5販売承認 売上計上)	必要に応じて領収書などを発行		

表 2-34 「電子マネー 2」 使用局面別業務フロー（商品購入 5）

3 商品購入 (2-購-V-物)

	商店	消費者	課題等
3-1商品情報提供	- 画像・属性情報の提示 - 情報はテキスト、画像、ハイパーテキスト等で表現し、マシン性能によって選択可能とする。 - 購入手順、支払可能方法を明示する。 - 商品の品質を確実に保証できるよう対策をとる。	契約如何にかかわらず、自由に閲覧できる（ウィンドウショッピング）こと。	加盟店の認証が必要
3-2商品購入申込		提供された情報に基づき、購入商品、支払方法、商品受け取り方法などの最小限の情報のみ通知。	
3-4申込内容通知確認	- 申込内容を確認、通知 - セキュリティの確保が必須		
3-5価値移転		- 消費者が加盟店からの申込内容確認通知にOKをだした時点で、自動的に販売代金に対応する価値が加盟店に移転。 - 基本的に即時に価値が移転すること。 - 価値を払い出した結果を即時に電子財布に反映させる。	
3-6価値内容確認	正しい金額で送ってきたかどうか、金額が合っているか、瑕疵がないかを確認する。		
3-7価値受取通知 (受取拒否・返還)	- 価値証明書により価値内容が確認できた時点で、自動的に受取通知を送付する - 必要に応じて領収書などを発行		不正な電子マネーの場合、受取拒否
3-8販売承認 売上計上)	価値正当性の確認と同時に売上を計上するものとする。		
3-9商品発送	- 価値正当性の確認と同時に発送する。 - 商品の発送日・着予定日を通知すること。		- 未着の場合は現状の消費者保護規程で対処か - クーリングオフに対応をとることが望ましい。

表 2-35 「電子マネー 2」使用局面別業務フロー（商品購入 6）

3 商品購入（2-購-V-デ）

	商店	消費者	備 考
3-1商品情報提供	・Webページのオンラインで、または事前に配布したCD-ROMや印刷物でできる限り詳細な商品情報を提供する。 ・商品の品質や利用条件を明示する。 ・購入手順、支払方法、商品引き渡し方法等を明示する。	・契約如何にかかわらず、自由に閲覧できること。（ウィンドウショッピング） ・商品カタログから希望商品を選択する。	・購入可否かの意志決定に必要な情報は全てこのフェーズで解決できる様考慮されるべきである。 ・例えば、ニュース等の場合はヘッドラインを示すか、体験版提供するなど。
3-2商品購入申込	・申込内容確認の為、オーダー確認通知を返送。	・商品選択が完了し、購入意志が確定したらWebページのオンラインで提供されるオーダーフォームに必要事項を記入する。 ・オーダー確認通知を承諾して送金準備。	・オーダーフォームには販売店のデジタル署名とキーの証明書が添付されている。
3-3価値移転	・マネーの正当性及び残高を確認する。不適確な場合は受け取り拒否を通知する。 ・金額が合っているか、瑕疵がないか確認できた時点で、自動的に受取通知を送付する	・価値の移転	・消費者が加盟店からの申込内容確認通知にOKをだした時点で、自動的に販売代金に対応する価値が商店に移転。 ・基本的に即時に価値が移転すること。 ・価値を払い出した結果を即時に電子財布に反映させる。 ・受取通知には販売店のデジタル署名、金額、取引明細が添付
3-4商品発送（DL）	・価値正当性の確認と同時に商品のDLによる配信を開始する。	・一定期間／時間内に受領できた旨の連絡（未着の場合のみその旨を連絡）	・未着の場合或いは、環境の違いにより正しく機能しない場合等の救済処置があること。 ・ファイルが大きい場合は、配送中のトラブルを回避するため、鍵を送付して機能制限の解除を行う方式が望ましい。
3-5販売承認（売上計上）	・受領通知を確認と同時に売上を計上する。 ・必要に応じて領収書などを発行		・一定期間／時間内に受領通知が確認できるまでフォローすることが望ましい。

表 2-36 「電子マネー 2」使用局面別業務フロー（価値決済 1）

4 価値の決済（2-決-R-人、2-決-V）

	発行体	集中センター	利用者（商店・消費者）	課題等
4-1価値集計			・価値受取時にリアルタイムで価値集計・蓄積。	
4-2決済依頼	・24時間、365日決済依頼受付が可能。 ・基本契約を締結している利用者の決済依頼を受け付ける（要認証）。 ・集中センターに決済依頼を転送。	・24時間、365日決済依頼受付が可能。 ・基本契約を締結している発行体および利用者の決済依頼を受け付ける（要認証）。	・基本契約を締結している発行体もしくは集中センターに決済依頼（要認証）。 ・決済依頼に関する制限（決済上限額や決済頻度等）は電力がない。 ・ATMやネットワーク上で決済依頼できることが必要。	・発行体、集中センター、利用者の認証が必須。 ・依頼取消を認めるか否かについて要検討。 ・発行体が、自ら発行した電子マネーの決済依頼については、基本契約のない利用者からも受け付けるとした場合の認証について要検討（認証局があればOK）。
4-3依頼内容確認および受付済通知		・なりすましや二重依頼、水増し決済依頼、決済金額の改竄等不正行為のチェック・排除が必要。 ・リアルタイムに受付済通知を送信。		・なりすましに対する契約上の縛りをどうするか。 ・漏洩、改竄等の不正への対策（損害保険等）。 ・なりすまし等のチェック機能を集中センターに集約すべきか否かについて要検討。
4-4電子マネー配送		・発行体毎に電子マネーを分類し、それぞれの発行体に配送。		
4-5決済内容確認および結果通知	・価値の真偽チェックを行い、不正マネーであることが判明した場合は、利用者が決済を依頼した発行体もしくは集中センター経由で利用者宛返却。 ・決済結果の通知。			・不正マネーと判別された場合の処置については別途検討。
4-6預金口座入金	・自社資金（前受金）を取り崩して、可能な限り早いタイミングで利用者が指定した銀行預金口座に入金（既存の銀行間決済システムを利用）。			・利用者への送金処理通知を誰が行うのか（当該発行体が決済依頼を受け付けた発行体もしくは集中センター）について要検討。

表 2-37 「電子マネー2」使用局面別業務フロー（価値決済2）

4 価値の決済（2－決－R－自）

	発行体	集中センター	商店（自販機設置者）	自販機
4-1電子マネー回収			<オフライン回収の場合> ・回収担当者がICカードや専用端末等を利用して電子マネーを回収。その後、加盟店サーバに格納。 <オンライン回収の場合> ・加盟店システム側からネットワークを利用して電子マネーを回収し、直接サーバに格納。	
4-2決済依頼	・24時間、365日決済依頼受付が可能。 ・基本契約を締結している加盟店の決済依頼を受け付ける（要認証）。 ・集中センターに決済依頼を転送。	・24時間、365日決済依頼受付が可能。 ・基本契約を締結している発行体および加盟店の決済依頼を受け付ける（要認証）。	・基本契約を締結している発行体もしくは集中センターに決済依頼（要認証）。 ・決済依頼に関する制限（決済上限額や決済頻度等）は極力設けない。 ・ネットワーク上で決済依頼できることが必要。	
4-3依頼内容確認および受付済通知		・なりすましや二重依頼、水増し決済依頼、決済金額の改ざん等不正行為の排除が必要。 ・リアルタイムに受付済通知を返信。		
4-4電子マネー配送		・発行体毎に電子マネーを分類し、それぞれの発行体に配送。		
4-5決済内容確認および結果通知	・価値の真偽チェックを行い、不正マネーであることが判明した場合は、加盟店が決済を依頼した発行体もしくは集中センター経由で加盟店宛返却。 ・決済結果の通知。			
4-6預金口座入金	・自社資金（前受金）を取り崩して、可能な限り早いタイミングで加盟店が指定した銀行預金口座に入金（既存の銀行間決済システムを利用）。			

2.5.6 課題の整理

業務フローの検討の結果、抽出された課題の整理を行い、①法制度上の課題、②当事者間の取り決めである約款あるいは消費者の啓発用のガイドラインに関するもの、③その他運用上の課題、④技術上の課題に分類した。

2.5.6.1 法制度に関する課題

課題の中で法制度の整備を必要とするものを示す。

(1) 電子マネーの法的位置付け

電子マネーの転々流通性を許し、特に銀行以外の発行体から発行された電子マネーの換金性を許すような法的な措置が必要である。電子マネー法などの新規立法措置により電子マネーの法的な性格を定め、以下の点を明らかにする必要がある。

- ① 当事者同士の利用者約款で規定が困難な発行体の倒産時の処理、特に利用者の電子マネーを債権者から保護すること
- ② ①と同様に、利用者約款では規定が困難な、電子マネー支払側倒産時に受取人の保有する電子マネーを債権者から保護すること
- ③ 発行体の条件
- ④ 不正使用を目的とする電子データのコピー及び偽造に対する刑事罰

(2) デジタル署名

デジタル署名の法的有効性が認められることが必要である。

(3) 認証制度

ネットワーク上で本人確認を行うためには、証明書等により認証できる仕組みが必要だが、その制度的基盤としてデジタル署名の法的有効性が認められることが必要である。

また、認証局と認証制度の充実は運用面の課題であるが、認証局の法的な位置付けと、その責任範囲の明確化が必要であろう。

(4) 電子的データの法的な効力

ネットワーク上で締結された契約にも法的な効力をもたせることができないなければならない。電子契約書など電子データに法的な効力を持たせるためには、①データの改ざんを防ぐデジタル署名を用いること、②当事者による電子データの管理体制の整備が必要である。③電子公証制度の確立も必要であろう。

(5) セキュリティ管理の徹底が必要（漏洩、改ざんなど不正への対応）

- ① 第三者によるネットワーク上での情報の漏洩、改ざんに対し、刑法の改訂等を禁ずる措置を取る。
- ② 発行体の位置付けと内部管理体制に関する情報公開あるいは審査機関の設置を定める必要がある。

(6) 電子マネー発行見合い金

消費者への受入れの前提として、電子マネーは現金と同様あるいはより以上の安全性を有することが重要である。そのため、「前払い式証票等の取締りに関する法律」により発行体は電子マネーの発行見合い金の半分为供託金あるいは保証金とする必要があり、さらに、残りの半分为発行体が運用するとき国債など限られた運用先に制限する方向が現在検討されているが、有体物を発行しないネットワーク型の電子マネーについても同様の処置が望まれる。

課題としては、電子マネーについても消費者保護とシステム安定の目的で①供託金の割合が半分でよいか、②発行体の倒産時に備え預金保険制度と同等な仕組みを義務付けるか、③一般の企業が発行体となる場合と銀行が発行体となる場合で供託金の扱いや換金の可否が異なるのかなど、運用上キーポイントとなる点を明確に定める必要がある。この他、④発行体の経営状況の公開義務についても定める必要があろう。

(7) 書面交付の電子データによる代替

現行税制など法制度上書面交付が必要な領収書、取引明細、計算書などを電子データにより置き換えが可能とする必要がある。一方、現在の法規では、価値発行において電子マネーは「モノ」ではないので、価値発行にともなう領収書の発行は必要なしとなるが、この点については検討を要する。

(8) 電子マネー取引用機器、ソフトウェア、セキュリティの標準仕様

標準化仕様の定義を、JIS等の公的な機関でオーソライズする必要性についても検討を要する。

(9) クーリングオフ

ネットワーク上の通販は訪問販売に該当しないので、クーリングオフができない。
消費者保護の観点から法制度の改訂が必要か要検討である。

(10) 電子データの受信主義

売買契約の成立の時点において、有難うメールなど電子メールの法的な効力を認める必要があるとともに、電子メールについては受信主義を採用する必要があるだろう。

(11) 著作権

デジタル商品販売などの場合を考慮して、法制度上著作権を守る措置を強化する必要があるだろう。

(12) マネーサプライ

当局による通貨コントロールに関して、電子マネーについても将来必要な規制を行う可能性があるかもしれないが、その場合電子マネーの普及を抑制しないよう注意が必要である。

(13) クロスボーダー取引

転々流通性を持ち、さらに、多通貨間の換金性を持つ電子マネーの場合は、クロスボーダー取引に用いられることになるが、課税の問題を考慮することが必要である。一般にデジタル商品に関する国債取引の場合、国際間で関税をかけないとの議論もあり、今後の展開を待ちたい。一方、有体物を売買する場合は支払手段によらず、現行の方法で関税を課すことが可能であるが、消費税（現行5%）を徴収する方法についてはまだ充分とはいえない。

(14) マネーロンダリング

転々流通性を持ち、さらに、換金性を持つ電子マネーの場合は、マネーロンダリングに使われるおそれがある。これは運用上の仕組みで抑制をすることができる。すなわち、短時間に総額が高額になる取引に使われた電子マネーを発見し、場合によっては使用を差し止めるチェックを持たせる。あるいは、不正の疑いのある電子マネーをあらかじめ設けたチェックポイントで発見し回収する仕組みが考えられる。具体的には、①個人間取引用の形態装置に取引総額上限額設定をする、②通信線を介した個人間取引に使われる電子マネーの真正性をチェックするなどの措置である。これらの措置は、もともと偽造など不正な電子マネーによる被害を最小にするための仕組みでもある。

一方法制度上は、マネーロンダリングを捜査するため司法当局に電子マネーによる取引に関する記録を閲覧する権限を認めることも考えられる。

(15) 多機能カードに関して

一枚のカードに複数の支払方式を載せる場合の法的な考え方は以下のとおりである。一枚のカード上に複数発行者のファイルを収容することになり、収容するファイルにもよるが、プリペイドやクレジット機能用のファイルの場合これを規制する法規は存在しない。このとき、プリペイドカードの場合、カード発行者が不明確になり、プリペイドカード発行保証供託義務が誰に発生するかが問題になるおそれがある。

2.5.6.2 利用者約款やガイドラインに記述すべき課題

課題の中で利用者（消費者及び商店）と発行体の間の取り決めである利用者約款で決めるべきものをあげる。理想的電子マネーのモデル約款については、その商品設計により、大きく変動すると考えられたため今後の検討にゆだねることとする。

さらに、購入者と商店の間の売買に関わる事項については、E COM「『消費者―出店者』間の売買に関するガイドライン」（資料2）を遵守する方向でルール化がなされるべきである。

(1) 利用者約款の作成

「発行体―消費者」、「発行体―商店」いずれの基本契約も共通な利用者約款である。ただし、場合によっては商店においては利用契約の他に何らかの出店者特有の契約が必要となるかもしれない。

(2) 電子マネー利用の条件

電子財布にを充填する場合、利用者が入力したPINが正しければ、ICカードの所持人を正当な利用者とみなし、発行体はその免責される。利用者約款では、そのタイミングと条件について記述する。

商品を購入する場合は、商店端末において電子マネーの正当性が確認されれば支払がなされ、商品代金の債務は発行体に移る。利用者約款では、電子財布の所持者が支払いに使えることを示し、支払指示のタイミングについて記述する。購入者が商店からの申込内容確認通知にOKを出した時点で、自動的に販売代金に対応する価値が商店に移転する支払指示がなされる。商店では購入者から受け取った電子マネーの価値正当性の確認と同時に売上を計上するものとする。

電子マネーを個人間で譲渡に使う場合は、携帯装置あるいは電話機などによる移動指示において譲り手のPINが正しければ、譲渡がなされ発行体は免責される。利用者約款では、そのタイミングと条件について記述する。販売合計金額の表示、電子財布の現在残高、引き落とし後の残高、過不足を商店端末や自販機端末もしくはPCなどに表示することが望ましい。例えば、プール等の場合は最初の2時間までを前払いで支払い、超過時間は後払いで支払うことが行われているが、このようにサービス前払いと後払いを組み合わせたパターンの場合、電子マネー使用後残高をどのように表示すべきか、また、不足となる可能性の表示はどうすべきかを含めた商品情報と価格体系の告知の義務を利用者約款に定める。

電子マネーを発行体や集中センターに送り決済を依頼する場合は、PCや端末装置あるいは電話機などによる決済指示において送り手のPINが正しければ、決済がなされ発行体は免責される。利用者約款ではそのタイミングと条件について記述する。電子マネーを発行体や集中センターに送り換金を依頼する場合も同様の記述が必要である。

(3) 認証制度の利用

ネットワーク上で本人確認を行うためには、証明書等により利用者（個人・法人）と発行体が認証できる仕組みが必要で、発行体の認証のためには第三者機関としての認証局が望ましい。利用者約款では、成りすましなどの事故時の賠償責任分担を定める必要がある。

(4) 利用者の責任範囲明確化（トラブル対応）

利用者の責任範囲としては①秘密暗号鍵など秘密を守るべき情報の管理義務、②通信の安全性を担保するため装置及びソフトウェアの適正な使用義務があり、これらは利用者約款で対応する。

(5) 利用者約款の適用範囲と成りすましに対する契約上の縛り

利用者約款・利用契約の範囲を広げ、正式利用契約者以外も従うものとする。例えば家族などによる本人への成りすましに対する契約上の縛りは、利用者約款により利用者本人以外の電子財布カード使用を禁じ、家族や他人にP I N（本人確認用の暗証番号）を教えた場合は損害を利用者本人の責任とするとともに、家族カードあるいは譲渡用・贈答用のカードなどの対応策を実務上考慮する必要がある。

また、発行体が基本契約のない利用者から、発行電子マネーの換金依頼あるいは決済依頼を受け付けた場合についても利用者約款を適用する立場を取る。このとき不正な取得者へのガードの意味で当該利用者の認証を行い、仮に不正な経路で入手されたものであることがあとで判明したときにも、不正使用経路追跡ができるようにしておく。

(6) 通信への不正行為による損害負担

ネットワーク上の通信の漏洩、第三者による改ざんなどの不正行為への対策として、法律で禁ずる措置を取ると同時に、利用者約款では生じた損害への責任分担を定める必要があるが、このような損害は、利用者の明らかな過失に因らない限り基本的には発行体の責任となる。また、販売側には不正電子マネーの受取を拒否することができるところを利用者約款では定める。

(7) 不正な電子マネーによる損害負担

不正マネーと判別した場合の処置については約款で対応する必要がある。損害の負担については、その原因が利用者の管理義務違反など重大な過失によるものである場合、システムのバグなど発行体の過失の場合、その他の場合などに分類して、各参加者に負担を決める必要がある。

(8) 電子マネーの有効期限など利用上明確にすべき事項

電子マネーの有効期限については利用者約款に記述する。このとき、有効期限が過ぎたときの処理についても記述する必要がある。

(9) 取引明細の開示

電子財布の性能の一つとして、何回分かの充填明細と取引明細や計算書などを電子財布内部などにストアすることができるが、その件数には制限があるので、発行体としては利用者からの要求があれば、過去の記録を開示する必要がある、これについてのコスト負担規定は利用者約款に記述する。

価値発行や商品購入、譲渡に伴う領収書の発行を省略ないし電子メールなどによる電子的な領収書で代替する場合は、その旨利用者約款に記述する必要がある。

(10) ハード障害、回線障害時の対応

ハード障害、回線障害時の対応につき、価値発行や利用・決済のステップ毎にリカバリーの方法を取り決める必要があり、利用者約款上は、処理の過程で電子財布や電

子マネーが壊れた場合の再発行措置を発行体のコスト負担で行うことを定める。利用者のハードウェアと商店のシステムとの連携不足による電子マネー消失においては、発行体は十分な対応を要請される。システムのバグであれば、提供者負担の原則に立つ。場合によっては、技術的な情報を十分に持たない消費者への保護措置が必要と考えられる。

(11) 売買契約を巡る紛争の対応

商品の瑕疵や未着の場合は現状の消費者保護ガイドライン（資料2）やクーリングオフに対応をとれることが望ましい。また、利用者約款上、商店と消費者との紛議についてその解決に発行体がどのように協力すべきかを規定する。公平な情報提供により取引記録を明らかにすることが発行体の協力事項になると思われる。

(12) 商店の表示義務

商店においては加盟店であること、利用できる端末があること、ポイントなど付加サービスを実施しているかどうか、あるいは、店頭に価値発行装置があるかどうか、不足金額への対応方法を表示する必要がある。利用者約款上は、「電子マネー1または2」の基本機能の範囲内で、発行体の違いによってあるいは現金など他の支払手段と比較して「電子マネー1または2」の利用を差別してはならないと記述することが必要である。電子マネーの発行体の違いによってポイントなど付加サービスの内容が異なる場合は商品情報提供の段階で明確にする。

(13) 商品情報の提供

販売側がネットワークを経由して、利用者に画像や商品属性情報を提供する場合は、情報はテキスト、画像、ハイパーテキスト、あるいは別送のカタログCD等を併用して表現する。これら表示方法の選択については、利用者がパソコンの性能や通信回線容量などを勘案して選択できるものとする。購入か否かの意志決定に必要な情報は全てこの商品情報提供フェーズで与えられるよう考慮されるべきである。例えば、ニュース等のヘッドラインを示すか、ソフトウェアの体験版を提供するなどが必要である。

商店が提供する商品情報に含まれる内容については、「『消費者―出店者』間の売買に関する運用ガイドライン」4広告、宣伝、勧誘の項（資料2）を守ることが必要である。このガイドラインでは、商品情報提供に関して例えば、購入手順や支払可能方法を明示する、商品の品質を確実に表現し保証できるよう対策をとるなどが定められる。

(14) 購入申込みと内容の確認

ネットワークを経由して購入者から商店に送られるオーダーフォームには商店のデジタル署名とキーの証明書が添付されている。利用者約款において、安全を担保するために利用者が所定の注文手順に従うことを義務づける。購入申込み受付時に、商店は購入商品、支払方法、商品受け取り方法などの最小限の確認情報を通知するなどの必要がある。利用者約款に記述される所定の手続きによれば、商店から購入者への受取通知には商店のデジタル署名が添付されている。購入者側が、購入申込み確認情報を「有難うメール」などの形で受信してから支払指示が発生することが望ましい。

(15) 商品発送

商品の発送に関する取り決めは、E C O Mの消費者取引ガイドラインに記述される事項が参考になる。商店は電子マネーの価値正当性の確認と同時に発送するが、商品の発送日・着予定日を購入者に通知することが必要である。例えば、在庫にないときの処置（例えば代替品提供）を利用者との間で合意しておく必要がある。未着の場合は現状の消費者保護規定で対処か、クーリングオフに対応を取れることが望ましい。

ネットワーク上で発送するデジタル商品の場合、ファイルが大きいときは配送中のトラブルを回避するため、鍵を送付して機能制限の解除を行う方式の採用が望ましい。

2.5.6.3 運用に関する課題

課題の中で運用に関するものを示す。

(1) 認証局

認証局の利用において、①第三者機関（発行体連合が共同して運営する場合もある）としての認証局が良いかあるいは、②発行体自身が認証局を兼ねるのが良いかという問題がある。利用者の認証においてどちらを選ぶかはリスクとコスト負担により決められる。①の場合、専門機関である認証局に利用者の本人認証をお願いする。成りすましなどの不正が起こったとき発生した損害を認証局が負うべきであるが、その損害賠償の程度は実務上満足できる額かどうか保証がなく、結局発行体が証明書発行に払う費用に依存すると思われる。②の方法のほうが、損害への対処が簡単になる。なお、成りすましの損害を十分に担保するためには、保険の利用も考えられる。

(2) ネットワーク上の契約及び電子的な記録保管

電子的な契約を結びそれに法的な有効性を持たせるためには、実務面で、裁判所などが承認できる通信及び保管のための管理体制実現が必要であるので、コストがかなり発生すると思われる。

(3) セキュリティ損害保険

ネットワーク上の漏洩、改ざん、などの不正への対策として、あるいは、発行体の電子マネー暗号システムが破られたときに備え、損害保険をかけることが考えられるが、保険料が妥当な額に収まるかどうか現時点で疑問がある。保険の付保と同時に、不正をいち早く発見し、損害を最小に抑える体制と技術的な環境構築も重要である。

(4) セキュリティ保全体制

「電子マネー1」は追跡性を有し、「電子マネー2」は追跡性を持たないが、どちらのマネーにおいてもチェックポイントとなる部分では、不正なマネーの発見と被害抑える目的で、価値の真正性を発行体自らがチェックする機能を持たせる必要がある。その例として、価値発行及び価値の交換（換金・預金を含む）及び高額取引または換金性の高い商品購入の場面（例：貴金属、各種の目的限定型のプリペイドカード販売自販機、有価証券購入）段階では、必ず価値の真正性をチェックする。また、個人間の取引であっても遠隔地の取引の場合には、取引情報を発行体に送信する機能を付けることが考えられる。

(5) 手数料

価値発行時に利用者から徴収する手数料及び電子マネーによる支払い毎に商店か

ら徴収する手数料の有無、料率は実務運用上の課題である。各発行体の戦略であると同時に、他の支払手段との比較において普及を定める要因のひとつでもある。例えば、電子マネーの手数料が、クレジットカードのそれに比較して小さければ、商店にとって受け入れやすい。

他の発行体発行の電子マネーをネットワーク経由で自社端末から価値発行するなど、発行体が異なる場合の価値発行費用は利用者が負担する。現在の銀行の振替手数料に相当するものであると考えられ、金額は発行体の運用コストなどにより決められる。

(6) 運用時間

利用者に対する価値発行及び決済の受付可能時間は24時間であるほうが、利便性を高められるが、コスト及び他の支払手段例えば銀行の口座振替などとの比較で考えるべきであろう。

(7) ネットワーク上での価値発行

利便性を高める効果があり実施すべきであるが、ネットワークとして電話回線とインターネット接続のどちらを選択するかは、発行体の戦略に依存する。

(8) 共通仕様の整備と共同管理機構

発行体や集中センターを結ぶネットワーク上での価値発行及び決済について複数の発行体で共通仕様となることが必須である。そのため、発行体が共同で、システム構成についての要請の記述する共通仕様の作成を行い、共通仕様を管理し、かつ、機器の認定すること、及び暗号システムの整合性と管理をすることが必要と考えられる。

これらの機能を遂行するために発行体が集まって共同管理機構を作ることも考えられる。セキュリティシステムが破られたときの対処及び損害の負担についても共同管理機構の存在が望ましい。

(9) 消費者保護

- ① 商店と購入者との紛議、返品：売買契約を巡る紛議が起こった場合、できる限り、商店にクーリングオフなど消費者保護の措置を取り入れるよう要請することも必要である。また返品にともなう返価値処理を商店側の標準手順の中に入れておくことも重要である。
- ② 偽造、違法な複製の電子マネー：偽造もしくは違法な複製をされた電子マネーの善意の保有者は、発行体への提訴と換金を認めるなど利用者救済措置を用意することが必要である。
- ③ デジタル商品の扱い：デジタル商品のファイルが大きい場合は、送信中のトラブルを回避するため、鍵を送付して機能制限の解除を行う方式が望ましく、一定期間／時間内に購入者よりの受領通知が確認できるまで商店側がフォローすること、ソフトウェアなどのデジタル商品が、購入者の計算機システムにおいて正しく動作しない場合に払い戻しなどの救済処置があることが望ましい。ただし、商店側のコスト及び技術についての考慮が必要である。

(10) 購入操作の簡便性と店員教育

カードの取り扱い者が店員か消費者かはその運用によるが、金額の引き落としは消

費者が自ら金額を確認の上、「OK」ボタンを押す仕組みとし、販売合計金額の表示、カードの現在高、引き落とし後の残高、過不足を端末に表示することが望ましい。これにより、利用者の電子マネーへの信頼感を醸成することができよう。

店員教育としては、特にカード内金額が不足の場合の処理として受取拒否の通知方法、他の支払手段との併用、あるいは、価値発行の店頭での実施などの工夫を要求される。カードに数万円程度の比較的高額な価値が入っているときはロック機能の推奨も有効である。

自動販売機の場合は顧客の操作をできるだけ簡略にすると同時に、電子マネーの破損や自動販売機の中に入って戻ってこないときや読取ができないのときに、どこに連絡すべきかを設置側は表示する必要がある。

(11) ネットワーク上の購入操作

ネットワーク上の購入の場合、申込み内容を確認の電子メールは、利用者より提供された購入申込み情報に基づき、購入商品、支払方法、商品受け取り方法などの最小限の情報のみ通知し、利用者側の電子メールの受取費用を小さくする。

ネットワーク上の取引においては、電子マネーの二重使用を防止するため必ずオンラインチェックを必要とする。

(12) 店頭での価値発行・決済・換金

実店舗の店頭で上記の処理を行うためには充填用端末が必要であり、コストと商店などの戦略による。

(13) マイクロペイメントの実現方法

ネットワーク上の取引においては、電子マネーのチェックのために通信費がかかり非常に低価格の買物に向かないので、電子マネーの仕組上その対処方法を考える必要がある。例えば、顧客がその発行体の電子マネーを繰り返し使用すると予想される場合には、顧客は最初に必要な情報を商店あるいは発行体に送り、その後は、最小限の情報を商店あるいは発行体に送るのみで、支払保証が受けられるような仕組みを作る。

(14) 商店のバックヤードシステムの整備

ネットワーク上の取引のみならず実店舗においても商店のバックヤードシステムの整備コストも課題である。

- ① 価値証明書により価値内容が確認できた時点で、自動的に受取通知を発行（発信）する。必要に応じて領収書などを発行する。
- ② 価値正当性の確認と同時に発送する。在庫にない場合は商品の発送予定日・到着予定日を通知する。
- ③ 売上処理を行うため、商店の既存のバックヤードシステムとの連動が必要。

(15) 決済依頼

決済依頼取消を認めるか否かについては、原則として認めるべきである。しかし、発行体が異なるなどの決済の条件によって取り消し対応可能な範囲がある。また、電子マネーの譲渡や贈答が許されるから、発行体自身が発行した電子マネーの決済依頼については、基本契約のない利用者からも受け付けるとしたべきである。

利用者への送金処理通知を誰が行うのか（当該発行体か決済依頼を受け付けた発行

体もしくは集中センターか)については、例えば、共同管理機構などで決定すべき事項である。ただし、決済依頼者からの問合せに答えるなどの窓口業務は決済依頼者からの依頼を受け付けた機関が行う。

(16) 集中センターの機能

成りすまし、偽造等の不正使用のチェック機能を集中センターに集約すべきか否かについてはなお検討を要する。集中センターでは、少なくとも不正使用を発見し、防御するために必ず電子マネーの有効性をチェックする必要がある。

(17) 付加サービス

「電子マネー 1 あるいは 2」の機能そのものでなく、購入・充填に関するポイント、割引などの付加サービスの併用も普及拡大のために検討する必要がある。ただし、発行体の財政的な健全性を脅かすものであってならない。

2.5.6.4 技術に関する課題

課題の中で技術的な裏付けを必要とするものを示す。

(1) 技術仕様の確定

使用ネットワーク、機器及びソフトウェアについての共通技術仕様の確定を行う。

(2) 漏洩、改ざんなどの不正への対策

ネットワーク上で第三者モニターできないように、ワンタイムパスワードなどの暗号処理を行う。

(3) 複製や偽造などへの対策

I C カードの対タンパー性、暗号技術など。起こった場合に備えて電子マネーの属性情報を不正発見・逆探知用に活用する。

(4) 電子マネーの有効期限

暗号システムの保全性のためには、技術上電子マネーには有効期限があった方がよい。

(5) 認証局

認証局の証明書の相互運用性を確保する技術仕様の作成。

(6) デジタル商品の提供と著作権保護

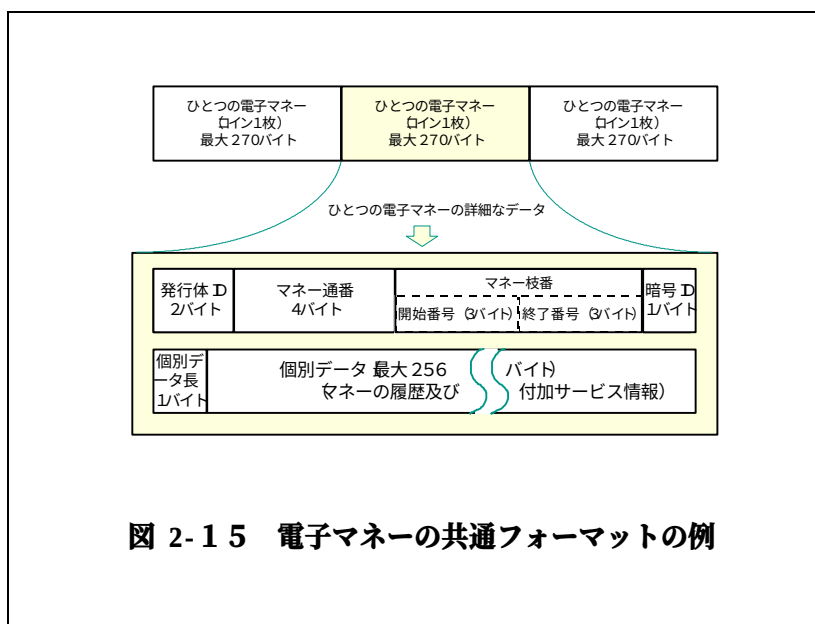
技術的に不正コピーの防止策が必要。デジタル署名技術により解決が可能。

2.5.6.5 その他の検討について

その他の検討内容としては、共同管理機構の役割や電子マネーの技術的な実現方法について若干の考察を行った。後者については、発行体毎に異なる暗号ロジックを持つ電子マネーを一枚のＩＣカード内に複数入れて残高や取引記録を管理できるか、さらには、発行体毎に特有のサービス機能を持たせることができるか、またオフラインでの転々流通が可能か否かについての検討を行った。検討のために図 2-15 のような形式のデータをＩＣカード内に記録すること仮定した。

検討の結果、ＩＣカードの記憶容量から管理できるコインの個数には上限があり、現在の技術ではカード当たり最大数百個である。ＩＣカードの記憶容量から考えて暗号化ロジックを含めて複数発行体のコインを１枚のＩＣカードで管理することは難しいと考えられ、そのため、契約発行

体以外の電子マネー取引については、携帯用の価値移転端末（ウォレット）の記憶容量を利用して暗号処理や価値の受領、移転を行うことが考えられる。



2.5.7 現実環境でのビジネス化の可能性

前記で定めた電子マネーをどう使うか、その商品設計は可能かについて探るため、電子マネービジネスの現状について検討を進めた。

まず、平成8年度において、①日本の市場環境の把握、②諸外国決済スキームの検討を実施した。その検討内容については、資料1（電子商取引決済関連問題検討WG中間報告書）にその詳細を示すが、結論として次のようなことがいえる。

- ①日本の市場環境としては、クレジットカード端末及び銀行などのATMが合計60万台以上普及しており、ＩＣカード型電子マネーとの大きな競争相手となっている。したがって電子マネーの普及を開始させるためには、商品の価格、利用できる自動販売機を含めた店舗の範囲などで工夫をする必要がある。インターネット通販に関してはまだ揺籃期であり、今後コンテンツの充実と広告・販売のノウハウの蓄積により潜在的に大きな市場を持っている。
- ②諸外国のスキームは、ＩＣカード型、ソフトウェア型ともに多様な商品があるが、これらはいずれも、日本の市場環境において法制度上の整備は必要とするものの、事業化の可能性はある。

平成9年度は、さまざまな環境を想定して電子マネーを発行させ、効果およびデメリットを分析しビジネス化の実現可能性の確認を行った。下記の代表的なモデルケース設定の

中から、比較的クローズな②テーマパークでの流通を取り上げて検討した。

- ① 会社やビルの内部の閉じられた範囲の流通
- ② 大規模テーマパーク内に限定した流通
- ③ 大規模ショッピングセンター内の流通
- ④ 交通機関や小売店が集中したオープンな地域での流通

2.5.7.1 テーマパーク内利用の前提

ICカードを利用した汎用性の高い電子マネーであり、使用者は電子マネーをなくした場合に備えあらかじめ電子マネーの追跡性を採用することができる。この電子マネーはリアル・バーチャルいずれにおいても使え、どのような商品の支払いにも利用できる。また紛失・盗難にあってもその価値を失わないようにできる。

2.5.7.2 テーマパーク内利用範囲

- ・ テーマパーク内でのレストラン約20店、ショップ約20店などでの支払いに使う。レジ端末数は500程度とする。
- ・ テーマパーク内にある約100台の公衆電話で使う。
- ・ 10か所ある駐車場料金徴収に使う。
- ・ テーマパーク内の交通機関（5駅程度）の料金支払いに使う。
- ・ 約30台の自動販売機用に使う。
- ・ インターネット上のキャラクター商品販売店舗における決済に用いる。

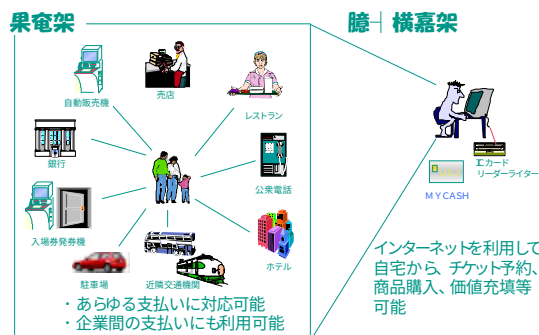


図 2-16 テーマパークにおける「電子マネー2」の利用

2.5.7.3 テーマパーク内利用の効果

(1) 集客力の向上

インターネットで入場予約、及び料金支払いができ、またインターネット上で商品の購入が可能であり、疑似アトラクション体験ができ、また、顧客属性にあわせて入場の勧誘・動機付けが可能である。

(2) 客単価の向上

施設毎に予約、待ち時間表示が可能であり、単位時間当たりの効率が向上する。子供にも使用可能であり買物の分散化が可能。ポイントを付加することにより、リピート利用が期待でき、1日あたりの利用金額も上がる。インターネットで宿泊ホテル、交通機関等をセットで販売することによる総支払額の上昇が期待できる。プリントクラブを利用して記念写真的に電子マネーをもって帰る人がいると考えられる。

(3) 顧客満足度の向上

レジ行列の解消、駐車場支払機待ち行列の解消につながる。交通機関、公衆電話、自動販売機などあらゆる支払いに使える。また、テーマパークから帰るときに事由に払い戻しが可能である。家計簿をつけるときに便利のように買物詳細リストを出すことができる。小銭の取扱から解放される。

(4) 他のテーマパークとの差別化

テーマパーク通貨を設定することにより、夢のある通貨を創出できる。お金を紛失しても価値を戻すことが可能である。迷子発見機能を付加することができる。

(5) 決済面の合理化

売上集計の簡素化、カードに広告機能を持たせることが可能、現金処理コストの削減、店での盗難や不正などに対して安全である。

(6) 顧客情報の蓄積

顧客毎の支払情報の蓄積が可能である。

2.5.7.4 テーマパーク内利用において制約となる面

一方現状では、電子マネーの制約の面も大きい。

- (1) 決済に関する基本的な考え方： テーマパークにおける決済の現状は取引の8割は現金、残りはクレジットカードである。テーマパークでは、メインの施設であるアトラクションについては最新のものを入れるが、決済システムは世の中の動きよりも半歩遅れた方式で対応できる。なぜなら一般の人々が電子マネーを不自由なく扱うことができるか大きな不安があり、最新の決済システムを導入して仮に失敗した場合の損失が大きい。
- (2) 予測入場者数： テーマパークでは、年間平均入場者数の想定が決められており、1日当たり入場者数と単位時間内の処理人数は決まっているため、想定人数を大幅に超える入場者の増加はそうそう見込めない仕組みになっている。
- (3) アトラクションやキャラクター商品の価格： テーマパークは夢を売るところであり、夢の値段はむしろ高めの方がよいという事情がある。顧客一人が1年間にテーマパークに行く回数は大体決まっていて、仮に入場料金が2割り安くなっても入場者数が20%増加するということは期待できない。キャラクター商品の価格も同様であり、値崩れするほうがもっと怖いという面がある。
- (4) 待ち時間： テーマパークでは待ち時間も夢を構成する重要な要素であり、少ししか待たないアトラクションは魅力が少ないと考えられてしまう。レストランにしても、

多少時間を無駄にしている方がよいという事情もある。決済の待ち時間だけが短くなっても、料理を作る時間や席が空くまで待つ時間を考慮すると全体としては効率化につながらない面もある。

- (5) 入場予約：行きたくなったら、即行くのがテーマパークの良いところであり、入場予約は通常の行動パターンに合わないとの考えかたもある。

2.5.8 今後の展開

現在の環境ではビジネス化の障害もあるが、これまで記述した検討により「電子マネー1」あるいは「電子マネー2」の日本のビジネス環境への適用の可能性が高いと考えられる。今後はさらにコスト面から特に発行体の経営について考える必要がある。発行体の投資としては、運用システムの構築、通信システムの整備、および商店や利用者への宣伝と普及拡大策がある。また、商店の投資としては、端末その他の装置の導入、商店の決済システムとの連動があるが、これらの費用負担の一部を発行体が補助することも考えられる。これらの状況のもとで発行体が参入するかどうかを決定するのであるが、現状では企業にとって投資額が大きすぎるくらいであろう。対応策としては、①発行体が連合して共同管理機構を作ることによる二重投資の防止すること、②電子マネーの利用拡大により現行通貨システムにかかわる社会コストの減少を図れるという観点からの国の協力も重要な要因と考えられる。

電子マネー・決済の利便性からいうと、前払い、即時払い、後払いのいずれをも支払時に選択できることがいいのではないかと考えられる。したがって理想型電子マネーの実現形態としては、「前払い、即時、後払い機能併用カードであり、一枚のカードで、利用者の嗜好と商品の価格などに応じて随意に支払方法を選択できるもの」が考えられる。今回前払い型電子マネーとしての制約を今後2年以内に実証実験が可能なものとした。しかし、情報技術の進歩は急であり、ICカードにしても飛躍的に記憶量が増加する可能性も考えられる。その場合には、ウォレット、端末を含めより利便性の高いシステムが想定できる。また、ICカードに限らず全く新しい電子財布の実現形態が出現する可能性もある。

今後急速に電子マネーに関するもろもろの立法がなされ法制度環境が整備される予定であり、安全な電子マネーの実現が確実になり、企業間取引をはじめ広範囲な電子マネーの利用が予想される。

3 クレジット取引タイプの報告

3.1 サブワーキンググループBの96年度総括

3.1.1 成果物

96年度に、WG13に設置したサブワーキンググループB（以下SWG-Bという）は、電子商取引の円滑な推進と普及を目的として、その指針となるべきクレジットタイプの「取引形態別標準決済モデル」および「取引形態別標準約款」の整備と標準化に取り組み、97年3月に次の成果物を発表した。

(1) 電子商取引上のクレジットタイプ「取引形態別標準決済モデル」

- 総合方式割賦購入あっせん取引モデル
- サードパーティタイプ総合方式割賦購入あっせん取引モデル
- カードレスタイプ総合方式割賦購入あっせん取引モデル
- 個品割賦購入あっせん取引モデル

(2) クレジットタイプ「電子商取引用標準約款」

- 電子商取引用加盟店標準約款α版
- 電子商取引用会員標準特約α版

3.1.2 97年度への課題

SWG-Bでの検討過程において、抽出あるいは新たに発生した課題を、「制度課題」・「実務運用課題」・「技術課題」に分類し、さらにそれらを現行制度・実運用環境で解決可能な課題を核とした「短期課題」と、それ以外の、例えば法制度の改正・新たな技術開発等が必要な課題を核とした「中長期課題」に二分した。

そして、上記成果物は、検討対象を「短期課題」に限定しそれらを解決し、または解決の方向性を示す事により完成したものである。これはα版の名が示すとおり、ECOMの内外を問わず、今後の電子商取引におけるクレジット取引の検討に必要不可欠な素材の提供である。

したがって、97年度は検討対象を「中長期課題」に拡大し、さらに実用性と汎用性を備えた「標準決済モデル」および「標準約款」を作成することである。

3.2 97年度の報告

3.2.1 97年度の活動方針

97年度の活動方針は、96年4月に策定したSWG-Bの設置目的に沿うものとし、97年度の検討に際しての前提事項も、基本的には96年度と同様とした。

3.2.2 97年度の検討の前提

3.2.2.1 決済の定義

96年度と同様に、WG13でいう決済とは、決済行為を中核に据えた当事者間の取引フロー（図1-1参照）そのものを包括したものとした。

3.2.2.2 SWG-Bの設置目的およびミッション

SWG-Bは、「オープンネットワーク上での安全かつスピーディなクレジット取引の実現」のため、その指針となるべき「取引形態別標準決済モデル」および「取引形態別標準約款」の整備と標準化をミッションとした。

3.2.2.3 検討範囲

(1) オープンネットワークの範囲

検討対象とするオープンネットワークをインターネットに特定した。

(2) 取引当事者の範囲

カード会社（イシュア・アクワイアラ）、カード会員、バーチャルショップ加盟店（インターネット上に仮想店舗等を出店し営業する販売業者）、およびバーチャルモール運営者を取引当事者とする、三者間、あるいは四者間のクレジット取引に関わる事項を検討範囲とした。

(3) カード会社の範囲

日本のカード会社はいうに及ばず、日本に営業拠点をもち、日本の法制度にしたがって営業する外資系カード会社も対象範囲とした。

(4) カード会員の範囲

日本のカード会社が、海外在住の消費者（法人、個人、国籍を問わず）に対し、自社もしくは提携カード会員としてカードを発行することは、一部のカード会社を除き事実上困難であり一般的ではない。したがって、カード会員は、前記(3)のカード会社が自社もしくは提携カード会員として、日本国内で通常に発行する個人カード会員を対象範囲とした。

(5) 加盟店およびバーチャルモールの範囲

日本のカード会社におけるアクワイアリング業務は、一部のカード会社を除き、国際ブランド会社のルールにより日本国内のみでの営業活動に限定されている。したがって加盟店およびバーチャルモールは、日本国内に営業拠点をもち、かつ日本国内を対象に営業活動を行なうものに対象範囲を限定した。

(6) 海外取引

カード会員は、前記(4)に関わらず、日本のカード会社が発行する（注）国際ナショナルカードで、リアル、バーチャルを問わず海外加盟店との決済手段として使用している。

したがって、海外取引に関しては、カード会員と海外加盟店との取引については消費者保護の観点から、また日本のカード会社と海外アクワイアラ間の取引については取引当事者間の公正性の観点から国際ブランド会社の制定する国際決済ルールを含

めて検討範囲とした。

(注) インターナショナルカードとは、カード会社が国際ブランド会社と提携して発行する国際カードで、その国際ブランド会社に加盟する世界中のアクワイアラの加盟店で使用する事ができる。

3.2.3 推進体制

SWG－Bの推進体制は、検討精度の向上を図るため特定の検討をミッションとしたタスクフォース（TF）を設置し、さらに共通した課題を横断的に検討するプロジェクトチーム（PJ）を編成した。

設置したTFとPJとそのミッションは次のとおり。

(1) タスクフォース－1（TF－1）

クレジットタイプ「電子商取引用標準決済モデル」およびクレジットタイプ「電子商取引用標準約款」の作成をミッションとする。

具体的には、96年度に作成した総合方式割賦購入あっせん取引のクレジットタイプ「電子商取引用標準決済モデル」およびクレジットタイプ「電子商取引用標準約款」α版をベースとしてさらに検討を深め、より実現性および汎用性を備えた1.0版の検討および作成である。

(2) タスクフォース－2（TF－2）

電子商取引上のクレジット取引のバリエーションの検討をミッションとする。

具体的には、96年度に作成したサードパーティタイプ「総合方式割賦あっせん取引モデル」および「個品割賦購入あっせん取引モデル」をベースとしてさらに検討を深め、電子商取引上での取引形態別の取引モデルを作成するとともに、その実現の可能性を提言することである。

(3) タスクフォース－3（TF－3）

電子商取引上の理想的なクレジット機能の検討をミッションとする。

具体的には、現在のクレジット取引に欠けている機能（誰でも・何処でも・何にでも・いくらでも）の電子商取引上での実現の可能性を検討し、提言する事である。

(4) プロジェクトチーム（PJ）

各TFに共通した課題を横断的に検討することをミッションとする。

具体的には、法律に関する課題、リスクに関する課題ならびに消費者保護に関する課題については各TFに共通する課題であり、これらを一元的に集約し横断的に検討する事で効率化を図るのもである。

なお、本PJには、弁護士等、ECOM外部の有識者にも適時参加いただいた。

3.2.4 検討のプロセス

(1) 課題の再検討

96年度に抽出した「中長期課題」と96年度に公開した成果物に対して寄せられた各方面からの意見を踏まえて再整理し、検討した。

(2) クレジットタイプ「電子商取引用標準決済モデル」の作成

96年度に作成した「電子商取引用標準決済モデル」α版を、上記(1)の結果を反映させてリニューアルした「総合方式割賦購入あっせん取引モデル」とバリエーションとしてモール取引タイプの「総合方式割賦あっせん取引モデル」、および「個品割賦購入あっせん取引モデル」とそれぞれの「業務運用フロー」を作成した。

(3) 「実務上の課題」の抽出および検討

上記(1)の検討結果と実務運用との整合性を図るため、上記(2)「業務運用フロー」から新たに想定される「実務上の課題」を抽出し、(1)の課題を含めて再検討した。

(4) クレジットタイプ「電子商取引用標準約款」の作成

上記(1)から(3)の検討結果を踏まえ、「電子商取引用加盟店標準約款」および「電子商取引用会員標準特約」の1.0版とその「解説書」を作成した。

3.2.5 制度的課題

本課題は、電子商取引に関係する法律および社会制度が核となり、現段階では明確に解決あるいはその方向性を示すことは困難であるが、我が国においても、欧米諸国と同様に電子商取引に対応するべく新たな法律の制定、改正ならびに規制緩和が進展している。

検討に際してこの現状を踏まえ、それらの動向に留意しつつ現行法制度の範囲を原則として解決の方向を示したものである。

なお、本項では総合割賦購入あっせん取引に焦点を当てており、個品割賦購入あっせん取引については項目3.5.2に記述した。

(1) 割賦販売法等法律関連

① ネットワーク上でのカード会員入会勧誘時における取引条件の掲示

カード会社が会員勧誘広告を掲載する場合、割賦販売法に取引条件の広告要件を記載する旨が定められており、当該Web上等で規定要件を明示する必要がある。

② 書面の交付義務

割賦販売法でいう交付義務の対象となる書面は、契約時と商品等の販売時とに大別できる。

契約時の書面には、契約書や約款等があるが、契約書の電子データでの代替は認められていない。加えて、クレジット取引の利便性の一因となっている自動引落のために金融機関へ提出する口座振替依頼書には、カード会員の届け印による押印が必要でその電子化は実現していない。約款を、電子データ化して暗号化等の安全措置を施した上で配信する方法が想定できるが、それを受信したカード会員が復号化できる環境にあるとは限らず時機尚早の感がする。したがって、現時点では契約時の書面は、約款も含めて現行方法を踏襲せざるを得ないであろう。

一方、販売時の書面交付は、カード会員の購入商品等が有体商品の場合は商品と同送することで解決する。しかし、それがデジタル商品でダウンロードによる配信の場合の、例えば郵送による送付は電子商取引の特質からもあるいはコスト面からも合理性は認められない。したがって、販売時の書面交付は、その商品等の特性により電子メールの使用を認めるものである。

これらの課題は、法制度の整備、および技術開発により解決が可能である。例え

ば、契約書等の電子化、つまり電子データの有効性については、国税庁が税務帳簿の電子データによる保存認可（改竄防止措置が前提）を 99 年度から実施予定していることから類推できるように、今後は認められる方向であろうし、口座振替依頼書への押印についても、既に電子署名法の検討が開始され、電子署名が押印としての有効性を認められる日も近いであろう。

③ カード会員の商品等購入時の証票提示義務

検討対象であるインターネット上のクレジット取引において、証票提示そのものが物理的に不可能である。カード会員は、クレジットカード番号や有効期限等の個人クレジット情報を、暗号化等の安全措置を講じた上で当該加盟店に送信するのみであり、既存通信販売におけるクレジット取引においても、証票であるカードの提示は省略されているのが実態である。

インフォメーションテクノロジーによって誕生した電子認証制度を導入することにより、本証票提示義務の目的の一つである、送信された個人クレジット情報の証票としての真正性は保証される。が、しかし、その個人クレジット情報とその発信者の正当性については保証されるものではない。リアルでの成りすましと同様に、電子認証制度においても「秘密鍵」「証明書」等を盗聴されると同様の事態が起こり得るものであり、カード会員の責任と管理義務を喚起し啓蒙する必要がある。

④ 重要書類の保管規定

現時点において、契約書、取引記録等、重要書類の保管は、商法、税法等の現行法の保管要件に準拠することを原則とした。

電子商取引において、電子データでの保管が合理的であると考えられるが、問題は前記3.2.5.1(1)②に記述したとおり電子データそのものの有効性である。例えば、契約書については、契約書の電子化が前提となりそれと連動するべきものであろうし、電子公証制度が大きな役割を担うであろう。

取引において、販売照会、売上データ等は、インターネット、あるいは既存ネットワークを通じて電子データでやり取りされ、当事者間の取引記録として保管されているものである。取引の実情を考慮しこれらの各種取引データを電子データで記録保管することについては、当事者間での合意のもとで有効と認めるものとした。

⑤ 契約の成立時期

契約の成立時期は、現行取引の実態を考慮すると発信主義（民法第526条）に合理性を見出せるものであり、発信主義を原則としたが、当事者間の合意により到達主義（民法第97条）でも差し支えないものである。

到達主義を採用した場合、一般的なカード会員（消費者）が日常的に電子メールボックスを確認する習慣があるのか？到達の確認の確認といった手続きの煩雑性の恐れ？等の懸念がある。特に後者については、配達証明付きの電子メールシステムが開発されると解決するが、反面そのシステムによる発信主義で事足りるとの意見もある。

いずれの主義を採用するにせよ、例えばカード会員（消費者）に一方的な不利益を与えないことが重要であり、無条件の返品期間を設定する等の消費者救済措置を

講じる必要がある。

(2) 消費者保護規定

消費者保護規定の目的は、取引における当事者間の公平性の実現のために、最も弱い立場である消費者を救済することである。

法律で定められているクレジット取引に関する消費者保護規定は、割賦販売法の支払停止の抗弁権のみであるが、クレジット取引における消費者保護の実態は、カード会社個社が法律で定められている枠を超えて各様に実施しているものである。これは、個社がカード会員に対するサービスとして実施している場合と、日本のカード会社がアクワイアラ業務を同時に行なっている事に起因してその管理責任として実施している場合がある。しかし、加盟店の管理責任の及ばない海外加盟店と自社のカード会員とのトラブルに際しても同様に、国際ブランド会社の制定する（注）チャージバックルールの枠を超えて、つまり、イシューである日本のカード会社の負担において対応しているケースも相当数発生しているのが実態である。

（注）チャージバックルール：国際間のクレジット取引におけるイシュー、アクワイアラ間の不正取引の精算ルールであり、正当な取引手順に従って行われなかった取引の取消しおよびトラブルの解決方法等についての規定。

このように、クレジット取引では他の決済手段を利用したときよりも手厚い消費者保護がされているともいうことができ（ビジネスチャンスとの意見もあるが）、整合を取る必要があるのではないだろうか？

また、今後の電子商取引の発展に伴い商取引の国際化がさらに進展し、日本の消費者や販売者も世界市場を視野に入れる必要性が生じることは明らかである。そのためにも、世界市場で通用するセンスを身につけるべきであり、その基本概念である「適切な情報公開」と「自己責任」を啓蒙することが急務である。

ここでいう「適切な情報公開」とは、消費者は、インターネット上のバーチャルショップと呼ばれている仮想店舗に対して（リアル店舗と異なり物理的に存在するものではなく）その実在性や信頼性を確認する手段を持たない。したがって、消費者にその手段として、Web 上等に販売者自らが自己の情報を公開し判断材料として提供するものである。これは、その販売者が提供する商品等に対しても同様である。さらに、この情報の信頼性を高め、消費者が判断を簡便にできるようにする仕組みが、情報提供を第三者機関が行なう「マーク付与制度」である。

「自己責任」とは、消費者が、これらの適切かつ公正な情報をもとに判断し決定を下したことについては、あくまでも自己の責任範囲であるとの考え方である。

以上を、電子商取引上のクレジット取引における消費者保護の基本的な考え方とするものであり、当事者間の公平性の実現からも、あるいは将来の国際化への対応からも、そして電子商取引の健全な発展に貢献する意味からも有益であると判断する。

次に、特に論点となった事項に関して記述する。

① トラブル発生時の消費者救済

A. カード会社が提供したクレジット決済の仕組みが直接起因となった場合

カード会員と加盟店が定められたクレジット決済の仕組みにしたがって取引したにもかかわらず、仕組みそのものに瑕疵がありトラブルが発生した場合は、システムの提供者であるカード会社はその責任は逃れられないものとした。

B. カード会員または加盟店が定められたクレジット決済の仕組みにしたがわずに取引をしたことが起因となった場合

カード会員または加盟店を問わず、違反して取引をした者の責任とした。

C. カード会社または加盟店がカード会員の個人情報を漏洩したことが起因となった場合

漏洩したカード会社または加盟店の責任とし、さらにアウトソーシング等によりそれぞれの業務を外部委託した場合の委託先の責任も委託元の責任とした。

D. 会員が購入した商品等に関するトラブル

商品に関するトラブルはその提供者である加盟店の責任とし、加盟店とカード会員の間で解決するものとした。

しかし、当事者間でトラブルが解決しない場合も想定され、その場合は、トラブルの原因調査をカード会社に求めることができるものとした。これは、実態としてカード会社ができることの限界を明言したものであり、これ以上の介入は、事実上カード会社にコスト負担を強いる事になりかねないものである。

一方、これに対して、消費者保護および加盟店管理責任の観点から、問題解決までカード会社が介入するべきとのより積極的な意見のあったことを特記する。

カード会社の加盟店管理責任の観点からいえば、個々の商品トラブルよりも、加盟店の倒産、事業または商品等の違法性、営業姿勢等を問うものであり、リアルと共通の問題であるが、特に電子商取引に特質に整合した加盟店の加盟資格基準の制定および管理手法の開発が要求され、カード会社としても十分留意する必要がある。

3.2.6 実務運用課題

(1) 販売店の加盟申込

販売店のカード会社への加盟申込みから契約までの一連の業務プロセスが、インターネット上のみで完結することが合理的であるが、契約書や契約印章の電子データ化は、前記3.2.5.1(1)②に記述したとおり今後の法制度の整備の進展にともない解決されるであろう。しかしこれは、カード会社が行なう加盟店資格審査および加盟店管理とも関連する課題で、電子商取引上のノウハウの蓄積のない現段階では、カード会社個社において慎重に検討する必要がある。

(2) 販売店加盟審査基準

販売店の加盟資格審査基準は、カード会社の営業方針およびリスクマネジメントによりカード会社個社において決定されるべきものである。しかし、インターネットの本質から推察すると、現在、ガレッジショッップ、パパママショッップ等と呼ばれている中小および個人規模の事業者の台頭が予想される。

カード会社においては、過度な抑制策あるいは拡大策に走ることなく、健全な市場

形成のためにバランス感覚を持って望むべきであろう。

(3) 加盟店管理

インターネット上の加盟店は、リアルとは全く異なった営業形態であり、個々の加盟店の営業状況を物理的に目で見て判断することはできない。今後カード会社は、電子商取引上のリスクを具体的に想定し、それに対応した管理手法の開発が必要であり、例えば、今後実現するであろうマーク付与制度の導入、あるいは、カード業界のみならず金融業界や小売業界等の異業界間を横断的に網羅した、情報ネットワークの構築も有効な手段であろう。

(4) カード会員入会申込

本課題は前記販売店の加盟申込みと同様、契約書の電子化および口座振替依頼書の押印の問題がある。現在のインターネット上での入会手続きの実態は、消費者からの申込はインターネットで受け付けるが申込書は別途郵送でやり取りしている。これは前記の法的制約のみならず、郵送により消費者の实在確認を兼ねているものであり、最終的にはカード会社個社の判断に委ねるものである。

また、入会申込時に、悪意の第三者による架空名義等の不正な入会申込みが想定されるが、これは電子商取引に限ったことではなく現行のカード会員入会資格審査と共通する事項でありカード会社個々の審査能力の問題である。

(5) カード会員入会審査基準

本課題も前記販売店加盟審査基準と同様、カード会社個社の問題であるが、クレジット機能と電子マネー機能が融合しつつあり、消費者から見ればその境界が不明確になる恐れがある。

カード会社は、カード会員の入会審査基準のみならず、多機能な本会員カードとその家族カードあるいは子供カードとの関連も含め留意する必要がある。

(6) カード会員管理

カード会員管理は、しらばっくれ等の悪質会員への対処は、否認防止機能を持った認証制度の導入により、理論的には抑制は可能であろう。しかし、電子商取引の特性から判断して、商品等購入には何ら物理的制約はなく瞬時にして行われるものであり、むしろリアルより即効性を持った買いまわりの危険性が新たに生じたと解釈すべきであろう。加盟店管理と同様にカード会社は、動態与信等現在のリスク管理手法と電子商取引の特性に適合した与信管理システムの構築が必要である。

(7) カード会員の個人クレジット情報の管理責任

電子商取引上の個人クレジット情報は、現在のクレジットカード番号や有効期限等に加えて、本人認証のための電子証明書や暗号化通信のための個人鍵や公開鍵が想定される。これらの新たに登場した個人クレジット情報は、従来のクレジットカードに代えて、カード会員のコンピュータシステムに保管・管理・運用する電子データであり、カード会員が、カード会社やベンダー等から取引に必要なソフトウェアやハードウェア（以下「ソフトウェア等」という）として貸与、あるいは配布を受けたものと、そのソフトウェア等から生成されるものがある。

これらの論点は次のとおりである。

① ソフトウェア等の供給者

誰が供給者なのか？カード会社やベンダー等あるいはその両方の可能性もある。

② ソフトウェア等の流通形態

流通形態は、供給者からの貸与なのか、フリーウェアとして配布なのか、あるいは、インターネットブラウザソフトに標準装備されるのか未だ定かではない。

③ ソフトウェア等および生成された電子データの所有権

ソフトウェア等は供給者とカード会員との使用許諾契約が想定されるが、そのソフトウェア等から生成される電子データは、カード会員の所有権に帰属するのか、あるいは、カード会社に帰属し単にカード会員に貸与するものなのか？その場合のソフトウェア等の瑕疵との責任範囲の整合性は保たれるのか？等がある。

現時点では、その供給者や流通形態も定かではなく標準化は困難であるが、生成された電子データの所有権に関しては、ソフトウェア等と電子データの因果関係を分離し、既存のクレジット番号と同様の考え方を踏襲することと整理した。

④ カード会員のコンピュータシステムの管理責任

個人クレジット情報はカード会員のコンピュータシステム上に保管され、カード会員の管理責任は極めて重要である。特にカード会員がコンピュータシステムを、複数で共有使用している場合はカード会員本人以外が起動できないような措置を講ずる必要があり、また、買換える場合においても個人クレジット情報や取引記録を完全に消去し削除する必要があり、カード会員への十分な啓蒙が必要である。

(8) 商品売買

① デジタルコンテンツの取扱

加盟店が提供する商品、サービス（役務）には様々なものがあり、提供方法もその商品等の特質により異なるものである。一般的な有体商品は、配送を要し従来の通信販売取引と同様であるが、電子商取引の特質そのものといえる情報やソフトウェア等を電子データで販売する、いわゆるデジタルコンテンツと呼ばれる新たな形態の商品等が誕生した。このデジタルコンテンツは、カード会員が、その加盟店のWeb 等から直接ダウンロードにより入手するものであり、インターネットショッピングの主力商品と目されている。

しかし、デジタルコンテンツは、割賦販売法での指定商品として認められておらず、同法の消費者保護規定の対象外となるものであり、さらにその商品特性から返品は困難である。

したがって、デジタルコンテンツの取扱に際しては、トラブルの予防措置が肝要で次の施策が想定できる。

- 事前に商品等の具体的内容を詳細に記載する
- 事前に返品の可否を含めた返品規定を明確に表示する
- ダウンロードの方法を工夫する（加盟店はカード会員に試用期間または機能限定の試用版等を提供し、カード会員の承諾を得たうえで製品版を提供する方法が現実的）

② 返品およびキャンセル対応

返品・キャンセルについてはカード会員と加盟店との問題であるが、消費者保護の観点から、クーリングオフ制度の全面導入、あるいは下記のE C O Mの定める返品に関する自主基準による返品規定の採用を義務づけるべきである。

＜E C O Mの定める返品に関する自主基準＞

出店者は消費者に対して商品等の返品を認める場合において、次の事項を広告するときに明示しなければならない。

- ① 返品ならびに任意の交換を認めない商品等の種類
- ② 返品ならびに任意の交換を認めない条件
- ③ 返品ならびに任意の交換を受け付ける期間
- ④ 返品ならびに任意の交換に係る費用・負担者とその根拠
- ⑤ 支払済の代金について商品等が返品された場合、その返金の方法
- ⑥ ソフトウェア等デジタルコンテンツの返品を認める場合、その返品方法

(9) リスク管理

① ネットワーク犯罪

電子商取引上のクレジット取引のネットワーク犯罪は、ハッカー等悪意の第三者が、カード会員と加盟店間、加盟店とカード会社間の通信過程における取引情報を盗聴して、または、当事者のシステム内に不法侵入して当事者の保管する個人クレジット情報および取引情報を盗聴して行なう、「成りすまし」や「偽造」が想定できる。これらのネットワーク犯罪の特徴は、犯罪の早期発見や原因の特定が困難であり被害が広範囲に及ぶことであろう。

防止策としては、通信過程における取引情報の安全確保が最重要であり、暗号や認証技術を駆使してクレジット取引のために開発された通信プロトコルである SET の導入が効果的であると考ええる。

そして、さらに重要なことは当事者の自己システム防御である。この外部からの脅威に対しては、カード会員や加盟店は一般的に関心が薄く無防備であろう。クレジット犯罪以外にも、日常の電子メールやソフトウェア等のダウンロードですらコンピュータウイルスに感染する可能性があり、このウイルス駆除のソフトウェア開発・販売で一つの市場が形成されている今日である。

② 通信およびコンピュータ障害

通信ネットワークによるコミュニケーションが前提となっている電子商取引において、その基盤ともいえる通信ネットワークの障害は致命的であり、個々のカード会員のコンピュータシステムと加盟店やカード会社のサーバーの障害によるシステムダウンも同様である。

それらは、通信ネットワークの混雑や自然災害、あるいは個々のソフトウェアやハードウェア、さらに前記のコンピュータウイルス等様々な原因に起因するものであり、特に通信ネットワーク障害が発生しても、一般的なカード会員や加盟店は、その原因特定は困難でただ復旧を待つのみしか対応手段は取れないものと推測する。例えば、カード会員の注文情報が通信障害により不送達となる、また加盟店からの承諾確認の不送達による当事者の不利益が生じる恐れとともに、文字化けによ

り取引の円滑な進行を妨げる可能性もあり、当事者にとってのリスクは範囲の広いものになるであろう。

本課題は、情報送達の確認等の当事者間のルールによる対策やインターネット保険といった今後開発されるであろう保険制度によるリスクヘッジが想定できるが、取引手順の煩雑さ、さらに新たなコスト負担を生じかねないものであり、通信の信頼性確保等の根本的な技術開発がより効果的であろう。

3.2.7 システム技術課題

電子商取引の進展とともに、セキュリティを始めとして、認証、情報通信システム、プレゼンテーション、マネージメント、マーケティング等様々な分野におけるインフォメーションテクノロジーが開発され、まさに秒進分歩で革新している。

クレジット取引は、CAT、POS、ATM等のクレジットインフラをベースとした取引スキームが既に完成の域に達している。しかし、リアル、バーチャルを問わずより高い安全性と信頼性を確保した仕組みの構築、および、インターネットの普及とともに台頭しつつあるオンラインショッピングとマイクロペイメントと呼ばれる小口決済市場への対応、さらに、電子マネー等他の電子決済システムとの融合の可能性が生まれ、次世代のクレジットシステムの開発が必要である。

その一つの切り口が本検討課題である新しい技術を導入した電子商取引上のクレジット取引であろう。そして、署名、認証、暗号等の技術はこれらのクレジット取引において独立した仕組みとしてではなく、一連のクレジット取引プロセスの中で有機的に結合して機能するものである。

以上の観点から、現在既にインターネット上のオンラインショッピングで世界的に使われているSSLを利用したクレジット取引と、デファクトスタンダードの最有力と目されているSETに照準を絞って記述する。

(1) SSLによるクレジット取引

SSL (Secures Sockets Layer) (図 3-1参照) とは、ネットスケープ社が開発した通信文の暗号化の仕組みであり、例えば、オンラインショッピングでは消費者のブラウザソフトと販売者のサーバー間の通信文を、電子メールでは発信者のメールソフトと受信者のメールソフト間の電子メールを暗号化し、第三者による通信文の盗聴、改竄を防止するものである。

現在、主要なインターネットブラウザの9割以上を占めるソフトがこのSSLに対応し標準装備していることから事実上既に普及していること、ならびに、既存の仕組みと融合しやすくコスト負担も最小限で済むことが利点であり、インターネット上のオンラインショッピングでのクレジット取引の大多数がこの方法で行われている。

しかし、この方式は、安全性から見て万全とはいえず、実態および課題は次のとおりである。

- 加盟店の認証をカード会社は行っていない
- カード会員の多くは認証局に自己の登録は行っておらず、加盟店からカード会員の通信は暗号化されず平文で行なわれている（当然、カード会社の認証も

受けていない)

- 加盟店でカード会員の個人クレジット情報を復号化するため改竄の可能性がある
り、個人情報保護の観点からも問題がある
- カード会社および加盟店から見てカード会員が発信した個人クレジット情報の
真正性は保証されない
- カード会社および加盟店から見てカード会員の正当性は保証されない

このように、SSL 方式の実態は単にカード会員から加盟店への個人クレジット情報
と注文情報が暗号化されているに過ぎないものであり、カード会社から見た場合、そ
の取引の正当性について何ら保証を得られるものではない。これが、本方式での取引
において成りすまし等の不正取引の責任負担は加盟店となっている所以である。

ただ、現実問題として、取引相手が信頼できる加盟店の場合には何のトラブルもな
く運用されており、投資コストの側面からもこの方式で十分であるとの意見もある。

今後の、電子商取引における世界市場での汎用性、当事者のコスト負担、あるいは、
リスク負担の公平性等の視点から慎重に検討するとともに、本方式の利点を生かしつ
つさらに改善する必要があるであろう。

凡例 実 線：SSL

破 線：既存システム

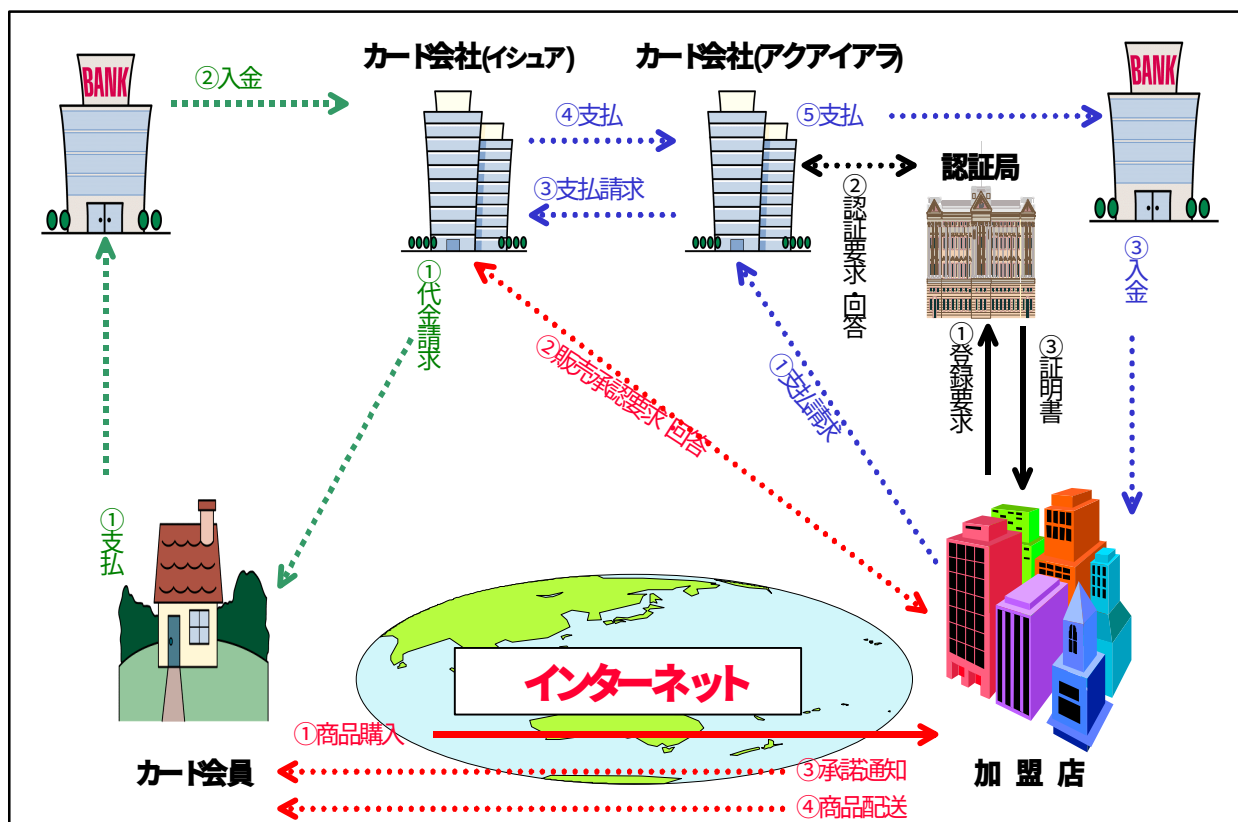


図 3-1 SSL によるクレジット取引

(2) SET (Secure Electronic Transaction) によるクレジット取引

ビザインターナショナルとマスターカードインターナショナルが共同で開発した、オープンネットワーク上で安全なクレジット取引を行うことを目的とした通信と取引手順の規定で、既存のクレジットシステムに組み込まれて機能するものであり、主な機能は次のとおりである。（図 3-2参照）

- 認証制度を導入して、カード会員、加盟店およびカード会社がそれぞれ正当な当事者であることを証明し、成りすましや当事者の否認を防止する
- 安全性の高い暗号方式を導入して、通信過程における取引情報や個人クレジット情報を保護し、第三者による盗聴、改竄を防止する
- 二重電子署名を行い、加盟店に対してカード会員の注文情報のみを開示し商品等売買に不要な個人クレジット情報を開示せず、また、カード会社に対して個人クレジット情報と加盟店からの販売情報のみを開示し、クレジット決済に必要なカード会員の購入商品等情報を開示しない等、個人情報を保護する
- 既存クレジットインフラを最大限活用し相互運用性を確保するため、共通のトランザクション手順を制定する

上記のように SET は、現在考え得る最良のクレジット決済の仕組みであるが、その実態は未だ実験の域を出ておらず実験プロジェクトの評価も定かではないが、現時点

で判明している主な課題の概要は次のとおりである。

- SET 準拠ソフトウェアの供給者と流通形態
- SET 準拠ソフトウェアとそのソフトウェアから生成された個人鍵、公開鍵との因果関係と所有権および責任分担の整合性
- 特定のカード会社がカスタマイズした SET 準拠ソフトウェアの相互運用性
- SET の基本コンセプトと加盟店へのチャージバックルールとの整合性
- 特に中小の加盟店に対するインフラ拡大
- SECE と海外 SET との相互運用性

このように、本格稼動に向けて解決すべき課題は山積しており、中には SET の設計思想そのものに抵触する問題も存在する。SET は世界標準を目指すものであるが、開発者たる 2 大国際カードブランドの足並みがそろわず、あるいは、それに加盟しているカード会社や国毎の事情が交錯しさらに問題を複雑にしている感がある。

しかし、我が国においては実験プロジェクトのみならず、各カード会社や業界団体が一丸となって実用化に取り組んでおり、既に SET に対応したモジュールをたち上げたカード会社も複数ある。さらに、金融機関も金融ビッグバンを控え、SECE による銀行決済や ATM 利用に関心を示し実用化に向けての検討を始めている。また、SET は、本来インターネット上でのクレジット取引を対象として開発されたものであるが、取引に使用する個人鍵や証明書の管理、保管方法のさらなる安全性の向上、および汎用性の拡大から携帯性を備えた IC カードへの搭載 (C-SET) が予定されていると同時に、マルチファンクションカードとして、電子マネー、キャッシュカード等との融合も検討されている。これらの状況から、SET の製品としての実用化は 98 年夏以降になる見込みであり、カード会員、加盟店への浸透を考慮すると普及にはさらに時間を要するであろうが、我が国における SET は、クレジット決済の枠を超えた次世代の電子決済システムの中核として発展し、世界に対してイニシアティブを持ち得るものと推測する。

凡例 実線：SET 破線：既存システム

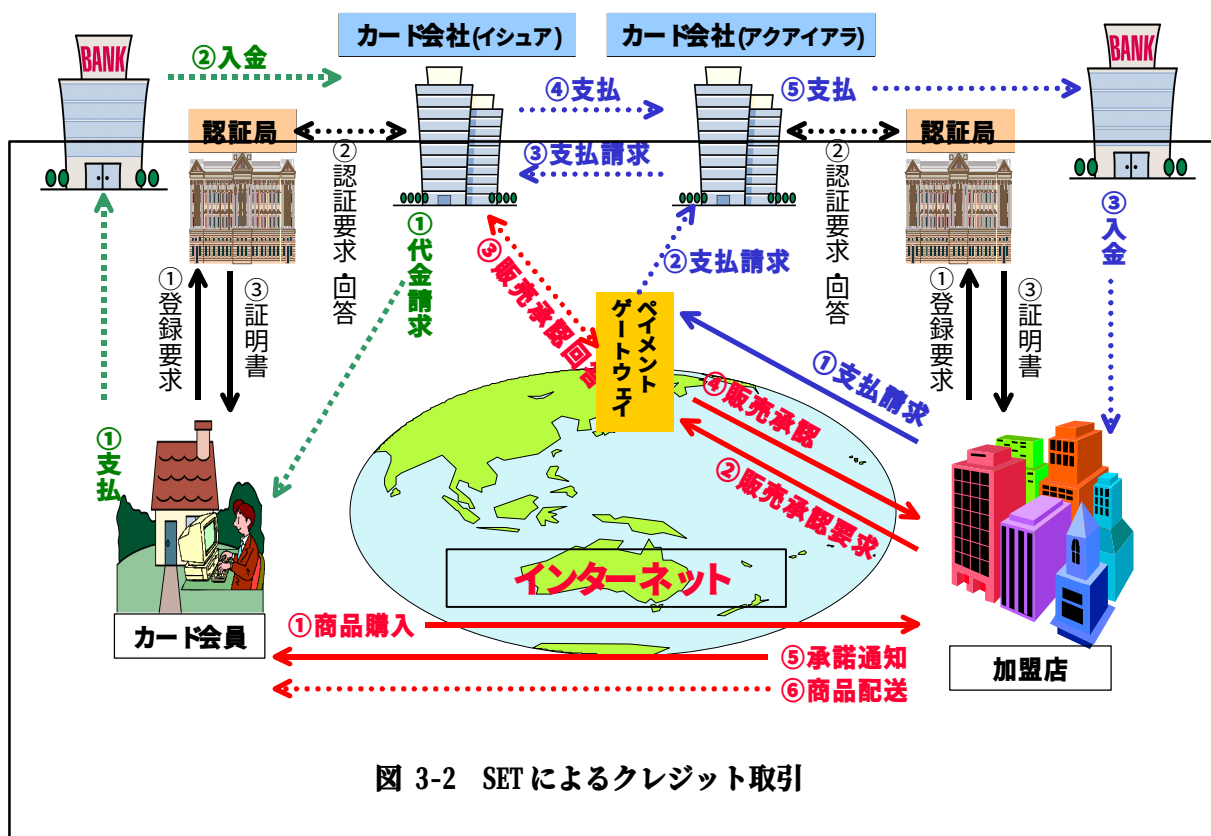


図 3-2 SET によるクレジット取引

3.2.8 海外取引

クレジットカードによる海外取引は、その当事者の違いにより次のパターンに分類することができるので整理する。なお、この分類は、日本のカード会社の内、最も一般的なカード会社である自らは国際決済機能を持たず国際ブランド会社に加盟して国際カードを発行しているカード会社の例であり、国際ブランド会社に加盟せずに独自に展開しているカード会社は該当しない。

(1) イシュア（カード会社）およびカード会員から見た場合

取引形態は次の図 3-3のとおりで、次の二点に分かれる。

① 日本のカード会員と海外加盟店との取引の場合

カード会員は、イシュアの発行する国際カードで、そのイシュアの加盟した国際ブランド会社に加盟する海外アクワイアラの加盟店で使用する事ができる。

② 日本のイシュアと海外在住の消費者との取引の場合

現段階においてイシュアが、海外在住の消費者（法人、個人、国籍を問わず）に対し、自社もしくは提携カード会員としてカードを発行することは理論的には可能であるが、審査能力および会員管理能力を考慮すると、事実上困難であろう。

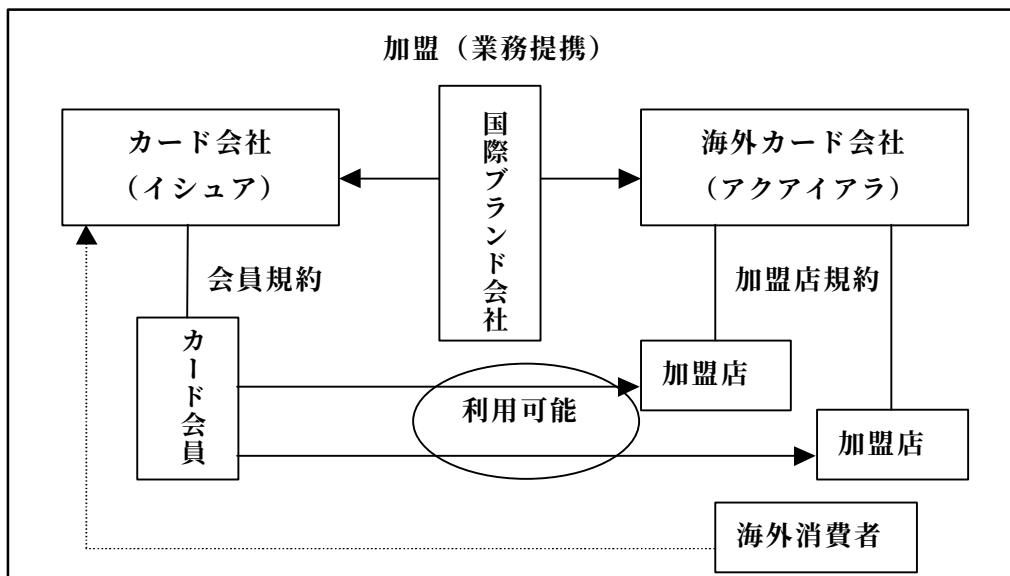


図 3-3

(2) アクワイアラ（カード会社）および加盟店から見た場合

取引形態は次の図 3-4のとおりで、次の二点に分かれる。

① 日本の加盟店と海外カード会員との取引の場合

加盟店は、そのアクワイアラの加盟した国際ブランド会社に加盟する海外イシュアの発行する国際カード会員の利用を受け入れる必要がある。

② 日本のアクワイアラと海外販売店との取引の場合

アクワイアラの加盟店開発業務は、国際ブランド会社のルールにより、日本国内のみに限定されており、海外販売店との加盟店契約は有り得ない。

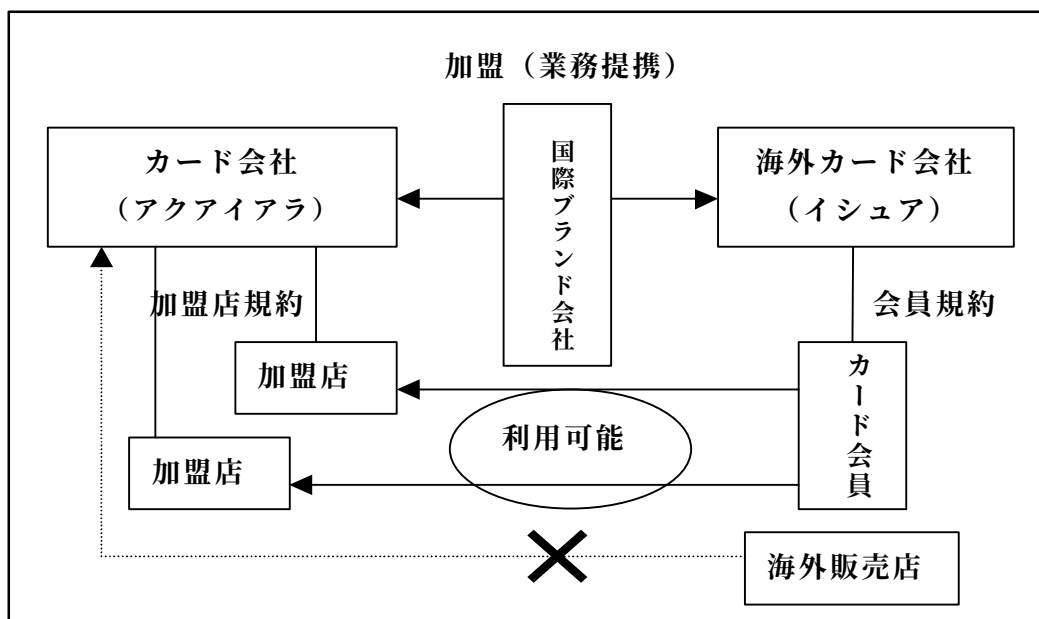


図 3-4

上記のように、リアル、バーチャルを問わず、日本のカード会員および加盟店は、それぞれ海外加盟店と、または海外カード会員とクレジット取引を行なっているのが実態である。

そこでの取引ルールは、日本のカード会員は日本のイシュアとの会員規約であり、日本の加盟店は日本のアクワイアラとの加盟店規約である。そして、それぞれの取引相手である、海外加盟店は海外アクワイアラとの加盟店規約であり、海外カード会員は海外イシュアとの会員規約である。クレジット取引自体は国際的に共通しており、また国際ブランド会社による共通ルールが制定されているが、消費者保護規定や返品規定等が国により、あるいは商習慣の違いにより異なる場合が多く、カード会員（消費者）と加盟店（販売店）の意識のギャップがトラブルの発生要因となっている。

さらに、インターネット取引においては、カード会員（消費者）が何処の国の加盟店（販売店）と海外取引をしているのかという意識も希薄であり、拍車をかけるものと推測する。

加えて、インターネット上のクレジット取引には、通信の暗号化等による安全措置は必要不可欠であるが、例えば、標準仕様の本命と目されている SET に関しても世界規模での普及にはまだ相当の時間を要するであろう。

先に記述したように、海外取引は既に行なわれており、今後もインターネットの普及とともに拡大していくものと推察するが、必ずしも安全性が確保されたものではなく、消費者保護に関しても、例えば、日本の支払停止の抗弁権が海外取引では認められないように、国家間のギャップは埋まらず、紛争の解決手段も明らかではない状態である。

一日も早く、安全かつ安心なインターネット取引を実現するために、次の課題を提示するものである。

- 相互運用性を確保したクレジットインフラの世界規模での整備
- 国際標準化機構(ISO)等の国際的な標準制定機関の設立
- クーリングオフおよびチャージバックを国際共通制度として確立
- 国際間の苦情受付ならびに紛争調停機関の設立
- 国際間での訴訟を提起しやすくするための環境整備
- 国際間での司法機関の協力および法の執行の国際的なプロセスを支援するための、国際的制度整備

3.3 クレジットタイプ電子商取引用標準決済モデルおよび標準約款

本決済モデルおよび約款は、電子商取引の健全な発展を目的として、インターネット上で「安全かつスピーディなクレジット取引」を実現するための制度的基盤として、さらに、取引当事者の義務、責任、および権利関係を明確に規定した指針として標準化を目指すものである。

3.3.1 クレジットタイプ電子商取引用標準決済モデル

本標準決済モデル（図 3-5参照）と運用フローは、汎用性を考慮して現在のクレジットカードを媒体とした総合方式割賦購入あっせん取引をベースとして作成した。

なお、本標準決済モデルは取引加盟店をバーチャルショップと定義したものであり、バーチャルモール取引は項目3.4に、また個品割賦購入あっせん取引は項目3.5に、それぞれバリエーションとして独立して記述した。

3.3.1.1 取引要件

(1) 取引の範囲

① ネットワークの範囲

インターネットに特定した。

② カード会社の範囲

日本のカード会社（イシュア・アクワイアラ）と日本に営業拠点をもち、日本の法制度にしたがって営業する外資系カード会社とした。

③ カード会員の範囲

前記カード会社が自社もしくは提携カード会員として、日本国内で通常に発行する個人カード会員とした。

④ 加盟店の範囲

日本国内に営業拠点をもち、日本の法制度にしたがって自らインターネット上に仮想店舗を出店し営業活動を行なう個人と法人を対象とした自社加盟店とした。

(2) 取引当事者

カード会社（イシュア・アクワイアラ）、カード会員、加盟店の三者間取引とした。

(3) 契約形態

カード会社とそのカード会員、およびその加盟店が契約当事者となる総合方式割賦購入あっせん取引の三者間クレジット契約とした。

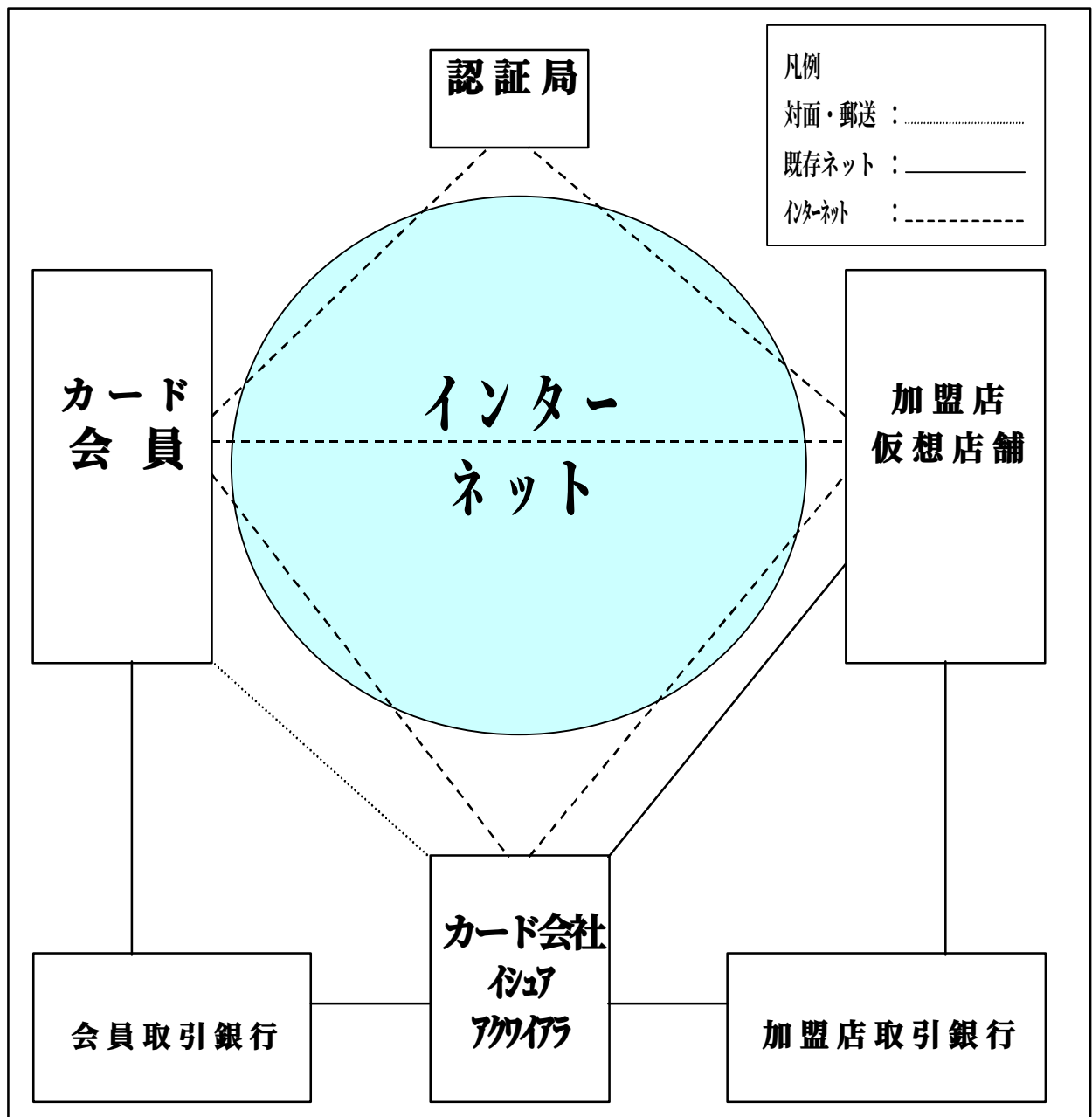


図 3-5 電子商取引用クレジットタイプ標準決済モデル

3.3.1.2 教務運用フロー

(1) カード入会～認証

註；凡例	
.....	対面、郵送
—————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	カード会員	カード会社	認証局
① カード入会申込	→ -----→		
②カード申込書発送	←	—————	
③記入済カード申込書の返却	—————	—————→	
④入会審査 カード郵送	←	▲	
⑤証明書発行依頼	-----	-----	-----→
⑥証明書発行	-----	-----	-----→

- ① カード会員はカード会社にネットワーク（対面等の方法も可）にてカード会員入会申込を行う。
- ② カード会社はカード会員にカード申込書および口座振替依頼書を郵送する。
- ③ カード会員はカード会社に必要事項を記入の上返送する。
- ④ カード会社は入会審査後カード会員にカードを郵送する。
- ⑤ カード会員はカード会社が指定した通信手段で認証局に証明書の発行を依頼する。
- ⑥ 認証局はカード会員に証明書を発行する。

(2) 加盟申込～認証

註；凡例	
.....	対面、郵送
————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	カード会社	加盟店	認証局
① 加盟申込	←..... ←-----		
② 申込確認	→ ————→ -----→		
③ 契約締結	←.....→		
④ 証明書発行依頼		-----→	
⑤ 証明書発行		←-----	

- ① はカード会社にネットワーク（対面等の方法も可）にて加盟申込を行う。
- ② カード会社は加盟店に申込の意志確認を行う。
- ③ 対面にて契約を締結する。
- ④ 加盟店はカード会社が指定した通信手段で認証局に証明書の発行を依頼する。
- ⑤ 認証局は加盟店に証明書を発行する。

(3) 商品等売買

註；凡例	
.....	対面、郵送
————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	カード会員	カード会社	加盟店
① 商品情報の提供	←-----	-----	-----
② 商品購入申込	-----	-----	-----→
③ 販売照会		←----- ←-----	----- -----
④ 販売承認連絡		----- -----	-----→ -----→
⑤ 承認連絡	←-----	-----	-----
⑥ 商品等発送	←----- ←-----	----- -----	----- -----

- ① 加盟店は会員に Web 等を利用して商品情報を提供する。
- ② 会員はカード会社が指定した通信手順で加盟店に商品等の購入を申し込む。
- ③ 加盟店はカード会社が指定した通信手段でカード会社に販売承認を依頼する。
- ④ カード会社は販売可否を加盟店に回答する。
- ⑤ 加盟店は会員に結果を通知する。（ありがとうメール）
- ⑥ 加盟店は会員に商品等を発送（配信を含む）する。

(4) 販売代金決済

註；凡例	
.....	対面、郵送
————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	顧客 (会員)	カード会員 取引銀行	カード会社	加盟店	加盟店 取引銀行
①販売代金請求			←————		
②販売代金の支払			————→		
③販売代金の受領					▲
④請求書送付	←————				
⑤購入代金の入金	————→				
⑥支払指定口座へ請求	←————				
⑦自動引落		————→			

- ① 加盟店はカード会社に所定の請求書・精算サイトで販売代金の請求を行う。
- ② カード会社は販売代金から所定の手数料を差引いて加盟店の指定口座に入金する。
- ③ 加盟店は販売代金を受取る。
- ④ カード会社は加盟店からの請求にもとづいてカード会員に請求書を発行し販売代金の請求を行う。
- ⑤ カード会員はカード会社からの請求書にもとづいて所定の期日までに指定口座に入金する。
- ⑥ カード会社は会員の指定口座に請求を出す。
- ⑦ 金融機関は所定の振替指定日にカード会社からの請求に基づいた販売代金をカード会員の指定口座からカード会社の指定口座に振替える。

3.3.2 クレジットタイプ「電子商取引用標準約款」

本標準約款は、前記課題の検討結果を踏まえ、前記クレジットタイプ「電子商取引用標準決済モデル」に沿って作成したものであり、特に取引当事者の公平性の実現を最優先とし、現行取引との整合性、および実用性に重点を置いて作成したものであるが、あくまでも標準約款であり、最大公約数的な運用を想定したものである。

なお、SET 手順取引を標準形態として採用することは時機尚早と判断して、通信の安全措置については特定の方法を想定したものではない。

SET 手順による約款は、「試案」として作成して参考資料（項目3.7.1）とした。

3.3.2.1 標準約款の特徴

本約款は、クレジット取引において最も汎用性の高い総合方式割賦購入あっせん取引を対象モデルとして、商品の引合いから決済までをネットワーク上で完結させた電子商取引専用の標準約款であり、次の特徴を有する。

- (1) α版をベースとして次の事項による検討を加えたで、より具体性と実用性を具備した約款とした。
 - α版をベースとして実約款を作成した実証実験プロジェクトやクレジットカード会社の実地検証にもとづく意見。
 - ECOMメンバー各社からの意見。
 - α版公開後の各方面からの意見。
 - α版公開後の各種報告書。
- (2) 消費者保護の観点から取引当事者の公平性を実現するため、それぞれが果たすべき義務とその責任範囲を明確に規定した。
- (3) 自己責任による消費者保護の観点から、加盟店に次の情報をカード会員へ開示することを義務づけた。
 - Web 等への加盟店の身元情報の提示。
 - Web 等への加盟店の提供する商品等情報や返品等の販売条件の提示。
- (4) 個人情報保護の観点から、カード会社と加盟店の取引情報の管理規定を定めた。
- (5) 電子商取引の特質に積極的に対応した。
 - インターネット取引の安全確保に不可欠な暗号化等の通信上の安全措置を義務づけた。
 - 電子データの有効性を肯定し、購入時の証票等の提示、および書面交付義務を電子データで対応した。
 - デジタルコンテンツの取扱とダウンロードによる配信を認めた。

3.3.2.2 約款構成

約款構成は、カード会社と加盟店間の「電子商取引用加盟店標準約款」と、カード会社とカード会員間の既存標準約款（昭和59年度通達に基づく標準約款）に特約として追加する「電子商取引用会員標準特約」の二部構成とした。（図 3-6参照）

なお上記各標準約款に対応した解説書も同時に作成した。

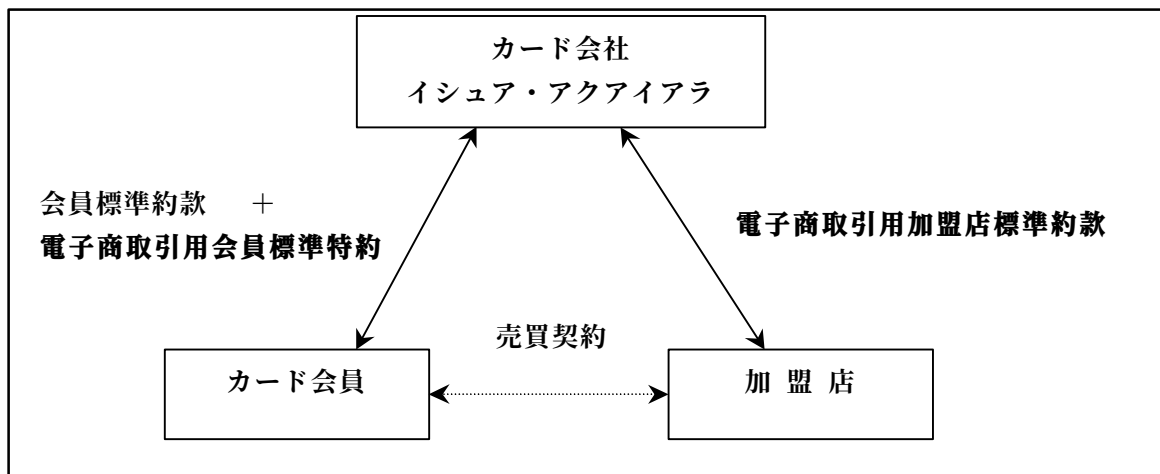


図 3-6 約款構成

3.3.2.3 96 年作成のα版からの主な変更点

(1) 具体性および実現性の具備

- ① ネットワークの特定：＜インターネットに限定＞
 - 加盟店約款：前書き
 - 会員特約：第 1 条
- ② 対象範囲を限定：＜国内取引に限定、加盟店の相互開放には未対応＞
 - 加盟店約款：前書き
 - 会員特約：第 1 条
- ③ 安全措置：＜ SET 手順に特定せずカード会社個社の定めた方法とした＞
 - 加盟店約款：第 4 条
 - 会員特約：第 3 条

(2) 取引当事者の義務、責任および権利の明確化

- ① 責任範囲の明確化：＜カード会社、カード会員、加盟店の義務と責任を明記＞
 - 加盟店約款：第 2 条、第 4 条、第 11 条、第 14 条、第 18 条
 - 会員特約：第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条
- ② 届け出事項の修正
 - 加盟店約款：第 2 条
 - 会員特約：第 5 条
- ③ 消費者保護規定の公平化：＜商品トラブルの解決責任の明記＞
(カード会員および加盟店啓蒙の観点も考慮)
 - 加盟店約款：第 14 条
 - 会員特約：第 6 条

- ④ 上記の際のカード会社の行為を特定
 - 会員特約：第 6 条
- ⑤ 善管義務の明記
 - 会員特約：第 7 条
- (3) 消費者保護、および啓蒙に関する条項
 - 加盟店約款：第 1 条、第 3 条
 - 会員特約：第 1 条、第 4 条
- (4) 不足条項の追記
 - 加盟店約款：第 20 条（譲渡禁止）、第 22 条（契約終了後の処置）、第 23 条（契約の変更方法）
 - 会員特約：第 4 条（事前手続き）、第 7 条（会員の管理注意および通知義務）、第 9 条（会員の都合による脱会）
- (5) 条項に対する表現および文言の修正
 - 加盟店約款：第 4 条 1 項・2 項
 - 会員特約：第 3 条 1 項・2 項、第 7 条 5 項・2 項
- (6) 現実に即した項目などの追加事項
 - 加盟店約款：第 2 条 1 項・3 項、第 8 条 1 項、第 9 条 3 項、第 14 条 3 項、第 16 条 1 項、第 18 条 4 項、第 21 条 3 項
- (7) その他条項、項目の修正および項目の追記、削除
- (8) 特記事項

「会員特約」α版の第 5 条第 3 項オプションを消費者保護の観点から残すべきとの意見があったが、次の理由により削除したことを特記する。

 - カード会社（イシュア）に一方的なコスト負担を強いる結果になる恐れがある。
 - 標準約款の観点から法令に定められた保護措置以上の措置については、民間の自由な競争に委ねるべき。
 - リアルにおけるクレジット取引や他の決済手段との整合が保たれない。

<参考>

「会員特約」α版第 5 条第 3 項オプション

第 3 項 当社は、紛議の原因が会員の責によらず明らかに当該加盟店にあると判明し、かつ当社が必要と認めたときは、会員に対して以下の措置を講じるものとします。

①会員が、該当取引代金を当社に既に支払っていたときは当該取引代金を当社所定の方法にて返戻するものとします。

②当該取引代金が当社の請求日、または会員の約定決済日の〇〇日前のときは当該取引代金の取消を行うものとします。

3.3.3 クレジットタイプ「電子商取引用標準約款」と解説書

3.3.3.1 「電子商取引用加盟店標準約款」と解説書

加盟店（以下「甲」という）とカード会社（以下「乙」という）は、乙のカード会員（以下「会員」という）が甲に対し、インターネットを利用して、物品、権利、サービス、ソフトウェア等以下「商品等」という）の購入を申込み、乙のクレジットカードによる代金決済を行う取引（以下「電子商取引」という）に関し、次の通り電子商取引加盟店契約を締結する。

<解説>

本約款の目的と対象とするクレジット取引を定義した前書きである。

「乙のカード会員（以下「会員」という）」という条文で当該加盟店の利用を自社カード会員に限定したが、これは電子商取引上の現時点での各カード会社が行っている通信上の安全措置が相互運用性を伴っていない実態を考慮したものである。今後環境整備が整い、加盟店の相互利用が一般化すると想定されるが、その際はカード会員の定義を「乙または乙と提携するカード会社のカード会員（以下「会員」という）」に変更する必要がある。

さらに、利用するネットワークをインターネットに特定し、取扱商品等を定め、デジタルコンテンツの販売を認めたものである。

また、本約款での電子商取引は、「乙のクレジットカードによる代金決済を行う取引（以下「電子商取引」という）」と定義し現行のカードベースの取引を前提としたが、将来ネットワーク専用会員のようなカードを発行しない取引形態も出現するであろう。

第1条（取引方法の事前承認）

1. 甲は、本契約に基づいて行う電子商取引に関する次の事項について、乙に対して事前に書面により届け出て、その承認を得るものとする。

- ① 主な取扱商品等の種類または内容
- ② 当該取引における1取引あたりの信用販売上限額
- ③ その他電子商取引上で重要な事項で乙が定める事項

2. 甲は、前項各号に定める事項に変更があったときは、速やかに乙に対して書面により届け出て、その承認を得るものとする。

3. 甲は、乙が指定した商品等の電子商取引は行わないものとする。

4. 甲は、E COMの定める返品に関する自主基準を遵守するものとする。

<解説>

加盟店とカード会社間の事前承認事項で、加盟店の営業内容等取引遂行上必要な事項であり、これらの事項は書面による届け出としたが、通常は加盟申込書、契約書に併記されているものである。

第3項で「甲は、乙が指定した商品等の電子商取引は行わないものとする。」として、現行約款においては乙が指定した物品として「商品券」「切手」「印紙」等が具体的に記述されているが削除し、法規制品以外については、リスクおよびモラル等の観点からカード会社と加盟店個々の判断に委ね選択の幅を広くしたものである。

第4項は加盟店への返品規定の遵守を義務づけた条項であり消費者保護の観点から必

須とした。日本通信販売協会が定める自主基準をベースとしてE COMが独自に作成したものである。

「E COMの定める返品に関する自主基準」

出店者は消費者に対して商品等の返品の特権を認める場合において、次の事項を広告するときに明示しなければならない。

- ① 返品ならびに任意の交換を認めない商品等の種類
- ② 返品ならびに任意の交換を認めない条件
- ③ 返品ならびに任意の交換を受け付ける期間
- ④ 返品ならびに任意の交換に係る費用・負担者とその根拠
- ⑤ 支払済の代金について商品等が返品された場合、その返金の方法
- ⑥ ソフトウェア等デジタルコンテンツの返品を認める場合、その返品方法

第2条（届け出事項および変更）

1. 甲は、乙に対して次の事項を乙所定の方法により届け出るものとし、乙の承認を得るものとする。

- ① 社名・商号・屋号
- ② 代表者の氏名
- ③ 所在地・連絡先
- ④ 指定預金口座
- ⑤ 業種
- ⑥ 業法に関する資格がある場合はその内容
- ⑦ ドメイン名・電子メールアドレス
- ⑧ その他電子商取引上で乙が定めた事項

2. 甲は、前項で届け出た事項に変更が生じたときは、乙に対して変更事項を乙所定の方法により遅滞なく届け出るものとする。

3. 甲は、前項の届け出がないため、乙からの通知、送付書類、その他のものが延着または不到達となったときであっても、通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとする。また、変更事項を届け出なかったことにより、乙からの支払金の受領に関し、甲と第三者との間で紛議が生じた場合、甲は責任をもって対処し解決するものとする。

<解説>

カード会社の加盟店管理上必要な加盟店の属性情報の届け出、およびその変更時の対処方法を記載した条項でありリアル加盟店と共通条項であるが、⑦「ドメイン名・電子メールアドレス」と⑧「その他電子商取引上で乙が定めた事項」に電子商取引特有の事項を追加した。届け出あるいは変更の方法は、第1項、および第2項で「乙所定の方法」と規定して、電子メールも含むものとした。

第3条（インターネット上等の広告）

1. 甲は、甲の責任と費用においてインターネット上の広告(以下「広告」という)の 企
画、制作を行うものとする。

2. 甲は、広告の制作に当たり、次の事項を遵守するものとする。

- ① 訪問販売法、割賦販売法、著作権法、商標法、景品表示法、およびその関連法律、その他関係法令の定めに違反しないこと
- ② 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
- ③ 以下の事項について表示すること
 - ア. 社名・商号・屋号
 - イ. 所在地あるいは連絡住所
 - ウ. 電話番号、FAX番号および電子メールアドレス
 - エ. 業法に関する資格がある場合はその内容
 - オ. 会員が利用できる旨の加盟店標識
 - カ. ECOMが制定する「出店者の売買に関する運用ガイドライン」4. 3
＜商品等の情報並びに販売条件＞に定める事項
 - キ. その他乙が重要と認めた事項

＜解説＞

加盟店のWeb上の広告に関する条項である。

消費者保護の観点から、①から②で法規制や自主規制にそって加盟店が遵守しなければならない事項を、③で加盟店がカード会員に提供しなければならない情報として、販売者の身元証明となる自己情報と、カード会員が適切な判断を下すことができるように商品等情報や販売条件に関する情報を定めたものである。

カ. 「出店者の売買に関する運用ガイドライン」＜商品等の情報並びに販売条件＞

出店者は消費者が商品等の購入するための判断に必要な情報として、以下の情報を消費者に提供しなければならない。

- ① 注文方法
- ② 商品等（以下、商品、サービス、権利をいう）の名称、種類、主たる内容
- ③ 商品等の対価額（消費税込みか否かの別表示を含む）、数量
- ④ 送料その他付帯費用、手数料等、消費者が負担すべき金銭があるときはその内容および金額
- ⑤ 代金の支払時期および方法
- ⑥ 商品の引渡し時期（期間または期限）
- ⑦ 申込の有効期間がある時はその期間
- ⑧ 返品に関する特約がある場合はその内容および無い場合にはその旨
- ⑨ 営業日時、販売地域、配送地域、販売数量の制限その他特別の販売条件がある時はその内容
- ⑩ 請求によりカタログ等を送る場合に有料であればその金額
- ⑪ アフターサービスと保証の有無およびその内容
- ⑫ 画面表示と実際の商品と異なる場合はその旨の注意
- ⑬ 消費者からの連絡先の住所、担当部署・電話番号・連絡方法・受付時間・苦情内容毎に受け付け窓口が異なる場合はその全ての窓口
- ⑭ その他消費者にとって必要と思われる事項

第4条（通信の安全）

1. 甲は、乙または会員との間で本契約に基づいて行う電子商取引に関わる通信（以下「取引通信」という）をするときは、乙が予め定めたシステム仕様に従い、乙が予め定めた通信手段による通信上の安全措置を講じて行うものとする。

2. 甲は、甲が前項に違反して取引通信を行った場合、甲は、それにより生じた一切の損害について責任を負うものとする。

<解説>

安全なインターネット上のクレジット取引を実現するために不可欠な要素である通信の安全確保のための条項であり、第1項で「乙が予め定めたシステム仕様に従い、乙が予め定めた通信手段による通信上の安全措置を講じて行うものとする。」として、加盟店にカード会社が定めた安全措置の使用を義務づけた。第2項では加盟店が義務違反をした場合の責任の所在を明示したものであり、啓蒙の意味も含めている。

なお、ここでいう安全措置は、標準約款として SET への限定は時機尚早との判断から特定の仕組みを指したのではない。

したがって、カード会社の講じる安全措置とその責任に関しては、例えば SSL の使用も差し支えないが、カード会社が定めた SSL による正当な取引手順で取引が行なわれたにもかかわらず成りすまし等が発生しても、その責任からカード会社は逃れ得ないとするものであり、リスク分担の公平性の観点からもカード会社は慎重に検討をするべきである。

第5条（信用販売の方法）

1. 甲は、電子商取引で申込を受付けるときは、第4条第1項にしたがい会員に対して次の申込データを送信させるものとする。

- ① 会員の氏名
- ② 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
- ③ 商品等の対価額・付帯費用および数量
- ④ クレジットカードの会員番号
- ⑤ クレジットカードの有効期限
- ⑥ クレジットカードによる代金の支払方法
- ⑦ その他甲又は乙が必要と認めた事項

ただし、会員のクレジットカードの暗証番号はいかなる場合も送信させてはならない。

2. 甲は、会員から申込を受けたときは、乙所定の方法により乙の販売承認を受けるものとする。

3. 甲は、第1項の申込に対する販売諾否を、前項の販売承認の諾否を受け会員に送信するものとする。

4. 甲は、第1項の申込を受付けたときは、会員から送信させた第1項各号の内、乙が指定する申込データ、諾否通知の送信および取引処理経過を記録、保管するものとする。

<解説>

クレジット取引に必要な情報、および加盟店からの販売照会からカード会員への通知、さらに取引記録の記録・保管までの信用販売の手順を記述した条項である。

第1項で、加盟店に対し、第4条の安全措置を講じた通信手段の使用を喚起するととも

に、事故防止のためにカード会員への暗証番号の送信依頼を禁止した（暗証番号は取引に不要である）。

第2項は、販売照会の手順であり、第3項ではいわゆる「ありがとうメール」をイメージして、本状をもってカード会員に対する購入意思確認効果を期待するものである。ただ、本状に対するカード会員のリアクションの要求を制限する意図はなく、例えば、加盟店が独自にカード会員からの返信をもって成約と見なす等の措置を講じるのは加盟店とカード会社個々の判断である。

第4項は、取引記録の保管・管理条項である現行どおりとしたが、電子商取引の特質を考慮すると現在の紙ベースを電子データに置き換えることが合理的であり、電子公証制度と連動した法整備も間直であろう。

第6条（差別待遇の禁止）

甲は、電子商取引を行うにあたり、クレジットカードにより支払を行う顧客に対して、手数料等名目の如何を問わず電子商取引に係る代金（以下「信用販売代金」という）以外の金銭を会員に請求する等、他の支払方法によって支払う顧客よりも不利な取扱をしてはならないものとする。

＜解説＞

一部の加盟店に見られる、現金価格とクレジット価格の格差等、現金客との差別を禁止したリアル加盟店との共通条項である。

第7条（加盟店手数料等）

会員が、乙に支払う分割払手数料、会員が選択できる支払回数および甲が、乙に支払う加盟店手数料は以下の通りとする。

＜支払回数、分割払手数料、加盟店手数料の表 省略＞

＜解説＞

当該加盟店の取扱支払方法と、カード会社との支払方法別加盟店手数料等の経済条件の記述でリアル加盟店との共通条項である。

第8条（商品等の発送等）

1. 甲は、乙の販売承認を得たときは速やかに安全確実な方法により、会員の指定した送付先に完全な商品等を発送し、乙が認めた甲の提示した方法の内、会員が指定した方法によりサービスを提供するものとする。但し、信用販売を行った当日に引き渡しまたは提供ができない場合は、会員に対し書面にて引き渡し時期等を通知するものとする。

2. 甲が、会員にソフトウェア等をダウンロードさせたときは、乙の認めた甲所定の方法による会員の購入承諾をもって商品等の発送とみなすものとする。

3. 甲は、商品等の引渡しに係わる商品発送簿を整備し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等を管理しなければならないものとする。

＜解説＞

加盟店からカード会員への商品等の配達方法と配達時期の確定を記述した条項である。

第1項で、商品等のカード会員の指定場所への発送は成りすまし等の犯罪発生も考慮したが、万一の際、配達商品の場合は配達伝票によるフォローは可能であり、利便性を優先

した。また、トラブル防止の観点から、引き渡しまたは提供時期が遅れる場合は、カード会員に対し書面にて通知することを義務づけた。

第2項で、デジタルコンテンツのダウンロードによる配信を認め、その方法は様々であり加盟店により個別に定めるものとしたが、事前にカード会員の購入承諾確認を得ることが肝要である。

第3項は、商品等発送簿、配達伝票等の文書管理および管理に関するリアル加盟店との共通条項であるが、「運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等を管理しなければならない。」として帳票類は電子データを想定し、加盟店の帳票類を運送業者が保管することを認め、加盟店はその管理義務を負うものとした。

第9条（売上データ）

1. 甲は、商品等を発送したとき若しくはサービスを提供したときは、乙所定の売上データを作成するものとする。

2. 甲は、前項の売上データの作成にあたっては次の事項を行ってはならないものとする。

- ① 現金の立替、過去の売掛金の回収など、電子商取引によって発生した債権以外の債権を記録すること
- ② 記録金額を訂正すること
- ③ 1回の取引について、複数の売上データに分割して記録すること
- ④ 事実と異なる期日や架空・水増しした売上代金債権を記録するなどの不実・不正の記録をすること

3. 甲は、会員から商品等の取り消し、または返品があった場合は、速やかに乙所定の方法で乙宛提出するものとする。

<解説>

売上データの作成とそれの禁止事項を規定した条項である。

第1項で、「乙所定の売上データを作成するものとする。」として現在紙ベースで行っている従来のクレジット売上票を、記載要件を満たした電子データに置き換えたものを想定した。

第2項は、売上データ作成時の禁止事項を定め、第3項は、売上取消や変更の際の対処方法であり、リアル加盟店との共通事項である。

第10条（カード会社による調査等）

1. 乙は、本契約に定める事項について甲に対して調査の協力を求めることができるものとし、甲は速やかに応じるものとする。

2. 乙は、甲が行う電子商取引が本契約に基づく信用販売の対象として不適当であると判断したときは、甲に対し取扱商品および広告表現の変更若しくは改善又は販売等の中止を求めることができるものとする。

3. 甲は、前項のとき直ちに所要の措置をとらなければならないものとする。

<解説>

加盟店管理上、あるいはカード会員との紛議の原因調査のため、カード会社が必要とした場合、カード会社による調査に協力する旨の加盟店の義務を規定した条項でありリアル

加盟店との共通条項である。

第2項は、カード会社が、加盟店の営業内容、および第3条の広告内容が本契約に違反して本契約における信用販売の対象として不適当であると判断した場合、カード会社の当該事項の変更、停止等の改善要求に関する権利と、加盟店の義務を規定したものである。

第11条（信用販売代金請求）

1. 甲は、第5条に基づく電子商取引をしたときは、以下に定める期限ごとに、乙所定の方法により信用販売代金を乙に請求するものとする。

① 甲が商品等の販売をしたときは、商品等発送日から〇〇日以内

② 甲がサービスを提供したときは、サービス提供日から〇〇日以内

2. 甲は、正当な事由なく前項の請求期限を〇〇月経過した信用販売代金を乙に請求することはできないものとする。

3. 甲が、正当な事由なく第1項の請求期限を経過した信用販売代金を乙に請求し、乙が信用販売代金を回収することができなかったとき、甲は一切の責任を負うものとする。

＜解説＞

加盟店のカード会社に対する商品等の販売代金の請求方法、商品等による請求起算日および請求期限を定めた条項でありリアル加盟店との共通条項である。

第12条（信用販売代金および加盟店手数料の支払）

乙は、第11条の請求を毎月〇〇日に締切、信用販売代金の合計額から第7条に定める加盟店手数料を差引いた金額を甲指定の方法により支払うものとする。

＜解説＞

第11条の加盟店の請求に対するカード会社の支払方法、支払期日、および第7条に定める加盟店手数料の精算方法を定めた条項でありリアル加盟店との共通条項である。

第13条（物品の所有権）

甲が会員に信用販売した物品の所有権は、乙が前条の規定に基づいて信用販売代金を甲に支払ったときに、甲から乙に移転するものとする。

＜解説＞

販売した商品等の所有権の移転に関する条項で、本約款はカード会社による立替払方式のため債権譲渡方式の場合は条項が異なるので留意が必要である。

第14条（会員との紛議）

1. 甲は、商品等の品質不良、瑕疵、数量過不足、品違い、運搬中の破損または汚損等による交換、返品、その他販売した商品等に係わる会員との間に発生した紛議については、その責任と負担において遅滞なく解決するものとする。

2. 前項の紛議により、乙または会員に損害が生じたときは、乙または会員は、甲に対しその責任および解決に要した費用を求償できるものとする。

3. 甲は、紛議の解決にあたり会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとする。

＜解説＞

販売した商品等に係わる加盟店の義務と責任の範囲を明確に定めた条項である。加盟店は、販売した商品等に瑕疵があった場合、あるいはカード会員の返品規定の範囲内での返品等に対して速やかに対応し、トラブルを未然に防ぐことが肝要であり消費者保護の観点からも重要である。

第15条（売買契約等の解除）

甲は、会員との電子商取引に係る契約を解除したときは、乙所定の方法により乙に対して通知するものとする。

<解説>

カード会員との売買契約の解除時の対処方法を定めた第9条第3項に関連する条項である。

加盟店は、カード会員との無用のトラブルを防止するためにも、第4条第1項に定められた通信手順で速やかに取り消し処理を行なう必要がある。

第16条（信用販売代金の返還）

1. 乙は、甲が以下に該当したときは、甲に対する支払を行わないものとし、支払済みの信用販売代金を返還請求できるものとする。この場合、甲は、乙に対して直ちに信用販売代金を返還しなければならないものとする。

① 会員との電子商取引に係る契約を解除したとき

② 第9条第1項に定める売上データに不備・不実の記載があったとき

③ 無権限者による取引など、正当な取引でないとき

④ その他本契約の定めに違反して取引したとき

⑤ 甲が第5条の手続きによらず信用販売をしたことにより、会員が乙に対する支払い請求を拒んだとき

2. 前項の返還金の支払は、乙より甲に対する次回以降の信用販売代金の支払債務と相殺することができるものとする。

<解説>

本条項は、加盟店とカード会員間の売買契約が取り消された場合、および加盟店の責による不正取引が判明した場合の、アクワイアラと加盟店間のチャージバックルールでありリアル加盟店との共通条項である。

第1項は、カード会社から加盟店に対し販売代金が未払いの場合と支払済み場合の対処方法とその原因となる事象を定めた。

第2項で記述されているように他の債権と相殺されることが現実的であり、それを原則としたが、当然現金での返還もあり得るものである。

第17条（取引記録の保管等）

甲は、第5条第4項および第9条第1項に定める取引記録を○年間保管し、この間において乙の請求があるときは、速やかに当該記録に基づく取引に係わる証明書を乙に提出するものとする。

<解説>

本条項は、第5条第4項および第9条第1項に定める取引記録の保管規定であり、リア

ル加盟店と共通条項である。

第18条（機密の保持）

1. 甲および乙は、本契約の遂行上知り得た情報を万全に保管し、かつ第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。

2. 前項の機密保持は本契約の解除後も同様とする。

3. 甲および乙は、業務の処理を第三者に委託することにより、第三者が会員に関する情報に接することになるときは、第三者に対して第1項と同様の機密保持義務を課するものとし、その責任は、委託をした甲または乙に帰するものとする。

4. 甲および乙は、本契約の目的以外の利用をした場合等、本条に違反する事により生じた損害を、それぞれの責任と費用において負担するものとする。

<解説>

本条項もリアル加盟店との共通条項であるが個人情報保護の観点から極めて重要である。特に電子商取引においては、アウトソーシングといわれるデータ処理を外部のデータ処理会社に業務委託する場合も想定できるので、第3項において、それらの第三者への業務委託時の責任範囲を委託した当事者に帰属することを定めたものである。

第19条（情報機関への登録と利用の同意）

1. 甲は、本契約に基づき生じた甲に関する客観的事実を、乙の参加する機関に登録されること並びに当該機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、甲に関する加盟入会審査および加盟店契約締結後の管理のため当該機関参加会員によって利用されることに同意するものとする。

2. 甲は、乙の参加する機関に登録されている甲に関する情報を乙が利用することに同意するものとする。

<解説>

取引の過程において生じた加盟店の客観的な信用情報を信用情報機関に登録することへの同意に関する条項である。

この種の情報機関は、消費者の個人情報機関を含めて業界毎に独自に存在しており、横断性を備えているとは言い難く犯罪の付け入る隙である。リアル、バーチャルを問わず市場の健全な発展の観点からも有効な手段であり、特に電子商取引の世界市場を想定すると日本国内のみならず世界規模での情報の一元化が望まれるものである。

第20条（譲渡禁止）

甲は、本契約により乙に対して有する一切の権利および契約上の地位を、他に譲渡、賃貸、質入れその他担保設定等いかなる処分もしてはならないものとする。

<解説>

本条項もリアル加盟店との共通条項である。

第21条（契約期間等）

1. 本契約は、契約締結の日から〇年とし、期間満了の〇月前までに甲又は乙の書面による解除

の意思表示がないときはさらに○年間延長するものとし、以降も同様とする。

2. 甲または乙は、前項に係わらず、○月前までに書面により相手方に通知することで、本契約を解約することができるものとする。

3. 甲または乙は、相手方が次のいずれかに該当したとき、何らの催告なしに直ちに書面をもって本契約を解除できるものとする。

① 本契約の各条項に違反したとき

② 支払停止、手形交換所の不渡り処分、滞納処分など、信用状態に重大な変化が生じたと判断したとき

③ 第三者から仮差押その他の強制執行を受け、又は第三者から破産、和議、会社更生、整理の申立を受け、若しくは自らこれらの申立をしたとき

④ 解散または営業停止になったとき

⑤ 販売方法、取扱商品について行政当局による注意、勧告等を受けたとき、またはこれらが公序良俗に反すると判断したとき

⑥ 虚偽の申込により契約締結したことが判明したとき

⑦ その他乙が、会員からの苦情等により甲を加盟店として不適当と認めたとき

⑧ 甲が、他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき

<解説>

契約の継続、および解除の要件を定めた条項でありリアル加盟店との共通条項である。

第22条（契約終了後の処理）

1. 乙は、本契約が終了したときも、契約終了時までに行われた電子商取引については第11条および第12条にしたがって信用販売代金の決済をするものとする。

2. 甲は、本契約が終了したときは速やかに、本契約に関して乙から貸与を受けた機器等（ソフトウェアを含む）を返却し、および乙が発行した加盟店標識等を削除するものとする。

<解説>

契約終了後の処理事項を定めた条項であり、リアル加盟店との共通条項であるが、第2項において、「本契約に関して乙から貸与を受けた機器等（ソフトウェアを含む）を返却し、および乙が発行した加盟店標識等を削除するものとする。」との電子商取引特有の事項を追記した。

第23条（契約の変更方法）

1. 乙は、本契約を変更できるものとし、これを変更するときは一定の予告期間において予め変更後の規約等を甲に通知するものとする。

2. 甲は、前項にもとづいて規約等の変更通知を受領したときは、変更通知の受領をしたときから○○日以内に限り、乙に対して書面をもって通知することにより本契約を解約することができるものとする。

3. 甲は、つぎの場合変更後の契約を承認したものとみなす。

① 変更通知の受領後○○日を経過した場合

② 前項の解約通知の有無にかかわらず会員に対して電子商取引を行った場合

<解説>

カード会社からの契約内容の変更に際して、その通知方法と効力発生に関する条項である。カード会社から加盟店に対し電子メールでの通知も想定できるが、現時点での電子メールの信頼性から判断して、実務上は対面、または郵送による手段をとると考えられる。

第24条（協議事項）

本契約に定める事項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとし、本契約に定める事項を変更するときも同様とする。

<解説>

本条項もリアル加盟店との共通条項である。

第25条（準拠法）

甲と乙との本契約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとする。

<解説>

本約款は国内加盟店のみを対象としているので、日本国法の適用で事足りる。

第26条（合意管轄裁判所）

本契約に関して甲と乙との間で紛争が生じたとき、〇〇〇裁判所を合意管轄裁判所とする。

<解説>

第25条と同様に、本約款は国内加盟店のみを対象としているので日本の裁判所で問題はないが、電子商取引の特質を考慮した場合、カード会社と加盟店の所在地が離れている場合も十分想定できるので、公平性を期する意味から当事者間での事前協議が必要である。

3.3.3.2 「電子商取引用会員標準特約」と解説書

第1条（電子商取引）

本会員特約にいう電子商取引とは、会員が、カード会社（以下「当社」という）と契約している電子商取引加盟店（以下「加盟店」という）に対し、インターネットを利用して、物品、権利、サービス、ソフトウェア等（以下「商品等」という）の購入を申込み、当社のクレジットカードによる代金決済を行う取引（以下「電子商取引」という）をいいます。

<解説>

本約款の目的と対象とするクレジット取引を定義した前書きである。

加盟店約款と同様の理由で、「カード会社（以下「当社」という）と契約している電子商取引加盟店（以下「加盟店」という）」という条文でカード会員が利用できる加盟店を自社加盟店に限定した。加盟店の相互利用の際は加盟店の定義を「カード会社（以下「当社」という）または当社と提携するカード会社の契約している電子商取引加盟店（以下「加盟店」という）」に変更する必要がある。

以下、利用するネットワークをインターネットに特定したこと、デジタルコンテンツの販売を認めたこと、およびカードベースの取引を前提としたことも加盟店約款の前書きと同様である。

第2条（カード利用）

1. 会員は、電子商取引を行うときは、氏名、会員番号、有効期限等当社が定める事項を当社または加盟店に送信するものとします。

ただし会員は、クレジットカードの暗証番号を、いかなる場合も送信してはなりません。

2. 会員は、購入する商品等がソフトウェア等デジタル商品のときは、ダウンロード等当社が認めた加盟店所定の方法により購入することができます。

3. 会員は、電子商取引を行うにあたり、インターネット上の加盟店広告に表示された注意事項を承認のうえ行うものとします。

<解説>

カード会員の電子商取引における取引手順を定めた条項である。

第1項で、送信する情報を定め、暗証番号の送信を厳禁し、第2項は、デジタルコンテンツのダウンロードを認め、第3項は、消費者啓蒙の観点からの記述である。

第3条（通信の安全）

1. 会員は、電子商取引を行うときは、当社が予め定めたシステム仕様に従い、当社が予め定めた通信手段による通信上の安全措置を講じて行わなければならないものとします。

2. 会員が、前項に違反して取引通信を行った場合、会員は、第三者による不正使用等による利用代金その他一切の損害について責任を負うものとします。

<解説>

本条項も加盟店約款と同様、第1項で「当社が予め定めたシステム仕様に従い、当社が予め定めた通信手段による通信上の安全措置を講じて行わなければならないものとし

す。」として、カード会員にカード会社が定めた安全措置の使用を義務づけた。

第2項ではカード会員が義務違反をした場合の責任の所在を明示したものであるが、実取引において、カード会員が加盟店のWebからガイダンスに沿ってクレジット取引の手続きを行なった場合、自動的に安全措置の講じられた仕組みで通信が行なわれるため本項のケースは想定しにくいものであり、自己責任への消費者啓蒙の意味も込めたものである。

第4条（事前手続）

1. 会員は、当社が定めたシステム仕様に基づくソフトウェア、関連機器等(以下ソフトウェア等という)を使用して電子商取引を行なわなければならないものとします。

2. 会員は、電子商取引に必要な前項のソフトウェア等を当社の認めた方法により入手し、会員が使用するコンピュータに導入するものとします。このソフトウェア等の所有権および使用許諾に関する権利は、当社またはその供給者が保有していますので、ソフトウェア等に関する問題はすべて当社またはその供給者の定めるところによるものとします。

<解説>

本条項は、電子商取引に特有の通信、および第3条第1項に関連する条項である。

第1項は、第3条第1項のために使用するソフトウェア等を定め、第2項で、そのソフトウェア等の入手の方法を記述したが、現時点ではその提供者と流通方法、および権利関係が未確定であり「ソフトウェア等を当社の認めた方法により入手し、・・・このソフトウェア等の所有権および使用許諾に関する権利は、当社またはその供給者が保有していますので、ソフトウェア等に関する問題はすべて当社またはその供給者の定めるところによるものとします。」との表現にとどめた。

第5条（届出事項および変更方法）

1. 会員は電子メールアドレスおよび当社が定めた電子商取引特有の事項を当社所定の方法により届け出るものとします。

2. 会員は、前項の届け出事項を変更したときは、遅滞なく当社所定の方法にて当社に通知するものとします。

3. 会員は、前項の通知を怠ったとき、当社からの通知等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したとみなすことに異議のないものとします。

ただし、前項の変更通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。

<解説>

現行会員約款では、紙ベースでの変更事項の届出義務を課しているが、現実には電話による変更受付も容認されていたり一律ではない。電子商取引においては、口座変更等カード会員の署名押印の必要な場合を除いて電子メールによる届出に合理性が認められるが、住所変更の場合はその確認の意味も兼ねている。

したがって、本特約では特に規定せずに「遅滞なく当社所定の方法にて当社に通知するものとします。」として、カード会社個々の判断に委ねた。

第6条（商品の瑕疵、取引の不完全履行による紛議等）

1. 会員は、商品等の瑕疵、数量過不足、品違い、運搬中の破損または汚損等による交換、返品、その他購入した商品等に係わる加盟店との紛議が生じたときは、会員と加盟店との間で解決するものとします。

2. 当社は、会員の求めに応じて速やかに紛議の原因調査に協力するものとします。

ただし会員が、本特約のいずれかに違反して電子商取引を行ったときはこの限りではありません。

<解説>

電子商取引の特性から、これらの紛議の発生が想定されるが、第1項は、加盟店約款に定めたとおり販売した商品等に係わる紛議の解決は加盟店がその義務と責任を負い、あくまでも当事者間で解決するべきであるとの見解に立って定めたものである。

カード会員も、事前に加盟店が提供する加盟店の身元情報や商品情報、さらに販売返品条件を熟読し納得した上で購入の意思決定をするべきで、それが自己責任の原点である。商品等に瑕疵があった場合はもちろんであるが、それ以外でも返品規定の範囲内での返品は差し支えないが期間、返品コスト等の規定は守るべきであり、今後到来するであろう世界市場に通用するセンスを取得するべきである。

第2項は、その紛争におけるカード会社の役割を定めたものであるが、「当社は、会員の求めに応じて速やかに紛議の原因調査に協力するものとします。」とした。これは、当事者間における公平性を検討した結果で、現行取引においてややもすれば「声の大きいもの勝ち」の感が拭えないものであり、カード会社がその負担を強要される場合が多いのが実態である。しかしこの負担の元を辿れば、他のカード会員が負担していることと同義であり明らかに不公平である。したがって、本約款ではカード会社の責任範囲を原因調査までと定めたものである。ただし、カード会社が個々の判断で紛争解決への介入を行なうことは個社のサービスレベルの範疇として捉え、本条項はそれを制限する意図はない。

第7条（会員の管理注意および通知義務）

1. 会員は、電子商取引に係わる全てのパスワード等およびソフトウェア等により作成された情報等（以下「情報等」という）を、それらを設定または取得した契約当事者以外の者に知られないように管理しなければならないものとします。

2. 会員は、ソフトウェア等の故障、破損、紛失、盗難等により、情報等が第三者に漏洩したと判断できるとき、速やかに当社に知らせるものとします。

3. 会員は、使用するコンピュータを買い換える等の理由により、情報等が保管されたコンピュータを譲渡、破棄その他の処分を行なうとき、事前に情報等を削除するものとします。

4. 会員は、第8条または第9条により会員資格を喪失したときは、情報等の削除を行うものとします。

5. 会員が、第1項から第4項に違反した場合、会員は、第三者による不正使用等による利用代金その他一切の損害について責任を負うものとします。

<解説>

いわゆる会員の善管義務と通知義務に関する記述であるが、本取引の根幹にもなり得る重要な条項である。

第1項は、カード会員が、第3条第1項に定められた安全措置を講じるため、第4条の方法により入手してセットアップしたソフトウェアから生成された情報等の管理義務を定めたものであり、この情報等は個人鍵、認証書を想定したが、これらの情報等はカード会社が第3条第1項に定めた安全措置によって内容が異なる可能性が高いため「情報等」の表現にとどめた。さらに、ソフトウェア等の供給者とシステム提供者であるカード会社とカード会員と、生成された情報等の因果関係が不明確であるが、本約款では現行のクレジットカードと同様の解釈をして、ソフトウェア等はその供給者とカード会員間の使用許諾契約によるものとして、生成された情報等はソフトウェア等と分離してカード会社がカード会員に貸与したものと整理した。

第2項は、情報等の漏洩による被害を最小限に食い止めるために、「情報等が第三者に漏洩したと判断できるとき、」としてカード会員の注意を喚起したものである。

第3項は、情報等の漏洩を防止するために、カード会員のコンピュータの買い替え等の際の処置を定めカード会員の注意を喚起したものである。

第4項は、カード会員が脱会等により会員資格を喪失した際の処置を定めたものである。

第5項は、第1項から第4項までの義務違反に対する責任を明示したものである。

第8条（利用資格の喪失）

会員は、当社の会員資格を喪失したときは、本会員特約に定める電子商取引の利用資格も喪失するものとします。

<解説>

本特約は、既存のカード会員約款に追加を前提としているものであり、その原契約たるカード会員契約での会員資格が無くなれば電子商取引の利用資格も喪失するものである。

第9条（会員の都合による脱会）

1. 会員は、都合により脱会するときは、当社所定の方法にて当社に通知するものとします。

2. 会員は、当社に対する一切の債務を弁済したとき脱会したものとし、その債務の弁済期間中は本特約に従うものとします。

<解説>

会員の都合による脱会時の処理規定であり、第1項で「当社所定の方法にて当社に通知するものとします。」として、第5条第2項と同様に電子メールでの通知はカード会社個社の判断に委ねるものとした。

第2項は、カード会員はカード会社に有する債務を完済するまで本約款の義務を負うものと定めたものである。

第10条（本規約の改定時）

会員は、本会員特約が改定され、その改定内容が通知された後に電子商取引を利用したときは、その改定を承認したものとみなします。

<解説>

本規約の改定が行われた場合の効力発生に関する条項である。

第11条（定めなき事項）

本会員特約に定めなき事項については当社の会員規約が適用されます。

<解説>

会員規約の適用を特に明記した。

3.4 バーチャルモール取引

3.4.1 検討の前提

(1) 現行法制度の遵守

検討の基本的スタンスとして、現行法制度を遵守することとした。具体的には、割賦販売法、商法、民法、出資法、景表法、P L法等である。また、商標権、著作権のほか、公序良俗に反するものにも留意した。

(2) バーチャルモールの定義

バーチャルモールとは、インターネット上でひとつ以上の特定のバーチャルショップ（加盟店）を包括する組織、機関、システムを言うと言われているが、未だ法律的な定義はされていないのが現状である。

そこで本検討課題の性格上、ここではクレジットカード会社と加盟店契約を締結する相手先となるべき組織と契約当事者（加盟店）を統べる上位機関の2タイプを想定した。

これは、後述する現行法制度の遵守をすることと拡大解釈をしているのではないことを明言するために、あくまでも本検討チーム内での定義とするものである。

(3) 海外取引

諸外国の法令や商習慣等を完全に網羅する事は困難であるために本検討対象から除外し、日本国内の取引に限定した。

(4) バーチャルモールの類型化

バーチャルモールの類型化も、定義と同様、現時点では定まったものがない。

本検討課題の検討にあたって、リアルでのクレジット取引や通信販売取引をベースにして、電子商取引上のバーチャルモール取引を3タイプ想定した。

なお、単に他のバーチャルモールまたはバーチャルショップとリンクを張っているだけの、いわゆるリンクサイトは対象外とした。

- ショッピングセンタータイプ（図 3-8参照）
- テナントビルタイプ（図 3-10参照）
- サードパーティプロセッサ（T P P）タイプ（図 3-12参照）

(5) 登場人物

ここで言う登場人物とは、契約および取引の当事者となるべきものを指し、次の5者とした。なお、下記以外にも、例えば認証局等も想定できるが、本検討課題の直接目的とならないので割愛した。

- カード会員
- バーチャルモール運営者
- バーチャルモール加盟店
- サードパーティプロセッサ
- カード会社

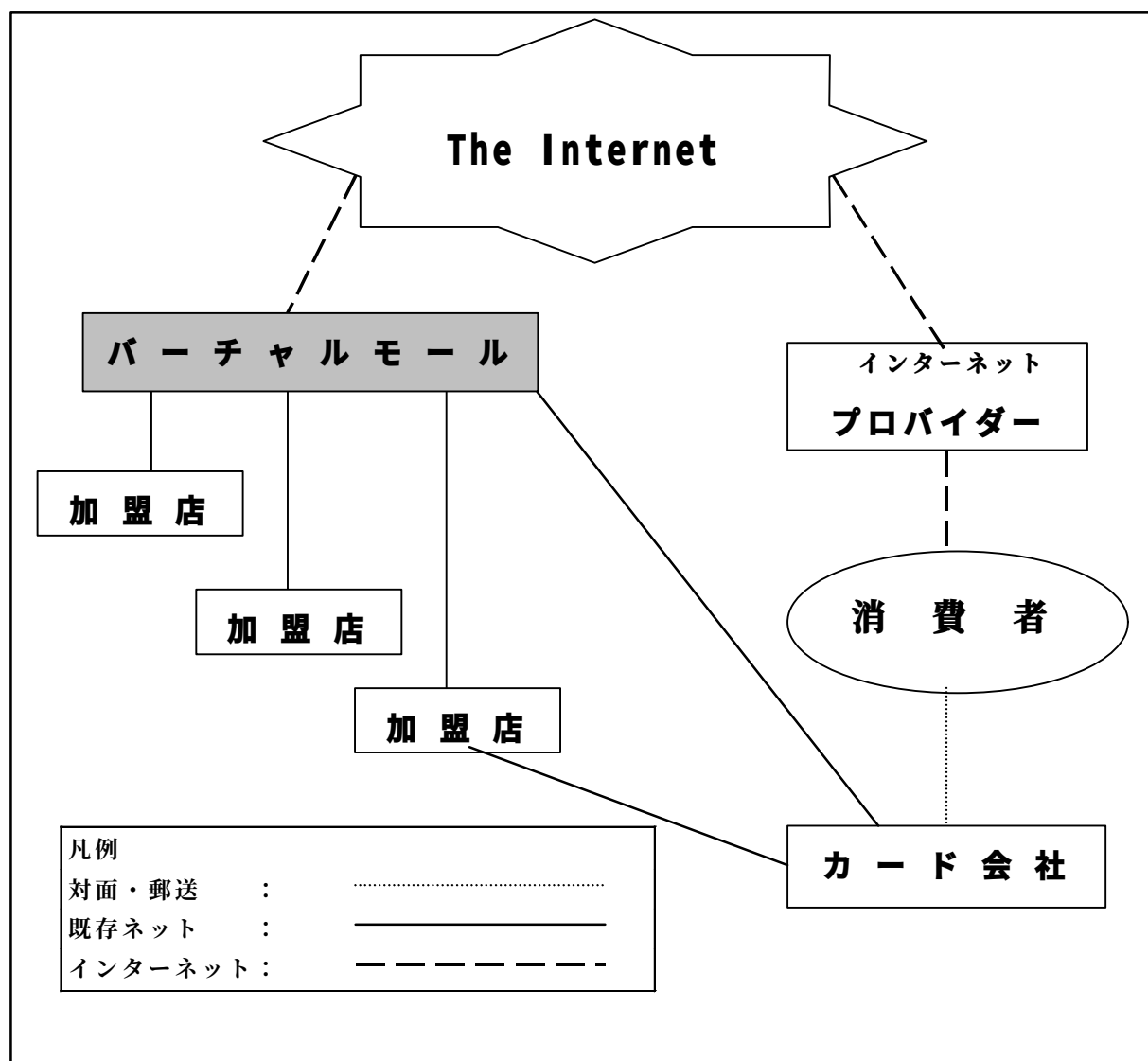
(6) 契約形態

各タイプでの当事者間での契約関係は次のとおりである。

- 加盟店契約：カード会社→バーチャルモールまたはバーチャルショップ
- 出店契約：バーチャルモール→バーチャルショップ
- 売買契約：カード会員→バーチャルモールまたはバーチャルショップ
- 包括契約：カード会社→バーチャルモール
- 業務委託契約：サードパーティプロセッサー→バーチャルモール、サードパーティプロセッサー→バーチャルショップ
- 守秘義務契約：カード会社→サードパーティプロセッサー

(7) バーチャルモール取引形態

代表的な取引スキームのイメージは、次図のとおりである。



3.4.2 カード会員の商品等購入動機と店選びの相關関係

カード会員が商品等を購入する際の動機として次の三つのケースが想定される。まず、

一点目は、目的の商品があり、さらにお目当てのバーチャルモールあるいはバーチャルショップがある場合であるが、この場合は、特定の情報あるいは趣味等の商品等に限定されるか、リピータであると推測する。二点目は、最も一般的であると思われるが、目的の商品はあるが販売者または提供者の心当たりがない場合である。この場合、通常は当該商品名等を検索エンジンにかけ対象を絞り、それらを比較検討して購入するのが一般的であろう。三点目は、ネットサーフィン中に購入意欲を注がれる商品等に行きあった場合であり、いわゆる衝動買いというべき場合であり、あまり一般的とはいえないものである。

このように考えると、バーチャルモールあるいはバーチャルショップありきではなく、商品等ありきであり、たまたまバーチャルモールあるいはバーチャルショップが該当し、そこに決済手段としてクレジット決済があったという事であろう。

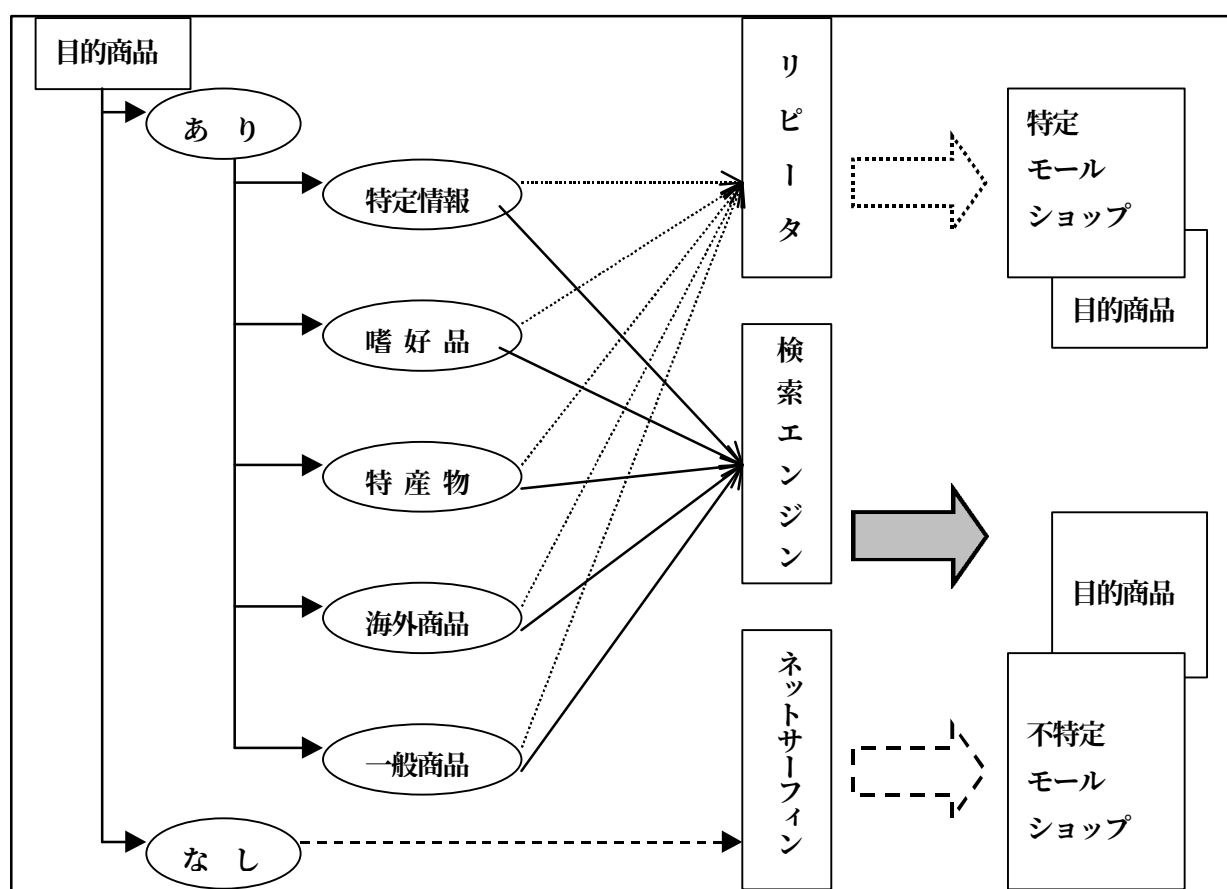


図 3-7 カード会員の商品等購入動機と店選びとの相関関係

3.4.3 取引行為

電子商取引上のクレジット取引で想定される代表的な取引行為は次のとおりであり、これは現行取引と何ら代わるものではない。

- 商品等申込：カード会員→バーチャルモール
- 申込の受注：バーチャルモールまたはバーチャルショップ

- 申込情報伝送：バーチャルモール→バーチャルショップ、サードパーティプロセッサー→バーチャルモールおよびバーチャルショップ
- 販売照会：バーチャルモールまたはバーチャルショップまたはサードパーティプロセッサー→カード会社
- 販売承認：カード会社→バーチャルモールまたはバーチャルショップまたはサードパーティプロセッサー
- 商品発送：バーチャルモールまたはバーチャルショップ→カード会員
- 売上請求：バーチャルモールまたはバーチャルショップまたはバーチャルショップ→カード会社、カード会社→カード会員
- 代金支払：カード会社→バーチャルモールまたはバーチャルショップまたはバーチャルショップ
- 代金入金：カード会員→カード会社

次に、バーチャルモール契約を類型化した各取引タイプ毎の当事者間契約パターンと取引行為を示す。

3.4.4 バーチャルモールの契約パターンと取引行為

3.4.4.1 ショッピングセンタータイプ

(1) ショッピングセンタータイプの契約パターン（図 3-8参照）

このタイプは、リアル世界でのショッピングセンターの形態をそのまま仮想空間に移したものである。場所こそ仮想空間であるが、実態は、ターミナル等にある大規模なショッピングセンターと同様、複数の加盟店をバーチャルモール上のテナントに持つバーチャルショッピングセンターをイメージした。

巷間良く言う、「開かれた環境での自由な商売」は、起業する場面のことであり、カード会員の立場からすると何らかの信用を見出すことのできる「商標（トレードマーク）」、「社名」等が必要になる。そうした環境下での商行為は「寄らば大樹の蔭」的にならざるを得ないのが実状で、その意味でもカード会員が「バーチャルモール」をイメージするものとして「ショッピングモール（センター）」を運営する組織が契約の主体たるものとして相応しいと判断した。

しかし、現在、国内だけでも大小合わせて数百の「バーチャルモール」が存在しているとされる中、デベロッパーとして、単にバーチャルモールのみの運営業者は数が限られ、単なるインターネットプロバイダー業者と同様に、減少傾向にあるとの調査報告もある。

この種の運営業者は、例えば、開業から事業の運営のノウハウといったソフト・ハード面まで一つのパッケージとして提供するタイプ、および代金の決済システムを提供する等、複合的な機能を備えた形態が台頭しつつある。

ただ、そのバーチャルモールの提供する機能あるいは仕組みにより、バーチャルモール運営者とバーチャルショップ出店者の責任範囲（例えば、消費者への責任範囲等）に関しても様々なバリエーションが想定されるが、いまだ定まった考え方はない。

個人情報保護、消費者保護、あるいは電子商取引の健全な発展の観点からも、システム提供者ともいえるバーチャルモール運営者の毅然とした取組姿勢が望まれる。

本ショッピングセンタータイプは、次の形態も含むものとした。

- インターネットプロバイダーが運営者
- クレジットカード会社が運営者
- トータルシステムを提供するため、複数の事業主体が融合した運営者

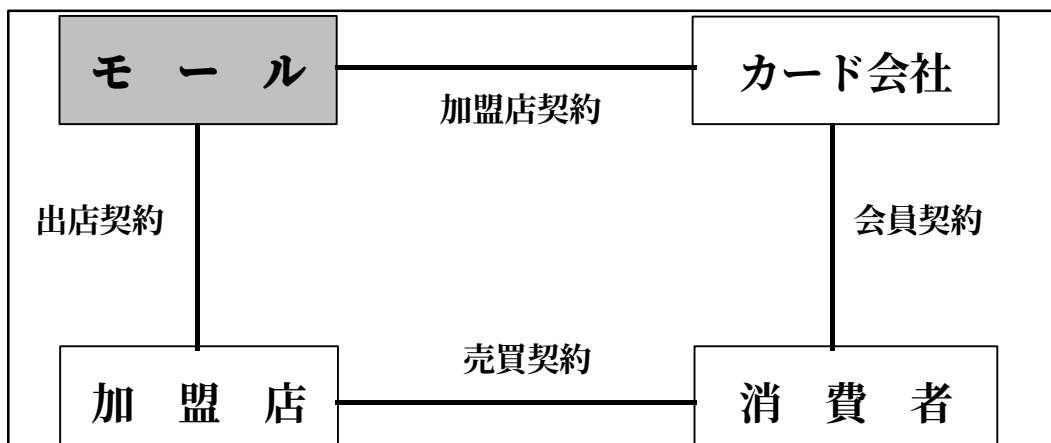
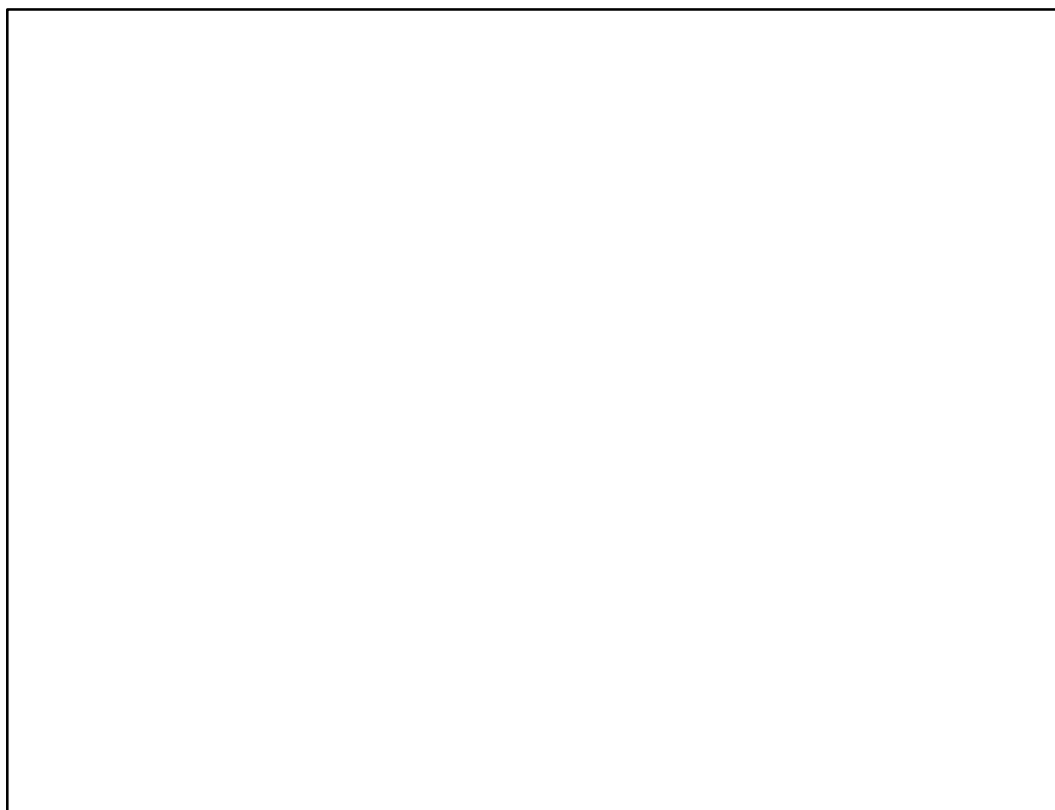


図 3-8 ショッピングセンタータイプ

(2) ショッピングセンタータイプの取引行為は次のとおりである



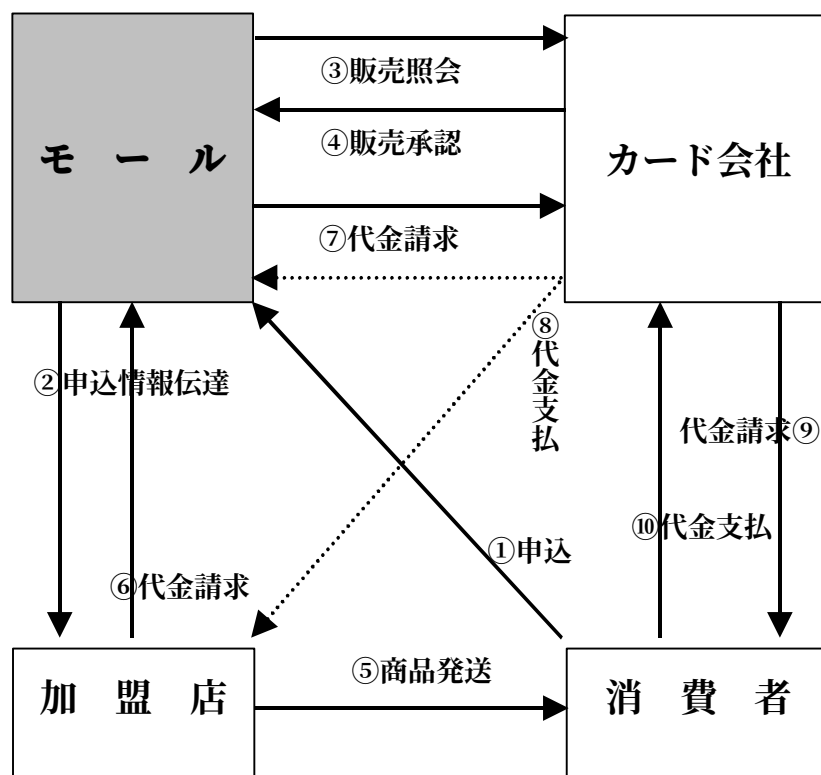


図 3-9 ショッピングセンタータイプ取引行為

3.4.4.2 テナントビルタイプ

(1) テナントビルタイプの契約パターン（図 3-10参照）

このタイプは、カード会社から見る加盟店はバーチャルモールではなく1バーチャルショップである個店を指し、いわば、町中のテナントビルに、単に間借りをして営業している店のイメージである。

本タイプのバーチャルモール運営者は、自前でサーバを持たない販売者に対し、単にバーチャルショップという仮想空間を提供し、その事業に直接関与しないものであり、カード会員もバーチャルショップと売買契約を結ぶことになり、そこでの取引はカード会員、カード会社、バーチャルショップ加盟店の3者間契約となるが、バーチャルモールは当該加盟店を統べ、後述する実務上のスキームにはなんらかの関わりを持つことから、リアルに準じた契約形態を想定した。

また、カード会社と各加盟店との個別加盟契約のため、当該バーチャルモールに出店する全バーチャルショップでクレジット取引ができるとは限らず、カード会員が混乱する原因ともなりかねないので留意する必要がある。

さらに、本形態においても前述ショッピングセンタータイプと同様に、様々な形態が存在し、契約上の責任範囲も千差万別である。

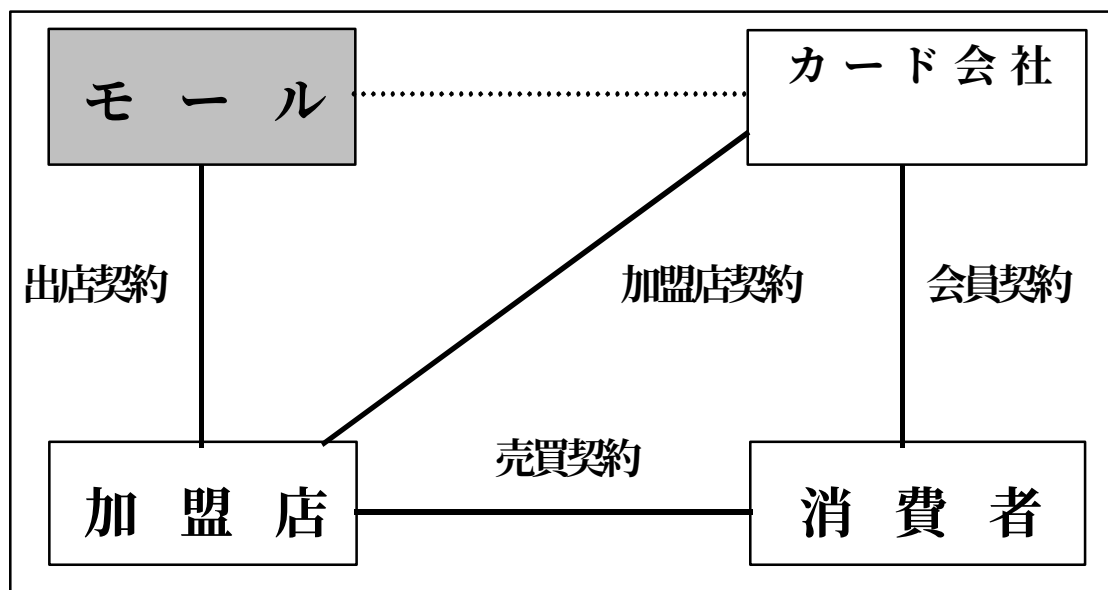


図 3-10 テナントビルタイプ

(2) テナントビルタイプの取引行為は次のとおりである

カード会員から見た場合、当該バーチャルモールの仕組みやカード会員の使用するブラウザ閲覧ソフトによっても大きく異なることが予想されるが、実際には商品購入の申込をバーチャルモールに対して行なうことは「ショッピングセンタータイプ」と同様である。

※カード会社に対する販売照会各加盟店が行なう必要があり、各加盟店には販売照会を行なう機能が必要。

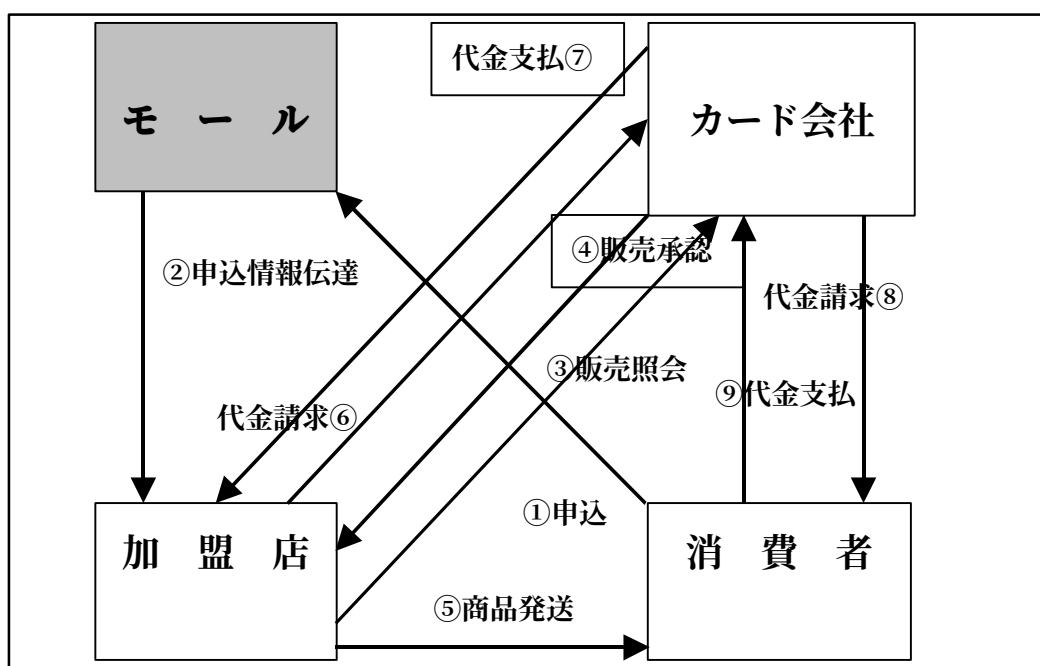


図 3-11 テナントビルタイプ行為フロー

3.4.4.3 サードパーティプロセッサー（TPP）タイプ

(1) サードパーティプロセッサータイプの契約パターン（図 3-12参照）

ここで言うサードパーティプロセッサーとは、主にクレジット売上の販売照会の代行と売上データのカード会社への伝送を、加盟店に代行して行なう機関のことを指す。前記「ショッピングセンタータイプ」ではバーチャルモールに代行し、同じく「テナントビルタイプ」では加盟店（個店）に代行するであろう。

本検討チームでは、その形態が様々で、標準化には時機尚早であるとの判断から、詳細についての記述はせず、この種のパターンもあり得ることを記すにとどめる。

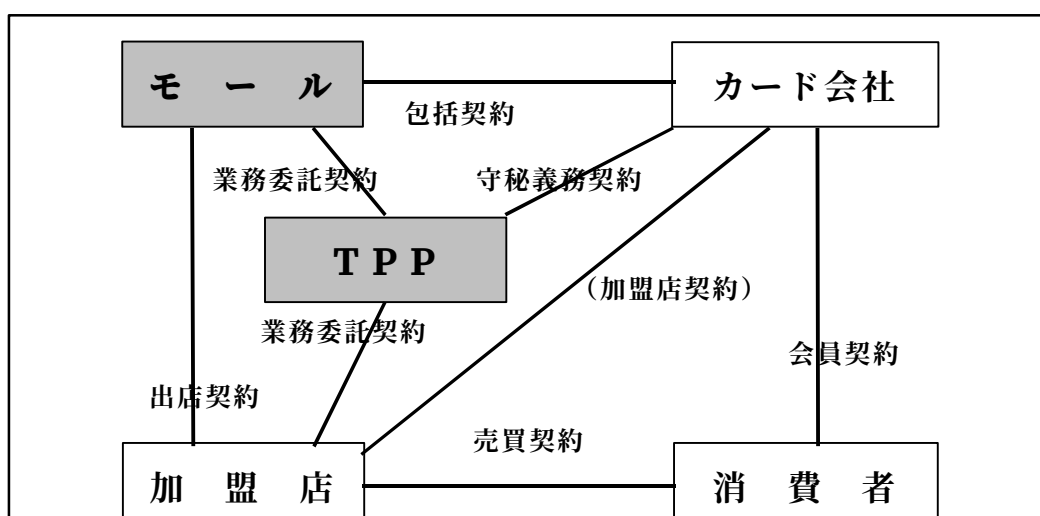


図 3-12 サードパーティプロセッサータイプ

(2) サードパーティプロセッサタイプの取引行為は次のとおりである

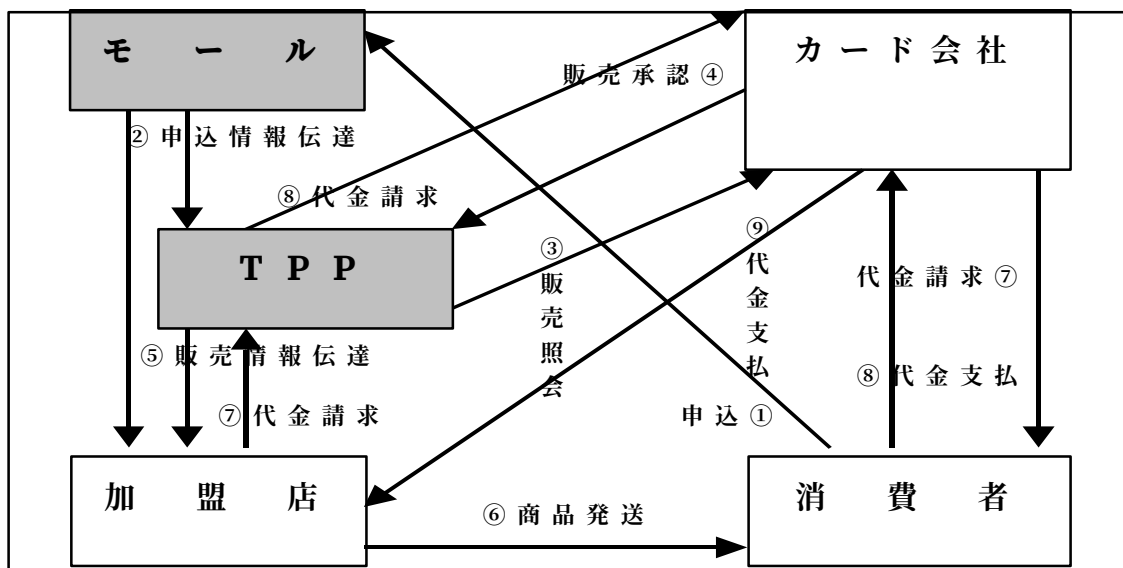


図 3-13 サードパーティプロセッサタイプ行為フロー

3.4.5 業務運用フロー

3.4.5.1 ショッピングセンタータイプ

(1) 加盟店申込

註；凡例	
-----	対面、郵送
—————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	カード会社	加盟店	
		モール	ショップ
① 事前承認		←-----→ ←-----→ ←-----→	
② 加盟店申込	←----- ←-----	-----	
③ 申込確認	-----→ -----→ -----→		
④ 与信	▲		
⑤ 契約書郵送（対面）	-----→		
⑥ 契約書返送（対面）	←-----		

- ① モール内の調整。対面、郵送、電話、Fax、インターネット等様々な方法が考えられる。
- ② モールよりモールを加盟店とした加盟店契約申込。
対面、郵送という従来の手続きのほか、今後は電子メールによる申込も考えられる。
- ③ 申込の意志確認。①と同様、様々な方法が考えられる。
- ④ カード会社内で加盟店与信を行なう。
- ⑤ 契約手続きは従来通り、契約書への捺印等を以って行われる、郵送、対面である。
- ⑥ 返送。締結となる。

(2) 商品等売買および配送

註；凡例	
.....	対面、郵送
————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	カード会社	加盟店		カード会員
		モール	ショップ	
①商品等情報提供			-----→	
②購入申込		←-----		
③申込情報伝送		————→ -----→		
④販売照会	←————			
⑤販売承認連絡	————→			
⑥商品発送			————→→ -----→	

- ① 商品情報の提供。Web 上での提供。
- ② 同じく、Web 上で購入の申込手続きを行なう。
- ③ モールで構築しているシステムを介し、インターネットか既存のネットワークを使いショップの売上として申込情報の伝送を行なう。
- ④ ③と同時にモールはカード会社への販売照会を行なう。これは既存のネットワークを利用する。
- ⑤ 販売照会の結果連絡。現状の通り。
- ⑥ 商品により、郵送、ダウンロード等の方法で提供する。ここで既存ネット（電話、Fax 等）も考慮しているのは、商品がコンサルティングなどの場合に適用になるため。

(3) 販売代金精算

註；凡例

.....	対面、郵送
————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	カード会社	加盟店		カード会員
		モール		
			ショップ	
①販売報告	←	←		
②販売代金請求	←	←		
③販売代金支払	→	→		
④立替金請求	→			→
⑤入金	←			←

- ① ショップの販売をモールが集計し、カード会社への販売報告はモールが一括して行なう。
- ② 請求も販売報告と同様である。
- ③ 販売代金の支払いもカード会社から一括してモールに支払われモールからショップに支払われる。
- ④ カード会社は、③の売上を計上しカード会員へ請求する。請求の方法は、既存ネットとしているが、主に口座振替が一般的である。
- ⑤ カード会社がカード会員口座から自動振替する。

3.4.5.2 テナントビルタイプ

(1) 加盟店申込

註；凡例	
-----	対面、郵送
—————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	カード会社	加盟店	
		モール	ショップ
① 事前承認		←-----→ ←-----→ ←-----→	
②加盟店申込	←----- ←-----	-----	-----
③包括契約申込	←----- ←----- ←-----	----- ----- -----	
④与信	▲		
⑤契約書郵送（対面）	----- -----	-----→ -----→	-----→
⑥契約書返送（対面）	←----- ←-----	----- -----	-----

- ① モール内の調整。対面、郵送、電話、F a x、インターネット等様考えられる。
- ② ショップからの加盟店契約申込。
対面、郵送という従来の手続きのほか、今後は電子メールによる申込も考えられる。
- ③ 申込の意志確認。①と同様、様々な方法が考えられる。
- ④ カード会社内で加盟店与信を行なう。
- ⑤ 契約手続きは従来通り、契約書への捺印等を以って行われる。
- ⑥ 返送。締結となる。

(2) 商品等売買

註；凡例

.....	対面、郵送
————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	カード会社	加盟店		カード会員
		モール	ショップ	
①商品情報提供			-----→	
②購入申込		←-----		
③申込情報伝送		————→ -----→		
④販売照会	←————			
⑤販売承認連絡	————→			
⑥商品発送			-----→ ————→ -----→	

- ① 商品情報の提供。Web 上での提供。
- ② 同じく、Web 上で購入の申込手続きを行なう。
- ③ モールで構築しているシステムを介し、インターネットか既存のネットワークを使いショップの売上として申込情報の伝送を行なう。
- ④ ③と同時に個店はカード会社への販売承認を行なう。これは既存のネットワークを利用する。
- ⑤ 販売照会の結果連絡。現状の通り。
- ⑥ 商品により、郵送、ダウンロード等の方法で提供する。ここで既存ネット（電話、Fax 等）も考慮しているのは、商品がコンサルティングなどの場合に適用になるため。

(3) 販売代金精算

註；凡例	
.....	対面、郵送
————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	カード会社	加盟店		カード会員
		モール	ショップ	
①販売報告	←	——	——	
②販売代金請求	←	——	——	
③販売代金支払	——→	——	——	
④立替金請求	——→	——	——	→
⑤入金	←	——	——	——

- ① ショップが直接カード会社に対し販売報告を行なう。
- ② 請求も販売報告と同様である。
- ③ 販売代金の支払いもカード会社から直接ショップに支払われる。
- ④ カード会社は、③の売上を計上しカード会員へ請求する。請求の方法は、既存ネットとしているが、主に口座振替が一般的である。
- ⑤ カード会社がカード会員口座から自動振替する。

3.5 個品割賦取引

3.5.1 はじめに

電子商取引における個品割賦取引を考える上で、個品割賦を包含するクレジット取引の全体像を把握しておきたい。

3.5.1.1 クレジット取引とは

「金融機関や信販会社、流通業者、製造業者などが消費者に対して供与する信用の総称」のことを、「消費者信用」あるいは「クレジット」と呼び、詳述はさけるが、社会的には

「消費者に対する利便性の提供」と「支払機能の平準化」の役割をもっている。

消費者信用は、提供する方法により、販売信用と消費者金融に大別される（「クレジット」という用語は、おおむね「販売信用」を示すことが多い）。

「販売信用」とは、自動車や家電品など、物やサービスが消費者の信用にもとづいて提供され、後で代金が決済される方式である。

一方、「消費者金融」は、民間金融機関、消費者金融会社などがお金を直接融資する方式で、物やサービスが介在しない。

電子商取引上においても、物やサービスに対する決済という点では「販売信用」という形態に目をむけたい。

3.5.1.2 クレジットのしくみ

ここでクレジットとしてとりあげる「販売信用」には以下の4つのしくみがある。

(1) 割賦販売（個品方式・総合方式）

割賦販売は、いわゆる自社割賦と呼ばれるもので、購入者から代金を2ヵ月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することを条件として指定商品を販売するもので、購入者と販売店との二者間契約に基づく方式である。

個品方式とは、クレジットカードなどを利用しない取引であり、個々の取引毎に個別の契約を締結する方式である。総合方式とはクレジットカードなどを利用、それを提示して信用供与を受ける方式である。

(2) ローン提携販売（個品方式・総合方式）

指定商品の代金の全部または一部に充てるために、購入者が金融機関から金銭を借り入れ、2ヵ月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して金融機関に返済することを条件に、販売店が購入者の債務を保証して指定商品を販売するもので、購入者と販売店および金融機関の三者間契約に基づく方式である。

一般的には、エアコンやテレビなどの家電製品を販売店で購入する場合に多く見受けられる。この方式では、借り入れた購入代金は、購入者が金融機関に直接分割払いで返済していくことになる。もし、返済が滞った場合には、それぞれの販売店が、顧客に代わって金融機関に一括して弁済し、その後、販売店が顧客から弁済金額を集金、回収する。

(3) 割賦購入あっせん（個品方式・総合方式） 図 3-14参照

消費者が信販会社などと特約を結んだ販売店から指定商品を購入し、信販会社などは販売店に対してその商品の代金を一括して払ったうえで（立替）、その代金の全部または一部に相当する額を購入者から2ヵ月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領するもので、消費者と販売店および信販会社などの三者間契約に基づく方式である。

個品方式による割賦購入あっせんは、時計やアクセサリーなどの貴金属を宝飾店で購入する場合などが考えられる。いずれの場合にも、信販会社などの加盟店になっている販売店で、分割で商品を購入することができる。顧客は、販売店から商品を受け取り、信販会社などに対し、商品代金と分割手数料の合計金額を支払条件に応じて支

払っていくことになる。

総合方式による割賦購入あっせんについても同様であるが、異なる点は、クレジットカードは個品方式のように、そのつどクレジット申込用紙に記入・捺印したりする必要がないということである。一度カードさえ作っておけば、一定条件のもと、それを提示しサインするだけで買物ができる。最近では、百貨店・スーパーはもとより、高速道路などでもサインレスが増えており、より利便性が高まっている。

(4) 提携ローン

物やサービスを購入する際、代金を信販会社の保証付きで金融機関から借り入れするシステムであり、消費者と販売店および金融機関と信販会社の四者間契約に基づくものである。ローン提携販売との相違点は、保証を販売店ではなく、信販会社などがしているということである。一般的には自動車を自動車販売会社で購入する場合などがあげられる。

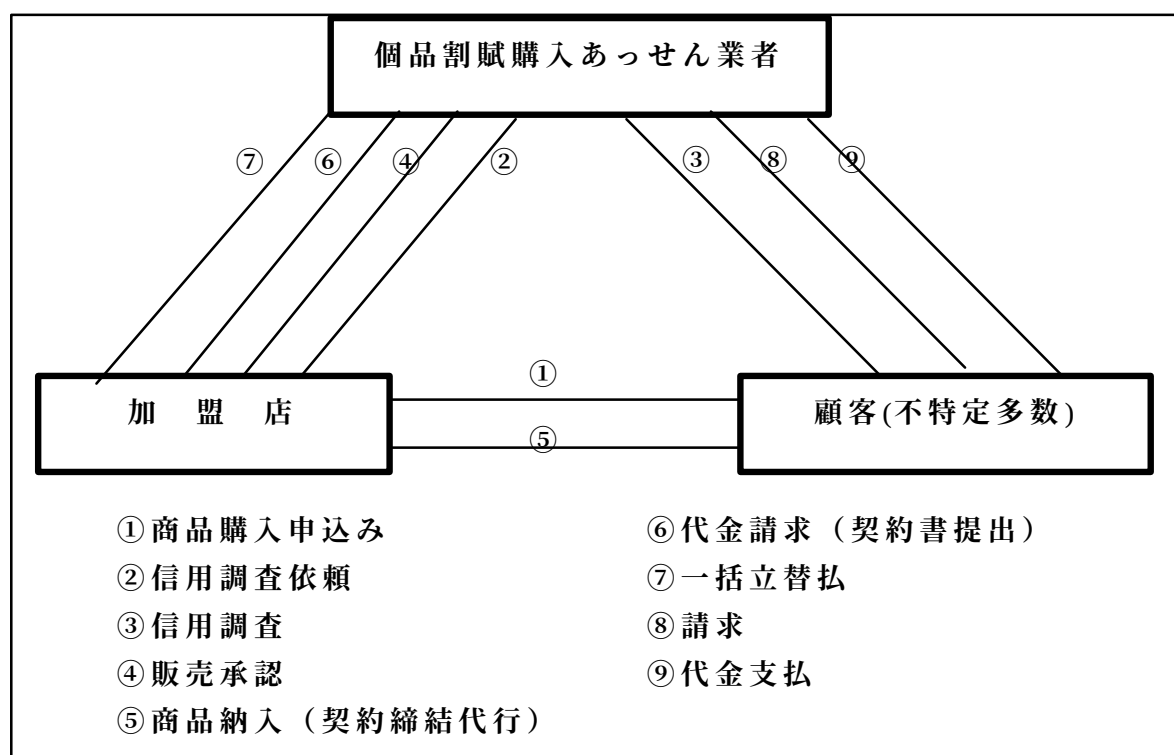


図 3-14 個品割賦購入あっせんのしくみ

3.5.2 クレジットに関する法律

特に販売信用に関係の大きい「割賦販売法」、「訪問販売法」を取りあげる。

3.5.2.1 割賦販売法

割賦販売法は、その1条1項にあるように「この法律は、割賦販売および割賦購入あっせんに係る取引を公正にし、その健全な発展を図ることにより、商品の流通を円滑にし、

もって国民経済の発展に寄与することを目的とする」法律として昭和 36 年 7 月 1 日に制定された。その後、信販会社が個品割賦購入あっせん方式を開始、徐々に他の方式を圧倒していくなど取引形態が変化・多様化し、取り扱う金額も急速に増大したため、昭和 47、59 年の 2 回の大改正を含め、現在までに計 12 回改正されている。

そのうち、昭和 47 年の改正では「購入者等の利益の保護」を目的に加えたことで、消費者保護規定が大幅に増加し、現在の法律の原型となっている。

割賦販売法は以下の取引形態を対象に適用される。

- 割賦販売
- ローン提携販売
- 割賦購入あっせん
- 前払式割賦販売
- 前払式特定取引

そしてこの法律は、政令で定める指定商品に適用されることになっている（2 条）。すなわち、指定商品以外、例えば役務などにはこの法律が適用されないことに注意を要しよう。

（注）改正前の割賦販売法上の割賦購入あっせんとは、信販会社等がカードや証票等を発行し、消費者がそれを使って加盟店から商品を購入する方式のことをいう。

割賦販売法は主として以下の内容について規定している。

（1）取引条件の表示と書面の交付

（3 条、4 条、29 条の 2、29 条の 3、30 条、30 条の 2）割賦販売、ローン提携販売、割賦購入あっせんについては、契約をする前に、その取引条件を掲示するかもしれないが書面を交付するかの方法で開示することが義務づけられている。割賦購入あっせんの個品方式であれば、以下の 4 点を開示しなければならない（30 条）。

- ① 現金販売価格
- ② 購入者の支払総額
- ③ 割賦購入あっせんに係る商品の代金の全部又は一部の支払の期間および回数
- ④ 通商産業省令で定める方法により算定した割賦購入あっせんの手数料の料率

なお、④では実質年率での表示を義務づけている。

割賦販売もローン提携販売も開示する内容はほぼ同じであるが、指定商品を販売する場合には販売業者に、クレジットカードを発行する場合にはカード発行会社の開示義務があることに注意する必要がある。

また、実際に契約を締結したときには、一定の事項を記載した書面の交付が義務づけられている。

同じく割賦購入あっせんの個品方式であれば、以下の 5 項目について書かれた書面の交付が必要である（30 条の 2）。

- 購入者の支払総額
- 割賦購入あっせんに係る各回ごとの商品の代金の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期および方法

- 商品の引渡時期
- 契約の解除に関する事項
- その他通商産業省令で定める事項（契約年月日、契約商品名等）

この書面が交付されなかったり、書面は交付されたが重要記載事項が欠落しているときは、書面交付義務違反として、10万円以下の罰金に処せられる（53条）。

(2) クーリング・オフ（4条の3、29条の4、30条の6）

販売業者の営業所等以外の場所で、指定商品を購入するための申込をしたり、売買契約を締結した場合、申込者（契約者）は、前項で説明した書面を受け取ってから8日以内は、無条件で申込の撤回または契約の解除をすることができる。これをクーリングオフという。

これは、強引な勧誘や不意に勧誘され十分な検討をしないうちに申込みをしたり、契約してしまった場合に、頭を冷やして考え直す期間を保証しようとするものであり、消費者保護のために設けられた規定である。

クーリングオフは、契約の申込みの撤回等の通知を、文書で販売業者に発信することにより効果が発生する。効果は発信したときに発生する（発信主義）ため、書面を受け取ってから8日以内にハガキなどを発送しさえすれば、クーリングオフの権利を行使することができることになる。

(3) 抗弁権の接続（30条の4）

割賦購入あっせんに係る購入の方法により指定商品を購入した者は、その商品を販売した販売業者に対して生じている事由をもって支払請求する割賦購入あっせん業者（信販会社）に対抗することができる。これが抗弁権の接続である。

この権利は昭和59年の改正により初めて認められたものであり、クーリングオフ同様、消費者保護の観点から規定されている。

ただし、例外として、政令で定める金額（4万円、リボルビングのときは3万8千円）に満たない支払総額のもの、その購入が購入者のために商行為となる指定商品に関するものは、抗弁権の接続が認められていない。

(4) 契約の解除と損害賠償金の制限（5条、6条、30条の3）

購入者に賦払金支払いの不履行があった場合に、割賦販売業者のとりうる手段としては、契約の解除と支払期限未到来の賦払金の請求がある。しかし、割賦販売法ではこれにも制限を設けており、20日以上の間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内に支払がなされないときに限定されている。

そして契約が解除されたとしても、解除に伴う損害賠償等の額について制限がある。ただし、この規定はリボルビング方式には適用されない。

また、昭和59年の改正により、期限の利益（定められた期限までに支払いをすればよいという権利）喪失の場合にも同様の制限が加えられている。

(5) その他の規制

その他の規制として、購入者の支払能力を超える過剰与信の防止と信用情報の適正な使用についての規制のほか、取立行為の規制や白紙委任状の取得の制限などがある。

3.5.2.2 訪問販売法

「訪問販売等に関する法律」（訪問販売法）は、訪問販売等の取引を公正にし、購入者が受ける損害の防止を図ることにより、購入者の利益を保護し、商品の流通を適正かつ円滑にすることを目的として、昭和 51 年 6 月に制定された。

この法律は以下の販売形態における指定商品・指定権利の販売または指定役務の提供の取引に適用される。

- (1) 営業所等以外の場所で契約の申込みや契約を締結すること
- (2) 営業所等において、営業所等以外の場所で呼び止めて同行させた顧客から契約の申込を受けたり、契約を締結すること
- (3) 電話等や訪問して商品等の販売目的であることを隠して営業所等へ呼び出して、契約の申込や締結すること
- (4) 電話等により他の人より有利な条件で契約できることをもって営業所等その他の場所に呼んで契約の申込や締結すること、したがって、営業所等で契約する場合であっても、キャッチセールスやアポイントメントセールスは適用対象となる。

訪問販売法では、書面の交付、クーリングオフ、禁止行為などが規定されている。書面の交付では、販売業者などは、訪問販売により契約の申込みを受けたり、契約を締結したときには、取引条件を記載した書面を遅滞なく交付しなければならないとされており、書面不交付や虚偽記載、記載不備の場合、50 万円以下の罰金等の罰則がある。

クーリングオフでは、契約対象が訪問販売法指定商品の他、指定商品、指定役務にまで拡張されている（日数等は割賦販売法と同様）。

禁止行為では、勧誘のため、またはクーリングオフを妨害するために不実のことを告げることが禁止されている。禁止行為などを行うと業務改善の指示や業務停止命令が主務大臣から出され、これに違反すると、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金等に処せられる。

平成 8 年 11 月施行の改正訪問販売法では、従来通信販売の範疇にあった販売類型のうち、販売業者から、電話で勧誘する販売については、電話勧誘販売として、新たに規制の対象とした。これは、電話勧誘販売のトラブルが増加していることに対応したものであり、業者に対し書面での取引条件の提示を義務づけるほか、クーリングオフ制度を認める等の内容となっている。

また、連鎖販売取引については、違反行為に対する罰則強化や、規制対象者を拡大し、組織の上層部だけでなく、実際に勧誘行為を行うものも同法の適用対象とする等の改正が行われた。

3.5.3 電子商取引での個品割賦

個品割賦には前述のように、多様なしくみとさまざまな規制があるが、その特性をあらためて認識することで、現実的な商取引のみならず電子商取引においても、その必要性が明らかになるであろう。

3.5.3.1 個品割賦の特性

ここでは既存の個品割賦の特性を検証するが、当然のことながら、電子商取引においても継承されるべき特性と考える。

(1) 不特定多数の顧客が対象

① 事前登録が不要

総合割賦（以下「クレジットカード」という）と異なり、事前にカードに入会したり、登録しておく必要がなく、購入時点で契約が出来る。

(2) 比較的高額商品向き

① 基本的に限度額がない

クレジットカードの場合、顧客それぞれに限度額が設定しており、当該限度額内での利用しかできないが、個品割賦の場合には、顧客の信用力如何により高額な契約も可能である。

ex) 自動車、呉服、宝石・貴金属など

② 都度与信

商品、サービスの購入および契約の都度、顧客は審査を受けて個品割賦の契約を締結する。

(3) 多種多様な返済方法

① 方法

クレジットカードの場合、一般的には発行会社によって規定の返済回数があるが、個品割賦の場合には、顧客、加盟店のニーズに合った返済方法にて対応できる。

ex) 盆暮返済、ボーナス併用返済、スキップ返済など

② 期間

返済期間も短期～長期に渡り、多様な回数に対応が可能。

3.5.3.2 ネットワーク上での個品割賦の現状

インターネットを筆頭にネットワークにおける通信販売はますます拡大傾向にあるが、その決済方法はほとんどが銀行振込、商品代引きといったオフライン決済かクレジットカード決済である。

しかし、パソコンなど高額商品を取り扱っている小売店の中には個品割賦を決済手段として用意しているところも存在し、例えば、インターネット上で商品情報を提供し、インターネットとは別の方法（電話・FAX・郵便など）を利用して個品割賦の申込手続きを顧客から受け付けているといった対応をしている場合がある。

現時点では、既存の通信販売のシステムを踏襲したものであり、いわゆる商品カタログがネットワーク上で提供されている、という意味合いのものにとどまっている。

3.5.3.3 個品割賦申込のインターネットによる受付

いまさら述べることはないが、電子商取引においても、そのオープン性がゆえに長所・短所ともに併せ持つインターネットの急速な発展を背景に相当な規模拡大が見込まれる。インターネット上での個品割賦取引に関する何らかのルールがまず求められる。

個品割賦取引において、取引すべてをインターネット上にて完結することが理想ではある。しかし、特に、契約書に関して信販会社などが証明資料として書面を必須としており、契約書の電子化までには至っていないため、取引すべてをルール化するのは飛躍しすぎと思われる。

個品割賦に関して現状求められるものとして、インターネットでの商品（物・サービス）情報の提供からシームレスな決済機能の提供を消費者により安全、安心に提供することであり、個品割賦申込プロセスのインターネットによる受付の方法およびルールの標準化である。

3.5.4 運用スキーム

3.5.4.1 前提条件

- (1) 「個品割賦購入あっせん」を標準のモデルとし、現実空間での運用に準拠した形で検討する。
- (2) 消費者保護の法的な観点から「割賦販売法」の適用範囲を考慮し、会員・加盟店共に日本国内にあり、取引自体も国内取引と限定して検討する。
- (3) 「割賦販売法」による主な制約を遵守し検討する。
 - ① 支払い停止の抗弁権の接続
 - 購入者の契約意志形成過程の瑕疵
 - 見本・カタログと異なる物の引渡し
 - 取消、解約による債権債務関係の消滅
 - ② 書面の交付義務…加盟店側に義務
 - ③ クーリング・オフの規定…8日間
 - ④ 指定商品の規定
 - ソフトウェアのダウンロードは対象とならない。
- (4) インターネット上での特別な対応
 - ① 加盟店証明書
 - 商慣習上、所定の申込用紙、早見表等により消費者が安心して申込を行えるのと同様に、インターネット上の加盟店証明書により、信販会社等が加盟店であることを証明し取引することとする。
- (5) 暗号化通信

顧客データ等プライバシーに関する情報の伝送にあたっては、適宜、暗号化した通信方法を使用することとする。

3.5.4.2 インターネット上での個品割賦購入あっせんモデル

現行モデルとの相違点は、「商品等購入申込」「信用調査依頼」「販売承認」（図 3-15参照）太線・太字部分をインターネット上で行う。

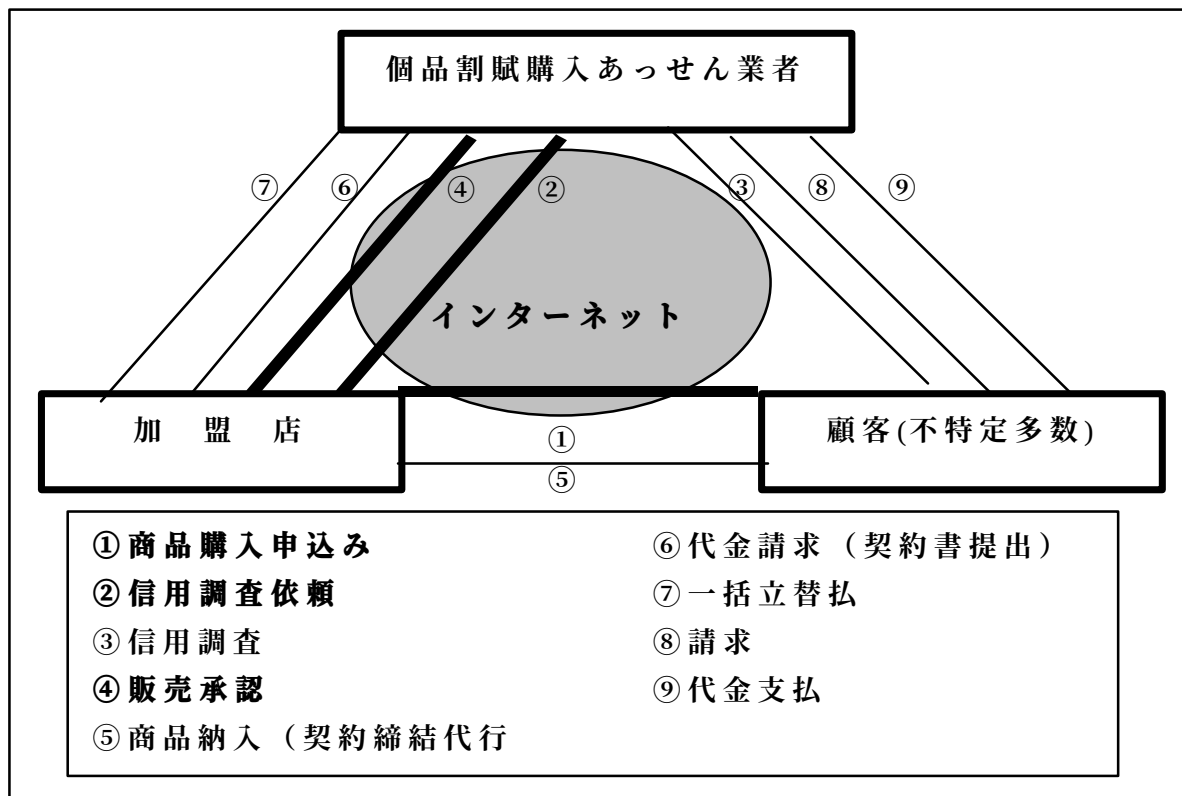


図 3-15 インターネット上の個品割賦購入あっせんモデル

3.5.4.3 業務運用フロー

(1) 加盟店申込

註；凡例	
-----	対面、郵送
—————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	顧 客	信販会社	加盟店
①加盟店申込		←-----	-----
②申込確認		----- —————	-----→ —————→
③加盟店契約締結		←-----	-----→

- ① 加盟店申込：加盟店は個品割賦購入あっせん業者（以下信販会社等という）所定の加盟申込書を郵送または対面にて提出し、加盟店申込依頼をする。
- ② 申込確認：信販会社等は所定の加盟店審査および加盟店に対し申込確認を実施。
- ③ 加盟店契約：信販会社等は販売店との間で「加盟店契約」を締結し所定の加盟店手続きを実施する。

(2) 加盟店証明

註；凡例

..... 対面、郵送
 _____ 既存ネット（電話、F a x等）
 - - - - - インターネット

	顧 客	信販会社	加盟店
①加盟店証明書依頼		← - - - -	- - - - -
②依頼確認		- - - - -	- - - - - →
③加盟店証明書発行		- - - - -	- - - - - →
④加盟店受取確認		- - - - -	- - - - - →

- ① 加盟店証明依頼：加盟店は信販会社等に対し所定の登録書をネットワーク上で伝送し提出し、証明書の発行を依頼する。
- ② 依頼確認：信販会社等は加盟店に対し依頼確認を実施する。
- ③ 証明書発行：信販会社等は所定の手続き完了後加盟店に対し証明書をネットワーク上で伝送し証明書は加盟店が保管する。
- ④ 受取確認：信販会社等は加盟店に対し証明書の受取確認を実施する。

(3) 商品等販売

註；凡例	
.....	対面、郵送
————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	顧 客	信販会社	加盟店
①加盟店情報提供	←-----	-----	-----
②商品等購入申込	-----	-----	-----→
③申込書要求	-----	-----	-----→
④申込書伝送	←-----	-----	-----
⑤申込書返送	-----	-----	-----→
⑥証明書送付および信用調査依頼		←-----	-----
⑦審査・意志確認	←-----	-----	
⑧販売承認		-----	-----→
⑨承認連絡	←-----	-----	-----
⑩契約書送付 返送	←----- -----→	-----	-----
⑪商品等配送	←-----	-----	-----

① ①商品情報提供：加盟店はネットワーク上で所定の表示内容により商品情報を提供する。

※加盟店証明との組み合わせにより支払方法(金額・回数)等をネットワークを経由し

信販会社等から取得し表示も可能。

- ② 商品購入申込：不特定多数の顧客（以下顧客という）は加盟店に商品購入申込書をネットワーク上で伝送し申込む。
- ③ 顧客属性情報：顧客は信販会社等の発行した加盟店証明書を確認し、信用情報機関への登録に同意の上、加盟店に対し個品割賦契約の申込書を要求する。
- ④ 申込書伝送：加盟店は支払方法等必要項目の明示可能な個品割賦契約の申込書をネットワーク上で暗号化し伝送する。
- ⑤ 申込書返送：申込書に必要な属性情報等を入力し内容確認の上加盟店にネットワーク上で暗号化し伝送する。
- ⑥ 証明書送付および信用調査依頼：加盟店は信販会社等に対し加盟店証明書、所定の売上情報ならびに顧客から受取った顧客属性情報をネットワーク上で伝送し、信用調査を依頼する。
- ⑦ 審査・意思確認：信販会社等は商品購入および個品割賦の契約に関する審査の上、電話等所定の方法で意思確認を行う。
- ⑧ 販売承認：信販会社等は受取った信用調査依頼に対し顧客の与信確認等所定の手続完了後加盟店に対し販売承認をネットワーク上で伝送する。
- ⑨ 承認連絡：販売承認を受取った加盟店は顧客に対し所定の連絡書をネットワーク上で伝送し承認連絡を実施する。
- ⑩ 契約書送付および回収：加盟店は顧客に対し、所定事項を記入したクレジット契約書を郵送あるいは販売商品に同梱し、顧客の署名・捺印をもらって回収する。
- ⑪ 商品配送：加盟店は顧客に対し販売商品を発送し顧客による配達伝票のサインで商品の受け取りを確認する。

(4) 加盟店決済

註；凡例	
.....	対面、郵送
————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	顧 客	信販会社	加盟店
①契約書提出および支払要求		←.....	
②支払代金通知		-----	-----→
②代金支払		————→	

- ① 契約書提出：加盟店は信販会社等に対しクレジット契約書を送付し、支払要求をする。
- ② 支払代金通知：信販会社等は加盟店に対し、「加盟店契約」定められた約定期間内に受け取った支払要求データを集計し約定手数料を差引いた支払額等を記載した売上集計明細表を作成し約定日までにネットワーク上で伝送する。
- ③ 代金支払：信販会社等は加盟店に対し、前記②の支払等を支払う。

(5) 顧客決済

	顧 客	信販会社	加盟店
①請求書送付	←-----		

- ① 請求書送付：信販会社等は顧客に対し「クレジット契約」に定められた約定手数料等を記載した利用明細書兼請求書を作成し、約定日までにネットワーク上で伝送する、または振込用紙を送付する。

<口座振替で支払う場合>

註；凡例	
.....	対面、郵送
—————	既存ネット（電話、F a x等）
-----	インターネット

	顧 客	金融機関	信販会社
①購入代金の入金	—————→		
②自動引落		—————→	

- ① 購入代金の入金：顧客が「クレジット契約書」送付時に同時に届出た口座振替依頼書の取引銀行の口座に上記の請求書記載の請求額を約定日までに入金する。
- ② 銀行自動引落：信販会社等は上顧客の取引銀行の口座に対し、請求額を約定日に伝送により請求する。

<振込で支払う場合>

	顧 客	金融機関	信販会社
①購入代金の振込	→		
②振込		—————→	

- ① 購入代金の入金：顧客は信販会社等より送付された振込用紙を使って指定の口座へ振込むことにより購入代金の支払いを行う。
- ② 振込

3.5.5 今後の課題

3.5.5.1 海外取引への対応

インターネット上の取引において、日本国内に限定することは、そのネットワークの特質を考慮すればかなり大きな制約事項となり、個品割賦そのものの価値を下げてしまう恐れも十分考慮しなければならない。今後の電子商取引の進展にともない将来には海外との取引にも道を開くべきであろう。

3.5.5.2 効率的運用フローの検討

例えば、加盟店で顧客からの申込を受付る方式よりも、加盟店を経由し信販会社等にて受付る方式がより効率的ではないかという具合に、事業として行う場合、システムそのものの効率面を常に検証する必要があると思われる。

また、契約書の電子化など、取り巻く環境や状況の変化に応じ全体的フローの見直しを随時実施していかなければならない。

3.6 まとめ

電子商取引上のクレジット取引の方法に関して、各種の問題点を浮き彫りにして、制度面と実務運用面を核として消費者、カード会社、加盟店それぞれの視点からその解決の方法を、あるいは方向性を検討した。96年度は、成果をα版という形で方向を示し、97年度は、さらに実用性と拡張性を具備した成果1.0版として具現化したものである。

今後の電子商取引の進展にともなって、クレジット決済機能と他の電子決済機能が融合して、現在のクレジット決済に欠如している「何処でも」、「誰でも」、「何にでも」、「いくらでも」という機能を補完した「理想的なクレジットシステム」が出現するであろう。

しかし、それらが実用化し普及するためには、既存クレジットインフラの活用とインターネットやその他の金融ネットワーク等異業種間のネットワークをどのようにして横断的に接続して相互運用性を確保するのがポイントであり、さらに、カード会社にとってのビジネス性も重要なキーワードであるが、何よりも消費者のニーズや販売者のニーズが最重要であることを忘れてはならない。事業者は、消費者のニーズが、販売者のニーズが反映されているのか？消費者や販売者はどのようなメリットを享受するのか？を絶えず自問自答しつつ取引スキームを構築し、普及啓蒙に努めなければならない。

また、取引の国際化も急速に進展する様相を示しており、決済分野も例外ではなく、国内における金融ビッグバンや行政の規制緩和も加わり、事業者は未曾有の変革を迫られることとなる。

このように、クレジット取引をめぐる環境変化は既に始まっており、カード会社を始めとする決済サービスを提供する企業は、インフォメーションテクノロジーを活用することにより、今まで以上に付加価値のある利便性の高いサービスをカード会員や加盟店に対して提供することが可能となり、エレクトロニックビジネスへの取組み如何によって企業間

の格差となり得るものであると確信するものである。

3.7 参考資料

3.7.1 クレジット「SET取引用モデル約款」（試案）

現時点でのSET取引の実態は、項目3.2.7.1(2)に記述したとおり、不確定要素が多く約款の標準化は困難である。しかし、本WGメンバー各社からのSET対応約款作成の要望も強くそれに応えるべく、さらにSET取引の早期実現と普及を促進する一助として、本SET取引用モデル約款試案は、SWG-Bの有志により作成したものである。

本SET取引用モデル約款試案は、ECOMとしての正式な成果物ではなく、参考資料として位置づけるものである。

3.7.1.1 SET取引加盟店約款

加盟店（以下「甲」という）とカード会社（以下「乙」という）は、第1条に定めるSET（Secure Electronic Transaction）取引の実施に関し、次の通りSET取引加盟店契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（SET取引）

本契約にいうSET取引とは、乙および乙と提携するカード会社の発行するクレジットカードを保有するカード会員（以下「会員」という）が甲に対し、SET手順により物品、権利、サービス、ソフトウェア等（以下「商品等」という）の購入を申込み、クレジットカードによる代金決済を行う一連の取引をいう。

第2条（取引方法の事前承認）

1. 甲は、本契約に基づいて行うSET取引に関する次の事項について、乙に対して事前に書面により届け出て、その承認を得るものとする。

- ① 主な取扱商品等の種類または内容
- ② 当該取引における1取引あたりの信用販売上限額
- ③ その他乙が定める事項

2. 甲は、前項各号に定める事項に変更があったときは、速やかに乙に対して書面により届け出て、その承認を得るものとする。

3. 甲は、乙が指定した商品等のSET取引は行わないものとする。

4. 甲は、ECOMの定める返品に関する自主基準を遵守するものとする。

第3条（届け出事項および変更）

1. 甲は、乙に対して次の事項を乙所定の方法により届け出るものとし、乙の承認を得るものとする。

- ① 社名・商号・屋号
- ② 代表者の氏名
- ③ 所在地・連絡先

- ④ 指定預金口座
- ⑤ 業種
- ⑥ 業法に関する資格があるときはその内容
- ⑦ ドメイン名・電子メールアドレス
- ⑧ その他、乙が定めた事項

2. 甲は、前項で届け出た事項に変更が生じたときは、乙に対して変更事項を乙所定の方法により遅滞なく届け出るものとする。

3. 甲は、前項の届け出がないため、乙からの通知、送付書類、その他のものが延着または不到達となったときであっても、通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議のないものとする。また、変更事項を届け出なかったことにより、乙からの支払金の受領に関し、甲と第三者との間で紛議が生じたとき、甲は責任をもって対処し解決するものとする。

第4条（ネットワーク上等の広告）

1. 甲は、甲の責任と費用においてインターネット上等の広告（以下「広告」という）の企画、制作を行うものとする。

2. 甲は、広告の制作にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- ① 訪問販売法、割賦販売法、著作権法、商標法、景品表示法、およびその関連法律、その他関係法令の定めに違反しないこと
- ② 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
- ③ 以下の事項について表示すること
 - ア. 社名・商号・屋号
 - イ. 所在地あるいは連絡住所
 - ウ. 電話番号、FAX番号および電子メールアドレス
 - エ. 業法に関する資格があるときはその内容
 - オ. 会員が利用できる旨の加盟店標識
 - カ. ECOMが定める「出店者の売買に関する運用ガイドライン」
4条3項＜商品等の情報並びに販売条件＞に定める事項
 - キ. その他乙が重要と認めた事項

第5条（通信の安全）

1. 甲は、乙または会員との間で本契約に基づいて行うSET取引に関わる通信（以下「取引通信」という）をするときは、乙が予め定めたSETサーバを含むシステム仕様にしたがい、乙が予め定めたSET手順による通信上の安全措置を講じて行わなければならない。

2. 甲は、甲が前項に違反して取引通信を行ったとき、甲は、それにより生じた一切の損害について責任を負うものとする。

第6条（電子証明書の取得および管理）

1. 甲は、S E T取引に必要な電子証明書を、乙から、S E T手順により取得するものとする。

電子証明書とは、S E T取引において、甲が乙の加盟店であることを証明するために、甲の要請により乙が資格審査を行ったうえで発行する一定の電子データのことをいう。

2. 甲は、電子証明書をS E T取引以外の方法や目的で使用しないものとする。

3. 甲は、電子証明書の管理にあたり、パスワード等適切かつ十分な保護手段を甲のコンピュータシステムに施すものとし、それらを設定または取得した契約当事者以外の者に知られないように、その責任において管理するものとする。

4. 甲は、第1項の電子証明書が、有効期限切れ等により失効したときは、新たに電子証明書の取得を行うものとする。

5. 甲は、電子証明書を不正に改竄および複写あるいは譲渡を行ってはならないものとする。

6. 甲は、電子証明書およびパスワードもしくはS E Tサーバの故障、破損、紛失、盗難等、およびS E Tサーバにより作成された情報が第三者に漏洩したと判断できるときは、速やかに当社に知らせるものとする。

7. 甲は、使用するコンピュータシステムを買い換える等の理由により、電子証明書が保管されたコンピュータシステムを譲渡、破棄その他の処分を行なうとき、事前に電子証明書を削除するものとする。また、理由のいかんを問わず電子証明書が失効したときにも、失効後直ちに電子証明書を削除するものとする。

8. 本契約が解約、その他の理由で終了したときはこの証明書も失効するものとする。

9. この証明書が、甲のコンピュータシステムに影響を与えても乙は一切の責任を負わないものとする。

10. 甲が、第1項から第8項に違反したとき、甲は、一切の損害について責任を負うものとする。

第7条（信用販売の方法）

1. 甲は、S E T取引の申込を受付けるときは、S E T手順により会員に対して申込データを送信させなければならない。

ただし、会員のクレジットカードの暗証番号はいかなるときも送信させてはならない。

2. 甲は、会員からの申込を受けたときは、S E T手順により乙の販売承認を受けなければならない。

3. 甲は、第1項に対する販売諾否を前項の販売承認の諾否を受け、S E T手順により会員に送信するものとする。

4. 甲は、第1項の申込を受付けたときは、乙が指定する申込データ、諾否通知の送信および取引処理経過を記録し保管しなければならない。

第8条（差別待遇の禁止）

甲は、S E T取引を行うにあたり、クレジットカードにより支払を行う顧客に対して、手数料等名目の如何を問わずS E T取引に係る代金（以下「信用販売代金」という）以外

の金銭を会員に請求する等、他の支払方法によって支払う顧客よりも不利な取扱いをしてはならない。

第9条（加盟店手数料等）

会員が、乙に支払う分割払手数料、会員が選択できる支払回数および甲が、乙に支払う加盟店手数料は以下の通りとする。

＜支払回数、分割払手数料、加盟店手数料の表・省略＞

第10条（商品等の発送等）

1. 甲は、乙の販売承認を得たときは速やかに安全確実な方法により、会員の指定した送付先に完全な商品等を発送し、乙が認めた甲の提示した方法の内、会員が指定した方法によりサービスを提供するものとする。但し、信用販売を行った当日に引き渡しまたは提供ができないときは、会員に対し書面にて引き渡し時期等を通知するものとする。

2. 甲は、会員にソフトウェア等をダウンロードさせたときは、乙の認めた甲所定の方法による会員の購入承諾をもって商品等の発送とみなす

3. 甲は、商品等の引渡しに係わる商品発送簿を整備し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等を管理しなければならない。

第11条（信用販売代金請求）

1. 甲は、商品等を発送したとき若しくはサービスを提供したときは、S E T手順により売上データを以下に定める期限ごとに乙に送信し、信用販売代金を乙に請求するものとする。

① 甲が商品等の販売をしたときは、商品等発送日から〇〇日以内

② 甲がサービスを提供したときは、サービス提供日から〇〇日以内

2. 甲は、正当な事由なく前項の請求期限を〇〇月経過した信用販売代金を、乙に請求することはできないものとする。

3. 甲は、正当な事由なく第1項の請求期限を経過した信用販売代金を乙に請求し、乙が信用販売代金を回収することができなかったとき、甲は一切の責任を負うものとする。

4. 甲は、第1項の売上データの作成にあたって次の事項を行ってはならない。

① 現金の立替、過去の売掛金の回収など、S E T取引によって発生した債権以外の債権を記録すること

② 記録金額を訂正すること

③ 1回の取引について、複数の売上データに分割して記録すること

④ 事実と異なる期日や架空・水増しした売上代金債権を記録するなどの不実・不正の記録をすること

5. 甲は、会員から商品等の取り消しまたは返品があったときは、速やかに乙所定の方法で乙宛提出するものとする。

第12条（信用販売代金および加盟店手数料の支払）

乙は、第12条の請求を毎月〇〇日に締切、信用販売代金の合計額から第8条に定める加盟店手数料を差引いた金額を甲指定の方法により振り込むものとする。

第13条（物品の所有権）

甲が会員に信用販売した物品の所有権は、乙が前条の規定に基づいて信用販売代金を甲に支払ったときに、甲から乙に移転するものとする。

第14条（会員との紛議）

1. 甲は、商品等の品質不良、瑕疵、数量過不足、品違い、運搬中の破損または汚損等による交換、返品、その他販売した商品等に係わる会員との間に発生した紛議については、その責任と負担において遅滞なく解決するものとする。

2. 前項の紛議により、乙または会員に損害が生じたときは、乙または会員は、甲に対しその責任および解決に要した費用を求償できるものとする。

3. 甲は、紛議の解決にあたり会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとする。

第15条（売買契約等の解除）

甲は、会員とのSET取引に係る契約を解除したときは、乙所定の方法により乙に対して通知するものとする。

第16条（信用販売代金の返還）

1. 乙は、甲が次のいずれかに該当したときは、甲に対する支払を行わないものとし、支払済みの信用販売代金を返還請求できるものとする。このとき、甲は、乙に対して直ちに信用販売代金を返還しなければならない。

① 会員とのSET取引に係る契約を解除したとき

② その他、本契約の定めに違反して取引が行われたことが判明したとき

2. 前項の返還金の支払は、乙より甲に対する次回以降の信用販売代金の支払債務と相殺することができるものとする。

第17条（取引記録の保管等）

甲は、第7条第4項および第11条第1項に定める取引記録を〇年間保管し、この間において乙の請求があるときは、速やかに当該記録に基づく取引に係わる証明書を乙に提出するものとする。

第18条（カード会社による調査等）

1. 乙は、本契約に定める事項について甲に対して調査の協力を求めることができるものとし、甲は速やかに応じるものとする。

2. 乙は、甲が行うSET取引が本契約に基づく信用販売の対象として不適当であると判断したときは、甲に対し取扱商品および広告表現の変更若しくは改善または販売等の中

止を求めることができる。

3. 甲は、前項のとき直ちに所要の措置をとらなければならない。

第19条（機密の保持）

1. 甲および乙は、本契約の遂行上知り得た情報を万全に保管し、かつ第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。

2. 前項の機密保持は本契約の解除後も同様とする。

3. 甲および乙は、業務の処理を第三者に委託することにより、第三者が会員に関する情報に接することになるときは、第三者に対して第1項と同様の機密保持義務を課するものとし、その責任は、委託をした甲または乙に帰するものとする。

4. 甲および乙は、本条に違反する事により生じた損害を、それぞれの責任と費用において負担するものとする。

第20条（情報機関への登録と利用の同意）

1. 甲は、本契約に基づき生じた甲に関する客観的事実を、乙の参加する機関に登録されること並びに当該機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、甲に関する加盟入会審査および加盟店契約締結後の管理のため当該機関参加会員によって利用されることに同意するものとする。

2. 甲は、乙の参加する機関に登録されている甲に関する情報を乙が利用することに同意する。

第21条（譲渡禁止）

甲は、本契約により乙に対して有する一切の権利および契約上の地位を、他に譲渡、賃貸、質入れその他担保設定等いかなる処分もしてはならないものとする。

第22条（契約期間等）

1. 本契約は、契約締結の日から○年とし、期間満了の◎月前までに甲または乙の書面による解除の意思表示がないときはさらに○年間延長するものとし、以降も同様とする。

2. 甲または乙は、前項に係わらず、◎月前までに書面により相手方に通知することで、本契約を解約することができるものとする。

3. 甲または乙は、相手方が次のいずれかに該当したとき、何らの催告なしに直ちに書面をもって本契約を解除できるものとする。

- ① 本契約の各条項に違反したとき
- ② 支払停止、手形交換所の不渡り処分、滞納処分など、信用状態に重大な変化が生じたと判断したとき
- ③ 第三者から仮差押その他の強制執行を受け、または第三者から破産、和議、会社更生、整理の申立を受け、若しくは自らこれらの申立をしたとき
- ④ 解散または営業停止になったとき
- ⑤ 販売方法、取扱商品について行政当局による注意、勧告等を受けたとき、またはこれ

らが公序良俗に反すると判断したとき

- ⑥ 虚偽の申込により契約締結したことが判明したとき
- ⑦ その他、乙が会員からの苦情等により甲を加盟店として不適当と認めたとき
- ⑧ 甲が、他のクレジットカード会社との取引にかかるときも含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき

第23条（契約終了後の処理）

1. 乙は、本契約が終了したときも、契約終了時までに行われたS E T取引については第11条および第12条にしたがって信用販売代金の決済をするものとする。

2. 甲は、本契約が終了したときは、速やかに本契約に関して乙が発行した電子証明書および加盟店標識等を削除するものとする。

第24条（契約の変更方法）

1. 乙は、本契約を変更できるものとし、これを変更するときは一定の予告期間を置いてあらかじめ変更後の規約等を甲に通知するものとする。

2. 甲は、前項にもとづいて規約等の変更通知を受領したときは、変更通知の受領をしたときから〇〇日以内に限り、乙に対して書面をもって通知することにより本契約を解約することが出来るものとする。

3. 甲は、つぎのとき変更後の契約を承認したものとみなす。

- ① 変更通知の受領後〇〇日を経過したとき
- ② 前項の解約通知の後に会員に対してS E T取引を行ったとき

第25条（協議事項）

本契約に定める事項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとし、本契約に定める事項を変更するときも同様とする。

第26条（準拠法）

甲と乙との本契約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとする。

第27条（合意管轄裁判所）

本契約に関して甲と乙との間で紛争が生じたとき、〇〇〇裁判所を合意管轄裁判所とする。

3.7.1.2 S E T取引会員特約

会員は、カード会社(以下「当社」という)の行う S E T (Secure Electronic Transaction) 取引を利用するとき、以下に定める S E T取引会員特約(以下「本特約」という)を承認のうえ行うものとします。

第1条 (S E T取引)

本特約にいう S E T取引とは、会員が、当社および当社と提携するカード会社等が S E T取引加盟店契約を締結している加盟店(以下「加盟店」という)に対し、 S E T手順により物品、権利、サービス、ソフトウェア等(以下「商品等」という)の購入を申込み、クレジットカードによる代金決済を行う一連の取引をいいます。

第2条 (カード利用)

1. 会員は、 S E T取引を行うときは、氏名、会員番号、有効期限、電子証明書等当社が定める事項を、 S E T手順により当社または加盟店に送信するものとします。

ただし会員は、クレジットカードの暗証番号をいかなるときも送信してはなりません。

2. 会員は、購入する商品等がソフトウェア等デジタル商品のときは、ダウンロード等当社が認めた加盟店所定の方法により購入することができます。

3. 会員は、 S E T取引を行うにあたり、インターネット上の加盟店広告に表示された注意事項を承認のうえ行うものとします。

第3条 (通信の安全)

1. 会員は、 S E T取引を行うときは、当社が予め定めた S E T手順による通信上の安全措置を講じて行わなければならないものとします。

2. 会員が、前項に違反して取引通信を行ったとき、会員は、第三者による不正使用等による利用代金その他一切の損害について責任を負うものとします。

第4条 (事前手続と電子証明書の取得)

1. 会員は、当社が認めたソフトウェアを使用して、そのソフトウェアが正常に動作するコンピュータシステムで S E T取引を行わなければならないものとします。

2. 会員は、 S E T取引に必要な前項のソフトウェアを入手し、会員が使用するコンピュータシステムに格納するものとします。このソフトウェアの所有権および使用許諾に関する権利は、当社またはその供給者が保有していますので、ソフトウェア等に関する問題はすべて当社またはその供給者の定めるところによるものとします。

3. 会員は、当社から、 S E T手順により電子証明書の取得を行い、会員が使用するコンピュータシステムに保管するものとします。

電子証明書とは、 S E T取引において、会員が当社の会員であることを証明するために、会員の要請により当社が資格審査を行ったうえで発行する一定の電子データののことをいいます。

4. 会員は、電子証明書をS E T取引以外の方法や目的で使用しないものとします。
4. 会員は、電子証明書が、有効期限切れおよび第1項のソフトウェアのバージョンアップ等により無効になったときは、新たに電子証明書の取得を行うものとします。
5. 電子証明書が、会員のコンピュータシステムに影響を与えても当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条（届出事項および変更方法）

1. 会員は、電子証明書の申請に際し、当社が定めた事項を当社所定の方法により届出るものとします。
 2. 会員は、前項の届け出事項を変更したときは、遅滞なく当社所定の方法にて当社に通知するものとします。
 3. 会員は、前項の通知を怠ったとき、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したとみなすことに異議のないものとします。
- ただし、前項の変更通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。

第6条（商品の瑕疵、取引の不完全履行による紛議等）

1. 会員は、商品等の瑕疵、数量過不足、品違い、運搬中の破損または汚損等による交換、返品、その他購入した商品等に係わる加盟店との紛議が生じたときは、会員と加盟店との間で解決するものとします。
 2. 当社は、会員の求めに応じて紛議の原因調査に協力するものとします。
- ただし会員が、本特約のいずれかに違反してS E T取引を行ったときはこの限りではありません。

第7条（会員の管理注意および通知義務）

1. 会員は、電子証明書（暗号化に必要な情報を含みます）の管理にあたり、パスワード等適切かつ十分な保護手段を会員のコンピュータシステムに施すものとし、それらを設定または取得した契約当事者以外の者に知られないように、その責任において管理するものとします。
2. 会員は、電子証明書を不正に改竄および複写あるいは譲渡を行ってはならないものとします。
3. 会員は、電子証明書およびパスワードもしくはソフトウェアの故障、破損、紛失、盗難、およびソフトウェアにより作成された情報が第三者に漏洩したと判断できるときは、速やかに当社に知らせるものとします。
4. 会員は、使用するコンピュータを買い換える等の理由により、電子証明書が保管されたコンピュータを譲渡、破棄その他の処分を行なうとき、事前に電子証明書を削除するものとします。
5. 会員は、第8条および第9条により会員資格を喪失したときは、電子証明書の削除

を行うものとします。また、理由のいかんを問わず電子証明書が失効したときにも、失効後直ちに電子証明書を削除するものとします。

6. 会員が、第1項ないし第5項に違反したとき、会員は、第三者による不正使用等による利用料金その他一切の損害について責任を負うものとします。

第8条（利用資格の喪失）

会員は、当社の会員資格を喪失したときは、本特約に定めるS E T取引の利用資格も喪失するものとします。

第9条（会員の都合による脱会）

1. 会員は、S E T取引を都合により脱会するときは、当社所定の方法にて当社に通知するものとします。

2. 会員は、当社に対する一切の債務を弁済したとき脱会したものとし、その債務の弁済期間中は本特約にしたがうものとします。

第10条（本規約の改定時）

会員は、本特約が改定され、その改定内容が通知された後にS E T取引を利用したときは、その改定を承認したものとみなします。

第11条（定めなき事項）

本特約に定めなき事項については当社の会員規約が適用されます。

3.7.2 電子商取引用標準約款α版(96年度作成)

3.7.2.1 電子商取引用加盟店標準約款α版

加盟店(以下「甲」という)とカード会社(以下「乙」という)は、乙のカード会員(以下「会員」という)が甲に対し、ネットワーク等を利用して、物品、サービス、権利、ソフトウェア等(以下「商品等」という)の購入を申込、乙のクレジットシステムによる決済を行う取引(以下「電子商取引」という)に関し、次の通り電子商取引加盟店契約を締結する。

第1条(取引方法の事前承認)

1. 甲は、本契約に基づいて行う電子商取引に関する次の事項について、乙に対して事前に書面により申し出、その承認を得るものとする。

- ① 取扱商品等の種類または内容
- ② 取扱期間
- ③ 利用するネットワーク等
- ④ 信用販売限度額
- ⑤ その他電子商取引上で重要な事項で乙が定める事項

2. 甲は、前項各号に定める事項に変更があったときは、速やかに乙に対して書面により届け出るものとする。

3. 甲は、乙が指定した商品等の電子商取引は行わないものとする。

4. 甲は、日本通信販売協会が定める返品に関する自主基準を遵守するものとする。

第2条(届け出事項)

甲は、乙に対して次の事項を乙所定の方法により届け出るものとする

- ① 商号・屋号
- ② 代表者の氏名
- ③ 所在地・連絡先
- ④ 指定預金口座
- ⑤ その他電子商取引上で乙が定めた事項

第3条(ネットワーク上等の広告)

1. 甲は、甲の負担においてネットワーク上等の広告(以下「広告」という)の企画、制作を行うものとする。

2. 甲は、広告の制作に当たり、次の事項を遵守するものとする。

- ① 訪問販売法、割賦販売法、景品表示法、およびその関連法律、その他関係法令の定め
に違反しないこと
- ② 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反しないこと
- ③ 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
- ④ 以下の事項について表示すること

- ア. 甲の住所
- イ. 甲の屋号・商号
- ウ. 甲の電話番号および電子メールアドレス
- エ. 暗号化等の措置を講じて、申込データ等の秘密性を完全には保持できないこと
- オ. その他乙が重要と認めた事項

第4条（通信の安全）

甲は、乙または会員との間で本契約に基づいて行う電子商取引に関わる通信をするときは、別途乙が定めたシステム仕様に基づいた乙指定の通信手段の使用および通信上の安全措置を講じなければならない。

第5条（信用販売の方法）

1. 甲は、電子商取引で申込を受付けるときは、会員に対して次の申込データを送信させなければならない。

- ① 会員の氏名
- ② 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
- ③ 商品等の対価額・付帯費用および数量
- ④ クレジットカードの会員番号
- ⑤ クレジットカードの有効期限
- ⑥ クレジットカードによる代金の支払方法
- ⑦ その他甲又は乙が必要と認めた事項

2. 甲は、会員からの申込を受けたときは、乙所定の方法により、乙の販売承認を受けなければならない。

3. 甲は、第1項の申込に対する前項の販売承認の諾否を、会員に送信するものとする。

4. 甲は、第1項の申込を受付けたときは、会員から送信させた第1項各号の内、乙が指定する申込データ、諾否通知の送信および取引処理経過を記録、保管しなければならない。

第6条（差別待遇の禁止）

甲は、電子商取引を行うにあたり、クレジットカードにより支払を行う顧客に対して手数料を請求する等、他の支払方法によって支払う顧客よりも不利な取扱をしてはならない。

第7条（加盟店手数料等）

会員が乙に支払う分割払手数料、会員が選択できる支払回数および甲が乙に支払う加盟店手数料は以下の通りとする。

＜支払回数、分割払手数料、加盟店手数料の表・省略＞

第8条（商品等の発送等）

1. 甲は、乙の販売承認を得たときは、速やかに安全確実な方法により、会員の指定し

た送付先に完全な商品等を発送し、若しくは会員が指定した方法によりサービスを提供するものとする。

2. 甲は、会員にソフトウェア等をダウンロードさせたときは、乙の認めた甲所定の方法による会員の購入承諾をもって商品等の発送とみなす

3. 甲は、商品等の引渡しに係わる商品発送簿を整備し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等を管理しなければならない。

第9条（売上データ）

1. 甲は、商品等を発送したとき若しくはサービスを提供したときは、乙所定の売上データを作成するものとする。

2. 甲は、前項の売上データの作成にあたっては、次の事項を行ってはならない。

- ① 現金の立替、過去の売掛金の回収など、当該電子商取引によって発生した債権以外の債権を記録すること
- ② 記録金額を訂正すること
- ③ 1回の取引について、複数の売上データに分割して記録すること
- ④ 事実と異なる期日や架空・水増しした売上代金債権を記録するなどの不実・不正の記録をすること

第10条（カード会社による調査等）

1. 乙は、本契約に定める事項について、甲に対して調査の協力を求めることができるものとする。

2. 乙は、甲が行う電子商取引が本契約に基づく信用販売の対象として不適当であると判断したときは、甲に対し取扱商品および広告表現の変更若しくは改善又は販売等の中止を求めることができる。

3. 甲は、前項のとき、直ちに所要の措置をとらなければならない。

第11条（信用販売代金請求）

1. 甲は、第5条に基づく電子商取引をしたときは、以下に定める期限ごとに、乙所定の方法により当該電子商取引に係る代金（以下「信用販売代金」という）を乙に請求するものとする。

- ① 甲が商品等の販売をしたときは、商品等発送日から〇〇金融機関営業日以内
- ② 甲がサービスを提供したときは、サービス提供日から〇〇金融機関営業日以内

2. 甲は、正当な事由なく前項の請求期限を〇〇月経過した信用販売代金を乙に請求することはできないものとする。

3. 甲は、正当な事由なく第1項の請求期限を経過した信用販売代金を乙に請求し、乙が当該信用販売代金を回収することができなかつたとき、甲は一切の責任を負うものとする。

第12条（信用販売代金および加盟店手数料の支払）

乙は、前条の請求を毎月〇〇日に締切、信用販売代金の合計額から第7条に定める加盟店手数料を差引いた金額を、甲指定の方法により振り込むものとする。

第13条（物品の所有権）

甲が会員に信用販売した物品の所有権は、乙が前条の規定に基づいて当該信用販売代金を甲に支払ったときに、甲から乙に移転するものとする。

第14条（会員との紛議）

甲は、商品等の品質不良、瑕疵、数量過不足、品違い、運搬中の破損または汚損等による交換、返品、その他販売した商品等に係わる会員との間に発生した紛議については、遅滞なく解決するものとする。

第15条（売買契約等の解除等）

甲は、会員との電子商取引に係る契約を解除したときは、乙所定の方法により乙に対して通知するものとする。

第16条（信用販売代金の返還）

1. 乙は、甲が以下に該当したときは、甲に対して支払済みの信用販売代金を返還請求できるものとし、甲は直ちに当該信用販売代金を返還しなければならない。

- ① 会員との電子商取引に係る契約を解除したとき
- ② 第9条第1項に定める売上データに不実の記載があったとき
- ③ 氏名冒用など、正当な契約でないとき
- ④ その他本契約の定めに違反して取引が行われたことが判明したとき

2. 前項の返還金の支払は、乙より甲に対する次回以降の信用販売代金の支払債務と相殺することができるものとする。

第17条（取引記録の保管等）

甲は、第5条第4項および第9条第1項に定める取引記録を〇年間保管し、この間において乙の請求があるときは速やかに当該記録に基づく取引に係わる証明書を乙に提出するものとする。

第18条（機密の保持）

1. 甲および乙は、本契約の遂行上知り得た情報を万全に保管し、かつ第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。

2. 前項の機密保持は本契約の解除後も同様とする。

3. 甲および乙は、業務の処理を第三者に委託することにより、当該第三者が会員に関する情報に接することになるときは、当該第三者に対して、第1項と同様の機密保持義務を課するものとし、その責任は当該委託をした甲または乙に帰するものとする。

第19条（情報機関への登録と利用の同意）

1. 甲は、本契約に基づき生じた甲に関する客観的事実を、乙の参加する機関に登録されること、並びに当該機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、甲に関する加盟入会審査および加盟店契約締結後の管理のため当該機関の参加会員によって利用されることに同意するものとする。

2. 甲は、乙の参加する機関に登録されている甲に関する情報を、乙が利用することに同意する。

第20条（届け出事項の変更）

1. 甲は、乙に届け出た商号、屋号、代表者、所在地、連絡先、指定預金口座等に変更が生じたとき、乙所定の方法により、遅滞なく乙に届け出るものとする。

2. 甲は、前項の届け出がないため、乙からの通知、送付書類、その他のものが延着または不到達となったときであっても、通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとする。

第21条（契約期間等）

1. 本契約は、契約締結の日から○年とし、期間満了の○月前までに甲又は乙の書面による解除の意思表示がないときはさらに○年間延長するものとし、以降も同様とする。

2. 甲又は乙は、本契約を解除するとき、書面により○月前までに相手方に通知するものとする。

3. 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当したとき、何らの催告なしに直ちに書面をもって本契約を解除できるものとする。

- ① 本契約の各条項に違反したとき
- ② 支払停止、手形交換所の不渡り処分、滞納処分など、信用状態に重大な変化が生じたと判断したとき
- ③ 第三者から仮差押その他の強制執行を受け、又は第三者から破産、和議、会社更生、整理の申立を受け、若しくは自らこれらの申立をしたとき
- ④ 解散または営業停止になったとき
- ⑤ 販売方法、取扱商品について行政当局による注意、勧告等を受けたとき、又はこれらが公序良俗に反すると判断したとき
- ⑥ 虚偽の申込により契約締結したことが判明したとき

第22条（協議事項）

本契約に定める事項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとし、本契約に定める事項を変更するときも同様とする。

第23条（準用規定）

甲と乙との本契約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとする。

第24条（合意管轄裁判所）

本契約に関して甲乙間で紛争が生じたとき、○○○裁判所を合意管轄裁判所とする。

3.7.2.2 電子商取引用会員標準特約α版

会員は、当社の行う電子商取引を利用するとき、カード会社（以下「当社」という）所定の方法にて利用登録を行い、以下に定め電子商取引会員特約（以下「会員特約」という。）を承認のうえおこなうものとします。

第1条（電子商取引）

本会員特約にいう電子商取引とは、会員が、当社および、当社と契約している加盟店（以下「加盟店」という）に対し、ネットワーク等を利用して、物品、サービス、権利、ソフトウェア等（以下「商品等」という）の購入を申込み、当社のクレジットシステムによる決済を行う取引（以下「電子商取引」という）をいう。

第2条（カード利用）

1. 会員は、氏名、会員番号、有効期限等を当社または加盟店に通知することにより商品等を購入することができます。
2. 会員は、購入商品等がソフトウェア等デジタル商品のときは、ダウンロード等当社が認めた加盟店所定の方法により購入することができます。

第3条（通信の安全）

会員は、電子商取引を行うときは、別途当社が定めたシステム仕様に基づいた当社指定の通信手段の用および通信上の安全措置を講じなければならないものとします。

第4条（届出事項の変更）

1. 会員は、住所、電子メールアドレス等を変更したときは、遅滞なく電子メール等で当社に通知するものとします。ただし、〇〇は書面により通知するものとします。
 2. 会員は、前項1. の通知を怠ったとき、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したとみなすことに異議のないものとします。
- ただし、前項1. の変更通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。

第5条（商品の瑕疵、取引の不完全履行による紛議等）

1. 会員は、商品等の瑕疵、数量過不足、品違い、運搬中の破損または汚損等による交換、返品、その他購入した商品等に係わる加盟店との紛議が生じ、取引日から〇〇日以上経過しても当該紛議が解決しないときは、当社に紛議の解決を求めることができるものとします。
2. 当社は、会員の求めに応じて紛議の原因を速やかに調査し、紛議の解決に協力するものとします。

第6条（利用資格の喪失）

会員は、当社の会員資格を喪失したときは、本会員特約に定める電子商取引の利用資格も喪失するものとします。

第7条（本規約の改定時）

会員は、本会員特約が改定され、その改定内容が通知された後に電子商取引を利用したときは、その改定を承認したものとみなします。

第8条（定めなき事項）

本会員特約に定めなき事項については当社の会員規約が適用されます。

<任意選択条項>

本会員特約に、下記条項を選択し本規約の中に追加するか否かはクレジットカード会社個社の判断によるものとする。

第5条第3項 オプション

当社は、紛議の原因が会員の責によらず明らかに当該加盟店にあると判明し、かつ当社が必要と認めたときは、会員に対して以下の措置を講じるものとします。

①会員が、該当取引代金を当社に既に支払っていたときは当該取引代金を当社所定の方法にて返戻するものとします。

②当該取引代金が当社の請求日、または会員の約定決済日の〇〇日前のときは当該取引代金の取消を行うものとします。

第〇〇条<ソフトウェア等の貸与、善管義務、告知義務条項等>

（１）会員は、当社が定めたシステム仕様に基づくソフトウェア、関連機器等（以下ソフトウェア等という）を使用して電子商取引をおこなわねばならないものとします。

（２）電子商取引に必要な前項のソフトウェア等は、当社より会員に貸与いたします。

（３）貸与されたソフトウェア等は、会員本人以外は使用できないものとします。また会員は善良なる管理者の注意をもってソフトウェアを利用し、管理するものとします。

（４）会員は、ソフトウェア等の故障、破損、紛失盗難およびソフトウェア等により作成された情報が第三者に漏洩したとき、速やかに当社に知らせるものとします。

（５）会員が、４項に違反し、当社に損害が生じたときには会員の責任とします。

※第3条で別途当社が定めた仕様に基づくとあるがソフトウェア、ＩＣカード用のリーダーライター等を貸与するときにはこのような条項を入れても良い。

<なお本条項を追加したときは、第6条に下記文言の追加記述が必要となる>

「会員は、第〇条により当社が貸与したソフトウェア等の返還を当社が求めたときは、直ちに返還するものとします。」

第〇〇条<返品条件付き商品等>

会員は、当該商品等購入時に、加盟店から提示された返品条件があるときは、第5条に係わらずそれに従うものとします。

第〇〇条<支払い停止の抗弁>

電子商取引を行うに際し、割賦販売法上の指定外取引および指定外商品に対しても支払

停止の抗弁権の接続を消費者保護、会員サービスの見地より認めるときには、その旨記述する。

3.7.3 標準会員約款（総合方式割賦購入あっせん取引）

本会員標準約款は、昭和 59 年にクレジット業界団体で作成され、通商産業省の監修を経て通達された、割賦販売（個品方式、総合方式、リボルビング方式）、割賦購入斡旋（個品方式、総合方式、リボルビング方式）、ローン提携販売（個品方式）の内の「総合方式割賦購入あっせん標準会員約款」である。

実際のカード会社での運用は、個社の取引実体に適合させるため条項の追加、修正等を行って使用されているが、本約款は、電子商取引を想定して作成されたものではない。従って、本約款に前記「電子商取引用会員標準特約」を追加して、電子商取引に適合させるものである。

第1条（会員資格）

会員とは、本規約を承認の上、〇〇株式会社（以下「当社」という。）に〇〇クレジットカード（以下「カード」という。）のカード会員として入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条（カードの貸与・有効期限）

- (1) 当社は会員1名につき、1枚のカードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
- (2) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。
- (3) カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れしたり、担保提供に使用することはできません。
- (4) カードの有効期限はカードに表示し、当社所定の時期に更新するものとします。

第3条（カード利用）

- (1) 会員は、本規約を承認の上当社と特約している加盟店（以下「加盟店」という。）でカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の自己の署名をすることにより、商品を購入することができます。ただし、当社が特に認めた場合は、カードの提示を省略するなど、これに代わる方法をとる場合もあります。
- (2) 当社は、会員がカード利用により購入した商品の現金販売価格から頭金を除いた額（以下「利用代金」という。）を会員に代わって加盟店に立替払いするものとします。

第4条（カードの利用限度額）

カードの利用限度額は_____円とし、会員はこれを超えるカード利用はできないものとします。

第5条（分割支払金の支払方法）

- (1) 会員は、利用代金に分割払手数料を加算した額（以下「分割支払金合計」という。）を毎月____日に締切り、翌月____日に会員があらかじめ指定した預金口座から自動振

替の方法により当社に支払うものとします。

(2) 分割支払金（分割払いの月々の支払額をいう。）の支払は、下記の条件のうちから会員がカード利用の都度指定するものによることとします。

① 分割払い 支払回数、支払期間および分割払手数料の料率は下記のとおりとします。ただし、月々の分割支払金は____円以上とさせていただきます。

② ボーナス併用分割払 ボーナス月（____月と____月）の支払額は均等分割支払金とボーナス月加算額との合計とします。なお、ボーナス月加算総額は利用代金の____%以内といたします。この場合、実質年率は①と異なる場合があります。

(3) お支払いいただく分割支払金合計は、利用代金に(2)のdの割合を乗じた額となります。

(4) 分割払手数料の料率は、金融情勢等の事情により変更されることがありますのでご了承ください。

第6条（所有権留保に伴う特約）

会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

① 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。

② 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

第7条（住所の変更）

(1) 会員は、住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもって当社に通知するものとします。

(2) 会員は、(1)の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、(1)の住所の変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第8条（期限の利益喪失）

(1) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

① 支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

② 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払を停止したとき。

③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

- ④ 破産、和議、会社整理、特別清算、会社更正の申立を受けたとき又は自らこれらのを申立てをしたとき。
- (2) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - ① 商品の購入が会員にとって商行為となる場合で、会員が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。
 - ② 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - ③ 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - ④ その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第9条（遅延損害金）

- (1) 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払ものとします。
- (2) 会員が、分割支払金の支払を遅滞したとき（(1)の場合を除く。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該分割支払金に対し、年___%を乗じた額の遅延損害金を支払ものとします。ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残額に対し、商事法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第10条（会員資格の喪失）

当社は、会員が第8条(1)①から④までおよび(2)①から④までのいずれかに該当したときは、会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードの返却を行うものとします。

第11条（商品の引き取りおよび評価・充当）

- (1) 会員が、第8条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。
- (2) 会員は、当社が(1)により商品を引き取ったときは、会員が当社と協議の上決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員および当社の間で直ちに清算するものとします。

第12条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品の交換を申し出るか又は売買契約の解除ができるものとします。

第13条（支払停止の抗弁）

- (1) 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の

存する商品について、支払を停止することができるものとします。

- ① 商品の引き渡しが行なされないこと。
- ② 商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
- ③ その他商品の販売について、加盟店に対し生じている事由があること。

(2) 当社は、会員が(1)の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。

(3) 会員は、(2)の申し出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

(4) 会員は、(2)の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

(5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。

- ① 売買契約が会員にとって商行為であるとき。
- ② 1回のカード利用に係る支払総額（分割支払金合計に頭金を加算した額をいう。）が4万円に満たないとき。
- ③ 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。

第14条（早期完済の場合の特約）

会員が、当初の契約のとおり分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、会員は当社所定の計算方法（78分法又はそれに準ずる計算方法）により算出された期限未到来の分割払手数料のうち金利相当額の払い戻しを当社に請求できるものとします。

第15条（会員の都合による脱会）

会員が都合により脱会するときは、当社所定の届け出をするとともにカードを返却するものとします。この場合、当社に対する債務の全額を完済した時をもって脱会したものとします。

第16条（規約の変更）

本規約を変更する場合は、あらかじめ会員に変更事項を通知いたします。なお、当社が変更内容を通知した後、会員がカードを使用した場合、変更事実が承認されたものとみなします。

第17条（信用情報機関への登録）

会員は、本規約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報を、当社の加盟する信用情報機関に登録され、当該信用情報機関の加盟会員が会員の支払能力に関する調査のためにその情報を利用することに同意するものとします。

第18条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

【問い合わせ・相談窓口】

1. 売買契約（商品等）についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 立替払契約（お支払）についてのお問い合わせ、ご相談は下記〇〇株式会社にご連絡ください。
3. 支払停止の抗弁に関する書面（第13条(4)）については、下記〇〇株式会社におたずねください。

〇〇株式会社 〇〇課 電話番号 所在地

（注）以上は昭和59年の通達による。その後、信用情報機関の交流、訪問販売法の改正、消費税の導入等により、その都度業界では一部を改正しているが、通達して発出されていない。

4 おわりに

インフォメーションテクノロジーの発展とともにインターネットの利用環境も加速的に整いつつある。中でもインターネットを利用した電子商取引の発展は目覚ましく、来るべき高度情報社会の新しいインフラ産業としての可能性に注目し、多くの国々が今後経済活性化の牽引車として期待している。

我が国においても電子商取引の普及は経済のみならず社会全般の活力を生み出す原動力となり得ると期待し、官民一体となり基盤整備活動に入っている。E C O Mの活動もその一環であり、実証実験プロジェクトの実践活動を通じて浮き彫りにされた種々の課題、問題点の解決を図ることを最優先として活動が続けてきたが、その成果はE C O M参加メンバーのみならず社会的にも注目されている。本WG 1 3としても9 6年度の中間報告書で報告した課題について、その対応基準を示しつつ、実証実験プロジェクトのみならずE C O M内他WGとの連携を強固に図りつつ、より完成度の高い成果物をめざした。成果物は、ノンクレジットタイプとクレジットタイプの標準決済モデルと関連する標準約款であるが、刻々と変化する環境や社会ニーズに即応し、タイムラグが生じないようにステップに分けて作成した。すなわち、短期スキームと中長期スキームに分けて標準決済モデル、標準約款、及び運用ガイドライン等を作成した。

WG 1 3の提言決済スキームは、内容的には日本の市場環境、国民性、風土に適合し、しかもグローバル化対応も考慮し、国際的互換性や相互運用性も重視したスキームモデルである。本モデルはノンクレジットタイプ、クレジットタイプの双方より提言した。

WG 1 3における9 7年度の活動は、9 6年度に検討した決済スキーム別の標準決済モデルと標準約款（α版）をベースとしてさらに検討を深め、9 7年度の成果物として各標準決済モデルをリニューアルし、それに対応した標準約款を作成するに至った。これらは、今後、法制度の整備や技術革新による環境の変化と共に進化していくべきものであろうが、現時点においては十分に指針としての役割は果たせるものと確信している。

なお、9 7年度の検討に際しては、9 6年度に公開したα版に対して寄せられたE C O M内外からの多数のご意見やご指摘を充分に参考にさせていただいた事を報告すると共に、この場を借りてお礼を申し上げる次第である。

以 上

5 資料一覧

●資料1 「電子商取引決済関連問題検討WG中間報告書」 平成9年3月 電子商取引実証推進協議会

●資料2 「『消費者－出店者』間の売買に関するガイドライン」(1.0版) 平成10年3月 電子商取引実証推進協議会

●資料3 「民間部門における電子商取引に係る個人情報保護に関するガイドライン」(1.0版) 平成10年3月 電子商取引実証推進協議会